

会 議 録

会議の名称		史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会（第3回）		
開催日時		令和3年(2021年)12月23日 開会 10:00 閉会 12:00		
開催場所		つくば市役所3階 301会議室		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	委員	田中裕、黒田乃生、三谷芳幸、柳原茂男		
	その他	舟橋理（茨城県教育庁文化課） 中田英史、窪田美穂子（有限会社ウッドサークル）		
	事務局	石橋文化財課長、広瀬同課係長、山本同主務、久保田同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 再整備の方針について(資料1) (2) 再整備の内容について(資料2) (3) 再整備事業計画について(資料3)		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 挨拶 3 議事 4 閉会			

<p>3 議事</p> <p>(1) 再整備の方針について</p> <p>事務局：資料に基づき説明。</p>
--

座長：以上の御説明の中で、現状と課題に関してと、それを踏まえた基本方針というのは、連動するべきものだと思います。今回はこの内容で基本的に固めていくということですから、3章と4章を一緒に、どこからでも結構ですので御意見をいただければと思います。では、今回事前にお送りいただいた中で、私が気になった点をまず一つ申し上げます。すでに事務局には最初にお伝えしておりますが、計画には必ず目的があって、その目的に対して基本方針があって、具体的な計画が書かれます。その目的が適切であるからこそ、保護をしていくということにつながるから、補助金なども受けられるというような構造を持っているはずだということで、その辺りの目的の文案が出ていないということです。これは後程、メール等で見ていただくということになります。その際には、今日御了承いただく、基本方針等とつき合わせる形で見ていただくことになると思いますので、どうか、その点よろしくお願ひします。それで気になるのが第4章、20ページの「基本方針と基本理念」のところ。「史跡平沢官衙遺跡を、～」のところですが、理念であるにもかかわらず、どちらかというと立体復元建物等や柱表示という非常に狭く具体的なものに限ってそれを伝えていけるようにする、というような文言になってしまっています。これは理念とは違うのではないのでしょうか。よい文案が浮かびませんが、これに関してはその中ほどの行にある「より長く安全に」ですとか、「史跡の価値や魅力を伝えていけるようにする」といったものが理念ではないかと思いました。そうすると、下の赤文字部分に、多少具体的な内容が入ってもよろしいかと思ひます。「再整備での基本理念は、これまでの成果を継承しつつ、約20年間で劣化した機能の回復と、これまでの運営で見てきた遺構の表現の分かりやすさや耐久性、利便性での課題を改善し」という、再整備によって何を目指すのかというところがありますので、「改善し、より文化財としての魅力を高めると同時にさらなる活用を図る」というような形でやっていただくと、先ほどの説明板と理屈が合っていないとい

うような説明もありましたけども、説明板は「より魅力を高める」とか「より分かりやすくする」といったところにつながるのかなと思います。今の文面でよいかどうかは別として、やはり再整備によって、「より文化財の価値を高め、魅力を高める」というような内容を入れていただいた方がよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局：第一回会議のときはもう少し抽象的な書き方で書いていたかとは思いますが、それが、整備の内容との整合性ということで、具体的な言葉が入るようになってきたのかなとは思いますが。例えば、基本理念も、第5章がないためここで結構大きく細かいことを言わなくてはいけないようになっているかもしれませんが、具体的な整備手法は、その後の基本方針と、整備手法の方針を第5章の冒頭で整理していけばよいかと思えます。基本理念は史跡整備地の全体というような書き方でよいのかなと私は思いました。後もう一つ、目的についてですが、そもそも目的を最初に文章化していなかったため、基本理念に目的の部分が含まれてしまっている状況かと思えます。個人的には、現状、経年劣化で、平面表示が分かりにくくなってしまっているため、それをもう少し手を加えて、より分かりやすくしていけば、それにより史跡の魅力が高まるのではないかという部分こそが、やはり目的になるのかと思っております。逆に、目的と理念をどう切り分けたらよいか迷う部分ではありますので、御意見いただければありがたいです。

座長：私は、目的と理念はほぼ一緒でも構わないと思っています。理念の方が若干詳しいと言いますか、方針に近い内容を含んでくるかもしれませんが、構造的には一緒だと思いますので、同じような形でもよいと思えますね。ただやはりここが固まらないと、実際の整備の細かい部分が決め難いということですので、後は説明板などの根拠にもなったりする。それが全部読み込めるようなものでなければ、理念は駄目だと思います。一方で目的は、そこまでは読み込めなくてもよいと思えます。そういうことで、やはり文化財を

守るといえ、そこに手を加えていくということは、その文化財の魅力や価値を高めるために行うものだということが必要だと思いますね。分かりやすさというのはその魅力の一つだと思います。その一番根幹となる部分に、何の言葉をまとわせていくのかのやり方かと思いますが、何かよい文言があれば、案を出していただけるとありがたいです。

事務局：今の話を受けて、史跡を伝えていくことが一番究極的な目的であって、そのためには史跡の魅力を知ってもらうこと、さらにそのために分かりやすさと安全性、耐久性、利便性、それらを向上して伝えていくのだというような、基本的な流れになってくるかと思います。目的としては、史跡を伝えていくために多くの人に魅力を知ってもらうというところまでが目的で、そのための理念というのが、分かりやすさ、安全性、耐久性、利便性、それらを“より”という再整備に向けた言葉にしていくという切り分けがよいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

座長：耐久性、利便性という言葉が、かなり具体的な部分です。理念の方に入ってきててもよいですし、後ろの基本方針に入ってきててもよいのかなという気はします。やはり、その文化財をどうしていくのかという方向性が理念なのだと思いますので、むしろ耐久性、利便性は基本方針だと具体性を帯びてくるかと思います。基本方針もそれに基づいて書かれた状態になっておりますので、もう少し理念の方で、全体像をはっきりさせていただきたいなと思います。私が考えてみたところだと、「史跡の価値や魅力を伝えていく」あるいは「よりそれらを高める」といった文言が入ってくると、説明板やあるいは園路にも関係することではないかと思います。次回があればよいですが、今回ある程度決めなくてははいけません。

座員：私も座長の意見に全く賛成です。そもそも、タイトルが「再整備基本計画・基本設計」なので、保存活用計画を踏まえて、再整備をすることに関する理念です。“より”という部分に“再”を含んでいます。伝えていくのは復元建

物や柱表示ではなく、史跡の価値です。それを伝えるための理念がそもそも必要かという気もしますが、なぜ必要かと言われれば、基本計画があって再整備するときに、どういう再整備になるのかというのが強調されるとよいでしょう。明確な代案がなくて申し訳ないですが。

座長：では、細かい文言の調整はありますが、太字の3行ある文言の中央「より長く安全に、史跡の価値や魅力を伝えていけるようにする」この“より”は、これでは“高める”という意味には読めません。整備においては、長く安全にというのが大事な点だと思います。「史跡の価値や魅力を伝えていけるようにする」の、どこかに“高める”が入るとよいですが。

事務局：最初、冒頭の書き出しを全部“より～”と統一して書いていたという経緯はありますが、今はそうになっていないので、「史跡の価値を高めながら、魅力をより長く安全に伝えていけるようにする」という書き方でよければ、そのようにしたいと思います。

座長：それでよろしいのではないのでしょうか。後は、真ん中のものを一番上に持ってきて、今一番上にあるものを2番目に持ってきて、順番を入れ替えていただけるとよろしいかなと思います。他にお気づきの点ございますか。

事務局：現時点の基本理念で、一番上にある「より分かりやすく倉庫群が立ち並ぶ正倉院を～」という、これは史跡の特徴そのものですが、他の部分の書き方に合わせるのであれば、「史跡の特徴を理解、体感できるようにする」程度の書き方が馴染むのかなとも思いました。

座長：そうですね、そこで合わせていただいたほうがよろしいかと思います。具体的には基本方針に出てきますので、再整備の理念ということで、今の文言をお願いします。後は、細かいですが、本文の体裁です。最終的に3月で決めるときでもよろしいのかもしれないですけども、箇条書きになっているところの書き方が、丸が付いていたり付いていなかったり、体言止めであったりそうではなかったり、という状態になっています。ぜひそろえていただき

たいですね。箇条書きも、「①」「②」とか、片括弧とか、中黒というのが、うまく整理されてないのでお願いします。ほかになれば、第3章・4章の、書き方はおおむねこれでよろしいですか。では、資料1の第3章・4章に関しては、おおむねということで御了承いただきました。それでは、議事「(2)再整備の内容」について、事務局から御説明をお願いします。

事務局：その前に、追加でお配りした「資料1-3」ですが、資料1と関わりますので簡単に説明させていただけたらと思います。これはアンケートで、もう少し体裁を整えたものを、附属資料として入れていくものになります。6～7月にアンケートを取ったところ、回答が60件ほどあり、結果は第1回の懇話会で説明しました。その後、文化財保護審議会にて、件数が少なすぎるのではないかという御指摘を受けましたので、追加で10～11月にもう一度アンケートを取りました。結果、59件で、前回と同じくらいの回答数です。配布資料は2回の合計です。回答数は増えましたが、おおむね前回と同じような結果です。一部変わった点をお話させていただきますと、「2 平沢官衙遺跡歴史ひろばの利用頻度」は、前は初めてと答えた方が多かったですが、今回は複数と答えた方が増えた、というところが違っております。それと連動するかどうかは分かりかねますが、例えば「5 平沢官衙遺跡歴史ひろばで不足しているものは何か」ということの中で、外トイレと回答した方が26名ということで、若干、前回の調査に比べると増えています。後、「6 平沢官衙遺跡の情報発信について何を望みますか」というところでは、これもVRなどを活用した展示や解説というところが若干増えています。それ以外は、多い部分は同じということになるかと思います。

座長：今のアンケートについて御質問、御意見ございますか。この追加アンケートの調査結果に基づいて、特にこの基本計画で変える部分は、ないという理解でよろしいですか。

事務局：そうですね。前回の結果から数が増えてはいますが、傾向としては大

大きく変わるところはありません。よって、これで変わるということはありません。

座長：そうすると、現在作成している基本計画の根拠がこれで、むしろ補強されたという位置付けでよろしいですね。外トイレの要望というのは、もともと入っていたわけですよ。それが強くなった。

事務局：バランスとしては若干増えています。おそらくリピーターの方が多いと思われます。以前は利用頻度の箇所で「初めて」と「複数回」を比べると、前回は初めての方が若干多かったです。今回は複数回の方が若干増えております。毎回来ている方が、御手洗があった方が便利かなと思っているのかとは思いますが。要は、散歩などに使っている方でしょうか。

座員：実際あの場所に、あのような復元建物や、このような史跡があること自体知らなかった方がかなり多いです。県内の方でも、県西や県北の方はほとんど知りません。ですが、一度お見えになると、あの感激が忘れられず、2度3度とおいでになる方がいらっしゃるようです。後、外トイレですが、案内所の開館が午前9時ですので、それまでトイレは使えない状態ですね。ですので、屋外でのトイレが必要という声は聞こえてまいります。管理面の問題もあるでしょうけれども、屋外のトイレは必要と思われます。土日になりますと、ハイカーや自転車利用の方がかなりトイレを利用します。平沢官衙遺跡の案内所ではなくて、本当にトイレという感覚になっていますので、やはり屋外トイレは必要かと思われます。

座長：屋外トイレに関しては、どういった方針ですか。

事務局：当初の整備のときも、小田城跡の整備のときも、外トイレの検討はざいぶん重ねていますが、防犯上のことを考えるとやはり難しいです。もちろん、外トイレがあった方が便利だよ、という声が多いことも知っておりますが、随分検討した結果、常時誰でも入れるような形でのトイレは設置しないという方向になりました。それはやはり、一番は防犯上の理由からという

ことになります。

座長：当初の条件からすると、近くに遺物を置く場所とか、職員がいるような施設もできて多少は環境変わっているような気がしますけども、それも含めて検討しても、管理上問題があってできないということでしょうか。

事務局：確かに当初考えていたよりは、利用者数が数倍に増えています。利用者数が増えているというのは、数をカウントしているわけですので、それは基本的にはトイレが開いている、つまり案内所が開いている時間ですけども、それ以外の時間にも駐車場に車が止まっていたり、散策される方を見かけたりすることも多くあります。ですから、必要性はなくてはならないとは思いますが、どこまでが我々文化財課の設備、文化財課の施設として担当するか、というのはあると思います。今お話にありましたけど、サイクリストがかなり多く増えているとのことですが、それ自体つくば市は自転車の町を標榜する上で、よろしいことだと思います。ですが、そこでサイクリングの部署から、外トイレを増やしてほしいというような話は全然出てきていません。出てきたら、ではどちらがやるのかという話になると思います。それから、周知が足りないかもしれませんが、すぐ近くの筑波総合体育館に常時開放の屋外トイレがあります。そこも汚くないトイレかとは思いますが、屋外トイレを使いたい方はそちらにという掲示をして、誘導するというのが現状では一番かなと考えております。

座員：屋外トイレの掲示は、市のほうで出していただいています。

座長：検討はかなりされた上でということですので、アンケートの結果をしっかりと受け止めた上で、この部分は市の検討にお任せしたいと思います。

では、続いて議事「(2)再整備の内容について」御説明をお願いいたします。

(2) 再整備の内容について

事務局：資料に基づき説明。

座長：柱表示についてですが、本日もう決定していきたいとのことなので、今回一番の課題になります。その中でも事務局では、さらに芝刈りの回数等を増やして表示の効果を上げるという、第3-2案を提案しているとのことですが、いかがでしょうか。

県文化課：第3-2案ということで今いただきましたけど、自分の理解不足かもしれないんですが、この幅150mmの平板の素材は何ですか。

コンサル：コンクリートの擬石です。Ⅲ期の方は赤茶色、いわゆるサビ色で、Ⅱ期の方は御影調の色彩でどうかと考えています。製品によって濃さは何種類かあるようですが、基本的にはサビ色か御影調のどちらかです。石の粉状のようなものを、コンクリート表面にまぶしたようなものになります。

事務局：カラー平板という選択肢もなくはないということによろしいですね。

座員：傾斜地になっていますが、そういった表現は可能なのでしょうか。

コンサル：地形自体の傾斜については、問題ありません。参考までに、あるメーカーの資料ですが、色のバリエーションは何種類かございます。その中からどれかを選んでやっていくということになります。

座長：色で金額が大きく変わるということはないですね。分かりました。

座員：今日決めるということなので、あまり多くは言えませんが、やはり少し格好悪すぎるのが気になります。はっきり言ってデザインがよくないと思います。例えば、細いから目立たないのかといえば全くそんなことはないと思いますし、15cmもある擬石平板でしたら、レンガのように目地がそれほど目立たないにしても線ではなくなります。もう一つは、軒の出であることが来場者に理解されるかどうかです。建物の壁の位置は別ですよ。掘立柱の少し外に壁がきて、東柱があるという構造が、この整備を見て分かるのかは疑問です。今日決めなくてはいけないのもあるので、一応私の意見を議事録に残して欲しいです。むしろ柱や壁から軒の出までを別の舗装材で舗装するな

どのデザインをしたほうがよいかと思います。芝を刈ることは面白いアイデアだなとは思いますが、柱を立ててその周りの芝生を刈ることも大変でしょう。整備は再来年ですか、それとも来年度に工事ですか。

事務局：来年度に実施設計ですので、これについての詳細な設計をします。後で事業計画の工事の予定がありますが、令和5～7年度が立体復元建物の工事、令和7～8年で柱表示等造園的工事をやる予定で計画中です。

座員：予算の範囲内で素材の変更などが可能であれば少し高めの材料を使うとか、もしくはデザインをデザイナーに依頼するとか、そういったことをした方がよいのではないのでしょうか。おそらく、この場でみんなで考えても、格好良いデザインにはならないでしょうし、つくば市民としても、せっかく再整備するならよいものになるとよいと思います。まとまらない意見で申し訳ないですが、簡単に言うといずれの案も大差はない気がします。第3-3案はひどすぎると思いますが、第3-1案が3-2案になったからといって、それほど基壇であるとの誤解とか、建物の大きさとか、軒の出の範囲がうまく伝わるかは疑問です。もともとはコンペをしてみたいかがですかと意見しましたが、とても期限が間に合わないということでした。ですが、ただ予算をかければよいものができるわけではなくて、色々な新しい材料などを使いながら、整備してもよいかなどは思います。

座長：貴重な御意見をいただきました。いずれの案も似たようなものではないかというのは、私も感じておりまして、根本的な問題だと思います。一言で言えば格好悪いというのはそのとおりだと思いますし、だからこそ、どこでも失敗しているのが柱表示であると思います。ですので、他の所に学ぶことはおそらくできなくて、思い切ったことをしなければ成功することはないというのが、この問題の原因ではないのでしょうか。ですので、デザイナーを入れる余地があるのかどうかというのは可能ですか。その辺りの予算も変わってくるのかもしれませんが、少しでも気の利いたデザインになるとい

うことは、必要かなと思います。それと、御意見であったように私も感じるのは、これが地面に軒の位置が書いてあるのは、普通の状態ではないですよね。実際にそういう遺構はないわけですが、もし言えるとするならば雨落ちの位置でしょう。何か想像できるような仕掛けと言いますか、説明をするにしても、それが建物に関係する表示だっていうことが分かる仕掛けがないと、一体この線は何だろうとなってしまうのではないのでしょうか。それが説明板に書いてあっても、かなり離れていた場所にあつたら、分からないでしょう。その場所に行ったら、その建物のその部分なのかと分かれば、基本理念として分かりやすい。仕掛けと言いますか、地面と建物と結ぶストーリーが欲しいですね。

コンサル：この図面には、柱表示の範囲が周りの地面より 15cm ぐらい高く書いていて、これは当初の設計図を見てもそのようになっています。これが機能していれば、そこが建物の範囲だということが見えてみて分かると思います。ただ、芝があまりにも伸びすぎて、そのことが消えてしまっているということが、今の問題ではないかと思います。

事務局：今、いくつかの御指摘があつたので、順番にお答えします。

まず第 3-2 案について、15cm では太すぎるのではないかというのは、私もそう思います。もっと狭くならないのかとも言いましたが、芝に対して言えばこれが限度だそうです。私としてはせいぜい 10cm、できれば 5cm ぐらいかなとは思いますが。確かにつまづかない高さにする、芝に隠れないようにするには 5cm では足りないと思っていましたが。ただ今回座員の先生から、建物の軒の出の範囲の芝刈りをしたらどうかという提案をいただきましたが、通常よりは手間がかかります。さらに、草を刈るとなると柱の部分の刈り方がなかなか難しくなります。そして、面積範囲が広い。1 棟 2 棟だけ見るとそうでもありませんが、20 棟分あります。とは言え部分的に多く刈るという案は魅力的ですから、刈ってよいのであれば、その外周の盛り上がりの斜めの

法部分だけでも年に何回か多く刈れば、少しは目立って見えるのではないかと。軒の範囲を含め全部刈るよりは、線状だけで刈れるので、それほど手間は掛からないのではないかとこのことを考えてこういった案になったわけです。なので、個人的には15cmというのは決まってないと思っています。それから、身舎と軒下を区別する表現はどうかというのは、それができればよいとは思っています。ですから最初の時も、中は芝で外はタマリユウとしましたが、残念ながら芝が非常に強くてタマリユウが食われてしまいました。何とかしたい思いはありますが、芝に食われないようにするにはもう舗装しかないと思います。ただし舗装となると、詳しく積算したわけではないですけどお金がかかってしまいます。例えば今回の再整備の一番の目的は立体復元建物だと自分で思っていますし、平面表示の方は、木が腐ってしまって竹になっているものを何とか石に変えて最低限の状態にしたいという思いがあったので、最初は囲いも含めて、全部芝でもよいなと思っていました。ですが、先生方からそれではあまりにも目立たない、なぜ急に柱があるのかが分かりづらいという意見もいただき、それももっとも思うようにもなりました。先月、関西へ行きました、最新の整備に近いと思われる官衙遺跡の復元整備状況を見てきました。柱は立てず全く真っ平で掘り方の中に丸い柱で表現していたり、柱表示の中に発掘調査の時の写真をつけて、実際はこうだったと見せたりという一方、真っ平らなところに柱が立っているだけというものもあり、やはりこちらは何らかの表示をしなければ分かりづらいですし、しなければならぬということも実感しました。とは言え先ほど申し上げたように、芝から何か別の素材に変えるということは芝を引き剥がすことですし、とにかく舗装的なことをすると、かなり費用がかかってしまいます。ただでさえ費用が当初の想定よりも2倍近く高くなっていますので、どこかを削ることを考えなくてはいけないところに、そういうことは難しいと思っていました。

後、もう一つ。会議前にこの案をお示しした時に、意見をいただいた先生

といただけなかった先生がいらっしゃいました。いただいた先生方は、身舎部分を表現するなら別の方法がよいですよと。一人の先生には他の事例を紹介していただいて、もう一人の先生は1案だと地覆石に見えるとか、あるいは色を変えると総柱建物の柱の近似性が表れないという批判をいただき、とにかく最初の2案だったらというお言葉でお二人ともそれよりは軒下表示を考えたほうがよいのではないかという御指摘だったので、こちらとしても身舎の中を芝のままにしています。後、もう一つ思ったのは柱が立っているだけだったら何も分からないのは確かですが、何のために立体復元建物があるのか。この柱表示はああいう形になりますよと示しているわけなので、それでよいのではないかと思っております。とにかく軒下の表現は必要だと思い直しましたので、いくらか考えてみましたが、3-3案の点線表記はなぜ中途半端な形にしたかという、この範囲が何を根拠にしているのかが全く分からないわけですね。柱の位置は正確ですから、身舎内の柱をつないだり、或いは地面に色を付けたりしても実際と同じ位置となるのですけれども、当初設計の時には単純に、側周りの柱から1.8m(6尺)、外周柱穴列を持つものはさらに30cm(1尺)を出す。そのように機械的にやっている、根拠がないから目立たない点線というのもありかなという思いで出した案です。あまりよく格好良くないのは当然だと思いますが、ただ、どんなふうになれば「格好良い」と言っていただけなのかは本当に感じます。確かに格好良くない、見せ方が悪いと理解してもらえないかもしれませんが、とにかく平沢官衙遺跡にかかわらず郡衙の正倉というのは、総柱建物が規則正しく配置されるというのが特徴の一つですし、平沢官衙遺跡の場合は、ある1列を見ると側柱の列が一直線になっていて、多分そちら側が内側だろう、というのは分かる。そういうのが特徴ですから、それを出しきれるかどうかはありますけれども、その辺りは個別の説明板に書いたつもりですが、全部見てはもらえないかもしれないので、総合的に建物配置に触れる説明板があってもよいの

かなと思っています。そのような思いでやってきているので、デザイナーさんを入れたからどうなるのかな、というのは正直感じるところであります。

座長：草刈りの管理を少し多めにやると、周りの表示の線の太さはもう少し細くても大丈夫でしょうか。

事務局：私は、そう考えています。

事務局：座員の先生から、植栽の回数の差で表現してはどうかという意見をいただきましたが、最低限1棟1棟の単位が分かること、それが軒下をどう表現するかというよりもまず第一歩です。建物の範囲がどういう単位で一棟になっていくかを示すために、外側の輪郭線が分かるような仕組みが必要であると。おそらく、平板もずいぶん芝に侵食されてしまいますので、30cmという案は侵食されたとしても平板があることが分かる幅だと思っています。15cmぐらいですともしかしたら乗っかられてしまっ見えなくなるかもしれませんが、刈って管理していけば一応、線としても見せることができるかなと。この先生の提案を聞くまではあまり周りの輪郭線を草刈りで見せていくことは考えてなかったのですが、中を全部刈るのは無理ですし、軒下範囲だけにしても正直厳しいとは思っておりますけども、周りの線を維持していくことは、もしかしたらできるのではないかなと事務局でも話していたところです。そのための目印になる線というのは、やはり現地に必要になってきます。そうでないと、刈るごとに軒下の位置がずれてしまっておかしくなります。ですから目印としての役割であれば15cmでなくても5cm、10cmでもよいのかもしれない。コーナーだけ角が切ってあればそこに紐を張って、線をつけていくことも試せるかもしれないです。ただ、やはり6～7月は1週間であつという間に芝が伸びますので、若干分かりやすい時期、分かりにくい時期が出てくるのはもうやむを得ないのかなと思います。外郭の輪郭線を短い芝の線で表現していくというのが、第3-2案です。

座長：ありがとうございます。かなり検討してきた結果ということは分かりま

す。私もこれ見たときに、軒下の表示に関しては特に意見はありませんでした。というのは、やはり芝は非常に強いので、他のところでも、あっという間に侵食をされてしまっている場合が多いのです。舗装しているところすら、人が歩いているところだけが残っていて、他は残っていないというのが通常になってしまいますので、もちろん手を入れれば出てくると思うのですけれども、一定の幅がないと効果はないだろうというのは、正直思っていました。だからこそ、幅がどれぐらいあればよいかはとても想像ができなかったというのが正直なところ。表示をすること自体私は全く反対ではなく、むしろそれを軒下だということで認識をできる仕組みが、一体どういうストーリーで伝わるのかが気になるころでしたので、実際の見え方が管理の仕方によって違うだろうな、とは思っていました。むしろ、「格好が悪い」というのは言葉が悪いですが、柱の方が気になります。そちらの方が、色々なやり方をしているけれども難しい。平沢官衙遺跡の場合は実際に復元建物がありませんから想像しやすいというのはそのとおりですが、今回却下されていますけれども私は高さを変える、あるいは、上の形を平らでなくて、色々な形にしてみてもどうかということも、意見としては申し上げました。復元建物がありませんから、果たしてそれがふさわしいかどうかは、私も迷うところがあったので、強く押しはしませんでした。けれども、同じ長さのものが立っているというのは、やはり一般の感覚として、異常なあり得ない世界ですよ。そんな柱が立っている状況をどこかで見るとすると、それは廃墟の世界というのはあり得る。どういうふうに伝えるかのストーリーとして、日本に相応しくないかもしれないですけども、オリンポスのような屋根が落ちていたり、柱だけが残っていたりするようなことを想像できるような何かの仕組みや、あるいは、柱が上にまだ伸びているということを想像できるような形ですとかがあれば、伝わるのではないかとということも申し上げます。これをもう、そもそも 60cm も 30cm も積極的に椅子として使っていくのだということであ

れば、それはそれで私はよろしいかと思えます。ですが、平らにしてこの高さであるということにそれなりの積極的な意味を持たせていただくのであれば、格好の問題というのも、少しは解決するのではないかと思っております。管理の仕方に関しては、市の考え方がかなり大きく関わりますので、それによって、デザインが変わってしまう場合はデザイナーを入れてことによって、果たして機能するののかという問題出てくるかもしれませんが、どうでしょうね。デザイナーは確実に入れた方がよろしいでしょうか。

座員：格好悪いですとか、厳しい言葉で言ったことをお詫びします。“デザイナー”という響きにアレルギーがあるかもしれませんが、そうではなくて伝えることをどう表現するかということ、デザインや設計のプロに任せた方がよいと思います。たとえば材料とか、今おっしゃった柱の高さを一部再現して他はベンチにできるようにするとか、15cmとか10cmでも色々な素材があるわけで、ちょっとしたことですごく雰囲気が変わるものだと私は思っています。そのためにも、伝達や表現に関するプロが入るということは、整備するときには大事かと思えます。史跡や柱表示ではないですが、うまくいった事例もいくつかあります。ですが、市の方で不要というのであればこれ以上強くは申しません。これを見た時に意見をお返事しなかったというのは、さっき申し上げたようなことをメールで言うとすごくきつい文章になってしまうので、あえて何も言いませんでした。よろしくお願ひします。

事務局：面白くないというより、画一的であるとは感じます。先生とは別の場でも、よい例はないですよ、というのを話しましたし、それは座長が言われるのに通じると思えます。デザイナーさんを否定するわけではないですし、こちらにない考えを出してくださる可能性もないとは言えません。ただ、普通のなんでもない遺跡を復元するならばともかく、国指定史跡を復元する時に、「史跡とは何か」とかそこまできちんと理解した上でやっていただけるのかどうか。きちんと言明すればやっていただけるかもしれませんが、こ

ういう柱をこうすれば目立ちます、綺麗に見えます、というだけでやられてしまうのを危惧する部分があります。デザイナーさんにこだわるわけではなくて、ここにそんなに、手間暇をかけられるのかというのは思います。デザイナーさんを入れて格好良くすることが風呂敷を広げることだとは言いませんし、それが費用対効果に非常によければ、お金をかけるべきだとも思います。本当にそこは悩むところです。ただ、画一的になってしまうのは仕方がないのかなというのは、ずっと官衙をやってきた者としては感じるところもあります。すみません、私も少し言葉がきつかったかもしれません。

座長：現実的なところも踏まえてということですね。

事務局：もちろん私も色々な史跡を見て、同じだなと思うこともあります。一方で、平沢官衙遺跡に来る方は、初めて来られる方が多いです。我々は見飽きている姿かもしれませんが、その方々にとってはやはり、整然と柱の跡が並んでいる姿というのは、インパクトを持って見てもらうことができるのではないかなと思っています。柱表示については、平沢官衙遺跡が時期差を持って建物群が展開していく、その単位が見えるということも、史跡の価値かと思えます。そもそもそれを分かりやすく示すために、色と高さの差で表現できないかというのがこの案の根底にはあります。前の案で高さを1mにしてモニュメント的に考えていこうとする時には、やはり高さに若干の差をつけることも有効だったかもしれませんが、それを変更したのは安全性の話からです。子供を登らせない方法は他にもあったのかもしれませんが、例えば学校で子供たちが見学に来たとき、柱表示に座らせて、みんなが座っているところは柱があった場所なんだよ、色や高さが違うものがあったら何の差だと思うかな、とか説明しやすいと思います。そういう意味での分かりやすさを考えたときには、必然的にこのようなシンプルな形になっていくかなとも、私は思っております。個人的な意見ですが、色々な表現方法の中でも、そんなに駄目な方法ではないかなとは思っています。

座長：60cmの方も、座ってもよい仕様になっているんですね。

事務局：高さの設定がなぜ60cmかというと特に理由はありませんが、腰掛でしたらそれぐらいかと思います。やはり危険でしょうか。

座長：座ることも想定すると上が平らなのも理解できますし、もともとベンチが足りないというアンケート結果もありますので、教育上の配慮と利便性等を両立すれば機能するかもしれない、ということは私は支持します。後は、どのように伝わって、どのように見えるのかということになるかと思いますが、具体的によい案が他になれば、積み上げてきた結果であるこの案をベースに、実際の設計にかかっていたかということになると思いますが。再度、今そ上に上がっているのは、第3案の中のどれか、というところでの、第3-2案ということですけども。

座員：場を荒らしてしまって申し訳なかったですが、今回は第3-2案でいくということであればそれでよいです。実施設計の段階でぜひこの懇話会の場で、こういう材料を使いますよとか、あるいは現地に行って、平板もこの色とこの色があるとか、平板以外にももしかしたらこんな材料があるとかいった内容を、みんなで確認できるような機会を設けてもらって、少しでもよりよいものに進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

事務局：本来だったら、そういう現地作業をやっていなければならなかったと思います。ですから、実施設計を待たずとも今からでも平板の幅を並べたらどうなるか、ということはやってみようと言っています。なので今日、基本的なことを認めていただいても、その結果によってもう少し修正が加わるかもしれないと思っております。それと、話を聞きながら考え始めたのは、柱が立っているものは、この上は復元建物を見れば分かる就先程私が言ったことは、逆に言えばどんな形をしていてもあのようなになるということで、すべてが画一でなくてもよいのかなと思ったのと、それから20棟すべての柱が、全部ベンチになる必要があるのかということを感じなくはないです。柵内の

復元建物近く中に1棟だけ柱表示がありますが、そこだけ変えてみるのもありかと思ひ始めており基本的に石柱でやるということを示しておけば、今後の検討で上部分を少し変えるといった意見が出てきても、何とか対応できるのではないかという気はしないではないです。削ったりする加工で予算がかかってしまうかもしれませんが、そのように感じます。

事務局：今の前半の話と同じで、今回、できるだけ本当は現地で考えていけばよかったかと思いますが、平沢官衙遺跡が結構遠い場所にあるということもあって、市役所での会議中心になり申し訳なかったです。ですが、やはり見え方については、現地で考える機会を作っていきたいとも思いますので、またその時で修正できるよい案があれば、検討していきたいと思っています。前の整備で、木で作った時のイメージが事務局にあるので、大体どういうものになるか想像できている前提で話していることもあるので、その辺りも現地でお知らせしたいと思います。

座長：そうですね。見え方は本当にほんのちょっとしたことで変わりますので、そういった検討を具体的にやるのであれば、デザイナーが必須というわけではなく、少しでも本当によいものを、という方向でやっていただくということで、この第3-2案をベースにした案を御了承いただけますでしょうか。

(座員了承) ありがとうございます。それでは、資料2-2について、御説明をお願いします。

コンサル：資料に基づき説明。

事務局：バリアフリーに関して市でどこまで対応するかということですが、これに関しては特につくば市としてどこまでということを決めているものはございませんでした。なおかつ、今回の高床倉庫は復元物で建物はでないということもあり、建築基準法の規定自体が該当しないとのこと。なので、担当課で考えるしかないということになりました。高額ではありますが、やはり、なるべく多くの方々に見ていただきたいという思いから、文化財課と

しては、入れられればと考えてはおります。ただ運用面について、今まで説明をする時には、大体1人か2人が高床倉庫の前に立って、来場者の方に説明をしていましたが、これを実際に現地に持って行くとなると、おそらく4人ぐらいは必要になりますので、その点に関して検討しなければならないと考えております。

座長：この昇降機を購入したとして、現地に置きっ放しにはできない、ということですね。

事務局：はい、さすがにこれを置きっ放しにしますと景観や雨風対応上も問題ですので、何かイベントをやるときにトラックで搬入します。今回の再整備でトラックが入れるようになりますので、降ろして、設置には多分男性4名ぐらいは必要と考えております。

事務局：理想を言えば、例えば説明の時に、通常は階段があって、車椅子の方がいらしたら「昇降機があるからぜひ」ということで階段と昇降機を入れ替えて説明ができればベストであります。それでは運用上やはり難しいです。かといって、階段をつけて校倉を見せて、車椅子の方は板倉を見てください、というのも疎外感を与えてしまうことになると思います。仮に階段の後ろに昇降機を設置したとしても、階段の柵越し、若しくは、柵よりも少し高いところまで頭の位置を持ってきて見ることになるので、奥の方が見えなくなってしまう、天井をのぞき込むことも難しくなる可能性が高くなるという、見え方の問題もあると思います。それでもやはり、例えば、福祉施設などからぜひ見たいということで予約を受けて、普通の団体よりは説明する要件を緩和して、あらかじめ用意して見せていくような使い方が主流になってくるのかなとは思っています。事務局としては、基本的には、運用の仕方が限られてしまうとしても用意したいと思っています。だから金額面から見て無駄という意見があれば考え直していければと思いますので、運用面と含めて要否、御意見をいただければと思います。

座員：イベントを年に何回やるか御存知でしょうか。扉を開放するイベントです。

事務局：基本的には年に3回です。

座員：通常は、下から御覧になると。そのとき、市の方で対応していただけるということでしょうか。

事務局：基本的には団体から依頼を受けて、扉を開けて解説するときは、市で対応しています。NPOの方々に5月の連休のうち1日を手伝ってもらったりしたことは今までもありました。

座員：ですが、案内所には常時1名しかおりませんので、そういったイベントのときだけのために、これが必要かどうかというのは疑問です。

事務局：まさにそのとおりで、その是非になってくるかと思います。

座長：文化財として考えるというときに、この問題は、その話とは違う部分もございます。市として、ユニバーサルデザインやバリアフリーに対して、どういった説明ができるのかというところが一番大事だと思いますので、その点を統括している部署には御相談なさったのでしょうか。

事務局：福祉の部署に相談しましたら、バリアフリーに関しては特に市で定めたものはないので建築部門へ相談してほしいということで、建築指導課に相談しました。ですが建築指導課でも、建築物や公園であれば具体的に決まっていますが、あくまでも立体復元模型で建築物でもないということになると、建築基準法で特に何かと言うものもありませんということで、後は課独自で考えなければならなくなったところがございます。

事務局：なぜ建築指導課が出てくるのかという話について補足です。市として基準がないということは、要するに条例化してないということです。県の方では条例化していて、その条例についての解釈も含めて建築指導課が知っているから建築指導課に相談して欲しいということになりました。それから、もう一つ史跡としてどうか、ということについてですが、本来は郡衙正倉に

は常時梯子はなかったはずですよ。ですからそういう意味では、必要な時だけ付けるといのは、本来の在り方かなとは感じます。開園して数年は外したりしていましたが、あまりにも大掛かりですので次第に常置してしまっただけというところも反省点としてあります。そういう意味では史跡に対しても、よいことかと思えます。

座長：昇降できるように、常置するかどうかというところと関わりますよね。これはそもそも模型であるということとも関係すると思えますので、費用や人員もかなり必要だということとのバランスで考えていただくしかないかと思えます。また、要望があれば対応できますということが非常に重要なのであれば、そのような準備をしていただくということではないかと思えますが、いかがでしょうか。

事務局：大きな反対意見がないということで、用意する方向で検討したいと思えます。基本理念の中にある、より多くの多様な方に見学してもらうと言うことで、再整備での改善部分にもなってくるかと思えますので、使用頻度と関係なく必要なものと考えていきたいと思っています。ということで、御了解ください。

座長：ありがとうございました。それでは続いて、議事「(3)再整備事業計画について」資料3の御説明をお願いします。

(3) 再整備事業計画について

コンサル：資料に基づき説明。

事務局：この工事に関しても座員の先生に事前に相談して御指摘をいただいた点が、工事ですべて屋根の部材を交換するかどうかということでした。

これは今、交換することで設計している話をしたところ、あくまでも指定文化財の建築の場合だが、前の工法を踏襲するため全部を変えずに9割を交換しても1割を残すとか、あと何かポイントになるものは残しながら修復工

事をするとかが一般的ということでした。今回の場合は指定文化財ではないとしても、それをどのくらい、20数年前にやった工事の跡を残すのかというのは考えてみていただきたいと。ただ、あくまでも復元物ですので、がちがちに指定文化財にとらわれる必要はないと思いますとおっしゃっていました。さらに、なおかつその交換された部材などは工事後に捨ててしまうことになるので、一部を残して展示に使ったり、触ってもらったりするのもよいかというお話もいただいております。

座長：総額というか金額としては、補助を見越しながら可能な額として、市では認識していますか。

事務局：大丈夫ということで、考えています。

座長：後、今の御説明の中で、一部の部材を残したり使ったりという話がありました。一部を組み込んだ場合に、費用がかかったりむしろ減ったりということは、ありますか。

コンサル：まず、使えるのかが前提です。確かに板倉の大きな破風板がありますので、それは腐っているところから交換して、途中から接ぎ木をすることは可能かもしれないですね。ただ、小さい屋根板については再利用できないと思います。そういう文化財修理のような、木材の繕いと言いますが、それをやれば、一般的には大工手間は相当上がっていきます。

座長：今回、復元建物ですので、使えないものは、全取替えすると言うのでも全く問題はないかなと私は思いますけれども。その点も含めて御意見あればお願いします。

座員：この議題とは関係なくて恐縮ですが、茅根屋根葺きが令和5年ということは、令和4年に茅を調達ということですよ。もし再来年、市民の方が、屋根には上らなくても下で茅を運んだり、茅を準備したりすることに参加してもよいと思います。私は日本茅葺き文化協会の理事なので、もしそういったイベントが市でできそうであれば、ぜひお声掛けください。ワークショップ

ですとか、石岡の屋根葺き職人さんも知り合いなので、ぜひ何かできればと思います。

事務局：その件に関しては賛成で、私も一番最初の時には、茅をやるにしろ、土壁塗りをやるにしろ、何かしら市民参加でやっていただきたかったのですが、設計者から「作業に支障が出るから駄目だ」と言われて諦めて、2回目の茅葺きの際も考えて、今お話にもありました石岡の職人の方々と協力して茅工事を、とも考えたのですが、やはり時間の制約などでできませんでした。ですから今回、かなり長い期間でやるのでしたら、茅刈りも高エネ研でやったりもしていますし。あれは、私も1回行きましたが、とても大変ですよ。そういったものからやってもらえたらと思います。ですが、入札でやった工事業者さんがどう考えるかというのはあると思いますし、なるべく事務局や設計者さんからそのようなことを言ってもらえればありがたいとは、思っております。ただ、1回目の時に思いましたが、この辺りにも茅工事とかをやったことがあるという60~70代の方が随分いらしたのでうまく進んだのですが、今ではそういう方も減っていることについては、気がかりではあります。

座長：可能かどうかのお声掛けはしていただけますかね。

事務局：どこまで関われるかは考えていきたいです。作っている途中から見てもらうことも大事かと思しますので、検討していきたいと思います。

座員：日光の寺院改修を見学に行ったことがあります。屋根を間近に見て、瓦を1枚ずつ購入して寄贈という形で葺いてもらったのですが、あのような見学というのは、とても面白いと思います。

事務局：やはり、できるだけ考えていきたいとは思いますが。ただ、先程もあつたとおり、工事業者さんによっては特に安全面から結構嫌がる話でもあるので、念頭に置いて検討していきたいと思います。

事務局：工事中の見学は前回も、校倉の時にやっています。

事務局：見学会であれば1日で、できあがりの質には関係しないので、参加よ

りはやりやすいのではないかと思います。

座長：ぜひ、最大限可能なところで、お願いしたいと思います。それでは、いただいていた議題は以上ですけれども、その他ございますか。

事務局：時間がきておりますが、追加で一つ御相談したいことがございます。

文化財保護審議会で、Wi-Fi を設置した方がよいのではないかと御指摘をいただきました。事務局としてはそれほど史跡の中で重いデータと言いますか、例えばVRを発信するとか、映像をたくさん出すということは想定しておりませんので、そこまでは必要ないかと考えていたのですが、懇話会の先生方の御意見を伺いたいと思っております。

事務局：補足しますと、Wi-Fi をまったくのフリーにしてしまうと、色々な人が同じネットワークに入ってきてしまうので、安全性の問題があるかと思えます。また、パスワードを設定すると、パスワードを設定しようとする段階で、もう使われなくなってしまうものにならないかと。それであれば、電波は届いていますし、今後5Gが普及してくるとますます必要性は薄まってくるのかもしれないということを考えて、今はWi-Fi は入れてない計画です。御意見いただければと思います。

座長：この件について御意見ございますか。

座員：市の観光スポットに行けば接続されるといった、つくば市フリーWi-Fi みたいものはないのでしょうか。

事務局：ないですね。県のフリーWi-Fi はありまして、そちらは本庁舎では飛んではいるのですが。

座員：県のものは観光地でも使えますか。もし使えるなら、それを使えばよいかと思います。

県文化課：平沢に入っているかは分かりません。

事務局：光回線自体が来ていないですね。

座員：そんなに強い主張ではないですけど、今後のこと考えても、もし入れら

れるなら入れて欲しいなとは思いますが。

座長：あった方がよいですね、程度の話ですよ。ただこの懇話会で考えると、公園として考えるのか文化財として考えるのかというところで、それによって要望の強度が変わるという。文化財として考えるのであればやはり、後々VRのようなデジタル技術を使った活用とかを考えていくとなるとまた話が変わると思います。公開に関して、Wi-Fiが絶対必要という、そういった利用の仕方以外ではなかなか考えにくいかなというところだと思いますので。後は公園としてどう考えるかというところで、あったほうがよいかな、という意見があったというようにまとめていただければと思います。それでよろしいでしょうか。では、議題がこれ以上特になければ、マイクをお返しします。

事務局：どうもありがとうございました。今回、いろいろな御指摘をいただきましたので、内容を整理して、1月には文化庁と報告協議をさせていただきたいと思っております。その内容を含めまして今度2月に再度整理、体裁も整えて、最終案を御覧いただいて、また御指導いただけたらと思っております。一応3月中に印刷・刊行を予定しておりますので、最後は慌ただしくなってしまうかもしれませんが、今後ともよろしく願いいたします。後、最初に申し上げましたように、目的の部分を作成しまして、文化庁との協議前にメールで御相談させていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で第3回史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(終了 12:00)

史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会 第2回会議

～ 次 第 ～

日時：令和3年（2021年）12月23日（木）午前10時00分～

会場：つくば市役所3階 会議室301

1 開会

2 挨拶

3 議事

- (1) 再整備の方針について（資料1）
- (2) 再整備の内容について（資料2）
- (3) 再整備事業計画について（資料3）

4 閉会

史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会 第3回会議

～ 次 第 ～

日時：令和3年（2021年）12月23日（木）午前10時00分～

会場：つくば市役所3階 会議室301

1 開会

2 挨拶

3 議事

- (1) 再整備の方針について(資料1)
- (2) 再整備の内容について(資料2)
- (3) 再整備事業計画について (資料3)

4 閉会

第3章 史跡等の概要および現状と課題

資料 1

第1節 史跡等指定の状況

1 指定告示

名 称：平沢官衙遺跡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡

官報告示：昭和55年12月4日付け文部省告示第173号

所在地：茨城県筑波郡筑波町大字平沢字平

地 番：353番、353番1、354番、355番、356番、356番2、357番、358番、359番、360番、361番、362番、363番、374番、375番3のうち実測287.68㎡、378番、381番1、382番、382番1、383番、384番、385番、386番、387番、388番、389番、389番1390・394番（合併）、391番、392番、393番、393番2、395番、396番、397番、398番、399番、400番、400番1、401番、401番2、402番、403番、404番、405番、406番、乙406番、407番、408番、409番、410番、411番、412番、413番、414番、415番、416番、417番、418番



指定時の史跡範囲地籍図

第2節 史跡等の概要

1 発掘調査

発掘調査は、調査時期と内容から、昭和50年(1975年)に開始された史跡指定前の県営住宅団地建設に伴う第1期調査、史跡指定後の復元整備事業に伴う第2期調査、史跡外の個人住宅建築に伴う第3期調査の大きく3期に分けている。調査主体は、第1期調査が茨城県、第2・3期調査がつくば市である。なお、すべての出土遺物及び調査記録は、つくば市教育委員会で保管している。

隣接地も含めてこれまでに3期・8次にわたる発掘調査が実施されてきたが、いずれもほぼ郡衙正倉院内での確認調査であり、郡庁その他の要素を考える資料を得るような調査は行われていない。

調査成果については、史跡内で実施した整備に伴う発掘調査と、史跡地周辺で実施した試掘・確認調査に分けて記述する。

(1) 史跡内での調査

① 遺構と遺物の概要

遺跡の中央平坦面を中心に、東西210m、南北150mの範囲内で柵列跡(以下、SAと略記)5列、建物跡(同SB)59棟(特徴は次項で記述)、大・中・小の溝跡各1条(同SD、建物を囲むものや近世以降と思われる攪乱溝は除く)、竪穴住居跡(同SI)25軒、小穴無数等を確認した。

建物跡の種類は、基礎構造別では掘立柱建物跡52棟、礎石建物跡7棟、平面構造別では側柱建物17棟、総柱建物34棟、不明8棟だった。平面形式では側柱建物は規模不明が多いなか桁行6間、梁行3間(6×3間と記す)が4棟と多かった。総柱建物は4×3間、3×3間、3×2間の中規模建物が18棟と多く、桁行5間以上の大型建物も5棟となっている。また、遺跡東側に位置する総柱建物11棟は、身舎まわりに柱穴をもっていた(建物外周柱穴列と呼ぶ)。

これら建物跡は、建物方位が史跡の北西側に位置し磁北にほぼ合う一群(西区)と南東側に位置し約15度振れる一群(東区)に分かれている。一見不規則な建物配置も、各群内でもわずかな方位差で数棟がまとまって平面配置が「L」字形や「コ」字形となるようになっており、きわめて規則的な配置と言える。出土遺物が同時期の建物があり総柱建物に重複が無いことから、方位差があ



調査状況全体空中写真

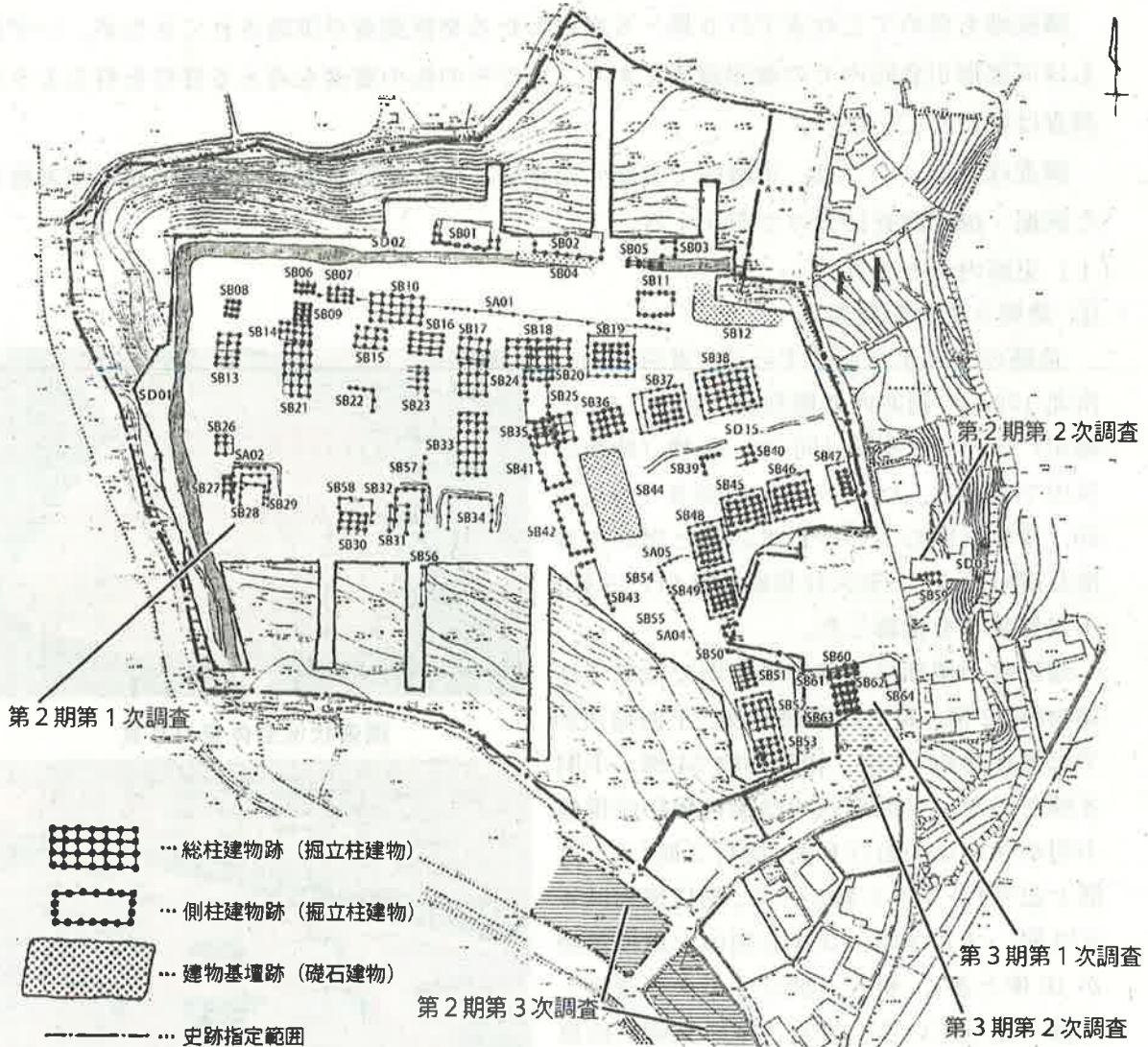


掘立柱建物跡確認状況

りながら併存する建物も多いと考えられる。

大溝跡は西溝 (SD01) 110m、北溝 (SD02) 150mほどを確認したが、両者ともそれぞれ東と南へさらに延びており、台地東端で確認した段差が東法面を削平された大溝と想定できれば西溝との間隔は約 210m となる。南溝は確認していない。全体的に (古い) 覆土を掘り直して小規模な溝にしていることが確認できた。上述した建物跡の大多数は大溝跡内に配置されているが、北側の SB01~05 はこの溝の上に建っている。

小溝跡は南東側建物群のやや離れた一群同士の間で確認した。柵列跡は北部と南東部で建物跡と重複する形で確認し、いずれも柵列跡の方が古い。竪穴住居跡は古墳時代後期のものが主で、掘立柱建物跡に壊されているものがある。



遺構確認状況模式図 (1 : 2,000)

出土遺物は、遺構覆土・埋土をほとんど掘下げなかったため、少量の土師器、須恵器、瓦、硯、陶磁器、炭化米 (SB01・45 柱掘りかた)、柱材 (SB18 同。タブ材。径 40cm 程) 等となっている。建物跡からの出土量は特に少なく、そのなかでは 8 世紀から 9 世紀前半にかけてのものが多。



出土土師器・須恵器

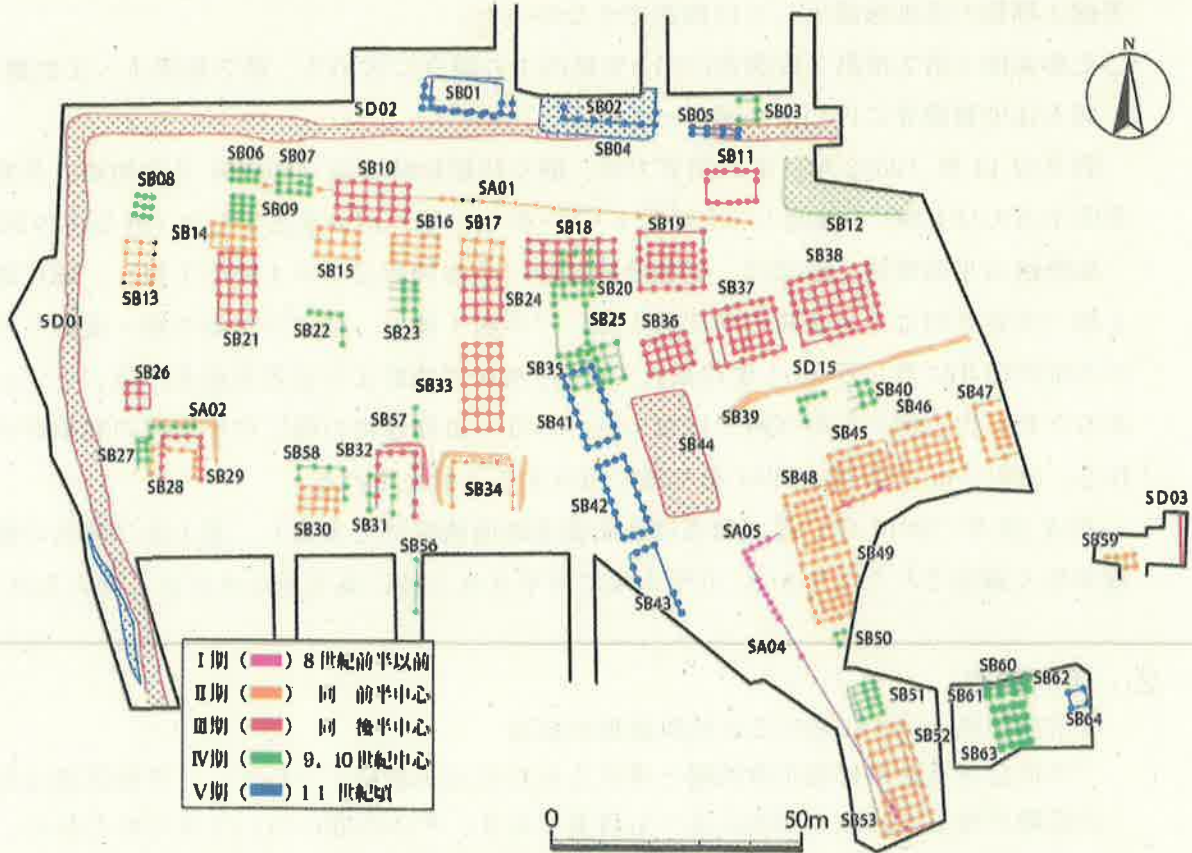
出土タブ材・瓦

出土炭化米

②遺跡の時代と性格

上述のように遺物出土量は少なく、全遺構の年代を明確にするのは困難だが、前述したように同一方位は同時期とし、出土遺物と遺構重複関係から前後関係や年代を想定し以下の5期分類が可能になった。

I期は東区東南に柵列 SA04・05 が作られた時期で、重複関係から8世紀初頭以前と考えられる。他の遺構の有無は不明である。II期は中型建物を主に東区ではSB45～49・52・53などと区画施設のSD15が、西区ではSB13～17・28・30・34などと同SA01が設けられた時期で、8世紀前半に位置付けられる。III期には建物が大規模化し、SB10・11・18・19・21・24・33（西区）やSB36～38・44（東区）などを建てるとともに、周囲に大溝（SD01等）をめぐらしている。時期は8世紀後半が考えられる。IV期はII・III期建物の中に中小規模の建物が作られる時期で、SB06～09・22・23・27・35（これのみ大規模）・50・51などが相当すると思われ、9～10世紀と想定される。V期は長大な側柱建物が、遺跡北部で東西方向にSB01～05、中央で南北方向にSB41～43などが建てられ、大溝も掘り直



遺構確認状況変遷模式図 (1 : 1,500)

された時期で、11世紀頃に比定される。5期のうち郡衙正倉院として機能したのはⅡ～Ⅳ期で、継続しながら変遷したと考えられる。

平沢官衙遺跡では、一部ながら炭化米の出土例を含む、高床倉庫と想定される総柱建物が中央広場を囲んで規則正しく並び、周囲を大溝が囲むということが最初の調査時から判明しており、周辺の遺跡分布もふまえて、古代律令制下の筑波郡衙正倉院と考えられた。以後の調査では総柱建物が増加するとともに、新たに、事務的用途に使われたとされる側柱建物が多く発見された。正倉院域内に配置される場合（正税帳において）、「倉」（総柱建物）と対比される「屋」という倉庫になるとも想定され、郡衙正倉の平均的なあり方と若干異なる傾向にあるが、これだけ多数の倉庫が中央広場をもちながら整然と並ぶ様は、正税帳に描かれる郡衙正倉院の姿を彷彿とさせる「屋」が多い以外にも、他の遺跡と比べると柱掘りかたや建物に大規模なものが多い、方位が異なる建物群が同時期に併存していたというような個性が平沢官衙遺跡には浮かび上がってくる。

（2）史跡地周辺での調査

○史跡南側（第2期第3次調査）

史跡南側では、平成13年（2001年）度に、整備史跡用の駐車場及び管理棟建設に伴う範囲確認の試掘調査を実施した。道路を挟み東西に分かれており、西側では、溝5条、土坑6基、不明遺構5基、東側では溝4条、土坑3基、不明遺構3基を確認し、瓦、須恵器、土師器を主体に多くの遺物が出土した。

溝は、調査区北側の地形に沿った形で確認されたが、いずれも浅く削平されており、明確に郡衙の区画施設としては確認できなかった。

○史跡東側（第2期第2次調査は(1)史跡内での調査に含める、第3期第1・2次調査）
個人住宅建設等に伴い2か所行っている。

個平成14年（2002年）度の調査では、掘立柱建物跡5棟（60～64号建物跡。全容が判明するのは2棟）を確認し、土師器1・瓦・弥生土器片が少量出土した（第26・29図）。

建物跡の平面構造・形式は、側柱建物2棟（全容判明は1×1間の1棟）、総柱建物2棟（全容判明は3×3間の南北棟1棟）、不明1棟で、全ての建物で桁・梁どちらかの方位が磁北に対し西へ11度程振れている。東区建物群よりは若干磁北に近いとずれがあるため、出土物からの判断ではないもののⅡ・Ⅲ期建物の間に中小規模の建物が作られる、SB61～63をⅣ期、SB64をⅤ期に相当すると考えられる。

平成29年（2017年）度の調査は上記調査地南隣接地で実施し、表土及び現代の盛土層が厚く確認されたことから、近年大幅に削平された後に盛土がなされたと考えられる。

2 資料調査

『常陸国風土記』における古代筑波郡の記述

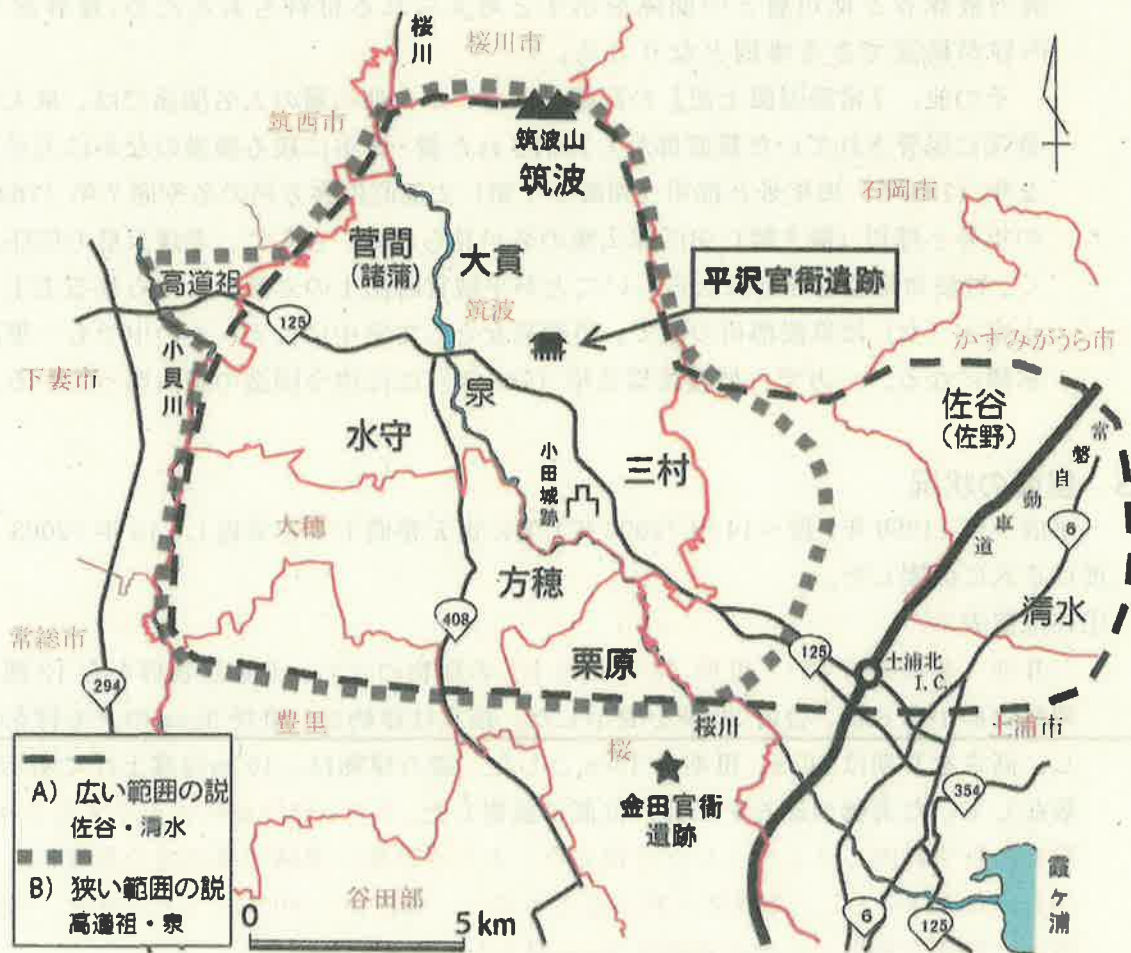
平沢官衙遺跡が郡衙正倉院跡と考えられる古代筑波郡について、『常陸国風土記』の記載が残ることは全国的に見ても貴重であり、その内容についてまとめておく。

『常陸国風土記』は、現存する5つの風土記の一つであり、内容もかなり遺存して

いることから、常陸国だけでなく古代律令制下の地方の様子を知る貴重な史料となっている。『常陸国風土記』における筑波郡（評）の条をみると、以下のことが記載されている。

- ①位置…東は茨城郡、南は河内郡、西は毛野河、北は筑波岳。
- ②地名の由来…元々は紀国と呼ばれていたが、崇神天皇の時に国造として遣わされた筑篁命（つくはのみこと）が、国名に自分の名をつけ後代に伝えたいと言ったことから筑波になった。
- ③富士山との因縁…昔、祖神尊が諸々の神の処へ巡行した際に日暮れとなり宿を請うた時、新嘗祭で断ったため駿河国の福慈岳は絶えず雪が降り登ることができず、宴席を設け敬い拝ったため筑波岳は人々が往来し集まって歌舞飲食することが今でも絶えない。なお、『万葉集』中で一番多く詠まれている山は筑波山である。
- ④嬬歌…筑波岳はけわしく高く雲より秀で、西峰は雄神といって登らせないものの、東峰は近くに泉が流れて冬も夏も絶えない。関東諸国の男女が、春の開花時、秋の紅葉時、一緒に山で会食する飲食物を持参し、乗馬や徒歩で登り、遊び楽しんでいる。
- ⑤地理関係…郡の西十里に騰波の江があり、そこから東が筑波郡で、南は毛野河、西と北はともに新治郡、良（北東）方向は白壁郡である。

他郡に比べて地理的な記事が残っておらず、筑波山をのぞくと筑波郡内の地名や



筑波郡範囲想定図

状況は、語られていない。

筑波郡の範囲は、上述の『常陸国風土記』の記載から、自然地形となる北と西は筑波山と鬼怒川か小貝川が境界と理解でき、両者は平沢官衙遺跡が所在する現在のつくば市の北と西の境界にほぼ一致すると思われる一方、郡が境界となる東と南は明瞭でない。全国の郡域史料となっている『和名類聚抄』には、筑波郡に筑波、大貫、水守、三村、栗原、諸蒲（渚蒲）、清水、佐野、方穂の9郷の名が記載されている。論拠の詳細は省くが、筑波郡の範囲についてはおおむね次の2説にまとめられる。

A) 小貝川東の下妻市東端及びつくば市北半（旧筑波・大穂町全域、旧桜村の北端）から、筑波山地を北縁として土浦市西北部（旧新治村から東）、かすみがうら市西部（旧千代田町）までを含む広い範囲の説。

B) 旧新治村を除く土浦市北部や旧千代田町東部は茨城郡に含まれるという狭い範囲の説。

また、筑波郡の条ではないが、『常陸国風土記』の中の建評記事も、地方行政制度の初期における国造ら地方豪族の動向を知る資料として重要である。その内容は、国造が香島評や信太評の設置や多珂評・岩城評の分立を申請し、認められたとする記事で、地方制度の大きな変革期にあっても、国造らの伝統的な地方豪族が、前代に引き続き施政の担い手になっていったことを示している。平沢官衙遺跡の周辺は、前代の主要古墳と郡衙跡とが近距離に所在し、古墳の被葬者と郡司層との関係を示すと考えられる材料もあるため、建評記事の内容が検証できる事例となりうる。

その他、『常陸国風土記』の記載ではないが、郡司層の人名関係では、東大寺正倉院に保管されていた筑波郡から貢納された調・庸布に残る墨書のなかに天平宝字2年（758年）の年号と郡司（副擬少？領）丈部直佐弥万呂の名や同7年（763年）の年号と郡司（擬主帳）中臣部広敷の名が見られる。さらに、孝謙天皇の信任が厚く、竹波命婦とも呼ばれたらしいことが平城宮跡出土の木簡から知られる壬生宿禰小家主（女）は筑波郡司の娘で、当初采女として宮中に仕え、その中でも一等高い掌膳になる。一方で、神護景雲2年（768年）には律令国造の職も賜っている。

3 整備の状況

平成9年（1999年）度～14年（2002年）度に復元整備工事を実施し、15年（2003年）度に正式に開園した。

①柱位置表示

Ⅱ期（8世紀前半）・Ⅲ期（8世紀後半）の建物のうち、Ⅱ期建物群から12棟、Ⅲ期建物群から8棟、合計20棟を表示した。掘立柱建物は、直径35cmのタモ材を使用し、高さをⅡ期は20cm、Ⅲ期は45cmとした。礎石建物は、10cm程盛上げて明示し、散在していた実物の礎石を任意の位置に設置した。また、建物規模を表示するために、建物の軒下範囲にリュウノヒゲを植えた。大きさは他の遺跡の事例等を参考に、母屋から一律1.8mとし、外周柱穴列があるものは、それから30cmとした。また、当時の排水の関係を考慮し、その範囲を10cm盛土をして表示した。

②実物大復元建物

大溝跡の造られた時期である第Ⅲ期の中から、調査による資料性、遺構の位置・配置を考慮してSB18（土倉（双倉）（復元2号建物））、19（校倉（同1号建物））、33（板倉（同3号建物））を原寸大模型として復元した。建築基準法の関係で、実物大復元建物は見学者を入れることができない施設になっている。

③ 説明板

総合説明板は、来園者の主導線となる案内所駐車場に1か所1基を、実物大復元建物説明板は、3棟分のもの1基を、建物群から少し離れた位置に設置した。柱位置表示の説明板は、建物毎に1基を地面と同じ高さで設置している。

④ 案内所

当初66.3㎡であったものを、平成17年（2004年）に86.1㎡に増築している。

- ・面積：86.1㎡（建築面積）。延床面積72.8㎡+ピロティ（下屋）面積13.3㎡
- ・構造：木造平屋建て。屋根は亜鉛めっき鋼板・瓦棒葺（芯木なし）。外壁は杉縁甲板。
- ・内部：管理人室6.6㎡、ガイダンスコーナー33.6㎡（増築前23.7㎡）、トイレ（男・女・多目的）32.6㎡（同22.7㎡）。倉庫は屋外にプレハブを設置。
- ・展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。

⑤ 便益設備その他

○防犯・防火設備

各実物大復元建物へ避雷針を直接設置した。また、建物群の防犯・防火対策として、施錠できるように門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置し、消火器も設置した。

○植栽

史跡境界の柵の代わりに、南面にハギを、他3面にネズミモチを2列で囲った。既存宅地との境には目隠しとして高木のシラカシを植えたが、その他の高木は、地下遺構への根の影響を避け、史跡内の見通しを優先させることから本数を少なくした。

○園路

遺構表示ではないので現代風に設置し、史跡平坦面は透水性カラー舗装、斜面は雨水の通り道にならないよう、洗出平板と芝を組み合わせたものとした。

○休憩施設 ベンチと水飲み場を実物大復元建物が見やすい史跡の端に設置した。

○排水

盛土内には透水管を設置し、表流水や復元大溝の水も含めて、地元の土地改良区と協議のうえ、流末を史跡南西外の柵や道路側溝につなげた。南側は、水田に流出しないよう、1m弱の土堤状に盛り上げて、調整池も兼ねるようにした。

4 現況調査

本計画を作成するに当たり、歴史ひろばの現況調査を実施した。ここでは、概要を示し詳細な調査報告は、本計画の付属資料として添付した。また、課題については第4節にまとめる。

①柱位置表示

当初の表示材は全て腐朽・遺失し、竹材で代用している。柱位置表示を固定していたボルトの一部に傾きやぐらつきなどある。また、軒下範囲を表示していたタマリユウや芝生と区画した畝畔シートは全て遺失しており、すべて芝により浸食されている。そのため、建物規模を表示できていない状況である。

②実物大復元建物

いずれも、基本的な構造材に痛みはなく、一部北側の束柱や壁にコケやカビの付着がみられる程度である。基礎部分も痛みはないが、コンクリートを固めた基礎の化粧砂は全てはがれているものの、長年の風化で落ち着いてきている。

屋根材については、葺屋根・板屋根ともに痛みが激しく、特にクレ板を葺いた板倉の屋根は、板押さえも含めて腐朽し、部分的に脱落している。その他の材も特に木口部分での腐朽が著しい。また、見学用に設置していた階段は、4基のうち2基が腐朽し撤去している。

③説明板

総合説明板・建物説明板・遺跡名称板は、いずれも史跡内での新たな発見はないため、内容的・物理的に説明板部分での使用には問題はない。構造材の木部の一部に塗料のはげや、コケ・カビの付着、埋木の欠失などがあるが、比較的良好である。名称標識にも問題はなく、一部芝の繁茂による埋没しているのみである。遺構説明板は、磁器板を平面に近く設置したため、草刈り機等による部分的な欠失はあるものの、文章や図版の欠失は極一部で、内容が不明になるほどではなく、そのままの使用は可能である。

④案内所

案内所内の手洗所で利用が集中した場合に、水圧が低下する。

⑤便益設備その他

○防犯・防火設備

鉄柵は、部分的に錆が出ているものの、状態は比較的良好である。

○園路

平面の透水性カラー舗装は、砂利が分離し、利用者が砂利で滑りやすい状況である。また法面のコンクリート洗出し平板舗装は、谷側に若干の不陸を生じたものがある。

5 近隣・周辺地域の文化財

(1) 近隣地域

平沢・北条地区は、古代から中世初期には常陸国内で有数の中心地であり、中世から近世・近代ではこの地域での拠点の一つであった。以下では本遺跡の周辺を(a)平沢地区、(b)中台地区(行政区会では北条地区に含まれるが、史跡(遺跡・官衙)の隣接地でありほぼ独立した台地となるため同地区と分けて考える)(c)山口地区、(d)北条地区の4地区に分け、遺跡や文化財を解説する。

(a) 平沢地区

平沢官衙遺跡が所在する独立した台地からその北側の丘陵までの範囲で、筑波郡の郡衙正倉院である本史跡を中心に、前代の筑波国造との関係が考えられる平沢古墳群や、16世紀末期頃のものと思われる石造六角地蔵宝幢が位置し、郡衙関連施設の候補地の一つとされている丘陵裾の平坦部を含んでいる。

○平沢古墳群

横穴式石室をもつ古墳5基が確認されており、1号墳の佐都ヶ岩屋古墳は市指定史跡で、東西35m、南北25mの方墳である。埋葬主体部は変成岩の巨大な板石を組んで構築された、全長7.7m、最大幅5.4mのT字型平面の横穴式石室である。また、3号墳では、側壁倒壊に伴って平成19年(2007年)に茨城大学が一部の発掘調査を実施し、一辺19mの方墳と判明した。石室の前面からは、古墳にかかわる鉄鏃や須恵器の長頸瓶のほか、8世紀初め頃の火葬墓に使用された須恵器の壺と蓋に使われた坏が出土している。

これらの古墳の構築時期は古墳時代終末期の7世紀中葉頃と考えられ、1号墳は同時期の筑波山麓で最大級であることから、筑波国造の墓と推測されることも多い。また、当時有力者層に限り広まった火葬が行われ3号墳に追葬されていることも、筑波国造の系譜を引くと考えられる筑波郡司との関係を想起させる。

(b) 中台地区

平沢官衙遺跡西側の台地上に、北条中台古墳群、北条中台遺跡、北条中台廃寺などの古墳群や集落・寺院跡があり、これらは範囲が重なることから北条中台遺跡群と呼ぶこともある。北条中台遺跡群は、平沢官衙遺跡の前の時代の古墳や同時代の集落、廃寺が存在することから、本遺跡と密接に関係した遺跡群と言え、この地区内の台地上平坦部も郡衙関連施設の候補地とされている。

○北条中台遺跡

平沢官衙遺跡の西500mの台地上ほぼ全面に所在する旧石器時代から近世までの複合遺跡で、そのかなりの部分が大規模住宅地開発に伴い平成3・4年(1991・92年)に県教育財団によって記録保存の発掘調査がなされている。主な確認遺構は、縄文時代中期の竪穴住居跡や袋状土坑、古墳・奈良・平安時代の竪穴住居跡等で、竪穴住居跡は縄文時代36軒、弥生時代10軒、古墳時代100軒、奈良時代・平安時代131軒であった。特徴的な遺物として古代の墨書土器や灰釉陶器が認められるほか、10世紀中～後葉の土坑から出土した鉄素材である鉄鋌も注目される。

○北条中台古墳群

北条中台遺跡と重複して中台の台地中央から西側に所在する、古墳時代後期から終末期の古墳群で、現存が確認できるのは1号墳1基のみである。1号墳は、墳丘は削平されて遺存しないが、変成岩の巨大な板石を組んで構築された横穴式石室が露出している。上述した県教育財団の調査では、その他に前方後円墳3基、帆立貝式古墳2基、円墳44基、不明16基の計65基が確認された。埋葬施設からは、装飾大刀や鉄鏃などの武器、鞍金具や

馬鈴などの馬具、耳環や勾玉などの装身具が出土した。埴輪には希少な表現である頭に鳥を付けた盾持埴輪も認められる。

○北条中台廃寺

北条中台遺跡と重複して中台の台地東側に所在している。古代の瓦片が多く散布している。かつては基壇上の高まりや礎石などが残存していたとされるが、現況では確認できず、位置も不詳である。住宅地開発の事前確認調査では寺院跡と明確にできなかったが重要な遺跡であることが予見されたため、開発区域からは外されている。ただし、先述の県教育財団による北条中台遺跡の記録保存調査でも瓦片や須恵器製の相輪が出土しており、この廃寺に関わるものと考えられる。また、台地の西端では石造露盤とされる石造品も現存している。寺院的遺構が未発見なものの、郡衙近隣に所在することが多い（郡寺と呼ばれることもある）寺院跡となり得る。

(c) 山口地区

平沢官衙遺跡東側の低地から宝篋山西側斜面部までの範囲で、宝篋山西側斜面部には6・7世紀の古墳群が所在し、低地には小堤と思われる遺構が存在し条里地割があった可能性が指摘されている。

○山口古墳群

山口から小和田にかけての宝篋山西麓には、古墳時代後期・終末期の古墳が散在する。これらのうち山口1号墳・2号墳は、花こう岩を主とした乱石積みで構築された横穴式石室であり、石室の形態も畿内の影響を受けたものである点で、県南地域においても異色である。

(d) 北条地区

平沢官衙遺跡の西側に所在する標高129.4mの城山からその南側に連なる低位段丘面までの範囲で、平安時代後期から中世初期に常陸平氏の本宗である多気氏の本拠地となり、近世には在郷町として発展、その後も筑波山麓地域の中心として栄えた。

○日向廃寺跡

北条市街地の北側で、城山の南麓に位置する。市指定文化財（史跡）で、平成元年（1989年）に復元整備を行って公開している。昭和54・55年（1979・80年）の筑波大学による発掘調査で東西三間、南北四間の中央堂に翼廊がつく建物が確認されており、形状から阿弥陀堂と推測されている。

また、火災後に廃棄された瓦が多量に出土しており、瓦当文様や製作技法から12世紀後半頃のものとなる。常陸平氏本宗の多気氏が創建したと推測される。

○石造五輪塔（多気太郎様）

日向廃寺跡の南西約300mに所在する。反りの弱い火輪や丸みの弱い水輪の造作は、小田三村山極楽寺跡所在の石造五輪塔より古い、鎌倉時代前半の特徴と考えられている。この五輪塔には、建久4年（1193年）年に没落した多気氏末代、多気義幹の墓という伝承がある。

○多気城跡

北条の市街地北側の城山に築かれた大規模な山城跡。現在残る城郭遺構は16世紀後半頃のもので、天正7年(1579年)に「北条嶽山再興」という記録もあることから、佐竹氏が後北条氏の侵攻に対抗して大規模に改修したものと考えられる。また、この山は常陸平氏の本宗多気氏が八田氏(小田氏)と争った建久の政変に際して立て籠もった「多気山城」(『吾妻鏡』)ともされているが、これまでの発掘調査では鎌倉時代の出土遺物は確認されていない。

○その他石造物

八坂神社の社殿西側に立つ石造五輪塔(県指定文化財 工芸品)は、塔解体時に、経筒が納入されていたことから、聖道慶が天文6年(1537年)に大乘妙典(法華経)奉納のために造立したことがわかる。

北条日向廃寺跡の南東に位置する毘沙門天種子板碑(市指定文化財 工芸品)は、高さ170cm、幅82cmの変成岩製で、碑面中央に大きく毘沙門天の種子であるベイシラマンダヤを、その上に宝塔を刻んでいる。鎌倉時代の製作と推定されている。

○北条の国登録有形文化財建造物

土浦方面と下妻・真壁方面を結ぶ街道に沿って、近世の在郷町から発展した古い街並みが続いている。近世・近代の古建築も一部に残っており、そのうち宮本家住宅店蔵ほか、旧矢中家住宅主屋ほか、旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか、旧常陸北条郵便局の4件、計16棟・1基が国の登録有形文化財となっている。

(2) 周辺地域

平沢官衙遺跡の南南東3kmに小田城跡、同じく南南東9kmに金田官衙遺跡と3つの国指定史跡が所在している。

このうち金田官衙遺跡は、古代河内郡衙の推定地で、平沢官衙遺跡と同質の遺跡であり、同一市内に2つの国指定の郡衙遺跡があることは非常に珍しい。しかし金田官衙遺跡は、正倉院以外の郡衙を構成する建物群跡や、同時期の寺院である東岡九重廃寺も合わせて国指定史跡となっている一方で、正倉院は桜中学校があるために全容が不明な点は、平沢官衙遺跡とは異なっている。

時代が異なる中世の小田城跡は、本丸跡とその周辺の4万2千㎡を復元整備し、整備地に近い旧常陸小田駅跡にガイダンス施設として案内所と駐車場を設置、平成28年(2016年)4月に「小田城跡歴史ひろば」として開園している。小田城跡では史跡整備地内だけでなく、平沢官衙遺跡を含めた周辺文化財の説明板、案内板も設置している。また、小田城跡北側の宝篋山は、地元小田地区の有志が登山道を整備したことで、観光客が増加している。その南麓には奈良西大寺の高僧忍性が10年間止住した三村山極楽寺跡遺跡群があり、多数の石造物が見学できるなど、歴史的な見どころも多い。

第3節 史跡等の公開活用の諸条件の把握

1 アンケート調査

本計画を作成するに当たり、6・7月と10・11月に平沢官衙遺跡歴史ひろば、小田城跡歴史ひろば、桜歴史民俗資料館の利用者と市ウェブサイトの閲覧者を対象に、アンケート調査を実施した。ここでは、概要を示し詳細な調査報告は、本計画の付属資料として添付した。

回答数は、6・7月に60件、10・11月に59件、計119件とそれほど多い件数ではなかったものの、ある程度の傾向は読み取れる。対象は、文化財展示施設に来ていることや、インターネットにアクセスして回答していることから、文化財や展示施設への関心が高い層であったと思われる。平沢官衙遺跡の魅力としては、「景観（山や田園風景）」が最も多く、「立体復元建物」がその次になっており、この2者が合わさった景観が、平沢官衙遺跡の一番の魅力であることは想定通りであった。

回答者は関心が高い層であったこともあり、歴史や文化財としての施設として認識があり、文化財展示施設としての利用や活用を望む意見が多かった。その反面、文化財課でも課題としている観光施設やサイクリングの施設としての関心は、このアンケートからはやや希薄であったと思われる。今後この分野での宣伝等の充実が必要とされる。

今後望むものとしては、前述の内容から軽めの講座や歴史とかかわるものが多いとともに、インターネットによる情報発信が求められていることは、『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』の目指すところを裏付ける結果となった。また、整備に関しては歴史的なものへの不満は少なく、どちらかといえば散策や憩いの場所としての便益施設の充実を望む声が多かった。

2 見学利用の状況

- 見学者は、開園以来増加してきたが、ここ数年はおよそ毎年5万人前後である。見学の目的は、アンケート結果によると、ウォーキングなど散策、歴史や文化財の学習の利用者が多く、やや観光が少ない状況である。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
利用者数	29,466	21,578	25,184	28,480	37,688	31,440	52,317	39,498	37,167
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数	49,358	39,080	45,079	55,051	51,346	52,478	46,508	50,689	35,722

※催事の参加人数の加算の有無によりやや増減がある。

- 見学者への説明対応については、簡単なものは管理員が、専門的な説明対応は依頼を受けて市文化財専門員が、それぞれ行っている。説明団体数は表の通りで、年間10～20件の間で推移し、市内を中心とした小学校と生涯学習の団体が主体であ

るが、市内の大半の小中学校（平成15年度■校、令和2年度45校）は見学できていない状況である

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
説明団体	22	29	21	11	17	13	15	12	15
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
説明団体	9	12	17	14	13	22	14	13	3

3 活用利用の状況

- 平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、史跡の存在とその良さを周知するためのイベントを、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムと協力をしながら、四季毎に年4回行っている。また、実物大復元建物から南へ緩やかに傾斜する地形は、天然の劇場としてコンサートなどにも活用されている。
- 平成27年（2015年）度から生涯学習推進課が行っている、市内の研究施設等を巡ってのスタンプラリーである「ちびっ子博士事業」での見学対象施設となっており、例年暑さで落ち込んでいた夏季の来場者数が実施前に比べて3千人以上増加している。そのほか市文化芸術課が協力する美術展「アートセッション」や、同スポーツ振興課が協力する自転車ヒルクライム大会「ツールド・つくば」のスタート会場などとしても、活用されている。
- 平成28年（2016年）の筑波山地域ジオパーク（つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市）の日本ジオパーク認定に際して、平沢官衙遺跡はジオパークの見どころの一つとして位置付けられた。平沢官衙遺跡では、筑波山地域の主要な石材（斑れい岩、花こう岩、変成岩）すべてを礎石に使用しており、地元の石材をうまく利用した例として貴重なみどころにもなっている。
- つくば霞ヶ浦りんりんロードは、令和元年（2019年）11月に国がサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために指定するナショナルサイクルルートにもなっている。平沢官衙遺跡歴史ひろばはその沿線に近く、官衙北側の山を越える不動峠も人気であることから、サイクリストの利用が多い観光ルートとしても注目されている。

4 維持・管理の状況

整備工事後に約20年間が経過し、部分的な修繕や改善をしつつ、維持管理をしてきた。その状況を以下に示す。

①柱位置表示

整備後、■年程で柱に割れが入り、■年の頃ほぼ朽ちてなくなった。ボルト部分が露出して危ないためロープで囲い立入禁止にしていたが、見栄えも悪いため竹を被せて仮修復を実施した。その後、竹も朽ちたため令和元年（2019年）度に竹の交換を行った。

②実物大復元建物

平成 20 年（2008 年）度に、前年の台風により破損した土倉棟部分の修理と合わせて、屋根北半分の茅葺替え、南半分の差し茅を行った。また、令和 2 年（2020 年）度にも、春の強風により土倉の棟部分が壊れ内部の銅板などが脱落し、これの応急措置と一部差し茅を行った。

平成 20 年（2008 年）度の修理の際には、工事と合わせて実物大復元建物の状況調査を行い、板倉の屋根の痛みが進んでいることや、校倉についても部材の差し替えが指摘されていた。板倉・校倉では完成後およそ 20 年後になる 2020 年には全面葺き替えが、土倉では 10 年後の 2018 年での南側の全面葺き替えと北側での差し茅が提案されていた。

③ 説明板

■年に実物大復元建物の内部状況の説明のため、見学用の階段に説明板を追加した。

④案内所

平成 17 年（2004 年）に 86.1 ㎡に増築し、女性手洗所の便器を 2 基から 5 基に増やし、ダイレクトバルブのものに置き換えた。その後もエアコン、便器などの交換、風除室の追加や雨水排水のための溝設置工事など、その都度不具合箇所の改修を行った。

⑤便益設備その他

○防犯・防火設備

鉄柵は、■年度に塗り替えを行っており、その後は部分的な塗装の補修をしてきた。

○植栽

史跡西側の桜が枯れたことで一部を伐採、その後は景観維持もあり植樹の追加は行っていない。

○園路

開園数年で芝による浸食を受けたことから、モルタルにより舗装止めを追加したものの、芝の浸食は止められていない。

5 周辺の文化財の活用状況

平沢官衙遺跡の近隣地域には、平沢官衙遺跡の本質的価値とも関連する古墳や寺院跡など遺跡や文化財が散在しているが、調査も限定的であり郡衙関連施設も含めて全体像が不明な部分が多い。また、この関連する遺跡や文化財については、平沢官衙遺跡の当初整備後に得られた新知見もあるが、いずれもが当然ながら整備内容には反映されておらず、その後の活用でも十分な関連付けはなされていない。周辺の文化財については、復元整備した日向廃寺跡や説明板のある指定文化財の石造物などを散策できるよう、観光推進課により北条・平沢フットパスで、マップと案内道標が用意されているが、まだ広く普及はしておらず、平沢官衙遺跡から周辺への案内も不十分といえる。

整備された国史跡小田城跡は、平沢官衙遺跡から自動車で 10 分程と近く、また公共交通機関でもつくば駅からのつくバス、土浦駅からの関東鉄道バス、ともに同一路線に位置し

ているだけでなく、つくば霞ヶ浦りんりんロードからもアクセス可能な場所である。小田城跡には、徒歩などで行ける範囲での周辺の石造物や文化財を案内した説明板だけでなく、筑波山麓地域の文化財を紹介した説明板もある。

金田官衙遺跡は、現在公有化を進めている段階で、簡単なパンフレットは作成しているものの、説明板などの設置は行われていない。

第4節 課題の抽出

1 利用上の課題

- 小中学校の見学については、広い市域に文化財展示施設などが5館分散していることや、市所有のバスの台数が限られているため、市内全ての小中学校（45校）が見学できる状況にはなっていない。また、近隣の博物館などが行っている見学以外の体験メニューなどの付加価値がないことも見学が増えない要因と考えられる。
- 説明依頼への対応は、文化財課職員のみでは限界があり、その他の文化財展示施設で実施している職員とともに対応するボランティアの育成が必要となっている。
- 史跡の価値を伝える学術的なイベントについては、実物大復元建物の扉を開けて建物などの説明を行う、年間で10日間ほどの特別開扉以外にあまり行えていないため、説明会や講座、シンポジウムなどをより積極的に開催していくことも課題となる。

2 整備の課題

平成15年（2003年）に開園した「平沢官衙遺跡歴史ひろば」について、整備、**現況、維持・管理**と見てきたが、それらに関連する課題として整理しておく。なお、案内所についても課題はあるが、『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』でも中・長期の課題としていることから、今回の再整備対象からは、除外している。

①柱位置表示

整備当初は、平沢官衙遺跡の本質的価値である建物が立ち並ぶ状況を、**立体復元建物と相互に関連することで表現できていたと評価される**。しかし、**当初整備後に早く朽ちてしまい応急措置のみをしているため、その存在も忘れられ立ち入りもできない場所として、長期にわたって価値を伝えることができているだけでなく、邪魔な存在として認識され、その存在を忘れさられた**。短期で朽ちてしまった建物が立ち並ぶ状況を長く表現するためには、**素材の見直し**が課題となる。また、実物大復元建物の存在感が大きすぎてあまり目立っていないことや、25cmの高さの差で示したⅡ期・Ⅲ期の建物の時期の違いにわかりにくさがあることは難点であり、表現の工夫が課題である。さらに、**当初整備時は柱位置表示がベンチの役割も担っていたが、腐朽により失われてしまったため、アンケートなどでベンチの設置が要望されている**。柱位置表示の高さや形状等を決める際に、座れる場所としての役割も考慮する必要がある。

建物範囲の表現について、軒下を表示していたタマリユウがすべて芝により浸食され、失われてしまっている。この部分には高さや太さの差で身舎の柱と区別して表現されていた壁外柱列の表示も設置されていたが、軒下が不明瞭になったことで表示の意味が分からなくなっている。さらに、建物範囲を周囲よりも10cmほど高くした表現も、芝に覆われ分からなくなっている。整然と立ち並ぶ建物群を理解するためには、個々の建物を示す柱位置表示のまとまりが分かることが必要であり、芝により失われぬ耐久性を持ち、つまずき等の危険も考慮された、分かりやすい建物範囲の表示が課題である。

②実物大復元建物

復元建物はその工法や素材を含めて、古代の正倉のあり方を実物大でよく体感できることから、本史跡の魅力が大いに高めてきた実績がある。一方で、屋根を主とした経年劣化が進み、建物全体の維持や見学者の安全確保への悪影響が危惧される。大規模な修理が必要であるとともに、耐久性を高めるための改修や、定期・周期的な点検や小修繕、大規模修理の方針を検討する必要がある。

③ 説明板

総合案内板と復元建物説明板は、板面の劣化もなく良好に維持できており、新たな調査やそれによる新知見もないため改修の必要性は少ない。ただし、当初整備時から変化があった周辺施設や関連した遺跡などを紹介する説明板がないことや、柱位置表示で表現された整然と立並ぶ建物群の全体像を紹介する説明板が整備個所の付近にないことなど、足りない部分も散見され、新設を含めた検討が課題となる。

柱位置表示で表現した建物毎に設置した説明板は、景観を重視して地面と同じ高さで水平に設置したため、見学者が見つけにくいという問題がある。また、板面の劣化は少ないものの、板面の端に草刈りの影響と思われる小さな欠損が生じている。説明板の顕在化と保護のための対策が課題である。

また、現在は説明板の表記が日本語のみであり、多言語化への対応もなされていない。当初整備時から携帯端末の普及・進化という環境の変化があるため、史跡独自のHPを新規作成し現地から携帯端末で誘導することを念頭に、解説内容を深化させることが課題である。

④ 便益設備その他

○防犯・防火設備

当初の整備では、柱位置表示の配置との関係から車両の進入路が確保できないことから、復元建物周囲の柵に作業車両等の出入口設置を断念したが、維持管理に支障をきたす場合があるため、再検討が必要である。

○植栽

日陰のくつろげる場所が少ないことは見学に際しての難点といえるが、当初の整備で高木植栽を少なくして見通しを良くしたためでもある。景観や遺構保護も考え合わせて、解決策の有無を探ることが課題である。

○園路

透水性カラー舗装は、表面の砂利がはがれて路面に浮いてしまったため歩きにくくなっていること、両端から芝の浸食があることが問題点である一方、表面以下には舗装の劣化が及んでいないため、継続した使用も可能である。今後の経年劣化の時期を考え合わせた対策を検討することが課題である。

斜面部のコンクリート洗出し平板舗装は、遠目からは隙間の芝が平板を隠すように見え、自然な景観をもたらすことに貢献しており、改変の必要性は感じられない。ただし、数か所で不陸が生じているため、修理が必要である。

○排水

史跡内の排水は史跡外の南西隅の柵に集まるが、その先の水路が詰まりやく、大雨の際に溢れることがあるため、現在も年1回の清掃を市が行っている。史跡整備での解決は難しいが、維持管理上の課題といえる。

3 近隣・周辺文化財との関係での課題

平沢官衙遺跡の本質的価値とも関連する近隣の文化財については、調査が限定的でありながら新知見も得られている。また、小田城跡の史跡整備や金田官衙遺跡の史跡指定、筑波山地域ジオパークの日本ジオパーク認定など、当初整備以降の大きな変更も蓄積されてきた。

これまで、近隣・周辺の文化財との関係は、案内所での展示や北条・平沢フットパスの援用があるものの、新知見等を含めた十分な紹介ができていない。しかしながら、例えば史跡整備された小田城跡と平沢官衙遺跡は、自動車・バスに加えて、つくば霞ヶ浦りんりんロードを通じた自転車でのアクセスも容易であり、特に相互作用が生み出しやすい環境にある。このような近隣・周辺の文化財との関係から平沢官衙遺跡の価値が理解し相互の活用が促進できるような、ハード・ソフト両面での整備が課題である。

第4章 基本方針

第1節 基本理念と基本方針

1 基本理念

『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』では、以下のとおり大綱を定めた。

平沢官衙遺跡は、『常陸国風土記』などにも登場する筑波郡に所在した、古代筑波郡衙の正倉院跡で、その全体像が分かる遺跡として国の史跡に指定された。平成15年(2003年)には、復元整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばとして開園し、この整備事業により、平沢官衙遺跡は市民の新たな誇りとなった。市は史跡の価値を未来に伝えるために、適切な保存・整備・活用を行うための必要な措置をとる。また、周辺に広がる郡衙関連遺跡についても、学術的調査を行い、市民の協力を得ながら保存措置をとる。

本計画では、この大綱に沿った史跡の保存活用をより推進していくため、以下のとおり再整備の基本理念を掲げる。

史跡平沢官衙遺跡を、

よりわかりやすく倉庫群が並び立つ正倉院を理解・体感できるようにする
より長く安全に立体復元建物等や柱表示を伝えていけるようにする
市民だけではなくより多くの多様な人々に利用してもらえるようにする

史跡平沢官衙遺跡は、つくば市が平成14年(2002年)度までに実施した復元整備事業により、調査・研究に基づいた筑波郡衙正倉院跡としての史跡の価値を体感できる歴史ひろばとなり、多くの見学者を受け入れ、地域とともにさまざまに活用されるようになった。

本遺跡では、学史的にも比較的早くに郡衙正倉院の全体像が示され、整然と正倉が立ち並ぶ様子が明らかになり、三種類の実物大復元建物と柱位置表示によって、この正倉群を表示してきた。特に実物大復元建物は、その工法や素材を含めて真正性を追求したことで古代の正倉のあり方を非常に強く体感させるものとなり、本史跡の魅力を大いに高めてきた。

再整備での基本理念は、これまでの成果を継承しつつ、約20年間で劣化した機能の回復と、これまでの運営で見えてきた遺構の表現の分かりやすさや耐久性、利便性での課題を改善し、さらなる活用を図ることで、史跡を未来へ継承していくことを目指すものである。

2 基本方針

基本理念を再整備内容へと反映させる上での基本方針として、以下の6つを掲げる。

①整備内容の基礎として前回整備での史跡に係る調査・研究の成果を継承する。

前回整備にあたり、史跡の発掘調査成果や建物の復元内容については十分な検討を経ており、整備地内での新知見の追加や整備内容の変更を要する研究の進展も現在のところ認められない。また、3棟の実物大復元建物で空閑地を囲む一群を立体復元し顕在化するという整備を行った全国で唯一と言える史跡である。それらは現在も何ら変わっていないことから、基本的な事実の認識や整備の基本配置は前回整備での成果を継承する。

②多くの人から好評を得ている史跡南からの景観を維持する。

筑波山地を背景とし自然景観がよく残る独立丘陵上に所在するという立地は史跡の本質的な価値を構成しているとともに、前回整備の結果得られた実物大復元建物と相まった景観は多くの方に愛されている。再整備にあたってはこの景観を損ねない配慮をしていく。

③史跡の本質的価値をよりわかりやすく伝えるため遺構表現や解説の改善を図る。

古代郡衙正倉院跡という史跡の性格や規則的に配置された高床倉庫群の時期毎の変遷がわかることは、平沢官衙遺跡がもつ本質的価値の中でも最も重要である。これらを表現する整備内容のうち、本物を追求した復元建物は多くの見学者が古代官衙を体感できる成功例といえ、適正な継承を図る。一方、柱位置表示については早くに劣化してしまい、本来は実物大復元建物と並ぶ重要な要素でありながら、現時点では整然と立ち並ぶ倉庫群を表現できていないため、解説の方法と合わせて改善を図る。

④遺構表現の真正性の追求に配慮しつつ、耐久性・安全性の強化を図る。

前回整備において、復元建物は本物を追求した素材・工法により復元したことで史跡を理解・体感できる成功例となった。一方で、屋根の経年劣化や鳥害は深刻であるが、これは実物大の復元建物を屋外暴露したことにより、経年変化の歴史的な痕跡が明らかとなったとも評価できることから、将来に向けて長く伝えていくため、この変化を記録として残し、本物の追求に配慮しつつ耐久性・安全性の強化を図っていく。柱位置表示についても早期の劣化が認められたため、素材等の見直しを含めて改善を図る。また、適切な維持管理の負担が軽減できるよう設備の改善を図り、維持管理の方法や計画についても定める。

⑤多様な来場者に向けた利便性を高め、史跡の本質的な価値を発信する。

前回整備では一般的な日本人の成人を見学者と想定して解説等を作成したが、外国人や聴覚障害者、子ども等、多様な見学者に対応できるよう、専用サイトを援用しつつ解説・案内方法の強化を図る。また、成果を広く発信することで、広く市民に理解されることが持続可能な史跡の保存につながることも、来園できない方々へも、史跡平沢官衙遺跡を知ってもらえるよう、専用サイトを整備するなどして継続的に情報発信を行う

環境を整備する。

⑥指定地外での新知見や環境の変化に対応した説明板等を新設する。

保存活用計画では、周辺の古代寺院との関係を史跡の本質価値として捉え、史跡周辺の発掘調査で得られた新知見や、筑波山地域ジオパークの日本ジオパーク認定を受けた人の歴史と自然とのつながりを知る場となったことを、新たな価値として位置付けた。また、前回整備後に史跡小田城跡の整備、金田官衙遺跡の国指定、隣接市での史跡整備の進展があり、交通手段としてもつくば霞ヶ浦りんりんロードがナショナルサイクルルートに指定されるという変化があった。これらを反映した、**周辺文化財と平沢官衙遺跡との関連の理解を深める説明板の新設や専用サイトでの情報発信を行う。**

目 次 案

第1章 計画策定の経緯と目的	
第1節 計画策定の経緯
第2節 計画の目的
第3節 懇話会の設置
第4節 関連計画との関係
第2章 計画地の現状	
第1節 自然的環境
第2節 社会的環境
第3節 歴史的環境
第3章 史跡平沢官衙遺跡の概要および現状と課題	
第1節 史跡指定の状況
1 指定告示	
2 指定地の状況	
第2節 史跡などの概要
1 発掘調査	
2 資料調査	
3 整備の状況	
4 現況調査	
第3節 史跡等の公開活用のための諸条件の把握
1 アンケート調査	
2 見学利用の状況	
3 活用利用の状況	
4 維持・管理の状況	
5 周辺文化財の活用状況	
第4節 課題の抽出
1 利用上の課題	
2 整備の課題	
3 近隣・周辺文化財との関係での課題	
第4章 基本方針	
第1節 基本理念と基本方針

1	基本理念	
2	基本方針	
第5章	整備計画
第6章	整備事業計画
付属資料		
資料1	アンケート結果	
資料2	現況調査結果	
引用・参考文献	

	松塚	緑が丘	森の里	作谷	小田	栗原	松代	倉掛	大形	桜村	市内	
小田城跡歴史ひろば案内所	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
桜歴史民俗資料館	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4
インターネット	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	土浦市	牛久市	取手市	筑西市	阿見町	常総市	桜川市	下妻市	坂東市	利根町	龍ヶ崎市	
小田城跡歴史ひろば案内所	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	3	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0	0
桜歴史民俗資料館	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インターネット	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
合計	6	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	19
	千葉県	埼玉県	東京都	北海道	栃木県	神奈川県						
小田城跡歴史ひろば案内所	2	1	0	0	1	0						
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	4	0	1	2	0	1						
桜歴史民俗資料館	0	2	1	0	0	0						
インターネット	0	0	0	0	0	0						
合計	6	3	2	2	1	1	15					
	つくば市	茨城県	県外	無記入	合計							
小田城跡歴史ひろば案内所	15	4	4	2	25							
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	16	9	8	7	40							
桜歴史民俗資料館	21	3	3	3	30							
インターネット	21	3	0	0	24							
合計	73	19	15	12	119							

2.平沢官衙遺跡歴史ひろばの利用頻度はどのくらいですか？

	初めて	複数回	数ヶ月に 一度	月に数回	週に数回	その他	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	12	4	5	3	0	1	25
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	11	8	9	9	2	1	40
桜歴史民俗資料館	12	15	2	0	0	1	30
インターネット	2	13	5	2	0	2	24
合計	37	40	21	14	2	5	119

その他回答

小田 年に数回

平沢 1回・2回

友人にすすめられて

桜 2回

インターネット 2. 3度行ったことがある

3.平沢官衙遺跡歴史ひろばの利用目的は何ですか？(複数回答可)

	歴史や文化 跡の学習	憩いの場	ウォーキングな ど散策	観光	サイクリング休 憩所	その他	無回答	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	10	5	11	3	1	0	2	32
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	10	12	21	7	3	3	2	58
桜歴史民俗資料館	18	7	11	5	1	2	1	45
インターネット	8	11	11	8	2	2	0	42
合計	46	35	54	23	7	7	5	177

その他回答

桜 ・イベント参加

・子供をのびのびあそばせる。

平沢 ・たまたま道を間違えて来ました

・ピクニック

・イベント

インターネット ・トイレ

・復元建物をバックにフラの撮影に使わせていただきました。その様子は、SNSやフラ専門誌に掲載されました。

4. 平沢官衙遺跡歴史ひろばの魅力は何だと思いますか？(複数回答可)

	景観(山や田園風景)	立体復元建物	建物の柱表示	郡の役所としての歴史性	周辺の古墳や古代寺院との関係	ジオパークの舞台	憩いの場	広い空間	自然や季節の移り変わり	その他	無記入	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	18	12	5	10	1	2	7	6	8	0	3	72
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	24	21	5	15	4	5	16	15	12	1	1	119
桜歴史民俗資料館	16	14	3	16	10	2	5	5	4	3	0	78
インターネット	20	20	6	13	5	4	9	9	6	0	0	92
合計	78	67	19	54	20	13	37	35	30	4	4	361

その他回答 平沢
桜

- ・自然ゆたか！ドゥいなかがいい感じ
- ・近くの歴史が分かり学習にもつながる。
- ・先日いった際には中を観る事が出来ず残念でした
- ・しばふ

5. 平沢官衙遺跡歴史ひろばで不足しているものは何だと思いますか？(複数回答可)

	立体復元建物	建物の柱表示	展示場所	樹木	ベンチ	説明版	休憩施設	体験学習施設	外トイレ	照明	防火施設	ビデオ視聴場所
小田城跡歴史ひろば案内所	4	0	4	1	5	2	6	2	5	2	0	1
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	1	0	2	2	22	1	12	5	6	2	0	4
桜歴史民俗資料館	4	1	2	0	5	12	2	3	8	2	1	0
インターネット	3	0	8	3	11	9	6	8	7	5	2	0
合計	12	1	16	6	43	24	26	18	26	11	3	5

	駐車場	駐輪場	その他	無回答	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	1	0	3	5	41
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	5	2	7	5	76
桜歴史民俗資料館	4	1	2	6	53
インターネット	5	3	4	0	74
合計	15	6	16	16	244

その他回答 小田

- ・別になし
- ・無し
- ・建物内部に入れると良い。

平沢

- ・夏場に日陰で休めるような場所(施設)
- ・建物の詳しい説明。“官衙”がこの地域の中でどのような役割を果たしているのかなど、歴史・文化の説明がもっとあると、より楽しめるのではと思います。
- ・案内・125より進入路わかりづらい。
- ・広場内のベンチ
- ・カフェがあるといい
- ・他に楽しめる施設があるといいと思います。
- ・もっとエロくしてほしい
- ・ソーブランド。男の遊び場を作ってほしい。

桜

- ・ない
- ・ゴミをもちかえる表示またはゴミ箱の設置

インターネット

- ・サイクルラック
- ・市民が施設を愛する気持ち
- ・日陰になるような場所
- ・売店

6. 平沢官衙遺跡歴史ひろばの情報発信について何を望みますか？(複数回答可)

	充実したパンフレット	充実した説明板	講座や体験学習のイベント	インターネットでの写真解説	インターネットでの映像解説	VR(仮想現実)などを活用した展示や解説	解説員による現地説明	その他	無回答	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	10	4	3	4	4	2	1	2	3	33
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	5	6	13	3	6	3	4	3	12	55
桜歴史民俗資料館	8	5	11	12	12	9	2	4	3	66
インターネット	8	14	14	10	11	13	6	3	1	80
合計	31	29	41	29	33	27	13	12	19	234

その他回答 小田

- ・別になし
- ・遺跡の重要性。他、平将門との関連などの分かりやすい歴史と歴史観。

平沢

- ・別になし
- ・TVシーエム
- ・エロ本をおいてほしい

桜

- ・つくば市の文化や歴史の施設全部に固有のホームページが開設されておらず、情報がさがしにくい。
- ・イベントや企画展等、SNSでの情報発信
- ・平沢にたどりつくまでの案内の情報が探しにくい。市のHPでなく、文化財や市の歴史をまとめたHPがつくば市にないのが残念
- ・SNSのツールを使った情報発信

インターネット

- ・休憩施設の営業時間、混雑状況
- ・屋内展示
- ・歴史的成り立ちや重要性を「誰にでも分かる単語で」解説してもらいたい。

7. 平沢官衙遺跡に関連して、どのようなイベントを望みますか？(複数回答可)

	市民向けの 歴史や文化 財の講座	市民向けの 自然やジオ パークの講座	勾玉づくりや 火おこしなど の体験講座	雅楽など歴 史・伝統文化 イベント	市民ホールなど での学術シ ンポジウム	ミニコンサートなど の音楽イベント	アートセッションな どの美術イ ベント	サイクリング関 係のイベント	その他	無回答	合計
小田城跡歴史ひろば案内所	9	7	6	6	1	6	0	1	0	4	40
平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所	9	4	8	15	0	19	6	4	2	8	75
桜歴史民俗資料館	16	3	14	14	1	9	3	1	3	3	67
インターネット	16	12	13	13	3	12	8	7	3	0	87
合計	50	26	41	48	5	46	17	13	8	15	269

その他回答 平沢

- ・体験(土器作り)
- ・女のみずぎの人を働かせる

桜

- ・子供向けの現地をあるいて解説するミニツアー
- ・つくば物語、又開催してほしいです。
- ・子供が参加して市の歴史にしたしめるバスツアー

インターネット

- ・親子で楽しめるアウトドア関連のイベント
- ・キャンプ
- ・サイクリング集団は危険で邪魔なので排除してもらいたい。

8. 史跡平沢官衙遺跡整備事業に望むことがあればご自由にお書きください。

小田城跡歴史ひろば案内所

- ・まだ行ってないのでわからない。これから行きます。
- ・文化財だけでなく観光地になるような雰囲気してほしい。(歴史が好きな人だけではなく誰れもが楽しめるような環境)
- ・つくばにいらした方をおつれして、皆喜ばれています。

- ・ぶらっと出かけになる機会を増やして欲しいです。
- ・雑草をきれいにして下さい。
- ・大池公園(桜他)との一帯化した整備。SNS投稿に使えるようなビューポイントの案内。
- ・遺跡の維持は大変かと思いますが、自然あふれる場所なので大事にしていきたいです。
- ・あずまや等、雨天の日も休む所が必要と思います。
- ・つくば駅から平沢までの道のりが分かりづらい。モデルルートの構築。

平沢官衙遺跡歴史ひろば案内所

- ・高齢者の方ベンチが犬他●●と併せて4~5●お願いします。
- ・古代・奈良・平安・鎌倉など、今日までの歴史の流れの中で、たとえば北条・小田地区との歴史・文化のかかわりあいで、平沢官衙の果たした歴史的意義などを説明する講座などがあるとよい。とにかく近隣地域の発展などを関連づけて主体的な整備をして欲しい！
- ・地元にある遺跡なので、屋根の破損が一番気になります。景観が台無しです。芝生で危険が少ないので、小さな子供から大人迄楽しめる場所です。早急に整備をしていただきたいと考えます。そこで楽しめるイベントや体験講座等を考えて欲しいです。
- ・体験学習にもっと学校にお声かけをして来てもらったりされると良いのではないのでしょうか。
- ・復元建物の老朽化が進んでいるようで、景観的にも見劣りしてきたように感じます。
- ・のんびり頑張ってください。
- ・やや殺風景な印象がありますが、紅葉の山を背景に佇む姿はとても美しく、前景の広場や水田、大池などがのびのびとした感じを与えてくれました。これらの道々あるいは空間にこの遺跡にちなんだカフェや体験ゾーンがあると良いと思います。中央の茅ぶき屋根がたいが修復が必要と思います。ぜひお願いします。
- ・素晴らしい遺跡をもっとテレビ等メディアで紹介して欲しい。つくば山に50●近く来てはじめて知りました。
- ・他の歴史的施設とつながり、地域の皆さんで盛り上げようとされているのがとてもよくわかり、すてきだなと思いました。ありがとうございました！
- ・近くに宝篋山(登山)や池があり、自然豊かでとても魅力的なところだと思います。茨城の名所としてもっとアピールしていくべき場所ではないのでしょうか。
- ・他付加価値のあり イベントを行えばなおいいと思います。
- ・かやぶき屋根の早急な修復
- ・すわる所、お茶する所があればもっと長くいられます。
- ・通路近くのベンチ
- ・道案内のカンバンをあちこちに立ててほしいです。

- ・つくば市民の参加できるイベント。
- ・ソーブランドをひらいて下さい。
- ・若い女の人の下着でのイベント オナニー大会

桜歴史民俗資料館

- ・昔やったオカリナすてきでしたよ
 - ・展覧している場所に照明を増やして明るくしてほしい。
 - ・今キャンプが流行しているの、堅穴式住居を模した建物を建てて、昔ながらの生活体験キャンプなどをやれば景観的にもいいのでは。
 - ・整備の推進とバーチャルを利用した説明の充実を希望します。
 - ・ほかの市では、市の文化や歴史について市の公設のホームページで行政のサイトとフォーマットを変えて、固有のWEBサイトをつくってわかりやすく情報量も多い発信を行っているのに、つくば市はそれをやっていないのがとても残念です。平沢をふくめ、つくば市には特有の貴重なものがたくさんあるので、文化・歴史・自然についてのWEBサイトをしっかり整備してほしいです。
 - ・維持することが大変ですが、頑張してほしいと願います。
 - ・つくば市の文化財や現地にたどりつくための情報がさがしにくい。
- 現地だけでなく、現地にみちびくための情報を、WEBにわかりやすく、さがしやすく、まとめて掲載してほしい。

インターネット

- ・数年前の「オリンピック」文字の芝焼きのような、観光地として恥ずかしい事はやめてほしい。あれは、地元民のための地元民による楽しみであって、観光にはマイナスとしか言えず、近年の洗練されたアピールとは程遠い。目指すところが地元民の憩いであれば現状のままでOKであるが、外部発信であれば根本から変えた方がよい。
- ・地元民としては誇れるスポットなので、コロナが収束したら、ぜひ多くのイベントを実施して多くの方に来て頂き、知ってもらえたらと思います。
- ・恒常的な集客が見込めるのは不動峠を登るサイクリストではないか。不動峠は有名なヒルクライムスポットで、りんりんロードがメジャーになるにつれ県外訪問者も多くなる。ヒルクライムの休憩所、起点施設として整備していただきたく思います。ツールドつくばのゴールつつじヶ丘との連携イベントも面白いかと。サイクリストが歴史施設も観光できるような流れも良い。小田城趾も近いので歴史施設としての連携があっても良いかと思う。
- ・歴史的に非常に重要な遺跡の一つだと思う。整備はお金をかければよいというわけではないので、そこはよく考えてほしい。歴史を体感でき、人が適度に集まる場で、可能であれば、COVID-19終息後は街中から公共交通や自転車で移動し、周辺散策含め半日程度滞在したいと思えるような場と空間にしてほしい。
- ・看板はこれ以上ありません。イベント(web開催含む)を充実して欲しい。
- ・駐車場も十分な台数分確保してほしい。

・建物や柱跡の復元だけでなく、そこで生きた人間の姿をみたい。
どのような服装で、どのような仕事を、どのような職制のもとで、おこなっていたのか。
どのような生活をしていたのか。家族は、妻や子供たちは。
物理的遺跡だけでなく、人間的痕跡を、わかる範囲で、知りたい。

・単に復元建物を修繕するだけではなく、周辺を含めて、さらに魅力ある遺跡として整備していただきたいです。
・大池と遺跡の間は歩行者が多いが、スピードを出す車や自転車が、歩道の安全面での整備も併せてお願いしたいです。

・建築から大分年数も経過し、各所に劣化が見受けられますので、早急に改修すべきかと思えます。

・上記のようなイベントで周知し、興味を持った方が歴史的な講座も受けて知識を深めるようになるとよいかと。
景観が美しいので、筑波山への観光客が足を延ばすようになってくれるといいと思いますが、そうすると「これだけ・・・？」と思われぬように見せる工夫も必要になってきますね。

柱位置表示と建物範囲の表示方法について

○柱位置表示の目的

- ・平沢官衙遺跡の本質的価値である建物が立ち並ぶ状況を示すため、立体復元建物と相互に関連させて表現する。
- ・各時期に整然と高床倉庫が立ち並ぶ、正倉院としての空間を示す。

○柱位置表示の状況と問題点

- ・当初整備後に早く朽ちてしまい応急措置のみをしているため、長期にわたって史跡の価値を伝えることができていないだけでなく、邪魔な存在として認識され、その存在を忘れさられた。
- ・実物大復元建物の存在感が大きすぎてあまり目立っていない。
- ・25 cmの高さの差で示したⅡ期・Ⅲ期の建物の時期の違いにわかりにくい。
- ・軒下範囲を表示していたタマリユウがすべて芝により浸食されており、軒下を示すもの建物範囲を明示がなくなっている。
- ・柱表示と軒下範囲の表示が失われたことにより、高さや太さの差で表現されていた身舎の柱と壁外柱穴列の柱との区別が、長期間にわたりわかりにくくなっている。
- ・建物範囲を示す表現として基壇上に10cmほど高くした表現（建物周辺の2重線）も、芝に覆われ、分からなくなっている。
- ・アンケートなどで要望があるベンチの設置について、当初は柱位置表示がベンチの役割も担っていたが、その機能をはたしていない。
- ・柱位置表示の解説は、総合解説板には記載があるが柱位置表示の付近には無く、わかりにくい。

○柱位置表示整備の課題

- ・建物が立ち並ぶ状況を長期間にわたり安全に表現できる、耐久性のある素材とする。
- ・柱は、建物群の時期差がわかりやすい表現とする。
- ・柱はベンチとして座ることや、子供が上に乗ることを念頭に置き、安全性を考慮した素材・形状・高さとする。
- ・本史跡で多く見つかっている壁外柱穴列は、史跡の特徴であるとともに、軒

下範囲を推測する根拠ともなるため、前回整備時と同様に壁外の柱も表現の対象とし、かつ身舎の柱表示との区別がわかりやすい表現とする。

- ・建物範囲は、芝の浸食を念頭に置いたときにも長期間の維持が可能なこと、壁の表現や礎石・地覆石・基壇の表現との誤解を与えないこと、躓きによる危険に配慮すること、自然な景観に考慮することを満たすような表現方法とする。
- ・建物の配置や時期差を示す柱位置表示について、わかりやすい場所に解説板を追加する。

○整備の手法

- ・本質的価値を長く伝えることができるよう、素材は当初整備時の木製から腐らないコンクリートとし、景観に配慮したビシャン仕上とする。
- ・ベンチとして座ることや上に乗った時の安全性を考慮しつつ、建物の時期差を示すため、身舎の柱表示の高さはⅢ期を 60cm、Ⅱ期を 30cm とする。高さについては当初整備時のⅢ期が 45cm、Ⅱ期が 25cm であったのと比較して全体的に高く目立つようにし、時期による高さの差も強調する。
- ・身舎の柱表示の太さは、当初整備時と同様、発掘調査で確認できた柱痕の平均的な太さである 35 cm とする。
- ・壁外柱列の柱表示の高さは、当初整備時と同様、身舎の柱表示よりも低く表現する。身舎の柱表示の高さとの関係から、Ⅲ期が 30cm、Ⅱ期が 15cm とする。太さは、発掘調査で確認できた柱痕の平均的な太さである 20 cm とする。
- ・Ⅲ期・Ⅱ期をよりわかりやすく区別するため、高さの差に加えて、顔料で着色したコンクリートを用いることで、異なる色彩として表示する（茶色系・灰色系）。
- ・建物の配置や時期差を示す柱位置表示についての解説板を、Ⅲ期・Ⅱ期の柱位置表示を比較して見渡すことができ、実物大復元建物と見比べることができる位置に所在している、既存の実物大復元建物解説板の裏面に新設する。

※ 柱表示については田中座長から以下の御指摘を頂いています。

結局、ただ同じ長さのただの丸太が立っているだけですと、つまらない空間になってしまいますので、長さで意味を変えらるるとしても、その中

で微妙に変化を付けるほうが、私は美的に訴えられると思う（田中）。

田中先生の御指摘について事務局で検討した結果、以下の理由から時期・性質が同じ柱表示は同じ高さとする案として提示しています。

- ・高さの違いにより、時期差や身舎の柱と壁外柱列との差を表現するため、微妙な高さの変化をつけることによって、表現したいことがわかりにくくなる可能性がある。
- ・安全性やベンチとしての利用を考えたとき、柱表示の高さには制約が生じるため、時期毎の高さに大きな差をつけることは難しく、同時期の柱表示群での微妙な高さの変化もつけにくい。
- ・美的な表現として成功するか、確証が持てない。

○柱位置表示での建物範囲表示の検討

以前に送付した2案については様々な御指摘をいただき、これを元に検討し、第3案をあらたに追加した。

なお、第3案では建物範囲を身舎で表現するか、軒先で表現するかについて、軒先の推測位置を表現することに改めた。これは、身舎輪郭の表現が地表からの壁の立上りを連想させやすく、高床建物を表現しにくいからである。軒下範囲は、当初整備で検討されている、壁外柱穴を軒支柱と推測した場合の範囲を踏襲する。壁外柱穴列の無いものについても、当初整備と同様に軒下範囲を推測し、軒先の位置を表示する。

- ・第1案は、壁の位置に縁石を設置する方法。縁石に躓くことや、芝に隠れることが懸念されるが、12cm 角とやや存在あるものを5cm 地上に出すことで、前述の懸念を軽減できる。
 - ・外周の壁位置の縁石が壁の地覆石のような誤解を与える（海野）
 - ・縁石をステンレスなどの石製以外に、二重の外周ラインに見切りの表現（芝生の種類やエッジにプランターなどの花壇を置くでもよいと思います）をする（海野）
 - ・外周柱を含めた範囲、あるいは軒下を含めた範囲も重要（三谷）
 - ・躓きの原因となる物の埋設はよくない（田中）

※ 輪郭の表現について、先述の課題を満たす手法は限られています。ご提

案いただいた手法のうち、芝生の差による表現は数年のうちに混雑し、境目を長期間維持することはできないと思われます。プランターについても、プランターでの植物の育成は地面に植えるよりも難しく、多数で広範囲に配置されたプランター植物を見苦しくないように維持できる想定は、現実的ではありません。そのため、第3案では人工的な素材を念頭とした提案となっています。

- ・第2案は、外側の柱の色の濃淡を変えることで、建物のまとまりをより明確に表示できる。

→内部柱が外部柱と色が異なっており、校倉の場合では、内側東柱・外側東柱ともに同じ太さで均一であることが重要ですので、この表現も誤解を与える（海野）

- ・第3-1案は、軒下範囲を平板の列で表示する。建物のおよその大きさや範囲を示すとともに、平板なので近づけば存在感があり、躓くことも少ないかと思われる。

→・軒下範囲はあくまでも想定範囲であり、柱位置など発掘調査で確実に存在したものとは状況が異なるので、構築物で目立つ表示をしてよいか？

- ・基壇のように見えるのではないか？

上記配慮から、更に変化させた2案を提示した。

- ・案3-2 平板の幅を狭くすることで、やや存在感を弱める。
- ・案3-3 平板を一部抜いて、破線状とすることでやや存在感を弱める。

※ 案3-2・3は、平板の幅によって存在感が出すぎたり、基壇等と誤解されないかということ念頭に、追加しました。平板は厚みが薄いため躓きへの対処となりますが、反面で芝には覆われやすいです。それでも、30cm幅であれば覆いつくされずに維持できるのでは、15cm幅が維持できるギリギリではないかとの推測により、提案したものです。

柱表示 建物範囲表示案

Ⅲ 期

- ・東柱：コンクリートH 600、φ 350、赤茶色、ピシャン仕上げ
(第1案：暗い赤茶色、第2案：外側を暗い赤茶色、内側を明るい赤茶色)
- ・外周柱穴列：コンクリートH 300、φ 200、明るい赤茶色、ピシャン仕上げ

Ⅱ 期

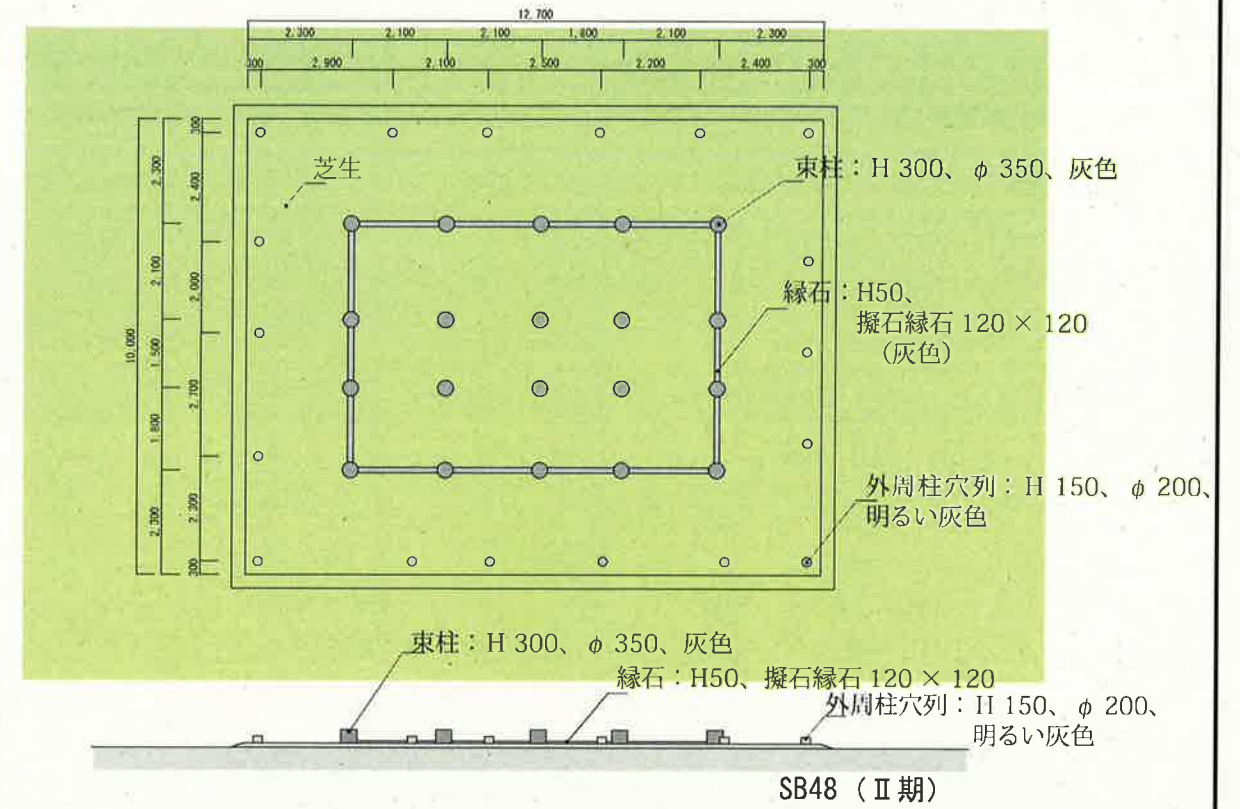
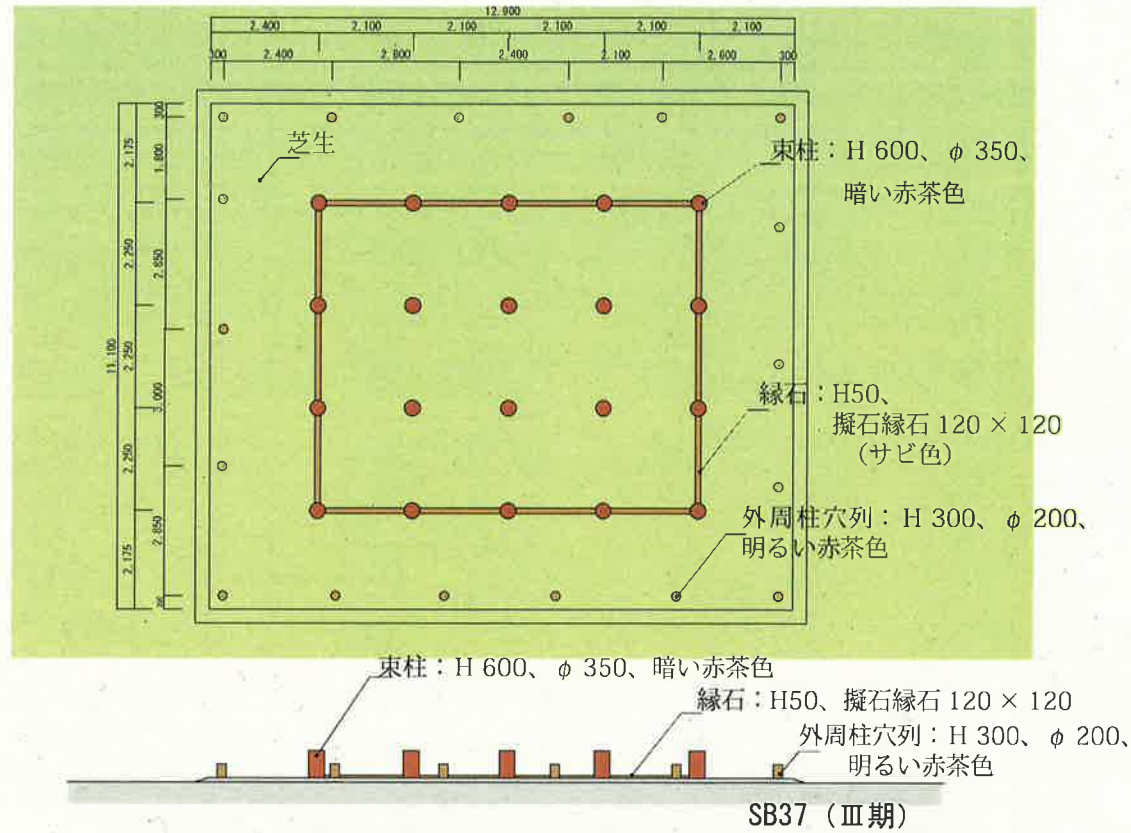
- ・東柱：コンクリートH 300、φ 350、灰色、ピシャン仕上げ
(第1案：灰色、第2案：外側を灰色、内側を明るい灰色)
- ・外周柱穴列：コンクリートH 150、φ 200、明るい灰色、ピシャン仕上げ

第1案

- ・壁位置を縁石で表示
- * 踏くことが無いように
- * 芝に隠れないように

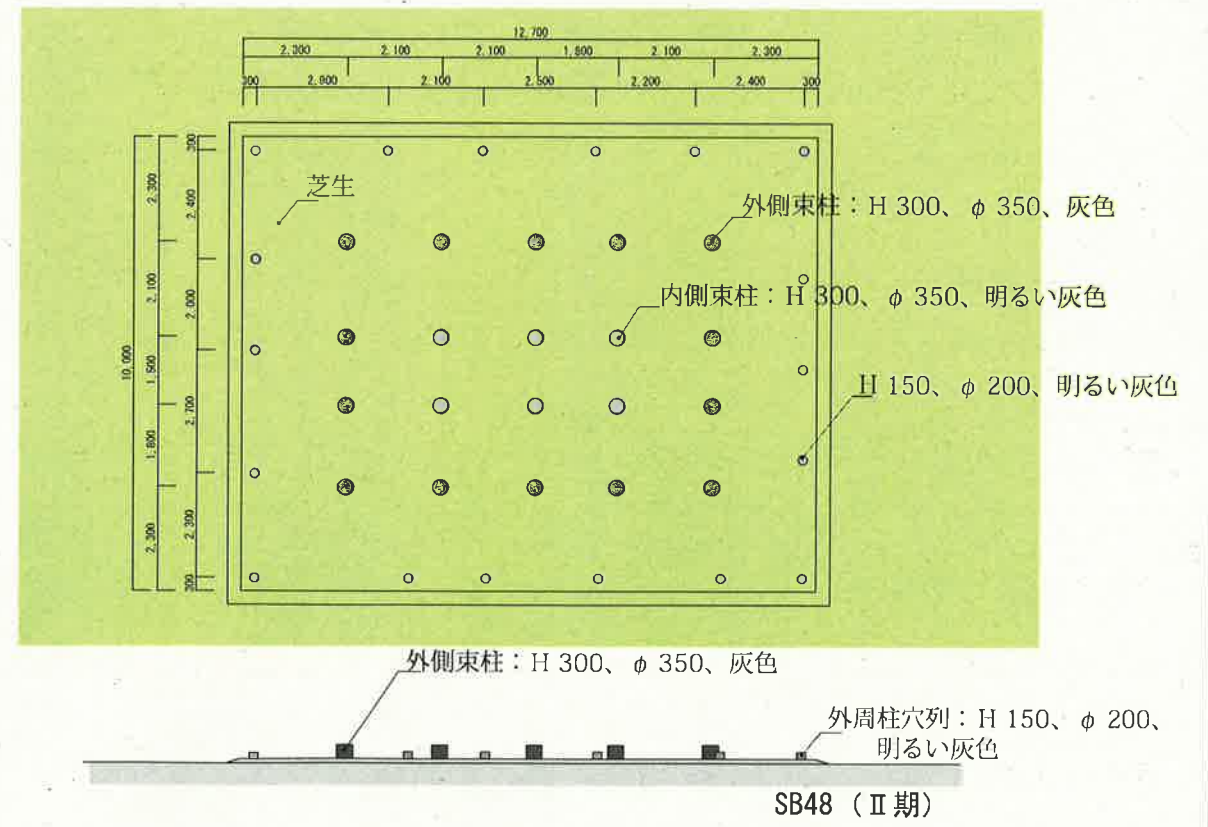
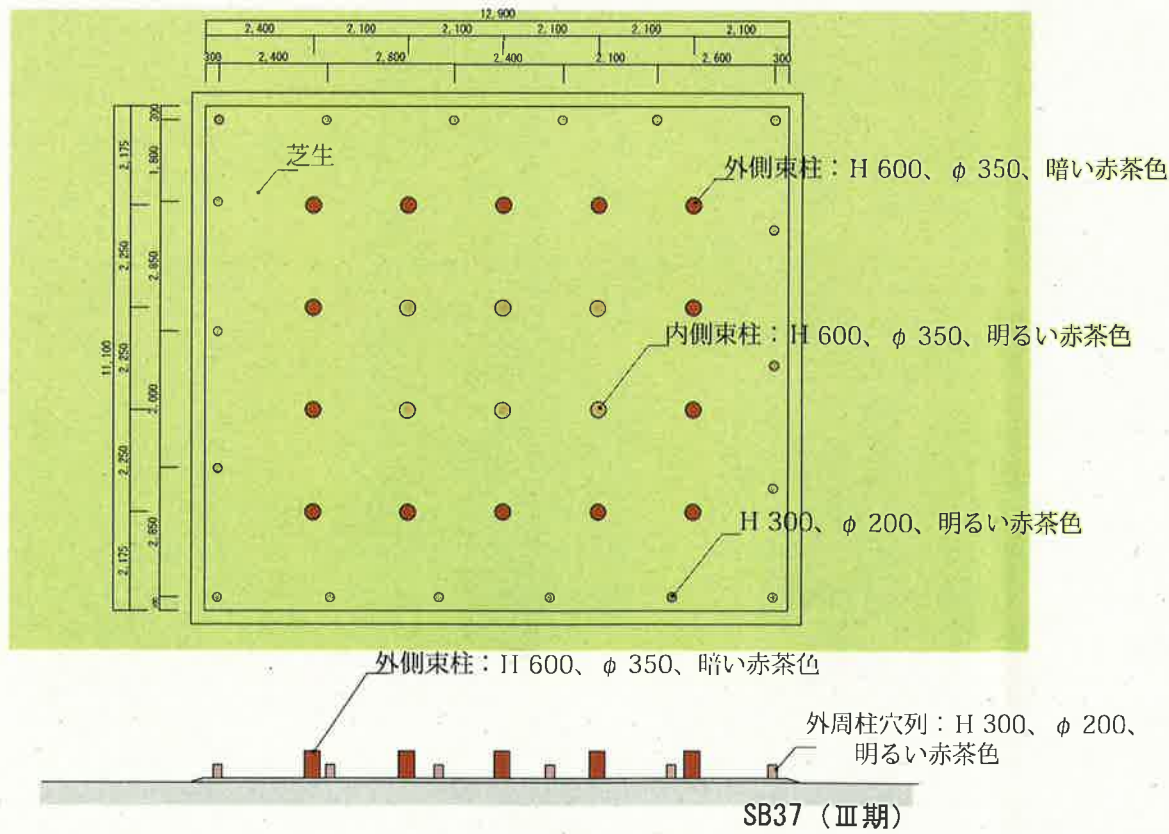
↓

12cm角の擬石縁石
地上5cm



第2案

- ・外側東柱を暗い色、
内側東柱を明るい色で表示



柱表示 建物範囲表示案

Ⅲ 期

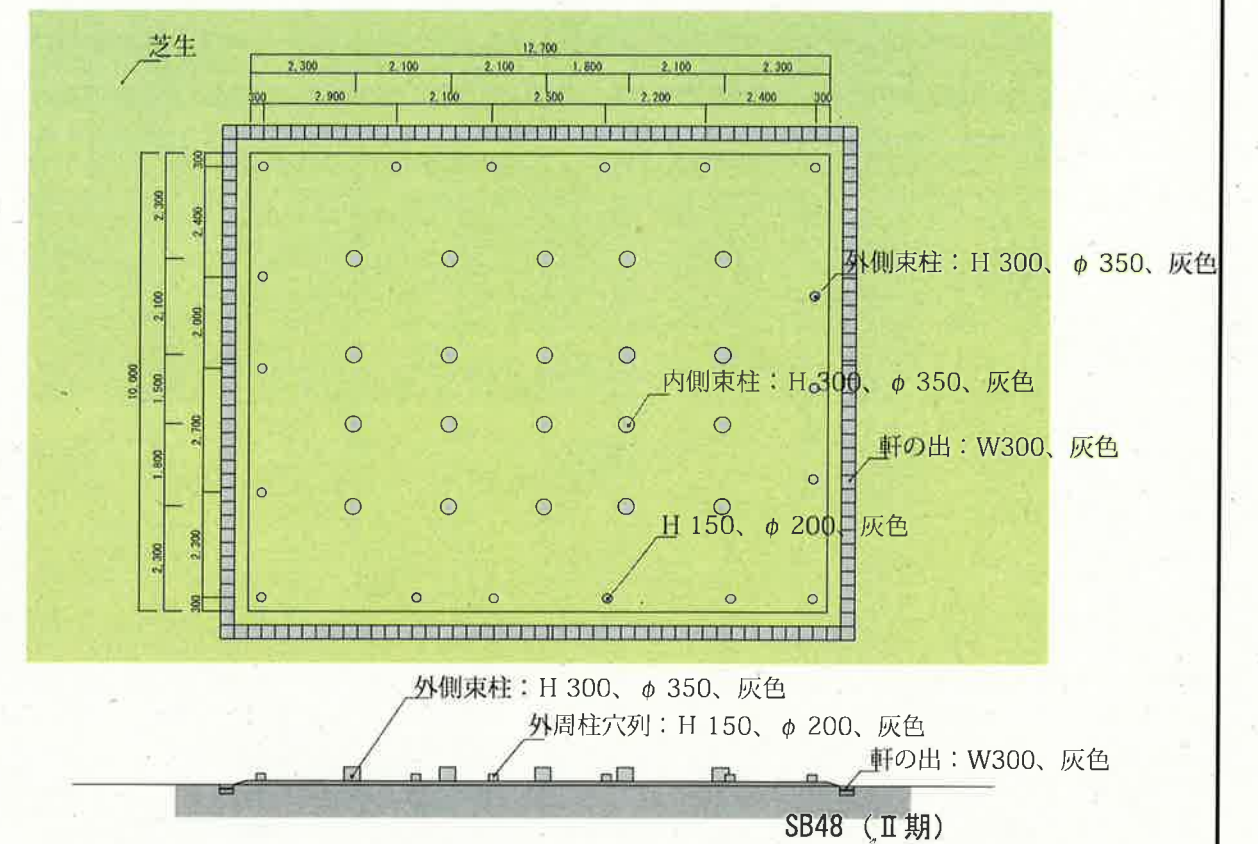
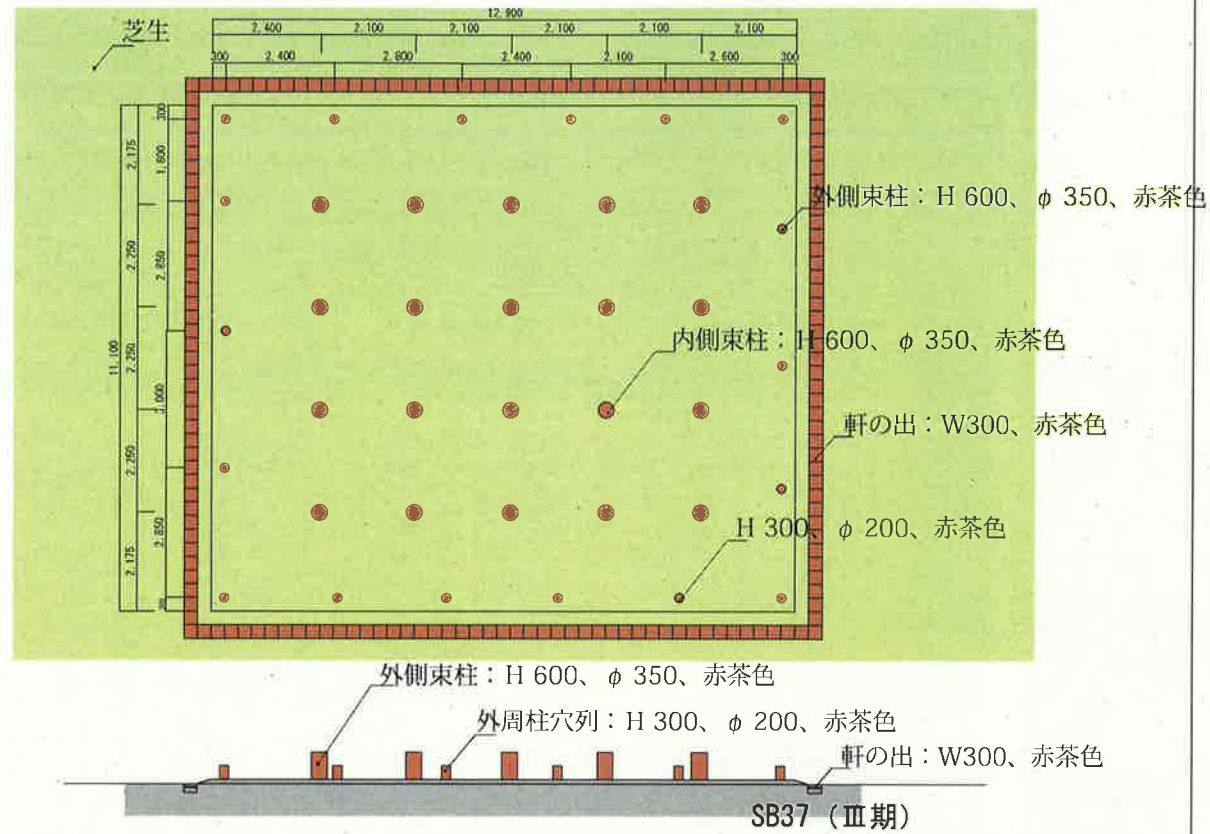
- ・束柱：コンクリートH 600、φ 350、赤茶色、ビシャン仕上げ
- ・外周柱穴列：コンクリートH 300、φ 200、赤茶色、ビシャン仕上げ
- ・軒の出：コンクリート擬石平板、赤茶色

Ⅱ 期

- ・束柱：コンクリートH 300、φ 350、灰色、ビシャン仕上げ
- ・外周柱穴列：コンクリートH 150、φ 200、灰色、ビシャン仕上げ
- ・軒の出：コンクリート擬石平板、灰色

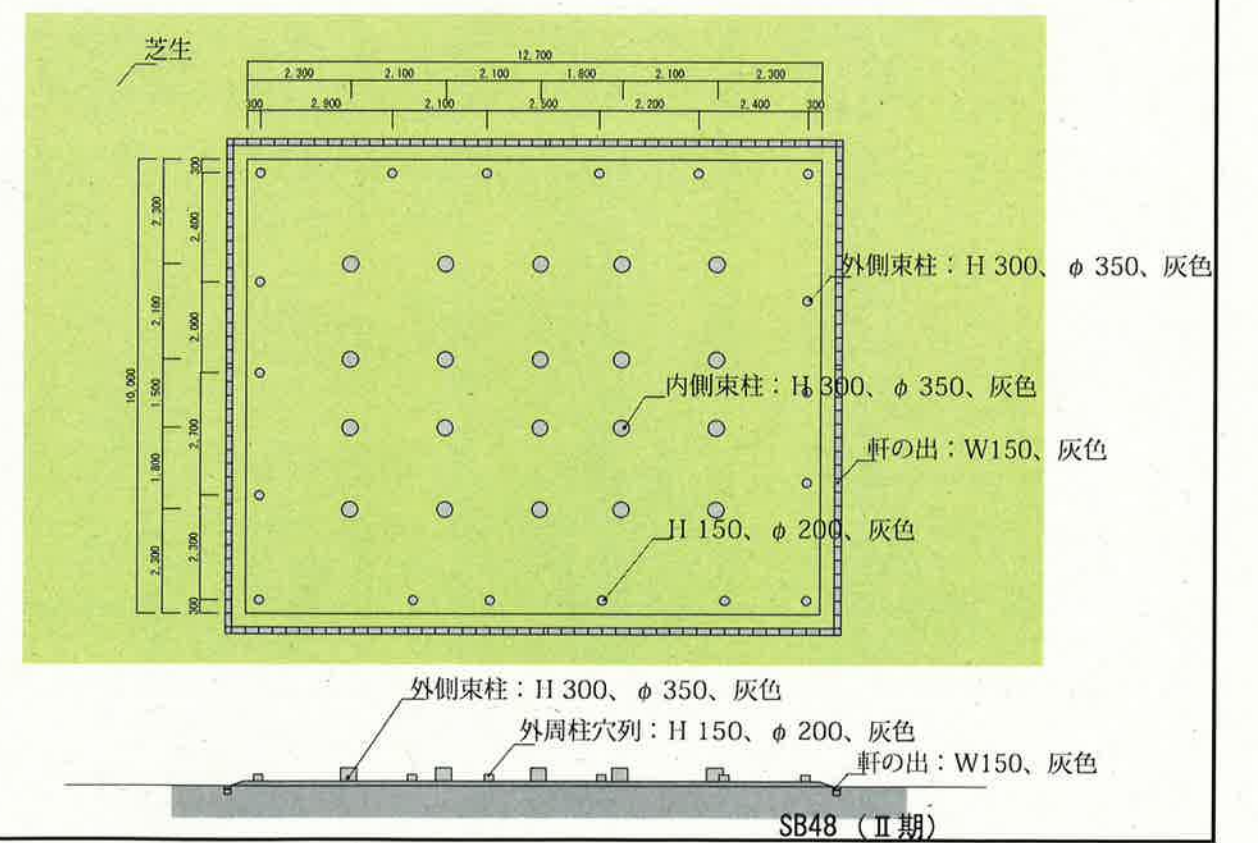
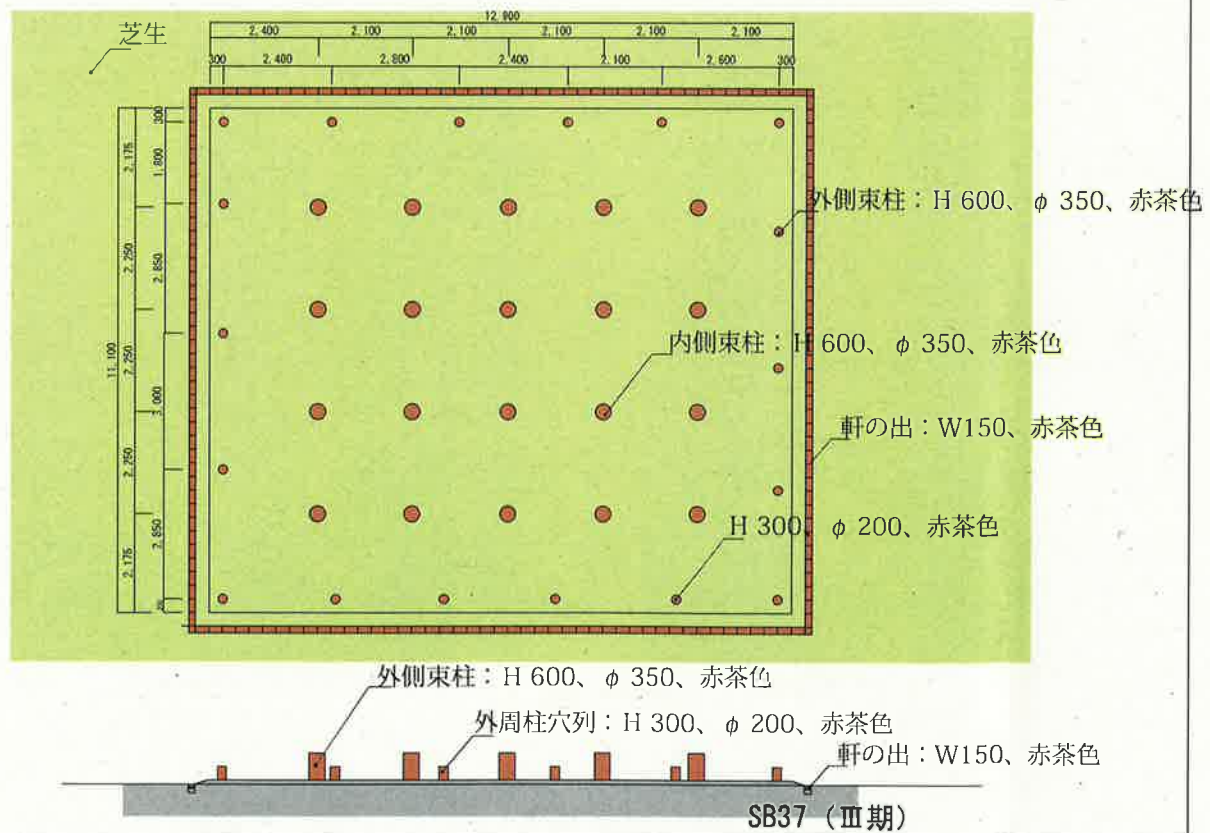
第3-1案

- ・軒の位置を平板で表示
(巾300)
(平板300×300×60)



第3-2案

- ・軒の位置を平板で表示
(巾150)
(平板150×300×60)



柱表示 建物範囲表示案

Ⅲ 期

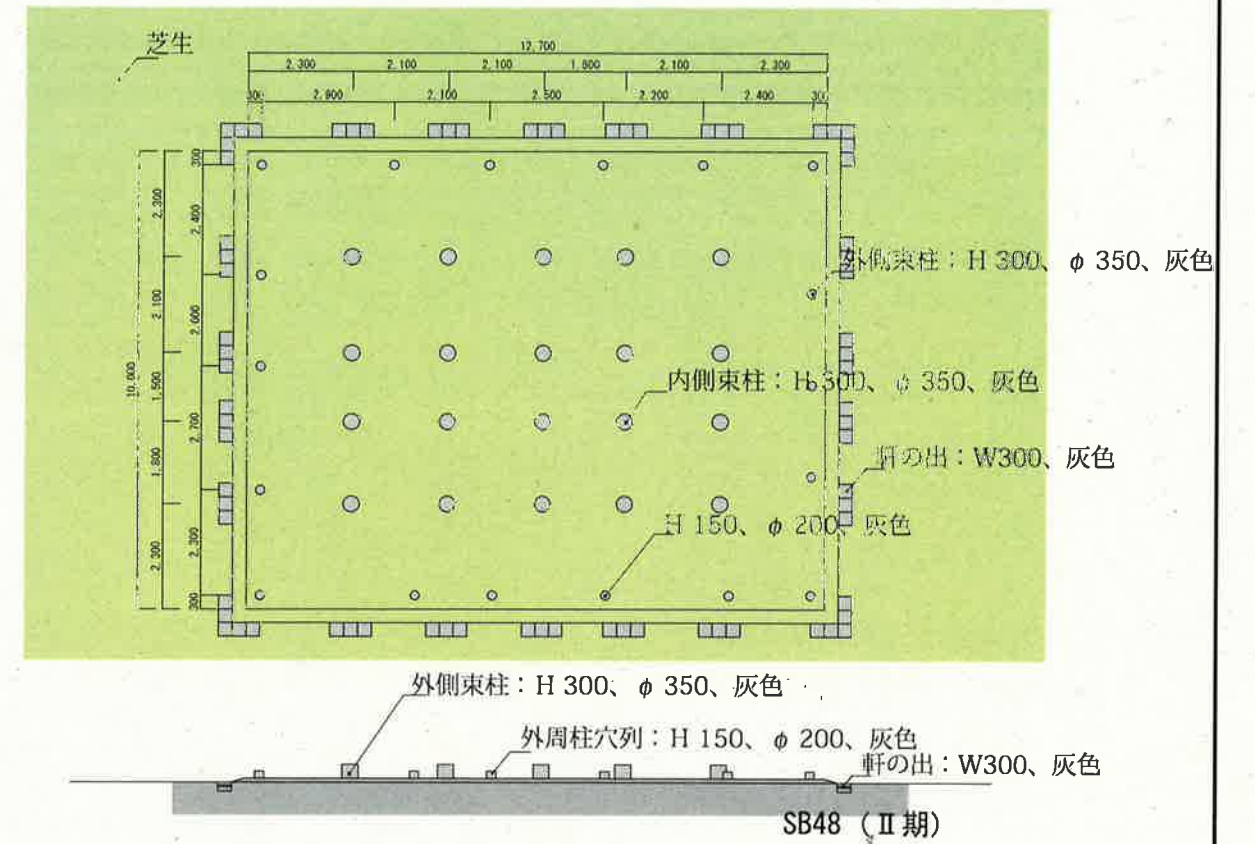
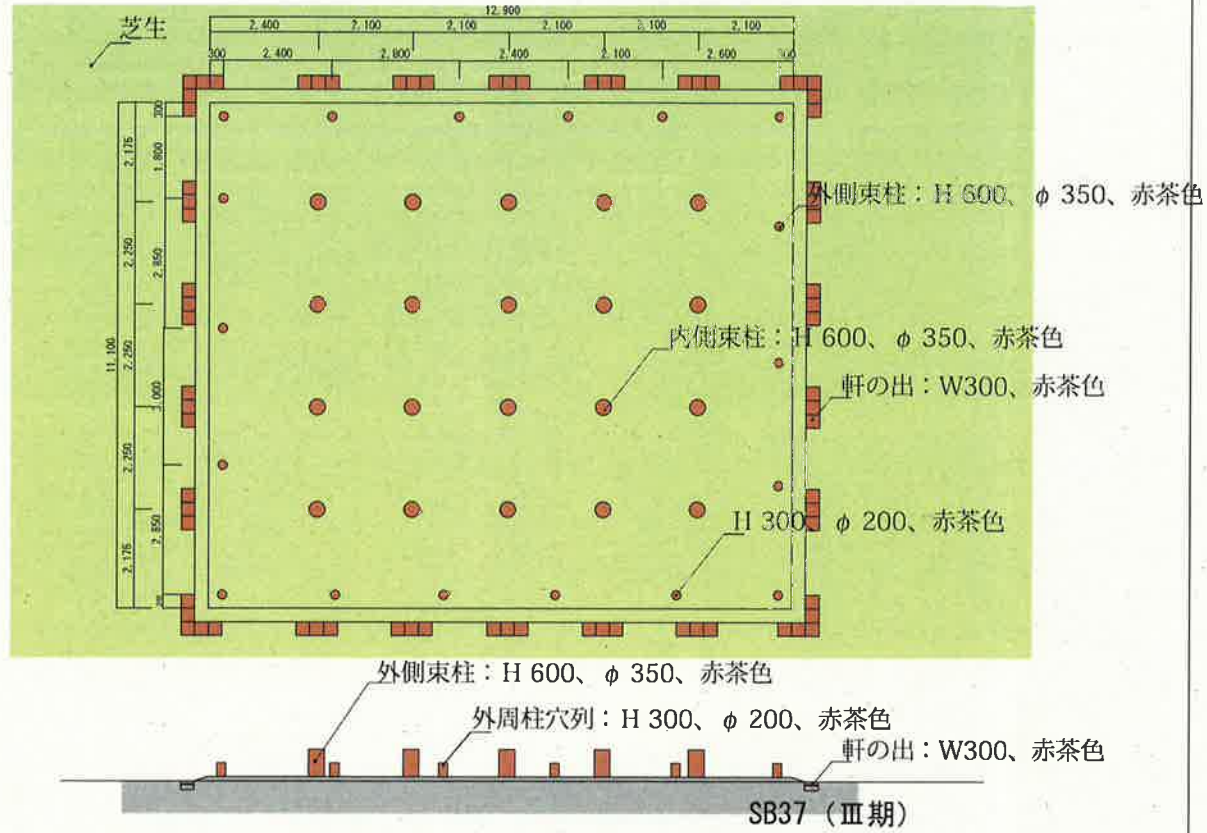
- ・ 束柱：コンクリート H 600、φ 350、赤茶色、ピシャン仕上げ
- ・ 外周柱穴列：コンクリート H 300、φ 200、赤茶色、ピシャン仕上げ
- ・ 軒の出：コンクリート擬石平板、赤茶色

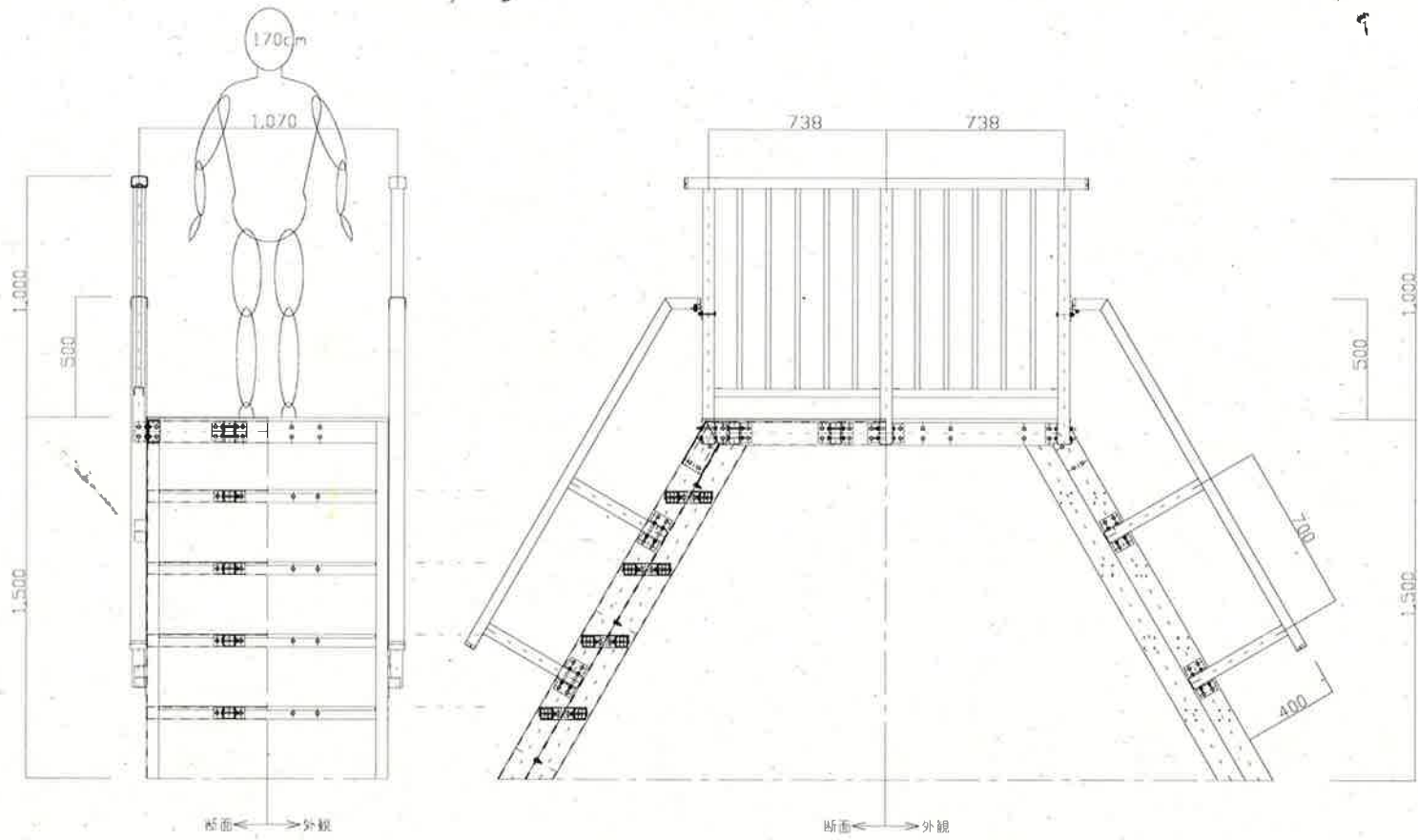
Ⅱ 期

- ・ 束柱：コンクリート H 300、φ 350、灰色、ピシャン仕上げ
- ・ 外周柱穴列：コンクリート H 150、φ 200、灰色、ピシャン仕上げ
- ・ 軒の出：コンクリート擬石平板、灰色

第3-3案

- ・ 軒の位置を平板で表示
四隅と柱位置に巾300
(平板 300 × 300 × 60)





階段 1/30

KOYO

車いす用段差解消機・小型エレベーター

Platform Lift Elevator

テクノリフター

Technolifter

タスカリフト

Tascalift

エヌケーエレベーター

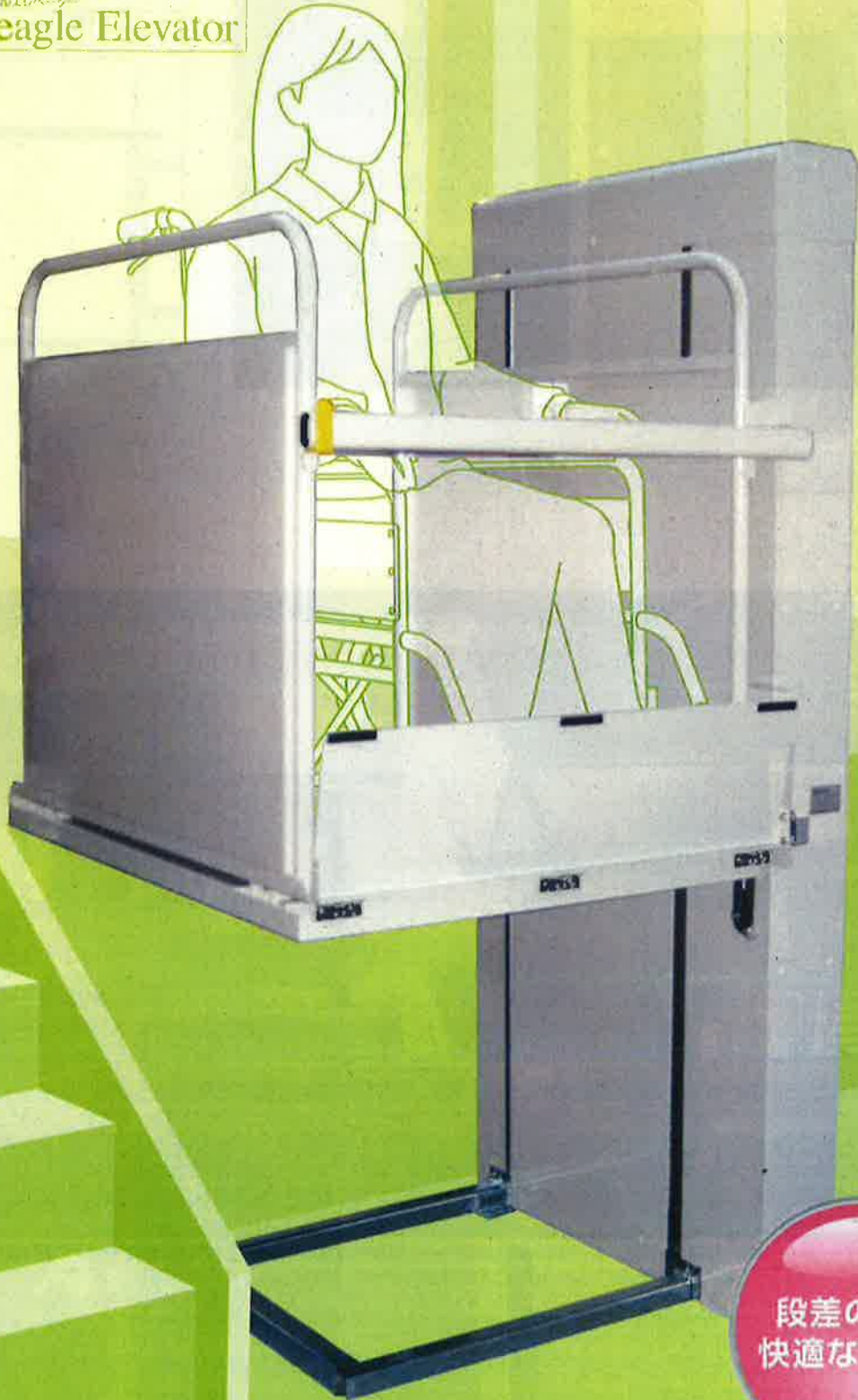
NKL Lift

ワンツーリフト

One Two LIFT

ビークルエレベーター

Beagle Elevator



段差のない
快適な暮らし



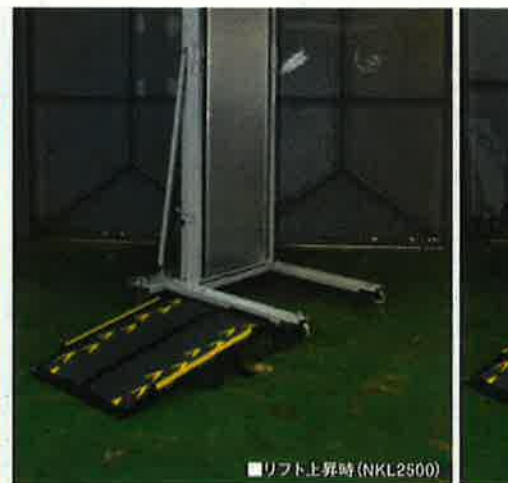
移動もできる便利なリフト

キャスター付でも、最低高さ13cmの薄型設計。

100V)が使えるので、大掛かりな電気工事は不要です。



■リフト上昇時 (NKL1500)



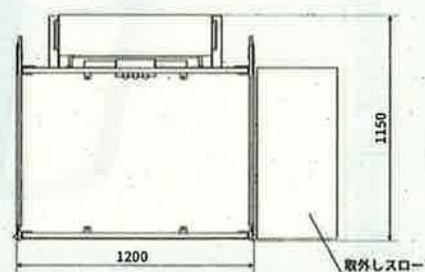
■リフト上昇時 (NKL2500)



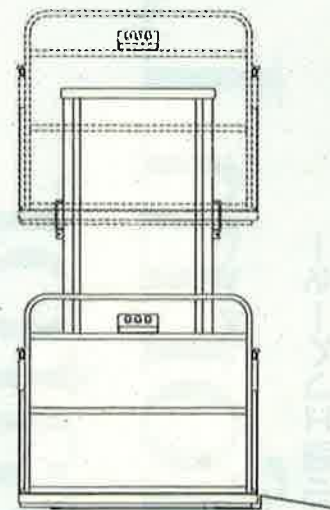
■リフト下降時 (NKL1500)

NKLリフト

単位：mm ■納期：約30日 ■工期：約半日



【平面図】



【側面図】

最大昇降高さ 1020 (NKL1000) / 1520 (NKL1500)
130、1870 (NKL2000) / 2370 (NKL2500)

便利なオプション機能

かご遮断棒

閉まっていないと運転しない安全リミット付。開閉式ドアより省スペースとなります。

自動開閉渡し板

上階側の乗降時の隙間を解消します。遮断棒と組み合わせることで使用下さい。

自動開閉スロープ(固定時)

かごの昇降に連動してスロープが開閉。省スペースで車いすの落下を防止します。

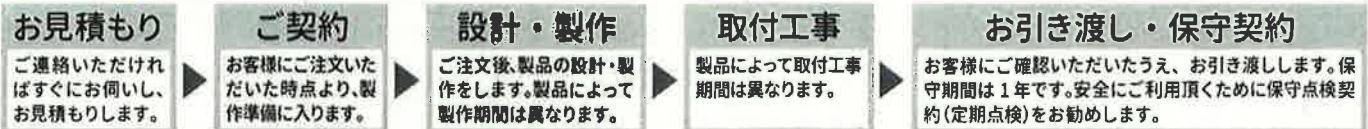
段差解消機 製品仕様表

型式	テクノリフター 65	テクノリフター 100	タスカルリフト DA150	タスカルリフト DA240
テーブル寸法	(幅)1,100 × (奥行)1,200mm	(幅)1,150 × (奥行)1,200mm	(幅)1,130 × (奥行)1,200mm	
定員	1名			1名
積載荷重	180kg			185kg
定格速度	1.3m/min (50Hz)・1.5m/min (60Hz)	1.2m/min (50Hz)・1.4m/min (60Hz)	4.0m/min (50・60Hz) 以下	
最大昇降行程	650mm 以下	1,000mm 以下	1,500mm 以下	2,400mm 以下
最低高さ	55mm	65mm	80mm	
電源	単相 100v 90w			単相 100v 200w
操作方式	押し続けボタン			押し続けボタン
標準装備	●表示灯 ●自動収納スロープ ●位置検知装置			●呼び送りスイッチ ●自動収納スロープ ●位置検知装置
安全装置	●運転キースイッチ ●落下防止装置 ●停電時降下装置 ●挟み込み防止用ジャバラ			●運転キースイッチ ●落下防止装置 ●遮断棒 ●障害物検知装置 ●漏電ブレーカー
オプション	●パトライト ●ブザー ●停止スイッチ ●屋内ブリッジ 【テクノリフター 100のみ】●リモコン送信機・受信機 ●移動ユニット			●上部乗り越えブリッジ ●停電時降下装置

型式	NKL 1000	NKL 1500	NKL 2000	NKL 2500	ワンツーリフト
テーブル寸法	(幅)1,150 × (奥行)1,200mm				(幅)1,250 × (奥行)1,250mm
定員	1名				1名
積載荷重	180kg				184kg
定格速度	2.1~2.5m/min (50・60Hz)				1.8~3.6m/min
最大昇降行程	1,020mm 以下	1,520mm 以下	1,870mm 以下	2,370mm 以下	4,000mm 以下
最低高さ	130mm				150mm
電源	単相 100v 370~420w				単相 100v 400w
操作方式	押し続けボタン				押し続けボタン
標準装備	●かご扉 ●取外しスロープ ●移動ユニット ●ペンダントスイッチ				●かご扉 ●呼び送りスイッチ ●位置検知装置
安全装置	●運転キースイッチ ●落下防止装置 ●かご扉 ●障害物検知装置 ●かご扉開閉検知装置				●かご扉 ●落下防止装置 ●障害物検知装置 ●停止スイッチ ●かご扉開閉検知装置
オプション	●かご遮断棒 ●停電時降下装置 ●本体カバー ●自動開閉渡し板 ●自動開閉スロープ(固定時)				●無停電電源 ●ワイヤレスリモコン ●非常呼出 ●かご内照明 ●回転灯

型式	ビーグルエレベーター		
用途	乗用	定格速度	10m/min
定員	2名	ドア形式	自動式 2枚扉片開き
積載量	140kg	駆動方法	ロープ式
かご内法	(幅)850 × (奥行)660 × (高さ)2,000mm	停止箇所	最大 4箇所
出入口寸法	(幅)620 × (高さ)1,900mm	電源	単相 100v
昇降路内法	(幅)1,200 × (奥行)950mm	モーター容量	0.75kw
最大昇降行程	10,000mm 以下	制御方法	インバーター制御方式
標準装備	●自立鉄塔 ●機械室の上方設置 ●LED照明 ●ルーム内コンセント ●手すり		
安全装置	●戸開走行保護装置 ●挟まれ防止センサー ●停電時バッテリー装置 ●管理用キースイッチ ●非常ブザー ●乗過ぎブザー ●非常停止装置 ●地震時完成運転装置(昇降行程 7m超は義務)		
オプション	●外部連絡用電話機 ●ルームミラー ●換気装置 ●化粧シート ●防火区画対応 ●防犯用デザイン窓		

ご契約からお引き渡しまで



※本製品を安心・安全に末永くご使用いただくため、定期点検をお奨めします。

KOYO 広洋産業株式会社

KOYO ENGINEERING CO.,LTD

URL:<http://www.koyoeng.com/>

本社 〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-30-3 南大塚アロービル 2F
TEL: 03-3984-5640 FAX: 03-3984-5476
E-mail: symphony@koyoeng.com

西日本支店 〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原 2-7-38-7F
TEL: 06-6398-3155 FAX: 06-6398-3166

東北営業所 〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 4-8-15
TEL: 022-393-6597 FAX: 022-395-5421

名古屋営業所 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 1-17-19-2F
TEL: 052-218-5527 FAX: 052-218-5528

九州営業所 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 3-4-8-8F
TEL: 092-716-3861 FAX: 092-716-3862

●営業品目: 車いす用階段昇降機・いす式階段昇降機・段差解消機・エレベーター・荷物用リフトの販売・設計・施工・修理・メンテナンス

※平成29年4月現在の仕様です。品質向上のため、仕様は予告なく変更する場合がございます。※印刷物と実物では色が多少異なりますので、ご了承下さい。

項 目		R4	R5	R6	R7	R8	計
委 託	実施設計	19,910,000	-				19,910,000
	工事監理		4,051,000	4,219,000	3,690,000	1,890,000	13,850,000
	WEBシステム					5,000,000	5,000,000
	委託計	19,910,000	4,051,000	4,219,000	3,690,000	6,890,000	38,760,000
工 事	建築工事		53,850,000	56,020,000	31,420,000		141,290,000
	造園的整備		193,000		23,224,000	39,122,000	62,539,000
	工事計		54,043,000	56,020,000	54,644,000	39,122,000	203,829,000
その他	報告書印刷代					450,000	
	その他計					450,000	450,000
合 計	税抜	19,910,000	58,094,000	60,239,000	58,334,000	46,462,000	243,039,000
	税込	21,901,000	63,903,400	66,262,900	64,167,400	51,108,200	267,342,900

本工事費内訳書

金 円

史跡平沢官衙遺跡再整備工事費概算書

2021.11.08概算内訳による

費目	工種	種目	細目	単位	数量	金額(税抜)	R5	R6	R7	R8	計
A 建築工事	A-1	校倉(SB19)	再整備	式	1	53,430,000		木材 23,040,000	31,420,000		54,460,000
	A-2	土倉(SB18)	再整備	式	1	40,090,000	39,320,000				39,320,000
	A-3	板倉(SB33)	再整備	式	1	47,950,000	木材 14,530,000	32,980,000			47,510,000
B 造園的整備				式	1	59,775,000	鉄柵出入口 193,000		II期柱表示 23,224,000	39,122,000	62,539,000
整備工事費合計						税抜 201,245,000	54,043,000	56,020,000	54,644,000	39,122,000	203,829,000
						税込 221,369,500	59,447,300	61,622,000	60,108,400	43,034,200	224,211,900

※各工事毎単年度の諸経費率による

※各年度ごとの諸経費率による

会 議 録

会議の名称		史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会（第4回）		
開催日時		令和4年(2022年)2月18日 開会 13:40 閉会 14:55		
開催場所		つくば市役所4階 401会議室		
事務局（担当課）		教育局文化財課		
出席者	委員	田中裕、三谷芳幸、黒田乃生、海野聡（以上オンライン） 柳原茂男		
	その他	舟橋理（茨城県教育庁文化課） 中田英史、瀬口世津子、窪田美穂子（有限会社ウッドサークル） 全てオンライン		
	事務局	石橋文化財課長、広瀬同課係長、山本同主務、久保田同主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由				
議題		(1) 再整備基本計画・基本設計の検討 <div style="text-align: right;">(資料1、追加資料1～3)</div> (2) その他 板倉・土倉の応急措置工事について <div style="text-align: right;">(追加資料4)</div>		
会議録署名人			確定年月日	年 月 日
会 議 次 第	1 開会 2 挨拶 3 議事 4 閉会			

3 議事

(1) 再整備基本計画・基本設計の検討

○第1～2章

事務局：資料に基づき説明。

座長：125号バイパスは、現状の125号線よりも平沢官衙遺跡に近い場所にくるのでしょうか。

事務局：平沢官衙遺跡と大池の間を通り、125号線に繋がります。ですので、ほぼ目の前を通ります。

座長：目の前ですと、大きく景観が変わるのでは。

事務局：変わると思います。ですが、平沢官衙遺跡の周辺を含む区間より一つ前の区間が事業化されて、土地の測量や購入がこれから進んでいくという段階で、かつ桜川を渡る橋を含む区間ですので、平沢付近が事業化されるのは、実際は10年以上先の見通しとなります。

座長：では、その時点で、再度基本計画の見直しが必要になるかもしれません。その旨は今回書かなくてもよろしいですか。

事務局：アクセスが良くなる分、確実に来場者は増えるでしょうが、一方で環境が変わるという懸念もあります。しかし、事業化がされていない現状では、正直対策を考えにくい現状です。去年作成した保存活用計画の10年見直しの時点で、具体的に検討していく状況かと思います。

座長：まだ時間がかかる内容なので、今後10年で検討を続けていくということですね。ほかにいかがですか。

県文化課：案内所は今回の計画から外すということですが、ガイダンス施設については触れることはありませんか。

事務局：ガイダンス施設は、保存活用計画では課題として挙げていますが、補助事業の対象外であること、また、つくば市としても中小規模の施設が散在しており、統一するのか現状を維持していくのか、在り方の検討自体に関わ

るため、再整備事業の課題としては、最初は入れていませんでした。ですが、保存活用計画には入っている内容ですので、触れることとしました。

座長：外しているというのは、消極的な印象があります。「今回の現状からは外し、別途検討する。」といったような、少しでも積極的な文言はあったほうがよろしいと思います。

事務局：「市のほかの展示施設の在り方と合わせて検討する。」といった書き方をしていきます。

○第3～4章

座員：125号バイパスの件で、先ほど課題には入れないとの説明がありましたが、125号ができることによって、今後どういった影響があるのか。再整備の期間中に、エリア内で何か整備をすることはないと思うが、今後10年のうちに計画が進んだときに、どういった問題があるかどうかは、第3章に入れたほうがよいと思います。景観への影響を調査する、検討する、125号バイパスができることによって、遺跡にどういった影響があるのかを検証する、といった文言です。むしろ入れることで、問題はありますか。

事務局：整備についての課題ではないので、ここには入れませんでした。

座員：ですが、第3章には整備ではない内容もありますので、入れたほうがよいと思います。

座員：同感です。入れたほうがよいでしょう。平沢官衙から見て125号バイパスはどう見えるのか、どう影響を与えるか、逆に125号バイパスから見て平沢官衙遺跡がどう見えるのかは、史跡の位置や周辺環境に関わる課題かと思えますし、また、文化財の視点としては、懸念事項としてこういったことを考えていると課題としておけば、今後、125号バイパスの整備計画が進んだときに、平沢官衙のことを配慮して計画が立ててもらえると思います。

座長：そのことについて入れるとしたら、第3章の終わりに当たりますか。

座員：そうです。36 ページ中段の「3 近隣・周辺文化財との関係での課題」、最後の部分に追加してもらえたらと思います。

事務局：どうしても入れたくないわけではないですが、1～3番は今回の再整備事業に直接関わる課題として書いたもので、少し唐突になるかと思いました。

座長：注視するのは課題ですので、「課題として125号バイパスが与える影響を注視していく。」といった書き方をすれば、そこまで唐突ではないと思います。一言でも入っていれば、将来何かあっても検討できると思います。

事務局：入れる方向で文言を足していきたいと思います。

座長：ほかにありますか。

県文化課：32ページの表ですが、金額の単位を追加してください。

事務局：分かりました。

座長：第4章の内容や基本理念は、詳しくなって分かりやすくなったので、よくなったと思います。では、5章以降について、お願いします。

○第5～8章

座員：塗布の範囲を狭めるとのことですが、屋根は確かに雨が直接当たりますし大事ですが、逆に言うと都度塗布されることにより更新されていきます。むしろ足元のほうが防腐剤を塗らずに腐っていき、建物の根幹的な部分に被害が及びますので、必要な範囲を考慮していただきたい。屋根裏の雨が当たらないような部分にも、塗れと言っているわけではありませんが、建物の下部も曝露によって雨が当たりやすい部分があります。コンサルともぜひしっかり相談して、調整してください。

事務局：塗布は壁までを含めた額ですか。

コンサル：そうです。木部全体です。

事務局：今おっしゃっていたのは、壁全体でなくてもいいが、外側の柱の根元とか雨のかかりやすい部分、跳ね返りとかですよ。

座員：そうです。単純に雨だれは真っすぐ落ちてその範囲だけが濡れるわけではなく、風の向きなどでも範囲は変わってきます。それらを考慮すると、長期的にコストが安くなります。

事務局：範囲の表現はあると思いますので、言葉の選び方についてはお任せいただければと思います。

座長：よく検討してください。また、具体的な金額についてですが、このような計画ではあまり見ない気がします。現在だけでなく、長期的に見たときに、必要などころに対応ができる書き方にしてください。数字を入れたほうが予算を獲得しやすいということであれば、このままで構いません。ただ、今後10年間で計画変更とも当然あり得ると思います。

事務局：文化庁としては、基本設計として数字ができていればよくて、印刷物として金額を公表しなくてもよいとのことですが、史跡整備をやってきて色々な計画を見てきた中で、金額を知りたいという思いがあったので、担当者として、出せる数字は出したほうがよいのかと思いました。ただ、維持管理費は見込みですから、積極的に出すかどうかは迷うところです。最終的に金額を出して印刷するのをやめることも含めて、検討していきます。

座長：数字で文章が成り立っている箇所も多いので、全部抜いてしまったらスカスカになってしまうので、気を付けてください。

事務局：その場合は、点検の話に触れようと思います。具体的にはメンテナンスのスパンの見直しと、見どころを列挙し、必要な処置をとっていく、という文章にしようと思います。

座長：そこに保存活用計画に書かれている話が入るわけですね。分かりました。また、事務局には話しましたが、筑波大学世界遺産専攻が、静岡のソフト開発会社と、実験的に平沢官衙遺跡の3Dスキャンを実施し、データ活用の話がありますが、市ではそういった3Dデータの活用は考えていますか。

座員：今回は特別に無償で計測していただいたので、有効に使えるということ

でしたら、ぜひ提供できればと思います。ほかの委員の先生も、活用するアイデアがあれば教えていただいて、皆で考えていきたいと思います。

座長：せっかくデータが活用できる機会ですし、精度も高いので、何か考えたいですね。データの中に柱を立てるということも可能みたいですので。

事務局：補助事業からは外れてしまうので計画の中では触れていませんが、今後ARの活用を考えていくとしても、文化庁の補助事業とするなら「建物検討委員会」のようなところで諮って図を作って、という話が出てくると思います。そうしなくても、おそらく今回の世界遺産専攻ワークショップのデータを基にして、ARで板倉のコピーをペーストして、立ち並ぶ様子も簡易にデータ再現できるのかなとか考えていますので、今後足していくべきコンテンツとして検討して、せっかくですから利用させていただきたいです。

座員：では、71ページの「その他」に加えてもよいと思います。ARやVRと違って、現状を詳細に計測した記録です。今の状況が正確に記録されています。

事務局：案内所職員の話ですと、「建物の中が見たい」という来場者の意見が多いです。ですが、何回も開扉するわけにもいけませんから、テレビ画面などを使って3Dで見せることができたらいと思います。容量が大きいデータですから、大きいスペックのパソコンのほうがよいですか。容量を軽くしても利用できるものでしょうか。何らかの形で、今後コンテンツとして使いたいです。

座長：その辺りは、相談次第でどうとでもなると思います。

事務局：追加する文章については、御意見いただきながら書いていきます。

座員：記載する場所は、「4節 情報発信」でもよいです。

事務局：ホームページを作ることは補助対象にはならず、ページ内の再整備に直結するコンテンツ作成は補助対象という扱いです。ただし、4節の中にも、補助としてやることとやらないことが混ざって書いてありますので、個人的には4節に見通しとして書くべきかと思います。

座長：せっかく使えるデータですので、活用してください。ほかにありますか。

座員：維持管理の箇所について、もう少し市民が維持管理に参加できるような文言があればと思います。

事務局：69 ページ「活用イベントの充実」に、「再整備後の維持管理として行う毎年の大掃除など」と市民が参加できるイベントとしてありますが、維持管理なので別に書いたほうがよいですか。

座員：そうですね、両方に書いてください。

事務局：追加資料2「柱位置表示試験状況」については、芝が一番短いベストな状況で実施しています。芝が伸びてきたら、また状況も変わるということで、御了解いただければと思います。また、事業スケジュールの中で、来年度補助金の内示があり、若干ですが、やはり減額査定があります。その中で、柱表示を含む造園的工事を、令和6年度の実施設計に変更をしようと考えているところです。なので、柱位置表示については来年度は実施設計ではないということで、若干ですが検討の期間がありますので、現地実証をする機会を設けていきたいと思いますので、御協力をお願いします。

座長：ほかに全体的な御意見等ございますか。では、細かい文言などは事務局にお任せして、基本計画・基本設計の内容についてお認めいただければと思います。

(座員了承)

座長：では、了承ということで今後も進めてください。次の議事に移ります。

(2) その他 板倉・土倉の応急措置工事について

事務局：資料に基づき説明。

座長：当面、土倉の屋根に架かっている緑のシートが見えるということですか。

事務局：約1年間、応急措置のこの状態が続く予定です。

座長：その修復のスケジュールについては、案内所には伝えておいたほうがよいと思います。

事務局：補足ですが、グシを抑えている竹の寿命が10年程度で傷んでしまうということです。グシを竹ではないものに変えれば長持ちするのかどうかは、見ていて感じたところではあります。建物の再検討が必要となり、グシの作り方なども、地域色を出していますので、簡単に変えられるものでもありませんが、長持ちさせる方法があれば、実施設計で考えていければと思います。

座長：模型ですので、景観として考えたときに、どうしても竹でないといけないということはないと思います。よい方法があれば検討して、実施設計に反映してもらえればよいでしょう。では、ほかにありますか。

座員：これは、竹自体が破損しているのですか。

事務局：そうです。もともと竹が弱っていたところに、強風で割れてしまっています。

座員：そのような話でしたら、違う材質にして、意匠上、竹に見えるものにするなどの選択肢が出てくると思います。また、屋根全体の点検のサイクルも、20年は持たないというのが分かったところですので、材質を変えたりして少し伸ばせれば、屋根の点検のタイミングと竹の寿命が合致するというように、調整することも併せて総合的に考えてください。後、もう一つ。緑のシートは買い取りですか。工事現場などでも買い取ったシートにスプレーで色を塗って景観上の配慮をする、というのはよくある話ですので、買い取りでしたらそれもできるかと思います。

事務局：次回以降、検討していきます。

座長：では、意見がないようでしたら、司会を事務局にお戻しします。

事務局：では、第4回会議は、これにて終了します。来年度は実施設計に入っていきますが、現地で意見を聞く機会も作っていきたいと思いますので、今後とも引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(14:55 終了)

史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会 第4回会議

～ 次 第 ～

日時：令和4年2月18日（金）午後1時30分～

会場：つくば市役所4階 会議室401

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 再整備基本計画・基本設計の検討（資料1、追加資料1～3）

(2) その他 板倉・土倉の応急措置工事について（追加資料4）

4 閉会

史跡平沢官衙遺跡再整備基本計画・基本設計案

令和4年2月
つくば市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的	1
第3節 懇話会の設置・経緯	2
第4節 関連計画との関係	2

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境	7
第2節 社会的環境	8
第3節 歴史的環境	9

第3章 史跡平沢官衙遺跡の概要および現状と課題

第1節 史跡指定の状況	15
1 指定状況	
2 指定地の状況	
第2節 史跡などの概要	17
1 発掘調査	
2 史料調査	
3 整備の状況	
4 現況調査	
5 近隣・周辺地域の文化財	
第3節 史跡等の公開活用のための諸条件の把握	30
1 アンケート調査	
2 見学利用の状況	
3 活用利用の状況	
4 施設管理・運営の状況	
5 施設維持・修繕の状況	
6 周辺の文化財の活用状況	
第4節 課題の抽出	34
1 利用上の課題	
2 整備の課題	
3 近隣・周辺文化財との関係での課題	

第4章 基本方針

第1節 基本理念と基本方針	36
1 基本理念	
2 基本方針	

第5章 整備計画

第1節 整備計画の概要	39
1 現状調査	

2 計画概要	
第2節 実物大復元建物の再整備	42
1 校倉（1号建物・SB19）	
2 土倉（2号建物・SB18）	
3 板倉（3号建物・SB33）	
4 階段	
第3節 造園的整備施設の再整備	53
1 柱位置表示	
2 説明板	
3 鉄柵	
4 園路	
5 その他便益施設	
第4節 情報発信	67
第6章 整備事業計画	68
第7章 公開活用計画	
第1節 見学利用の拡充	69
第2節 活用イベントの充実	69
第3節 近隣・周辺地域の文化財・施設等との連携	69
第8章 維持管理計画	
第1節 実物大復元建物	70
1 年間維持管理	
2 防錆剤塗布	
3 差茅・棟修繕と葺替え工事	
第2節 造園的施設	71
第3節 その他	71
付属資料	
資料1 アンケート結果	
資料2 現況調査結果	
引用・参考文献	

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

茨城県つくば市の北部に位置する平沢官衙遺跡（以下本遺跡とも記す）は、古代律令制下の常陸国筑波郡衙正倉院に比定される遺跡である。昭和50年（1975年）から県営住宅団地建設に先立って実施された発掘調査により、官衙的色彩の強い遺構群が確認され世に知られることとなり、保存運動の結果、昭和55年（1980年）12月4日付けで国の史跡指定を受けた（当時は茨城県筑波郡筑波町）。旧筑波町は翌55、56年（1980、81年）度に指定地を買収、57年（1982年）度には古代郡衙の復元整備事業を計画したが実現には至らなかった。

その後、つくば市誕生後の平成4年（1992年）度から本格的に事業が開始されることとなり、5・6年（1993・94年）度に範囲及び遺構確認のための面的な発掘調査を実施、8年（1996年）度に全体基本計画、9年（1997年）度に立体復元建物基本設計を作成し、14年（2002年）度までの6年で復元整備工事を行った（調査、整備とも指導委員会を組織）。15年（2003年）4月「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として開園した。

平沢官衙遺跡歴史ひろばは、開園時におよそ年間2万4千人弱だった入場者数は、年度毎に増減を繰り返しながらもほぼ倍増し、現在は年間5万人前後が訪れる史跡公園として多くの市民に親しまれている。

しかし、復元整備から20年近くが経過し、実物大復元建物や柱位置表示の施設では老朽化が顕著となってきており、安全な見学に支障が生じるようになった。その対策として、平成30年（2018年）度に策定した、つくば市の文化財行政の基本方針を定めた『つくば市文化財保存活用計画』では、平沢官衙遺跡の再整備事業を早期に着手する取組として位置付けた。また、令和2年（2020年）度には、今後の保存や維持管理、活用の基本方針を定めた『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』を策定し、再整備事業を早期計画と位置付けた。

以上の経緯を受けて、本計画・設計で、早期計画と位置付けた再整備事業の基本的な内容を定めることとし、中長期の課題とした案内所については、今回の検討からは外している。

第2節 計画の目的

文化財保護の大きな目標は、文化財の価値をより高めながら次世代に引き継ぐことである。そのためには市民をはじめとする多くの人に文化財の価値が知られ、文化財の保存に理解が得られていくことが必要である。

平沢官衙遺跡は、筑波郡衙正倉院跡としての史跡の価値を体感できる歴史ひろばとして復元整備することで、多くの見学者を受け入れ、地域住民とともに様々な活用ができるようになった。そして現在は、単なる経年劣化への対応だけでなく、20年間の運営で得た知見や周辺環境の変化等も生かし、史跡をさらに魅力的なものとするのが求められている。

以上のことから、本基本計画の目的は、これまでの調査・研究・整備の成果を継承しつつ、遺構表現の分かりやすさや耐久性、利便性での課題を改善することにより、史跡の価値をより高める再整備事業を計画することとする。また、基本設計は、基本計画の内容を具体的に実現できるよう、整備手法や事業全体の工程、費用等を定めるものとする。

第3節 懇話会の設置・経緯

本計画の策定において、「史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会開催要項」に基づいて、史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会を開催した。懇話会は考古学、文献史学、建築学、造園学の学識経験者とともに、地元平沢地区区長で組織し、文化庁文化資源活用課整備部門（記念物）、県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を得た。事務局は市教育局文化財課が担当した。

令和3年（2021年）

- 8月 第1回 史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会
 - ・再整備の方針について
 - ・来場者アンケートの結果報告について
 - ・史跡の現状確認調査の結果報告について
 - ・修繕内容の提案について
- 10月 第2回 史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会
 - ・再整備の方針について
 - ・再整備の内容について
- 12月 第3回 史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会
 - ・再整備の方針について
 - ・再整備の内容について
 - ・再整備事業計画について
- 2月 第4回 史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会
 - ・修正のとりまとめ、最終確認

○史跡平沢官衙遺跡再整備懇話会名簿

学識経験者（考古学）	田中 裕	茨城大学人文社会科学部 教授
学識経験者（文献史学）	三谷芳幸	筑波大学人文社会系 准教授
学識経験者（造園学）	黒田乃生	筑波大学芸術系 教授
学識経験者（建築学）	海野 聡	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授
地元代表	柳原茂男	平沢地区区長
指導・助言	岩井浩介	文化資源活用課整備部門（記念物）文化財調査官
	舟橋 理	茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事

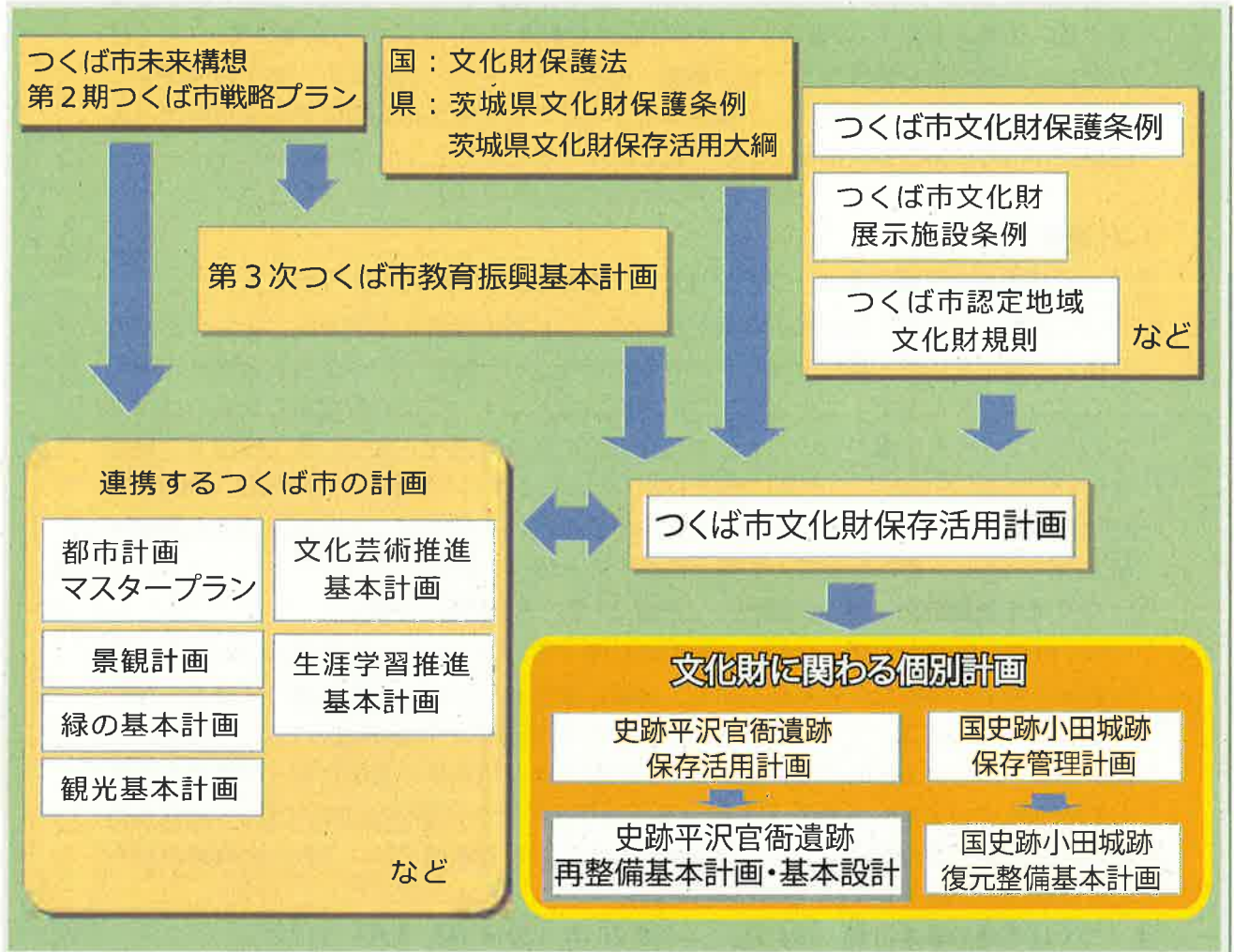
第4節 関連計画との関係

1 本計画の位置付け

つくば市では、目指すまちの姿やその実現のための基本的な方針等を示した『つくば市未来構想』と、市の主要な施策等を示した『第2期つくば市戦略プラン』に基づきまちづくりを行っている。これらに加え、市の教育に関しては、『つくば市教育振興基本計画』がすでに策定されており、これらを上位計画に位置付けて『市文化財保存活用計画』が策定されている。

また、つくば市の基本計画類のうち、文化財課との検討を経て庁内各部局が策定した文化財の保存・活用に関連している『つくば市都市計画マスタープラン』、『景観計画』、『緑の基本計画』、『観光基本計画』、『文化芸術推進基本計画』、『生涯学習推進基本計画』

などを『つくば市文化財保存活用計画』（以下『保存活用計画』とする）と並立し連携する計画とした。さらに、この『保存活用計画』に基づいて『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』、『国史跡小田城跡保存管理計画』、『国史跡小田城跡復元整備基本計画』などの個別計画を位置づけており、本『史跡平沢官衙遺跡再整備基本計画・基本設計』もここに含まれるものである。



各種計画の相関図

2 関連基本計画類概要

市の諸計画に盛込まれる文化財保護行政は、以下のとおり多岐にわたる。

(1) 上位計画

① 『つくば市未来構想』(令和2年(2020年)3月)

21世紀半ばまでを計画期間とした市のまちづくりにおける基本的な指針。目指すまちの姿Ⅰ「魅力をみんなで創るまち」の中で、「つくばの資産と新たなセンスが融合することで新しい魅力が創り出される」とされ、「つくばの資産」の中には、豊かな自然環境、歴史と文化等が含まれている。

② 『第2期つくば市戦略プラン』(令和2年(2020年)3月)

「つくば市未来構想」に掲げられた「目指すまちの姿」の実現に向け、戦略的・計画

的に取り組むために策定されている。基本施策Ⅰ-2「資源をみがき、魅力あふれるまちをつくる」の中の個別施策Ⅰ-2-③「文化芸術の推進及び文化財保存と活用」の主要プロジェクト中で、「史跡の保存活用計画を策定し、平沢官衙遺跡の再整備をする」と述べられている。また、指標として、文化財展示施設（5施設）の利用者数76,130人（過去3年間の年間平均）を84,000人（2024年度）に増加させるとしている。

③『第3期つくば市教育振興基本計画』（令和3年（2021年）3月）

基本目標2の「学び」の多様性に対応する場と機会を整え、個性が花開く教育を推進する」の基本方針7「学びを支える施設を整備する」のうちの施策2で、「つくばの歴史・伝統文化を体験できる場の整備」を掲げる。その「伝統文化・郷土の歴史等に触れる機会の充実」の中で「小田城跡歴史ひろばや桜歴史民俗資料館等の文化財展示施設および市内にある各種指定文化財を適正に維持管理する」としている。

（2）連携する計画

①『つくば市都市計画マスタープラン2015』（平成28年（2016年）1月）

つくば市における各種の都市計画を定めていくための指針となるもの。まちづくりの目標1「豊かな自然・農村・文化・街並みを守り、引き継いでいくまち」とあり、古くから培われてきた歴史・文化と研究学園地区が織りなすつくばの特徴ある街並みは将来にわたって守り引き継いでいくべき貴重な資産であると述べられている。目標2「地域文化・科学技術をいかし、世界に貢献する、活力あるまち」とあり、筑波山、小田城跡、農村集落等が生むつくば独自の地域文化や研究機関の集積などつくばならではの資源を最大限にいかし、新たな産業の振興を推進すると述べられている。

②『つくば市景観計画（第1回変更）』（平成24年（2012年）6月）

つくば市景観計画では、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めており、地域の個性をいかした景観の維持・継承・創造を積極的に進めることとしている。つくば市の景観特性と景観構造として、「歴史的文化財が作り出す文化的景観、魅力ある商店街の既成市街地の景観など、特徴的な景観も形成されています」とある。また、良好な景観の形成に関する方針では、「平沢官衙遺跡、小田城跡等の歴史的・文化的資源が残されている地域では、これらの資源を活用した景観形成を図ります。」とされている。

③『つくば市緑の基本計画（改訂版）』（平成28年（2016年）3月）

つくば市が長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画である。都市公園以外の公園緑地の一つとして、史跡が17件（天然記念物含め緑として捉えられるもの）挙げられている。また、これまでの主な緑の推進施策の実施状況の中に、つくばライフを楽しむ緑の拠点づくりとして小田城跡の整備、新たに整備する緑の拠点として金田官衙遺跡を含むオープンスペースの整備が挙げられている。

④『第2次つくば市観光基本計画』（平成29年（2017年）4月）※今年度作成中

つくば市の観光分野の大きな方向性を示すものとして策定している。計画の基本理念である「つくば市の資源をいかし、世界を魅了するまちへ」の資源の中には歴史と文化も含まれており、基本方針には「自然・科学・歴史をいかした観光プログラムづくり」とある。主な取組として自然環境をいかした観光プログラムの推進とあり、具体的には小田城跡歴史ひろば等を活用した観光ルートの開発などが挙げられている。

⑤『つくば市文化芸術推進基本計画』（平成31年（2019年）3月策定）

つくば市の文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。計画の基本的方向の1つとして「多様な文化と伝統が調和するまちつくば」を掲げ、この基本施

策として「地域に根付いた伝統の継承・発展」を挙げている。ここでは、「つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存、継承」とともに、「観光資源としても活用していく」と述べられている。

⑥『第3次つくば市生涯学習推進基本計画』（令和3年（2021年）3月）

これまでの取組を検証し、昨今の社会情勢や市民要望の変化に対応した、生涯学習推進に向けて策定している。生涯学習関連施設として、文化財展示施設類の5館が挙げられている。また、基本方針の一つ「学びの力をいかすことができる生涯学習の推進」で、施策の柱・方向性として「地域で学び合う生涯学習」の「地域で学ぶきっかけ作り」として、「地域で学びを始められるきっかけとして、講座等学習機会を提供することで、自らの関心に応じた学習ができるようにしていきます。」とし、その中で「文化財展示講座事業」が挙げられている。

3 『つくば市文化財保存活用計画』における平沢官衙遺跡の施策

現在のつくば市の文化財行政の基本計画となる『つくば市文化財保存活用計画』で記載されている平沢官衙遺跡に関わる施策内容は、以下のとおりである。

継続する取組

- ・歴史や文化財の周知を進めるため、展示施設で常設展示内容を更新する以外にも巡回企画展を開催し、講演会・講座等を文化財課主催のみならず「筑波山地域ジオパーク推進協議会」（市経済部観光推進課ジオパーク室が事務局本部）等の関係部局と共に、平沢官衙遺跡のような地域の地質・地形との関わりが深い文化財を、筑波山地域ジオパークの見どころの一つとして活用する。
- ・平沢官衙遺跡等の歴史ひろばの所在を広く周知するため、市関係部局や地元NPO法人・地元関係団体と連携して、定期的にイベントを開催するとともに、地域振興の拠点としても活用する。
- ・市内小中学校への支援事業として、つくばスタイル科授業での施設解説や出前講座を実施し、市教育研究会社会科研究部、「ちびっ子博士事業」との連携も進める。

新規開始・充実・強化を図る取組

- ・状況に応じて史跡周辺その他の埋蔵文化財の内容確認調査等を進める。
- ・意識調査でも多様な意見があった展示施設のあり方を多角的に調査し、将来的な統一的文化財施設の設置や展示施設の統廃合の要否について検討する。
- ・市民が市の歴史や文化財に触れ、文化財行政を知る機会を作ることを目的に、市が育成・組織する文化財サポーターによる、展示施設や文化財の解説の他、学校支援業務への協力、文化財の見廻り、イベント時の補助、展示の作成等の活動を検討する。
- ・復元建物屋根等の経年劣化が進んだ平沢官衙遺跡歴史ひろばについて、国庫補助事業としての再整備に向けた保存活用計画を策定し、文化庁との調整ができたときには、早期に再整備事業に着手する。

4 『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』における再整備の施策

『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』では、再整備について「見学者と周囲の住民安全を確保しながら活用をさらに拡大するための再整備事業に早急に着手する」としている。その内容は「当初整備の内容を基本に」「素材などの再検討を含む大規模修繕」、「不具合の生じている整備内容の改修」を行うとし、施設ごとの再整備案を掲げる。事業計画

としては10年間を定めており、おおむね5年程度の早期、5～10年程度の中・長期のうち、早期として再整備事業を位置付けている。しかし、手狭との課題のある案内所の再整備については、市内に複数存在する展示施設全体での位置づけや、平沢官衙遺跡案内所の利用方法等を検討する必要、増築の場合の用地確保等の観点からも、中・長期的な課題として位置づけ、再整備事業の内容には含めないものとしている。

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

1 位置と地勢

つくば市は、茨城県の南西部に位置し、茨城県の県庁所在地水戸市から南西に約50km、首都東京からも北東に約50kmの距離に位置しており、面積は283.72km²は県内で4番目の広さになる。北に関東の名峰筑波山を擁し、東方にはわが国第2位の面積を有する霞ヶ浦を控え、あわせて水郷筑波国定公園に指定されている。また、筑波山地を除く市域の大部分は、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高20～30mの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、南北に流れる小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川は、周辺の平地林、畑地あるいは水田等と一体となって落ち着いた田園風景を醸し出している。

平沢官衙遺跡は桜川の左岸、筑波山地を構成する尾根を北に、筑波山地から続く台地や桜川低地を南に臨む、標高約30mの独立台地上に立地している。

2 気候

気候は、年間平均気温が14.9度であり、年間降雨量は、1,407.0mmとなっている（平成28年度）。また、降雪は年に2～3回程度で、特に冬季に吹く「筑波おろし」と呼ばれる乾いた冷たい風は、筑波山南部地域の特徴である。

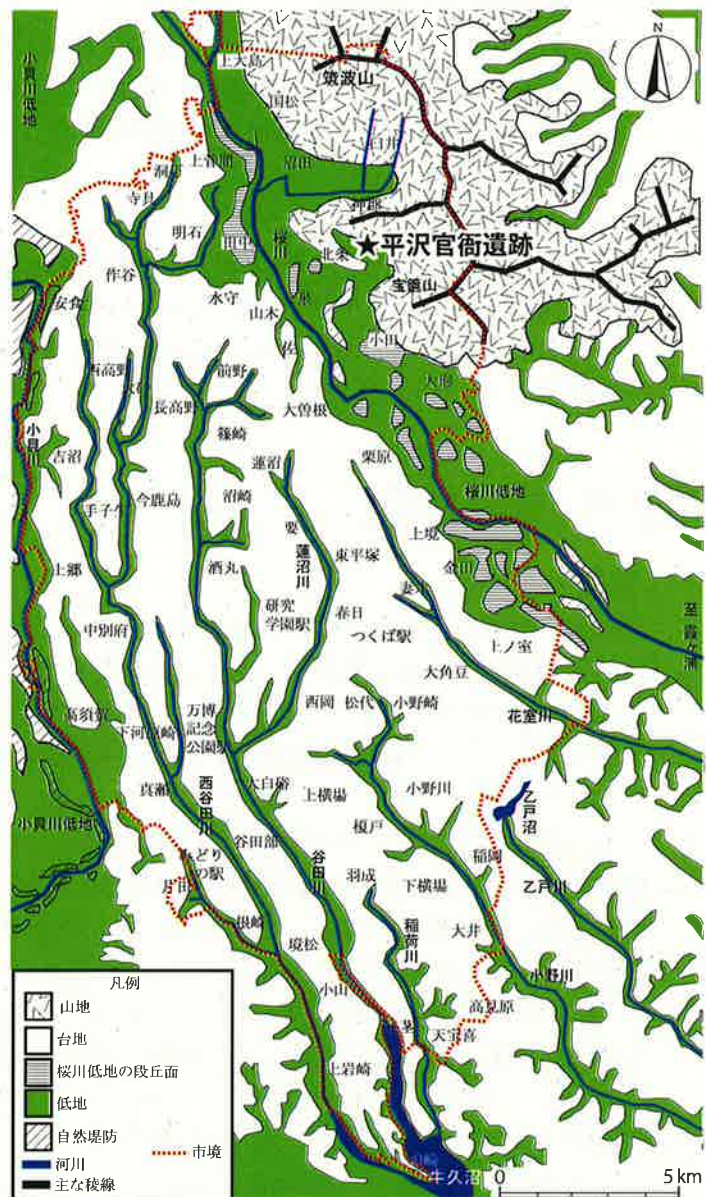
3 地形

(1) 筑波山地

標高877mの筑波山を最高点に、300～400mの尾根が屈曲しながら南北・東西にのびている。平沢周辺の山地で産出する変成岩は古墳の石棺・石室や中・近世の板碑として、小田周辺の山地で産出する花こう岩は中世の石塔等に利用された。

(2) 桜川と桜川低地

桜川市に源流がある桜川は、つくば市内を流れて霞ヶ浦に注いでいる。川沿いの桜川



つくばの地形

低地の標高は2～20 mで、現在の桜川の水量に比べて広大な低地は約3～2万年前までここを流れていた古鬼怒川の氾濫原に由来している。

(3) 小貝川と川沿いの低地

栃木県那須烏山市に源流がある小貝川は、末流は利根川に合流する。低地の標高は10 m前後である。小貝川は過去に何度も流れを変えていて、古代には鬼怒川との区別がされていなかった。川沿いの低地には自然堤防や旧河道の痕跡が散在している。

(4) 筑波・稲敷台地

標高20～30 mの台地の上には赤土と呼ばれる関東ローム層が堆積している。また、台地を流れる花室川・小野川・谷田川等の中小河川は、霞ヶ浦や牛久沼に注いでいる。これらの河川流域の低地は標高5～25 mであり、河川につながる小支谷が台地内部まで樹枝状に入り込んでいる。

第2節 社会的環境

1 交通

南北に細長い市域の中には、南西―北東方向に常磐自動車道、東西方向に首都圏中央連絡自動車道の高速道路が通り、市役所から自動車で東京（箱崎ジャンクション）まで約50分の所要時間であることに加え、国道6号、125号、408号等の国道や東大通り、土浦学園線などの主要県道を有し、市道も管理延長が約3,700 kmを超えるなど道路網が発達している。

また鉄道では、つくばエクスプレスによりつくば駅から秋葉原駅まで最速45分の所要時間であるとともに、沿線のJRや私鉄等ともアクセス可能な他、高速バスでも県内・県外各地への路線がある。つくば市内にはこのような道路、鉄道等の各種交通の結節点が存在し、人や物が行き交う拠点となっている。

平沢官衙遺跡は、前述の国道125号に近接する場所に位置し、北条から筑波山へ向かう歴史ある参道の「つくば道」や、廃線となった関東鉄道「筑波線」を活用した自転車道である「つくば霞ヶ浦りんりんロード」からアクセスしやすい場所にある。公共交通機関では、つくばエクスプレस्तつくば駅から「つくバス」が、JR土浦駅から関東鉄道バスが運行されており、同じ場所に設けられた「大池・平沢官衙入口」・「平沢官衙入口」の各停留所から徒歩約5分となっている。

また、市内西側では、工事が進行している国道125号線のバイパス線が、事業着手時期未定ながらも平沢官衙遺跡の南側、大池公園との間を通過することが計画されており、平沢官衙遺跡へのアクセスの向上が期待される一方で、景観への影響や騒音への懸念も生じている。

2 観光

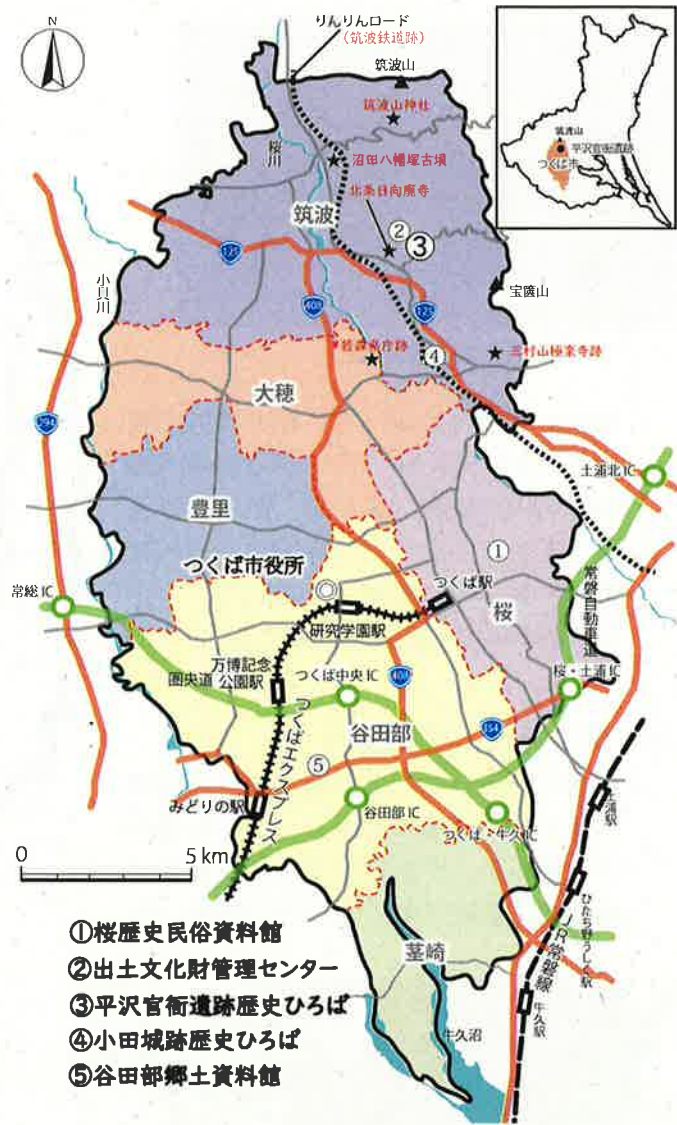
つくば市の観光は、水郷筑波国定公園に指定されている筑波山を中心とした「筑波山地区」、国の施策により整備された研究学園都市を中心とした「研究学園地区」、これらを除く田園地域である「周辺地区」に分けられる。

筑波山には、様々な植物が生育するとともに、名所・旧跡が点在し、中腹には筑波山神社があり、年間を通して多くの参拝者や登山者が訪れている。平成28年（2016年）9月には、この筑波山を含む地域一帯が日本ジオパークにも認定されている。また、市

内2番目に高い山である宝篋山にも、その景色が良いことから多くの登山客が訪れている。平沢官衙遺跡はジオパークの見どころの一つとされ、歴史文化的な観光資源として位置付けられている。

また、筑波山山麓を通過する旧筑波鉄道廃線敷を活用した「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、令和元年（2019年）11月に、国土交通省（自転車活用推進本部）が推進するナショナルサイクルルートに、全国3か所の一つとして指定されており、サイクリストの増加が見込まれる。

研究学園地区には、多くの研究所があり、宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センターや産業技術総合研究所、昭和60年（1985年）に開催された科学万博の際に第二会場として整備されたつくばエキスポセンターには多くの団体客も訪れている。また、周辺地区では、緑豊かな田園地区であることを生かし、ブルーベリー摘み取りや田植え・稲刈り体験などのグリーン・ツーリズム事業が実施され、多くの来訪者がある。



つくば市全体図

第3節 歴史的環境

1 旧石器時代・縄文時代

つくば市域で人の生活が初めて確認できるのは、旧石器時代の約3.5万年前頃で、ほかの時代と比べると遺跡数は少ないものの、東岡中原遺跡（1、番号は「主要遺跡位置図」参照）、下河原崎谷中台遺跡（2）、手代木田向西遺跡（3）など、県内では比較的多くの遺跡が発掘調査されている。平沢官衙遺跡の西側台地上に所在する北条中台遺跡（4）でもナイフ形石器等が出土している。当時は気候が寒冷で、地形や生物相も現在と大きく異なっており、花室川の河床や周囲の崖面ではナウマンゾウなどの大型獣の化石が多く見つっている。



ナウマンゾウ下顎骨

縄文時代には、つくば市域に多くの集落遺跡があり、北条中台遺跡でも縄文時代中期等の土坑約400基、竪穴住居跡36軒等が確認されている。市南東部の下広岡遺跡（5）の中期の土坑群では炭化した堅果類やそれを調理したクッキー状炭化物が発見されており、北条中台遺跡でも森を基盤とした生活があったことを想起させる。一方、桜川下流



市内出土縄文土器

域の上境旭台貝塚（6）や小貝川流域の吉沼大六天貝塚（7）、西谷田川下流域の小山台貝塚（8）等、汽水域の水辺に近かった場所では縄文時代後・晩期の貝塚が多く確認されており、つくば市域の中でも多様性が窺える。

2 弥生時代・古墳時代

弥生時代のつくば市域では、茨城県内他地域と同様に見つかっている遺跡が少ないが、平沢官衙遺跡の近くには神郡条里遺跡（9）、北条中台遺跡、明

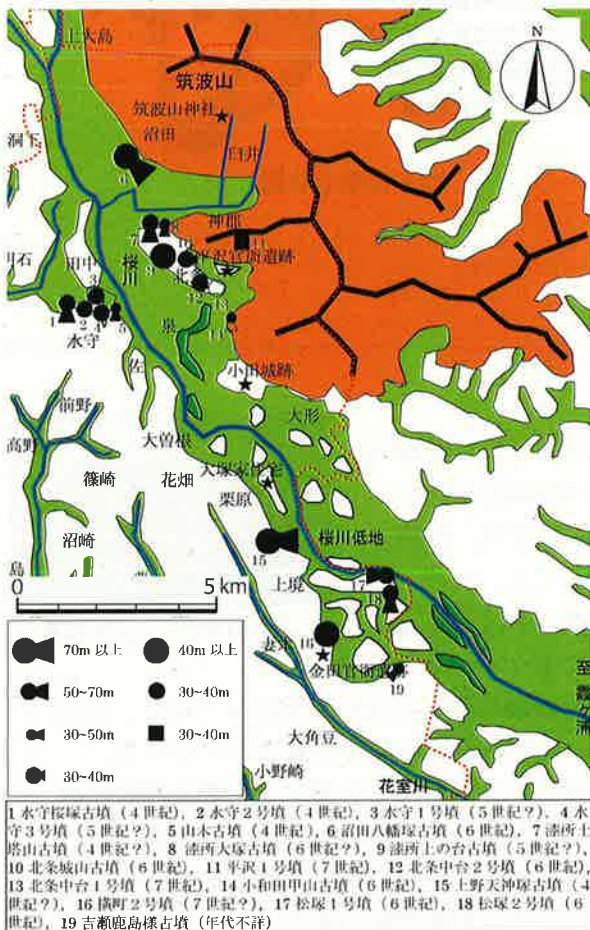


古墳時代以前主要遺跡位置図

石遺跡（10）、水守遺跡（11）等が散在している。市域の弥生時代の遺跡のほとんどが後期のもので、低地を臨む台地上に比較的多く、玉取向山遺跡（12）のような台地内の小支谷に臨むものも認められる

また、弥生時代後期末から古墳時代初め頃になると、苜間六十目遺跡（13）のように、小貝川・谷田川流域の筑波台地の遺跡を主に、在地の土器に混ざって南関東地方の特徴を持つものが多く出土していることも、特徴的である。

古墳時代のつくば市域では集落遺跡が急増し、古墳も400基以上築造された。大型の古墳は筑波山麓地域と桜川下流域



桜川流域の古墳

1 水守塚古墳（4世紀）、2 水守2号墳（4世紀）、3 水守1号墳（5世紀?）、4 水守3号墳（5世紀?）、5 山本古墳（4世紀）、6 沼田八幡塚古墳（6世紀）、7 湯所土塔山古墳（4世紀?）、8 湯所大塚古墳（6世紀?）、9 湯所上の台古墳（5世紀?）、10 北条城山古墳（6世紀）、11 平沢1号墳（7世紀）、12 北条中台2号墳（6世紀）、13 北条中台1号墳（7世紀）、14 小和田甲山古墳（6世紀）、15 上野天神塚古墳（4世紀?）、16 横町2号墳（7世紀?）、17 松原1号墳（6世紀）、18 松塚2号墳（6世紀）、19 吉瀬鹿島塚古墳（年代不詳）

に多く分布している。特に筑波山麓地域では、4世紀から7世紀まで大型古墳が連綿と造り続けられた。平沢官衙遺跡の周辺でも、巨大な横穴式石室が設けられた北条中台古墳群(14) 1・2号墳や平沢古墳群(15) 1号墳が築造されており、6世紀後半から7世紀中葉頃までの首長墓と評価できる。『常陸国風土記』によると7世紀中葉に評(こおり)が設置される以前には常陸国はなく、つくば市域は筑波国造が治めた筑波国に含まれると考えられているとともに、筑波山麓地域の首長系譜が筑波国造や筑波郡司に繋がっているとする見方が強い。

また、筑波山麓地域ではないが、もう一つの大型古墳の分布域である桜川下流域も、古代河内郡衙の推定地である金田官衙遺跡(16)の所在地と重なっており、首長系譜と郡司との関係が推測される。

3 古代

大化の改新以降、日本が律令国家としての体制を整備していくなかで地方制度も定められた。全国は約60の国に分けられ、国はさらに郡に分けられて、郡には役所(郡衙)が置かれ、郷や里としてまとめられた複数のムラを治めた。

奈良時代の『常陸国風土記』や平安時代の『和名類聚抄』等の文献史料には、断片的ながらつくば市域の状況や地名が記載されている。つくば市域は北半が筑波郡に、南半が河内郡に含まれ、平沢官衙遺跡は筑波郡の、金田官衙遺跡は河内郡の郡衙跡と考えられている。郡衙跡の周辺には、筑波郡では北条中台廃寺(17)、河内郡では九重東岡廃寺(18)と、各地域最古となる寺院跡も確認されている。郡衙跡や周辺の集落跡では、墨書土器や遠方からの搬入品の出土も多く、都等からの新たな文物がいち早く伝わった地域の中心地であったことがわかる。なお、同一自治体内に郡衙跡が2か所存在し、ともに国指定史跡となっている例は、全国でも他に見られない。

また、『常陸国風土記』に筑波山の神の伝承が記載されているように、筑波山は古来から信仰の対象となっており、山中には古墳時代以降の祭祀遺跡が確認されている。また、平安京遷都の前後となる延暦年間(782～806年)には徳一が筑波山寺を開き、弘仁14年(823年)には筑波の神が官社となる等、信仰の山として整備されていった。なお、



古代・中世解説遺跡位置図

『万葉集』には「筑波山」を詠んだ歌が、山としては最多の25首収録されているほか、『常陸国風土記』や『万葉集』は耀歌が行われていたことを伝えている。

一方、『常陸国風土記』は河内郡の条を欠いており、つくば市城南半の文献資料に乏しいが、つくばエクスプレス沿線開発に伴って大規模な発掘調査が相次ぎ、考古資料が蓄積されているところである。特に島名熊の山遺跡(19)は、この時期の県内最大級の集落跡で、溝で囲まれた区画の中に掘立柱建物が規則的に並ぶ一画が確認され、官人の装束に関わる遺物や墨書土器、木簡が出土するなど、古代島名郷の中心的な集落跡と考えられる。

平安時代の9世紀後半になると律令政治の崩壊が始まり、10世紀には武士が力を持つようになった。承平5年～天慶3年(935～941年)の平将門の乱の後、将門を討伐した平貞盛は都へ出て清盛ら平家(伊勢平氏)につながっていくが、常陸国には貞盛の弟である繁盛の子孫が残り、国衙機構を支配し郡内の公領を私領化していった。

この頃までには平沢官衙遺跡でも高床倉庫群が無くなったと想定され、律令体制の崩壊と官衙の機能喪失を示すものと考えられる。その後常陸平氏の本宗家は多気氏を名乗り、筑波山麓地域の北条に拠点置くことは、郡衙周辺が引き続き文物の集積地として機能していたためとも推測される。多気氏との関係がわかる史・資料は少ないが、北条に所在する平安時代末の日向廃寺跡(20)は多気氏の栄華を物語る史跡といえる。



石造宝篋印塔

4 中世

鎌倉時代になると、源頼朝の重臣であった八田知家が常陸国の守護になり、建久4年(1193年)には多気氏を謀略によって失脚させて、常陸国内での勢力を確保した。知家の子孫は、筑波山麓地域のうち平沢・北条地区から約3km南東の小田に館(21)を構えて、小田氏を名乗った。また、真言律宗の高僧忍性は、小田の宝篋山麓に所在した三村山極楽寺(22)を建長4年(1252年)からの10年間、関東布教の拠点とし、三村山極楽寺はその後も室町時代まで栄えた。政治と宗教の中心を併せ持つこととなった小田は、中世を通じて常陸国内屈指の一大中心地となった。

小田氏は、南北朝の争乱等の数々の権力争いや戦乱に巻き込まれながらも、戦国時代まで常陸国南部で勢力を保ち続けた。しかし、16世紀後半になると、越後国の上杉氏や相模国の後北条氏を中心とする関東地方をめぐる争いの中で、常陸国北部(常陸太田市)を拠点とした佐竹氏等に小田城を奪われてしまった。市内には、このような動きを示す城館跡が数多く残っている。

小田氏が常陸国南部を広く支配する中、平沢・北条周辺の中心地としての役割は減退した。それでも、日向廃寺跡から南西へ約1kmの小泉館跡(23)が明応5年(1496年)に小田家内紛を起こした小田顕家の居館跡とされていることや、16世紀後半に大規模な山城跡である多気城跡(24)が築かれたこと等から、重要な拠点と認識されていたこと

が窺える。

5 近世

江戸時代、江戸から近かったつくば市域は、その多くが幕府や旗本の領地として細分された。常陸国南部での経済の中心は、水戸街道と霞ヶ浦の水運が接する土浦に移り、中世の一大中心地であった小田や平沢、北条は土浦藩領となった。

筑波山では、徳川家光の命により神仏習合の知足院中禅寺の整備が行われて門前町が発展した。なお、明治時代の神仏分離により寺院の施設は廃絶したが、筑波山神社と筑波山大御堂として現在につながっている。

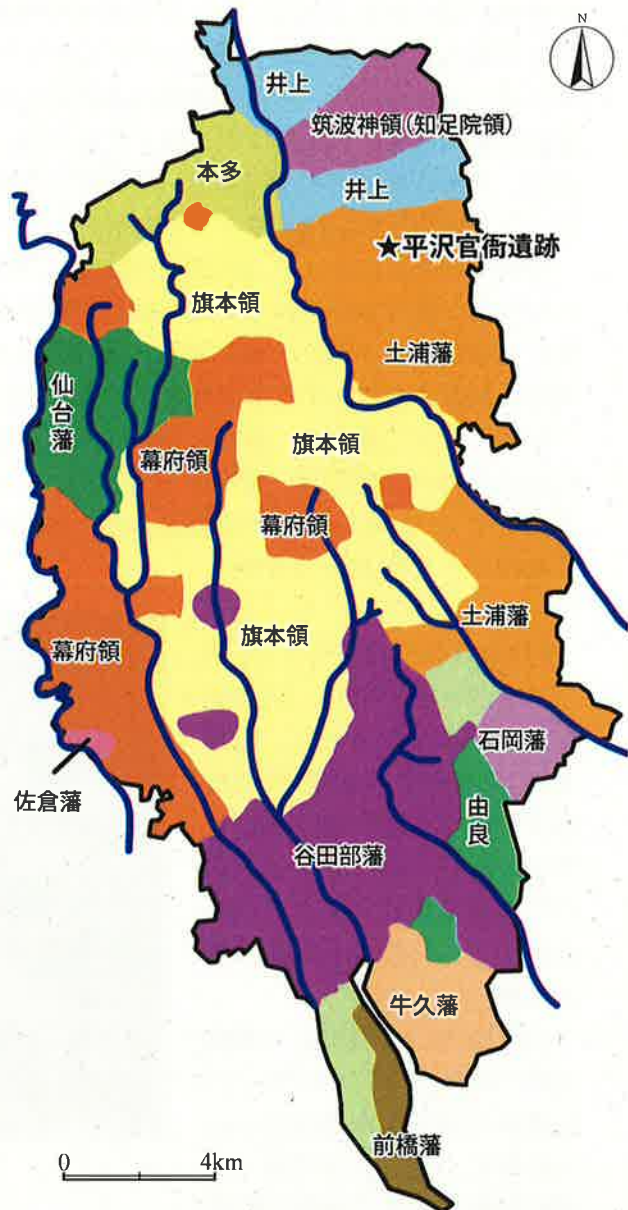
中世小田城の城下町で、土浦藩の陣屋が置かれた小田も町場として栄えた。北条は早くから定期市が立っており、街道の結節点としての重要性が増していく江戸時代後半以降は在郷町として大きく発展していった。

また、つくば市域では広域に影響を及ぼすような大きな中心地がなくなったが、谷田部藩の城下町として整備された谷田部や、幕府の利根川東遷に関わる利水事業や水運により栄えた小貝川沿岸の吉沼や上郷、真瀬のような村々が、在郷町として発達し、近代以降につながる伝統的集落の基礎ができた。

なお、江戸時代後期に谷田部で「からくり伊賀」と呼ばれた発明家、飯塚伊賀七が活躍したことは特筆される。

6 近・現代

つくば市域は、明治4年(1871年)の廃藩置県後、複雑な変遷の末、明治8年(1875年)に茨城県に統合された。このような動向の中、新政府樹立から廃藩置県までの4年間、東関東各地の幕府領を管轄する若森県が設けられ、県庁



江戸末期市内領域図



小田城本丸跡内を走る筑波線

が若森に置かれたことは、つくば市域での特徴的なできごとであった。県の下の行政区分も複雑な変遷を経るが、明治11年(1878年)に郡とほぼ近世を引き継ぐ町村が設置されることとなった。つくば市域は筑波郡と新治郡に分かれており、筑波郡役所は谷田部に、新治郡役所は土浦に置かれ、大正15年(1926年)まで行政機関として機能した。なお、平沢官衙遺跡の所在地は、明治時代の地図によると畑として利用が確認され、少なくとも明治時代以降は畑として利用されていたものと思われる。

明治から大正にかけて、近代化が進む中で各地に鉄道が敷かれた。大正7年(1918年)には筑波山麓地域を経由して土浦駅と岩瀬駅を結ぶ筑波鉄道が開通し、小田・北条・筑波にも駅が設置された。特に近代の北条は江戸時代後期からの経済発展がさらに進み、筑波山麓地域を代表する市街地として成長した。

昭和になって観音台に海軍の谷田部航空基地、西高野・作谷・安食に陸軍の西筑波飛行場が作られた際には、近在する谷田部、吉沼は軍との関係が強い街となった。また、大正9年(1920年)に館野に設置された高層気象台は、研究学園都市を構成する国の研究機関として現在まで存続している。

昭和20年(1945年)の第二次世界大戦終戦後、民主制度の諸改革がなされた。昭和30年(1955年)前後の町村合併ではつくば市域の3町17村が6町村となった。これらのうち筑波山麓地域を含む筑波町では、町役場が北条に置かれた。

昭和38年(1963年)の閣議了解、昭和45年(1970年)の筑波研究学園都市建設法の成立を経て、筑波大学や多くの研究機関が集まる研究学園都市の建設が始まった。科学の街となった「つくば」では、昭和60年(1985年)には国際科学技術博覧会(つくば万博)が開催された。昭和62年(1987年)には大穂町・豊里町・谷田部町・桜村が合併し、つくば市が誕生した。翌年には筑波町を編入、平成14年(2002年)に茎崎町が加わって、現在のつくば市となった。平成17年(2005年)にはつくばエクスプレスが開通、沿線開発の進行により都市として現在も一層の発展をしている。

6町村合併後のつくば市域は、偶然にも『常陸国風土記』にある「筑波国」に含まれる範囲となったが、中心地は研究学園地区となった。研究学園都市は合併前の6町村では周辺部にあたる台地内部の平地林を主に設置されたが、合併により研究学園地区の周辺を伝統的な市街地が取り囲む配置となった。現在は研究学園地区が発展する一方で周辺の市街地は活性化策が必要となっており、筑波山や自然・歴史的資源が豊富な筑波山麓地域は、つくば市の奥座敷として、市内外の方々の観光やレジャー、癒しの場としての活性化が期待されている。



国際科学技術博覧会(つくば万博)

第3章 史跡平沢官衙遺跡の概要および現状と課題

第1節 史跡等指定の状況

1 指定状況

指定告示より

名称：平沢官衙遺跡

指定基準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡

官報告示：昭和 55 年 12 月 4 日付け文部省告示第 173 号

所在地：茨城県筑波郡筑波町大字平沢字平 353 番ほか 54 筆

指定説明文（概要）：平沢官衙遺跡は、筑波山の南方の台地に所在する地方官衙遺跡であり、瓦・土器等の出土品により、奈良時代から平安時代に属するものと考えられる。規則的に配置された掘立柱建物群、礎石群、竪穴式住居跡及びそれらを取り囲む大溝の遺構が発掘調査により確認されている。遺構の規模・配置及びこの地域の歴史的位置付けから郡の正倉と推定され、地方官衙の代表的な遺跡として重要である。

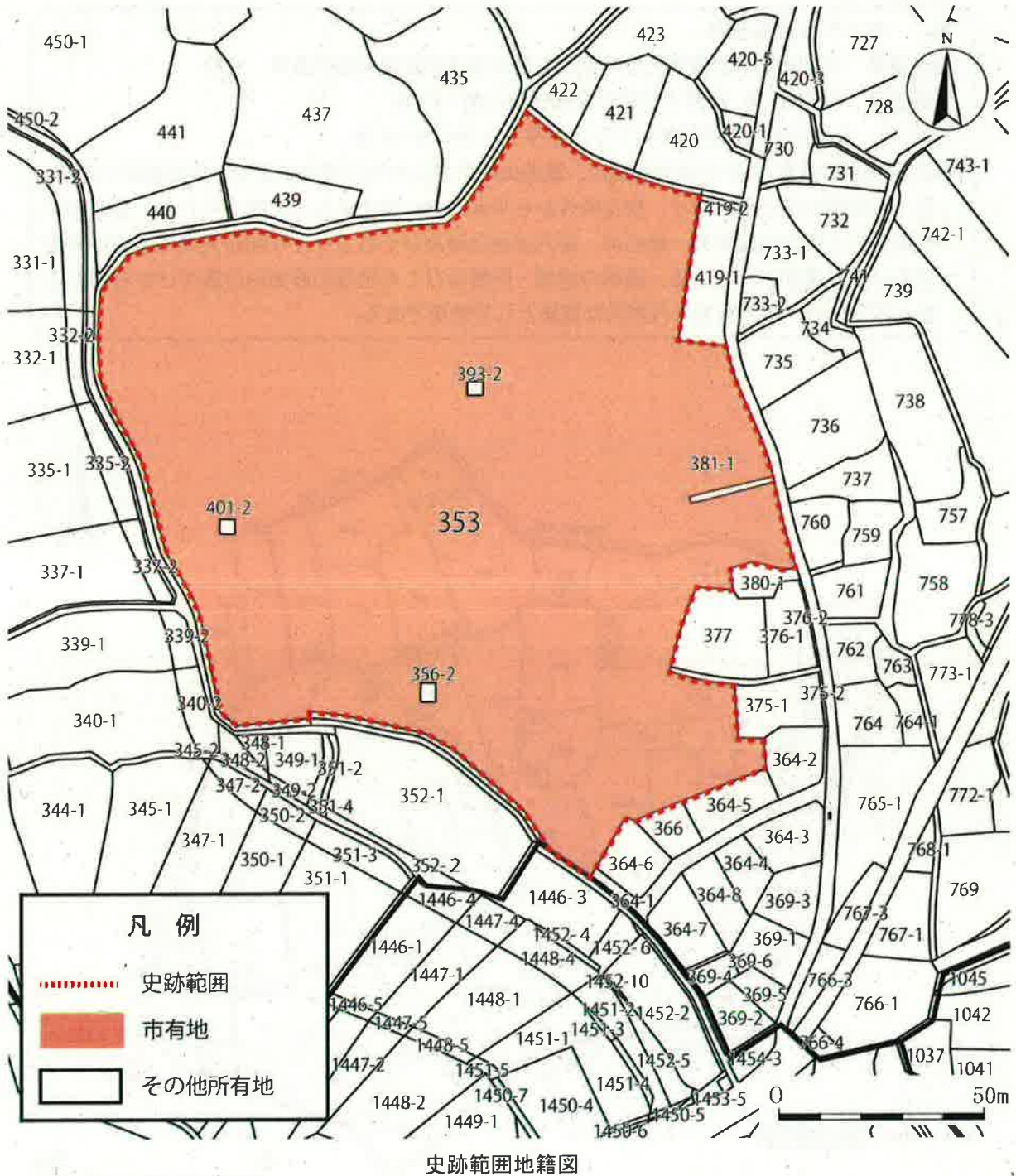


指定時の史跡範囲地籍図

2 指定地の状況

(1) 土地所有の状況

国指定史跡平沢官衙遺跡は、昭和 61 年（1983 年）に 4 筆を除き合筆し地籍を更正した。面積は 32,445 m²となった。合筆したつくば市大字平沢字平 353 番地は市有地で、面積は 32,315 m²、指定地の 96%を占める。4 筆 130 m²は財務省の国有地である。



(2) 土地の利用状況

国指定史跡範囲を「平沢官衙遺跡歴史ひろば」として復元整備し、公開している。管理団体の指定はされていない。

第2節 史跡等の概要

1 発掘調査

発掘調査は、調査時期と内容から、昭和50年（1975年）に開始された史跡指定前の県営住宅団地建設に伴う第1期調査、史跡指定後の復元整備事業に伴う第2期調査、史跡外の個人住宅建築に伴う第3期調査の大きく3期に分けている。調査主体は、第1期調査が茨城県、第2・3期調査がつくば市である。なお、すべての出土遺物及び調査記録は、つくば市教育委員会で保管している。

隣接地も含めてこれまでに3期・8次にわたる発掘調査が実施されてきたが、いずれもほぼ郡衛正倉院内での確認調査であり、郡庁その他の要素を考える資料を得るような調査は行われていない。

調査成果については、史跡内で実施した整備に伴う発掘調査と、史跡地周辺で実施した試掘・確認調査に分けて記述する。

(1) 史跡内での調査

① 遺構と遺物の概要

遺跡の中央平坦面を中心に、東西210m、南北150mの範囲内で柵列跡（以下、SAと略記）5列、建物跡（同SB）59棟、大・中・小の溝跡各1条（同SD、建物を囲むものや近世以降と思われる攪乱溝は除く）、竪穴住居跡（同SI）25軒、小穴無数等を確認した。

建物跡の種類は、基礎構造別では掘立柱建物52棟、礎石建物7棟、平面構造別では側柱建物17棟、総柱建物34棟、不明8棟だった。平面形式では側柱建物は規模不明が多いなか桁行6間、梁行3間（6×3間と記す）が4棟と多かった。総柱建物は4×3間、3×3間、3×2間の中規模建物が18棟と多く、桁行5間以上の大型建物も5棟となっている。また、遺跡東側に位置する総柱建物11棟は、身舎まわりに柱穴をもっていた（建物外周柱穴列と呼ぶ）。

これら建物跡は、建物方位が史跡の北西側に位置し磁北にほぼ合う一群（西区）と南東側に位置し約15度振れる一群（東区）に分かれている。一見不規則な建物配置も、各群内でもわずかな方位差で数棟がまとまって平面配置が「L」字形や「コ」字形となるようになっており、きわめて規則的な配置と言える。出土遺物が同時期の建物があり総柱建物に重複が無いことから、方位差がありながら併存する建物も多いと考えられる。

大溝跡は西溝（SD01）110m、北溝（SD02）150mほどを確認したが、両者ともそれぞれ東と南へさらに延びており、台地東端で確認した段差が東法面を削平された大溝と想



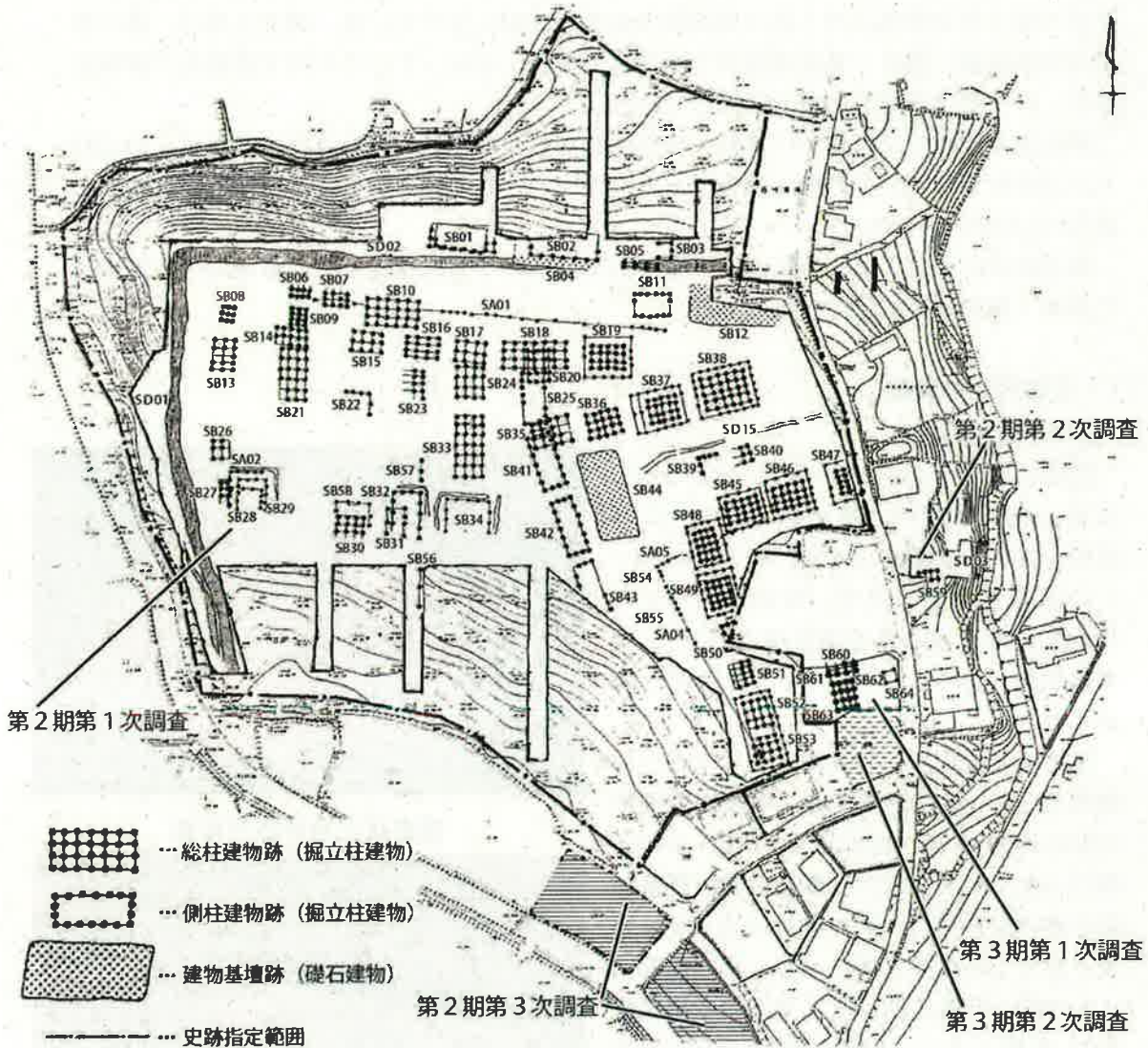
調査状況全体空中写真



掘立柱建物跡確認状況

定できれば西溝との間隔は約 210 m となる。南溝は確認していない。全体的に埋まった覆土を掘り直して小規模な溝にしていることが確認できた。上述した建物跡の大多数は大溝跡内に配置されているが、北側の SB01 ~ 05 はこの溝の上に建っている。

小溝跡は南東側建物群のやや離れた一群同士の間で確認した。柵列跡は北部と南東部で建物跡と重複する形で確認し、いずれも柵列跡の方が古い。竪穴住居跡は古墳時代後期のものが主で、掘立柱建物跡に壊されているものがある。



遺構確認状況模式図 (1 : 2,000)

出土遺物は、遺構覆土・埋土をほとんど掘下げなかったため、少量の土師器、須恵器、瓦、硯、陶磁器、炭化米 (SB01・45 柱掘りかた)、柱材 (SB18 同。タブ材。径 40cm 程) 等となっている。建物跡からの出土量は特に少なく、そのなかでは 8 世紀から 9 世紀前半にかけてのものが多く。



出土土師器・須恵器

出土タブ材・瓦

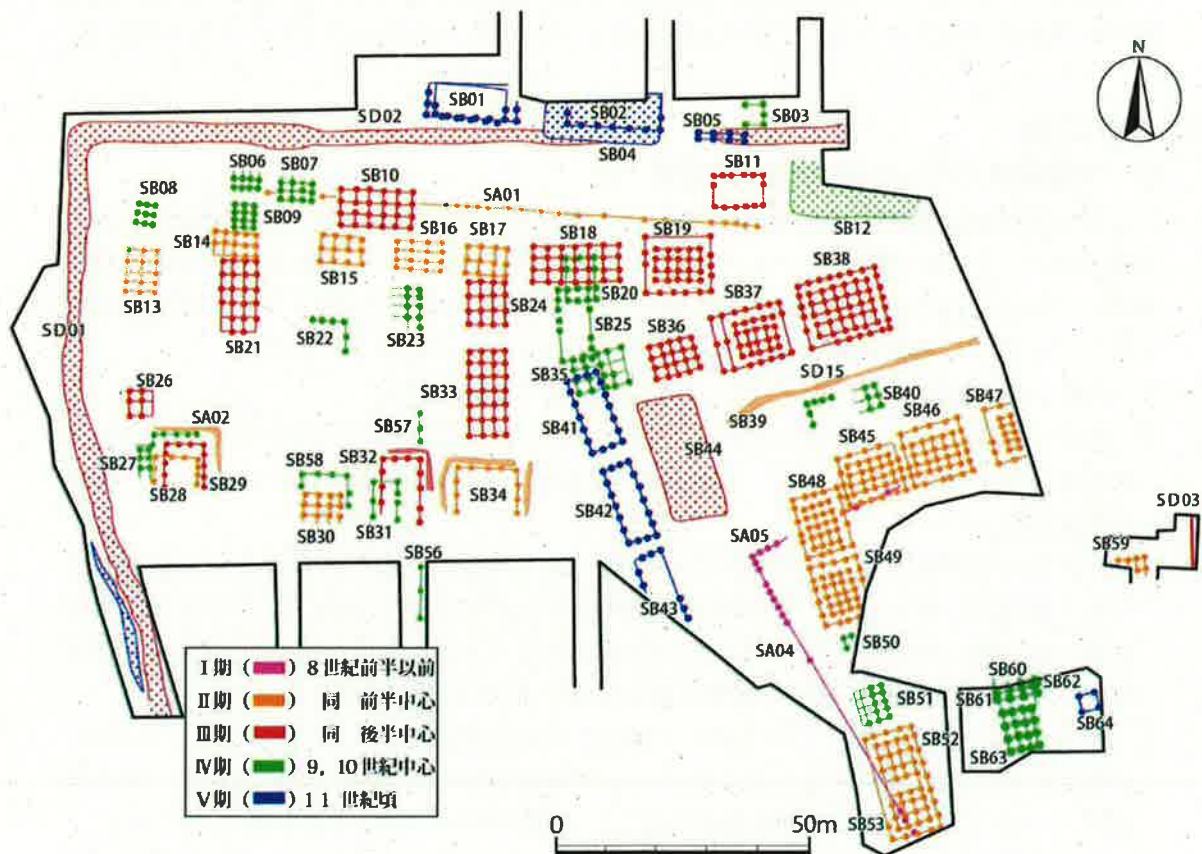
出土炭化米

② 遺跡の時代と性格

上述のように遺物出土量は少なく、全遺構の年代を明確にするのは困難だが、前述したように同一方位は同時期とし、出土遺物と遺構重複関係から前後関係や年代を想定することにより、以下の5期分類が可能になった。

I期は東区東南に柵列 SA04・05 が作られた時期で、重複関係から8世紀初頭以前と考えられる。他の遺構の有無は不明である。II期は中型建物を主に東区ではSB45～49・52・53などと区画施設のSD15が、西区ではSB13～17・28・30・34などと同SA01が設けられた時期で、8世紀前半に位置付けられる。III期には建物が大規模化し、SB10・11・18・19・21・24・33（西区）やSB36～38・44（東区）などを建てるとともに、周囲に大溝（SD01等）をめぐらしている。時期は8世紀後半が考えられる。IV期はII・III期建物の中に中小規模の建物が造られる時期で、SB06～09・22・23・27・35（これのみ大規模）・50・51などが相当すると思われ、9～10世紀と想定される。V期は長大な側柱建物が、遺跡北部で東西方向にSB01～05、中央で南北方向にSB41～43などが建てられ、大溝も掘り直された時期で、11世紀頃に比定される。5期のうち郡衙正倉院として機能したのはII～IV期で、継続しながら変遷したと考えられる。

平沢官衙遺跡では、一部ながら炭化米の出土例を含む、高床倉庫と想定される総柱建物が中央広場を囲んで規則正しく並び、周囲を大溝が囲むということが最初の調査時から判明しており、周辺の遺跡分布もふまえて、古代律令制下の筑波郡衙正倉院と考えられた。以降の調査では総柱建物が増加するとともに、新たに側柱建物が多く発見された。側柱建物は、事務的な用途に使われたとされることが多いが、正倉院内に配置される場合には、正税帳において総柱建物の「倉」と区別されている「屋」という倉庫になることが想定される。調査成果からは、正税帳に描かれる郡衙正倉院の姿を彷彿とさせ



遺構確認状況変遷模式図

るような、多数の倉庫が中央に広場をもちながら整然と並ぶ様子が、さらに明確となったといえる。一方で、「屋」が多いことや、他の遺跡と比べて柱の掘形や建物に大規模なものが多いこと、方位が異なる建物群が同時期に併存していたことといった、他の郡衙遺跡と比較した際の平沢官衙遺跡の個性も窺えた。

(2) 史跡地周辺での調査

① 史跡南側（第2期第3次調査）

史跡南側では、平成13年（2001年）度に、整備史跡用の駐車場及び管理棟建設に伴う範囲確認の試掘調査を実施した。道路を挟み東西に分かれており、西側では、溝5条、土坑6基、不明遺構5基、東側では溝4条、土坑3基、不明遺構3基を確認し、瓦、須恵器、土師器を主体に多くの遺物が出土した。

溝は、調査区北側の地形に沿った形で確認されたが、いずれも浅く削平されており、明確に郡衙の区画施設としては確認できなかった。

② 史跡東側（第3期第1・2次調査、第2期第2次調査は（1）史跡内での調査に含める）

個人住宅建設等に伴い2か所行っている。

平成14年（2002年）度の調査では、掘立柱建物跡5棟（60～64号建物跡。全容が判明するのは2棟）を確認し、土師器・瓦・弥生土器片が少量出土した。

建物跡の平面構造・形式は、側柱建物2棟（全容判明は1×1間の1棟）、総柱建物2棟（全容判明は3×3間の南北棟1棟）、不明1棟で、全ての建物で桁・梁どちらかの方が磁北に対し西へ11度程振れている。東区建物群よりは若干磁北に近いとずれがあるため、出土遺物からの判断ではないもののⅡ・Ⅲ期建物の間に中小規模の建物が造られる、SB61～63をⅣ期、SB64をⅤ期に相当すると考えられる。

平成29年（2017年）度の調査は上記調査地南隣接地で実施し、表土及び現代の盛土層が厚く確認されたことから、近年大幅に削平された後に盛土がなされたと考えられる。

2 史料調査

(1) 『常陸国風土記』の古代筑波郡の記述

平沢官衙遺跡が郡衙正倉院跡と考えられる古代筑波郡について、『常陸国風土記』の記載が残る。『常陸国風土記』は、現存する5つの風土記の一つであり、内容もかなり遺存していることから、常陸国だけでなく古代律令制下の地方の様子を知る貴重な史料となっている。その筑波郡（評）の条には、以下のことが記載されている。

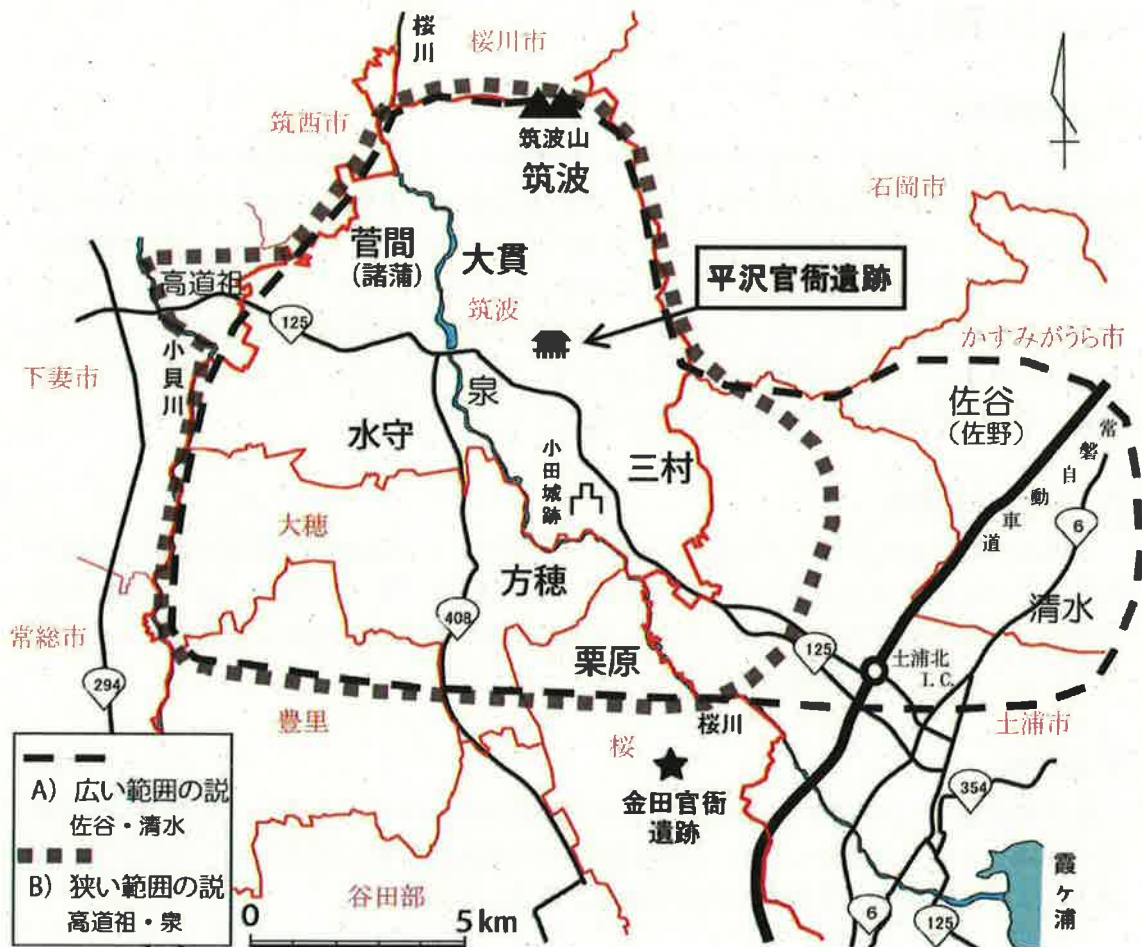
- ① 位置…東は茨城郡、南は河内郡、西は毛野河、北は筑波岳。
- ② 地名の由来…元々は紀国と呼ばれていたが、崇神天皇の時に国造として遣わされた筑篁命（つくはのみこと）が、国名に自分の名をつけ後代に伝えたいと言ったことから筑波になった。
- ③ 富士山との因縁…昔、祖神尊が諸々の神の処へ巡行した際に日暮れとなり宿を請うた時、新嘗祭で断つたため駿河国の福慈岳は絶えず雪が降り登ることができず、宴席を設け敬い拝ったため筑波岳は人々が往来し集まって歌舞飲食することが今でも絶えない。なお、『万葉集』中で一番多く詠まれている山は筑波山である。
- ④ 燿歌…筑波岳はけわしく高く雲より秀で、西峰は雄神とって登らせないものの、東峰は近くに泉が流れて冬も夏も絶えない。関東諸国の男女が、春の開花時、秋の紅葉時、一緒に山で会食する飲食物を持参し、乗馬や徒歩で登り、遊び楽しんでいる。
- ⑤ 地理関係…郡の西十里に騰波の江があり、そこから東が筑波郡で、南は毛野河、西と北はともに新治郡、良（北東）方向は白壁郡である。

他郡に比べて地理的な記事が残っておらず、筑波山をのぞくと筑波郡内の地名や状況は、語られていない。

筑波郡の範囲は、上述の『常陸国風土記』の記載から、自然地形となる北と西は筑波山と鬼怒川か小貝川が境界と理解でき、両者は平沢官衙遺跡が所在する現在のつくば市の北と西の境界にほぼ一致すると思われる一方、郡が境界となる東と南は明瞭でない。全国の郡域史料となっている『和名類聚抄』には、筑波郡に筑波、大貫、水守、三村、栗原、諸蒲（渚蒲）、清水、佐野、方穂の9郷の名が記載されている。現地名との対比等から、筑波郡の範囲についてはおおむね次の2説にまとめられる。

A) 小貝川東の下妻市東端及びつくば市北半(旧筑波・大穂町全域、旧桜村の北端)から、筑波山地を北縁として土浦市西北部(旧新治村から東)、かすみがうら市西部(旧千代田町)までを含む広い範囲の説。

B) 旧新治村を除く土浦市北部や旧千代田町東部は茨城郡に含まれるという狭い範囲の説。



筑波郡範囲想定図

(2) 『常陸国風土記』の建評記事

地方行政制度の初期における国造ら地方豪族の動向を知る史料として重要である。その内容は、国造が香島評や信太評の設置や多珂評・岩城評の分立を申請し、認められたとする記事で、地方制度の大きな変革期にあっても、国造らの伝統的な地方豪族が、前代に引き続き施政の担い手になっていったことを示している。平沢官衙遺跡の周辺は、前代の主要古墳と郡衙跡とが近距離に所在し、古墳の被葬者と郡司層との関係を示すと考えられる材料もあるため、建評記事の内容が検証できる事例となりうる。

(3) 筑波郡司層の人名史料

『常陸国風土記』以外に、郡司層の人名関係では、東大寺正倉院に保管されていた筑波郡から貢納された調・庸布に残る墨書のなかに天平宝字2年(758年)の年号と郡司(副擬少?領)丈部直佐弥万呂の名や同7年(763年)の年号と郡司(擬主帳)中臣部広敷の名が見られる。さらに、筑波郡司の娘である壬生宿禰小家主(女)は、孝謙天皇の信任が厚く、当初采女として宮中に仕え、その中でも一等高い掌膳となった。神護景雲2年(768年)には律令国造の職も賜っている。平城宮跡出土の木簡からは、竹波命婦とも呼ばれたらしいことが知られている。

3 整備の状況

平成9年(1999年)度～14年(2002年)度に復元整備工事を実施し、15年(2003年)度に正式に開園した。

(1) 柱位置表示

Ⅱ期(8世紀前半)・Ⅲ期(8世紀後半)の建物のうち、Ⅱ期建物群から12棟、Ⅲ期建物群から8棟、合計20棟を表示した。掘立柱建物は、柱痕のおよその平均値から直径35cmとしてタモ材を使用し、高さをⅡ期は20cm、Ⅲ期は45cmとした。礎石建物は、散在していた実物の礎石を任意の位置に設置した。また、建物規模を表示するために、建物の軒下範囲にリュウノヒゲを植えた。大きさは他の遺跡の事例等を参考に、身舎から一律1.8mとし、外周柱穴列があるものは、それから30cmとした。またその軒下範囲を、当時の排水の関係を考慮し、10cm盛土をして表示した。

(2) 実物大復元建物

大溝跡の造られた時期であるⅢ期の中から、調査による資料性、遺構の位置・配置を考慮してSB18(土倉の双倉、復元2号建物)、19(校倉、同1号建物)、33(板倉、同3号建物)を原寸大模型として復元した。建築基準法の関係で、実物大復元建物は見学者を入れることができない施設になっている。

(3) 説明板

総合説明板は、来園者の主導線となる案内所駐車場に1か所1基を、実物大復元建物説明板は、3棟分のもの1基を、建物群から少し離れた位置に設置した。柱位置表示の説明板は、建物毎に1基を地面と同じ高さで設置している。

(4) 案内所

- 当初66.3㎡であったものを、平成17年(2004年)に86.1㎡に増築している。
- ・面積：86.1㎡(建築面積)。延床面積72.8㎡+ピロティ(下屋)面積13.3㎡
 - ・構造：木造平屋建て。屋根は亜鉛めっき鋼板・瓦棒葺(芯木なし)。外壁は杉縁甲板。
 - ・内部：管理人室6.6㎡、ガイダンスコーナー33.6㎡(増築前23.7㎡)、トイレ(男・女・多目的)32.6㎡(同22.7㎡)。倉庫は屋外にプレハブを設置。
 - ・展示：出土遺物を展示・解説し、郡衙遺跡や建築構造などをパネルで説明。また、史跡紹介や復元建物建設過程等のビデオを上映。

(5) 便益設備その他

① 防犯・防火設備

各実物大復元建物へ避雷針を直接設置した。また、建物群の防犯・防火対策として、施錠できるように門扉が付く鉄柵で囲み、柵内にはセンサーを設けて、案内所と同調する機械警備を設置し、消火器も設置した。

② 植栽

史跡境界の柵の代わりに、南面にハギを、他3面にネズミモチを2列で囲った。既存宅地との境には目隠しとして高木のシラカシを植えたが、その他の高木は、地下遺構への根の影響を避け、史跡内の見通しを優先させることから本数を少なくした。

③ 園路

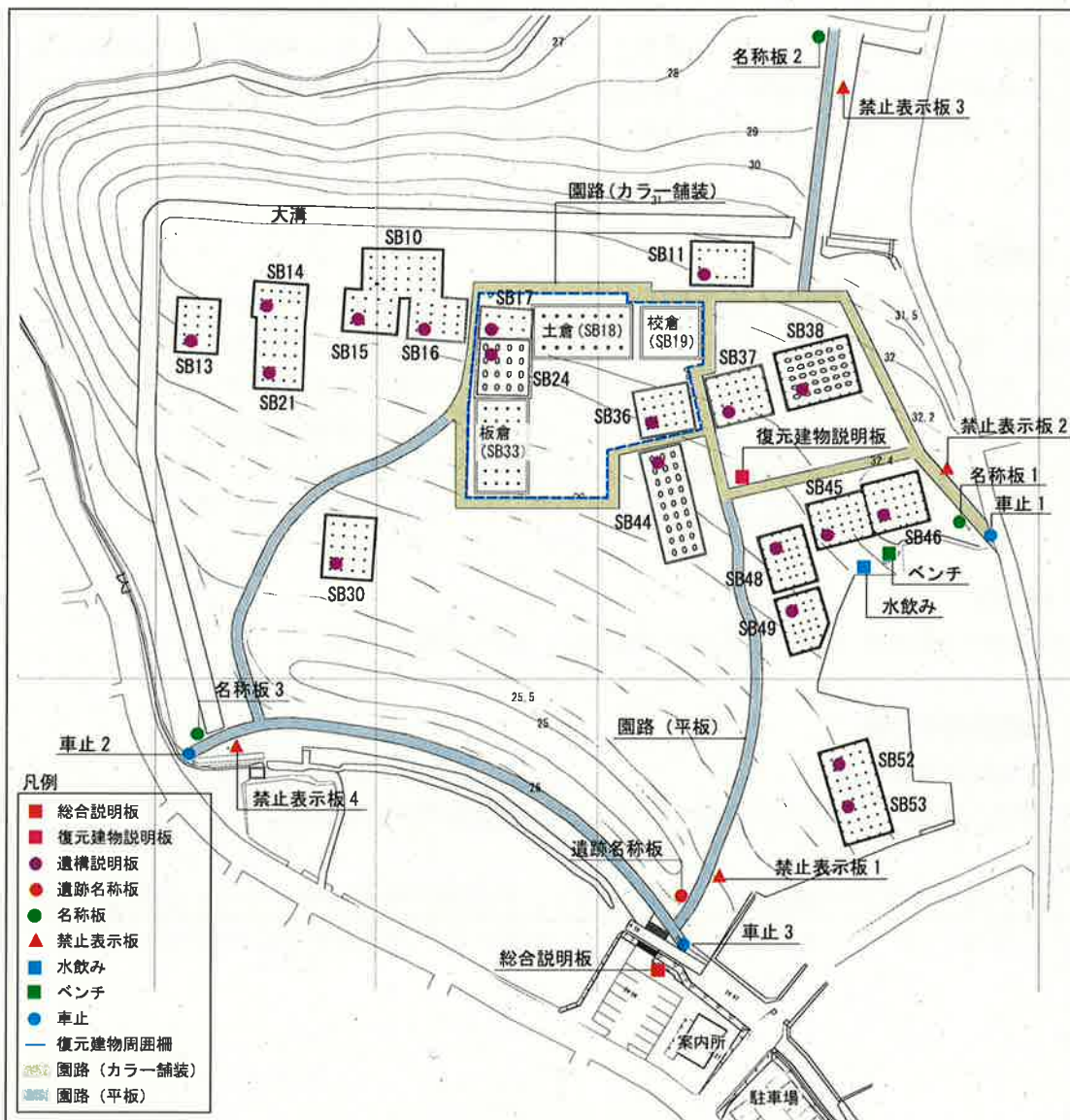
遺構表示ではないので現代風に設置し、史跡平坦面は透水性カラー舗装、斜面は雨水の通り道にならないよう、洗出平板と芝を組み合わせたものとした。

④ 休憩施設

ベンチと水飲み場を実物大復元建物が見やすい史跡の端に設置した。

⑤ 排水

盛土内には透水管を設置し、表流水や復元大溝の水も含めて、地元の土地改良区と協議のうえ、流末を史跡南西外の柵や道路側溝につなげた。南側は、水田に流出しないよう、1m弱の土堤状に盛り上げて、調整池も兼ねるようにした。



現状全体配置図 1 : 1600

4 現況調査

本計画を作成するに当たり、歴史ひろばの現況調査を実施した。ここでは、概要を示し詳細な調査報告は、本計画の付属資料として添付した。また、課題については第4節にまとめる。

(1) 柱位置表示

当初の表示材は全て腐朽・遺失し、竹材で代用している。柱位置表示を固定していたボルトの一部に傾きやぐらつきなどがある。また、軒下範囲を表示していたタマリユウや芝生と区画した畝畔シートは全て遺失しており、すべて芝により浸食されている。10cmの盛土については土の流出はないため、芝が短いときには認識できるが、芝が伸びているときには周囲との区別があいまいとなり、地形のみでは建物規模を明確に表示できていない状況である。

(2) 実物大復元建物

いずれも、屋根を除く基本的な構造材に傷みは少ない。外観は一部北側の束柱や壁にコケやカビ、鳥糞の付着がみられる。内観は校倉・板倉で雨染みが散見され、板倉で北側壁の一部に腐朽が見られる。基礎部分も傷みはないが、コンクリートを固めた基礎の化粧砂は全てはがれているものの、長年の風化で落ち着いてきている。

屋根材については、萱屋根・板屋根ともに傷みが激しく、特に樽板を葺いた板倉の屋根は、板押さえも含めて腐朽し、部分的に脱落している。その他の材も特に木口部分での腐朽が著しい。また、見学用に設置していた階段は、4基のうち2基が腐朽し撤去している。

(3) 説明板

総合説明板・建物説明板・遺跡名称板は、いずれも史跡内での新たな発見はないため、内容的・物理的に説明板部分での使用には問題はない。構造材の木部の一部に塗料のはげや、コケ・カビの付着、埋木の欠失などがあるが、比較的良好である。名称標識にも問題はなく、一部芝の繁茂による埋没しているのみである。遺構説明板は、磁器板を平面に近く設置したため、草刈り機等による部分的な欠失はあるものの、文章や図版の欠失は極一部で、内容が不明になるほどではなく、そのままの使用は可能である。

(4) 案内所

案内所内の手洗所で利用が集中した場合に、水圧が低下する。

(5) 便益設備その他

① 防犯・防火設備

鉄柵は、部分的に錆が出ているものの、状態は比較的良好である。

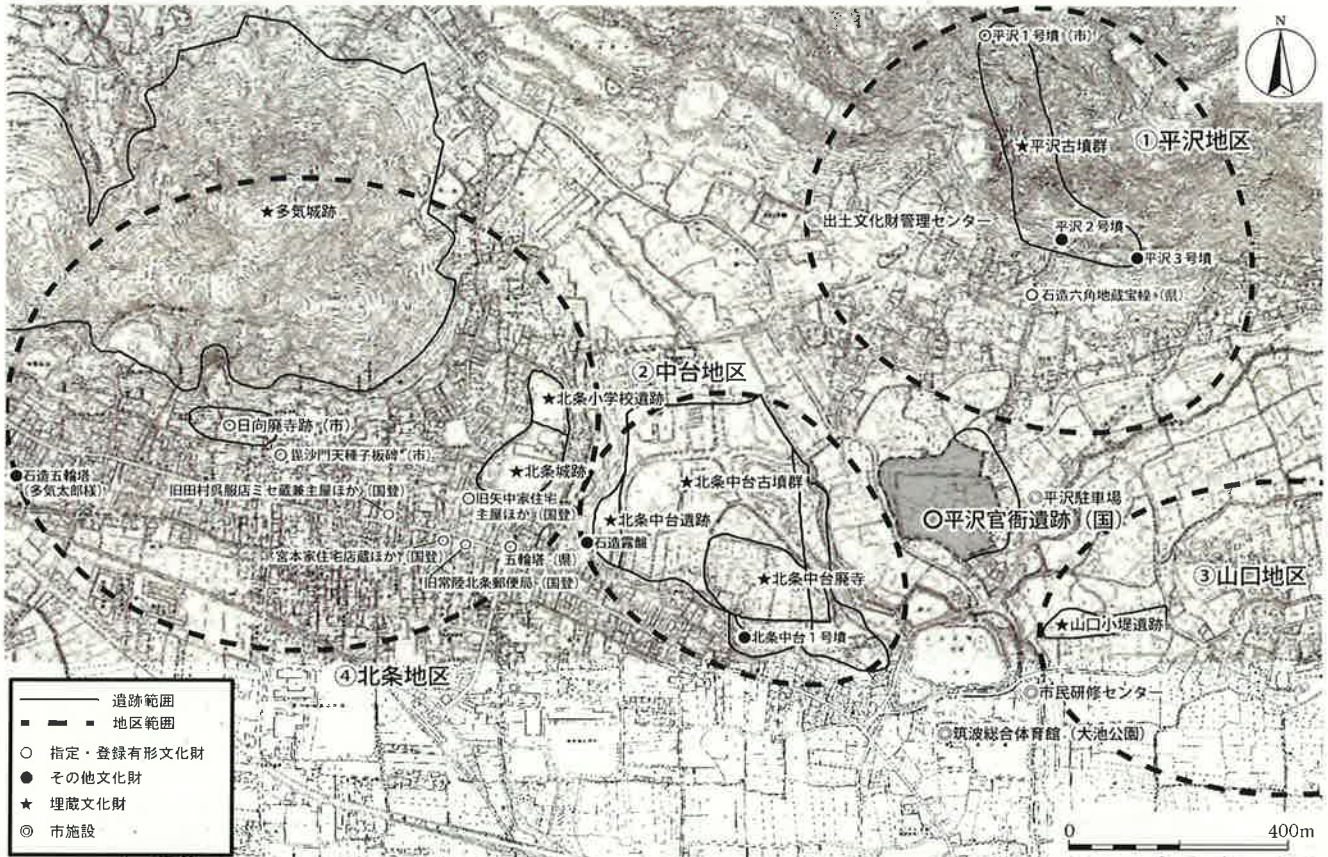
② 園路

平面の透水性カラー舗装は、砂利が分離し、利用者が砂利で滑りやすい状況である。また法面のコンクリート洗出し平板舗装は、谷側に若干の不陸を生じたものがある。

5 近隣・周辺地域の文化財

(1) 近隣地域

国史跡平沢官衙遺跡の近隣である平沢・北条地区は、古代から中世初期には常陸国内で有数の中心地であり、中世から近世・近代ではこの地域での拠点の一つであった。以下では平沢官衙遺跡の近隣地域を4地区に分けて記述する。なお、平沢官衙遺跡南に位置する大池は、古代以来の池ではないかとの指摘もある。



平沢官衙遺跡周辺の遺跡と文化財位置図 (1 : 13,000)

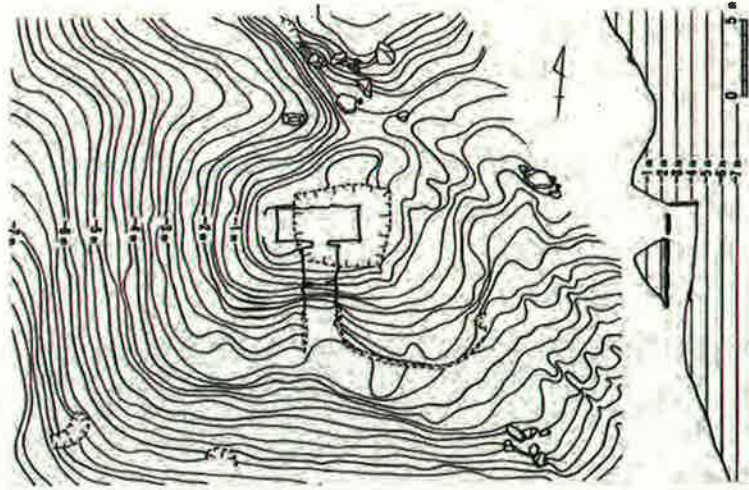
① 平沢地区

平沢官衙遺跡が所在する独立した台地から、その北側の丘陵までの範囲である。

丘陵斜面に散在する平沢古墳群は、横穴式石室を有する古墳5基が確認されている7世紀代の古墳群である。1号墳の佐都ヶ岩屋古墳(市指定)は、長辺35mの長方墳で、巨大な板石を組んで構築されたT字型平面の横穴式石室を有する。同時期の筑波山麓で最大級の墳丘・石室であり、筑波国造の墓と推測されることも多い。また、3号墳は一辺19mの方墳で、発掘調査では横穴式石室の前面から8世紀初め頃の火葬墓が検出されている。当時の火葬が有力者層に限り広まったことを考えれば、この古墳群と筑波郡司との密接な関係を想起させる。

丘陵裾の平坦部、八幡神社境内には、16世紀末頃の石造六角地蔵宝幢(県指定)が所在する。この宝幢は、明治時代に廃された東光寺や、現在に続く平沢集落形成の開始時期に関係するものと考えられる。また、八幡神社境内周辺の広い平坦部は、郡衙関連施設の候補地の一つとされている。

これらのうち、平沢2号墳・3号墳、石造六角地蔵宝幢は、見学が可能である。



平沢古墳群 1号墳 佐都ヶ岩屋古墳 (1 : 500)



平沢古墳群 3号墳
須恵器壺出土状況

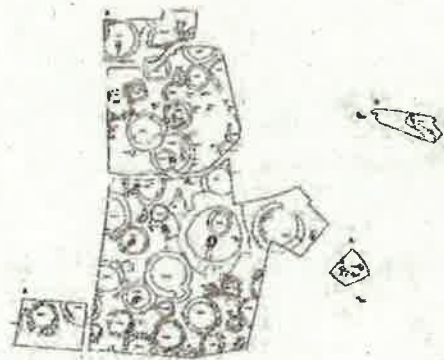
② 中台地区

大字北条地内のうち平沢官衙遺跡西側の台地上にあたる。北条中台遺跡、北条中台古墳群、北条中台廃寺が重複しており、あわせて北条中台遺跡群とも呼ばれる。北条中台遺跡群には、平沢官衙遺跡の前代の古墳や同時代の集落跡、廃寺が存在しており、この地区内の台地上平坦部も郡衙関連施設が所在する候補地とされている。

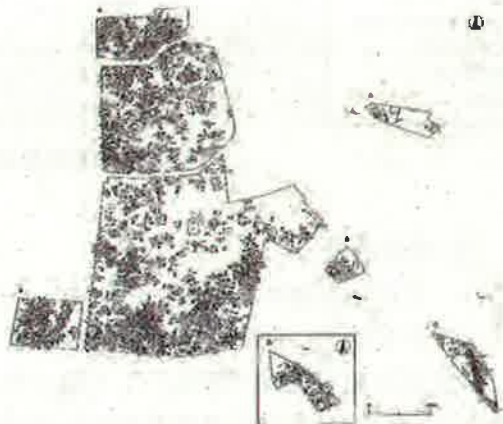
北条中台遺跡は、台地西側に所在する旧石器時代から近世までの複合遺跡で、大部分が大規模住宅地開発に伴い発掘調査されている。奈良・平安時代の竪穴住居跡も131軒見つかっており、古代の墨書土器や灰釉陶器、10世紀中～後葉の鉄鋌等の特徴的な遺物が出土した。

北条中台古墳群は6・7世紀を主とした古墳群で、1号墳のみ現存が確認できる。1号墳は、墳丘は遺存しておらず、巨大な板石を組んだ横穴式石室が露出している。開発に伴う発掘調査では、その他に古墳65基が確認されており、装飾大刀や馬具等の副葬品のほか、希少な表現である頭に鳥を付けた盾持埴輪も出土した。

北条中台廃寺は、台地東側に所在している古代の瓦片の散布地である。かつては基壇状の高まりや礎石などが残存していたとされるが、現況では確認できず、位置も不詳である。重要な遺跡と予見されたため開発区域からは外されたが、先述の北条中台遺跡の発掘調査でも瓦片や須恵器製の相輪



北条中台遺跡全体図 古墳・溝 (1 : 5000)



北条中台遺跡全体図 住居跡・土坑・井戸など (1 : 5000)



北条中台廃寺表彩瓦

が出土しており、この廃寺に関わる遺物と考えられる。また、台地西端には石造露盤とされる石造品が現存している。寺院遺構は未発見であるが、郡衙近隣に所在することが多い、地域最古の寺院跡となり得る。

これらのうち、北条中台1号墳と露盤とされる石造品が、見学可能である。また、北条中台遺跡群の出土遺物の一部は、市出土文化財管理センターで展示している。

③ 山口地区

平沢官衙遺跡東側の低地から宝篋山西側斜面部までの範囲である。

宝篋山西側斜面部には古墳時代後期・終末期の古墳が散在する。これらのうち山口1号墳・2号墳は、花こう岩を主とした乱石積みで構築された横穴式石室であり、石室の形態も畿内の影響を受けたものである点で、県南地域においても異色である。

低地には小堤と思われる遺構が存在し、条里地割があった可能性が指摘されている。

現況で確認できる遺構はすべて私有地内にあり、自由な見学はできない。

④ 北条地区

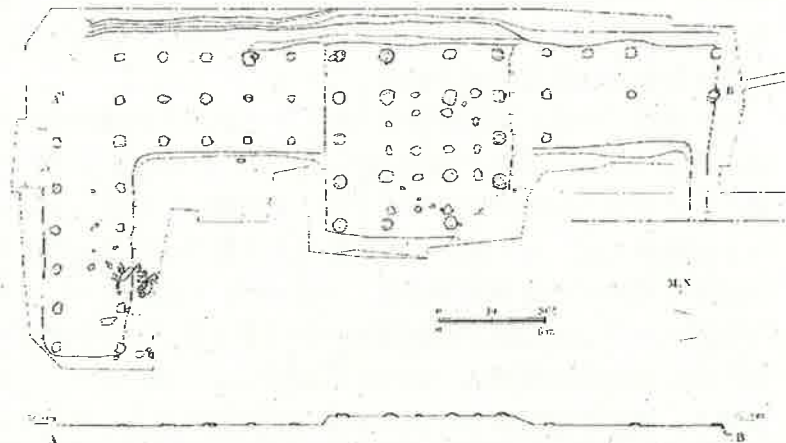
平沢官衙遺跡西側の標高129.4mの城山から、その南側に連なる低位段丘面までの範囲である。平安時代後期から鎌倉時代初期に常陸平氏の本宗である多気氏の本拠地となり、近世には在郷町として発展、その後も筑波山麓地域の中心として栄えた。

日向廃寺跡は、城山の南麓に位置する市指定文化財である。発掘調査で東西三間、南北四間の中央堂に翼廊がつく建物が確認されており、形状から阿弥陀堂と推測されている。12世紀後半頃の瓦が多量に出土しており、多気氏の創建と推測される。

日向廃寺跡の南西には、鎌倉時代前半の特徴を有する石造五輪塔が所在している。地元では「多気太郎様」と呼ばれており、建久4年(1193年)年に没落した多気氏末代、多気義幹の墓と伝承されている。なお、義幹は五輪塔の直下を流れる裏堀という用水路を築いたとも伝わっている。

城山には、大規模な山城跡である多気城跡が所在する。現在残る城郭遺構は16世紀後半頃に佐竹氏が改修したものと考えられる。また、この山は多気氏が八田氏(小田氏)と争った建久の政変に際して立て籠もった「多気山城」(『吾妻鏡』)とされるが、これまでの調査では鎌倉時代の遺物は出土していない。

中世の石造物としては、鎌倉時代の製作



日向廃寺跡 (1 : 500)



多気城跡 (1 : 15,000)

と推定されている日向廃寺跡南東の毘沙門天種子板碑（市指定）と、天文6年（1537年）に造立された八坂神社の石造五輪塔（県指定）も、所在している。

土浦方面と下妻・真壁方面を結ぶ街道沿いには、近世の在郷町から発展した古い街並みが続いている。近世・近代の建造物も一部に残っており、そのうち宮本家住宅店蔵ほか、旧矢中家住宅主屋ほか、旧田村呉服店ミセ蔵兼主屋ほか、旧常陸北条郵便局の4か所、計17件が国登録有形文化財となっている。

平成元年（1989年）に復元整備された北条日向廃寺や、上述の石造物3基が見学できるほか、登録された建造物の活用や定期公開が行われており、市観光推進課が設定したウォーキングコースである北条フットパスでも紹介されている。

（2）周辺地域

平沢官衙遺跡の南南東3kmに小田城跡、同じく南南東9kmに金田官衙遺跡と、つくば市の北部から東部にかけて、さらに2つの国指定史跡が所在している。

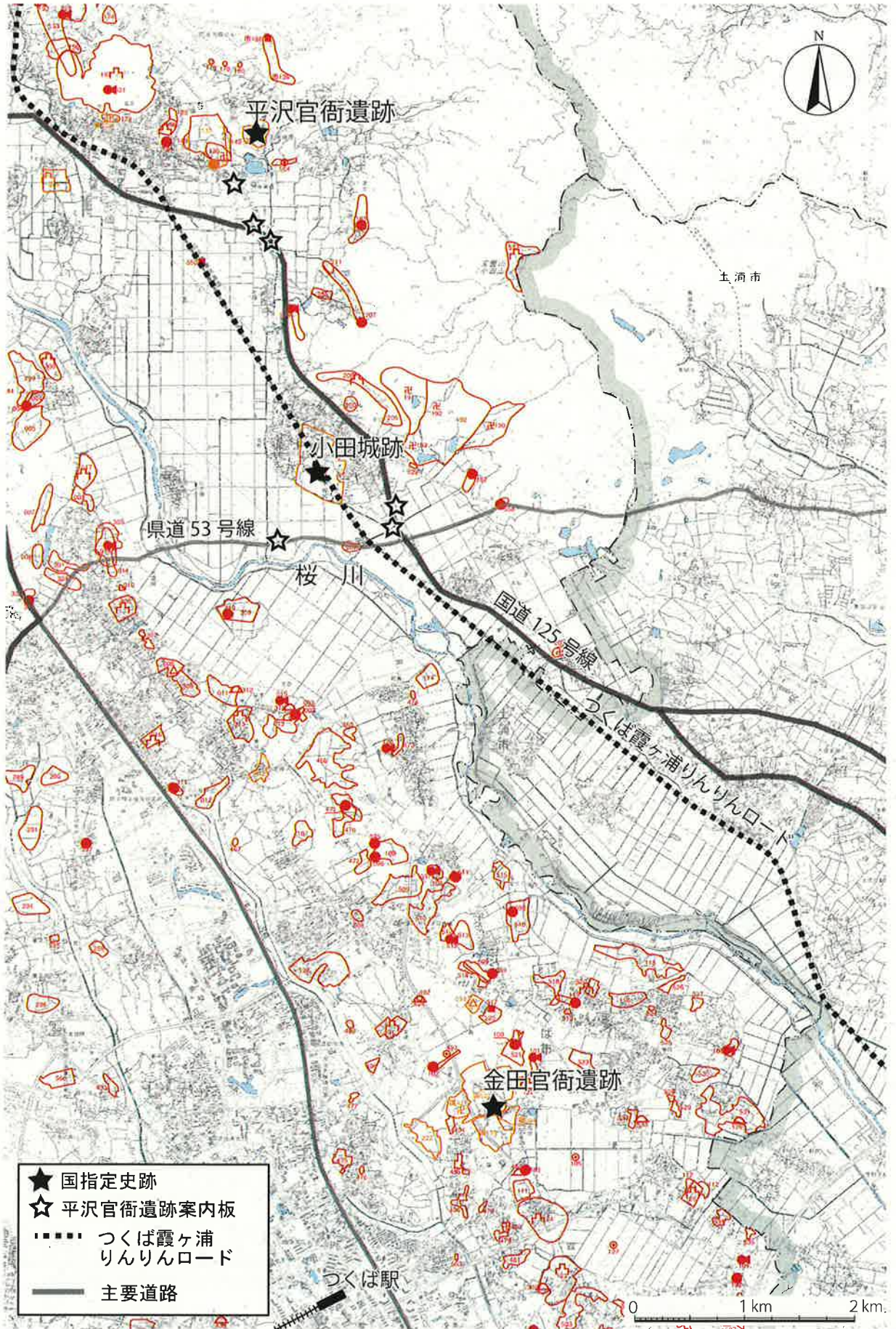
金田官衙遺跡は、おおよそ現在のつくば市南半、つくばみらい市、牛久市、竜ヶ崎市の範囲を管轄した、古代河内郡衙の推定地である。同一市内に2つの国指定の郡衙遺跡があることは非常に珍しい。平沢官衙遺跡と異なり、正倉院以外の郡衙を構成する建物群跡や、同時期の寺院である東岡九重廃寺も合わせて指定されているが、正倉院の全容は桜中学校があるため不明である。現在は未整備で見学できないが、出土品の一部を近在する桜歴史民俗資料館で展示している。

小田城跡は中世に常陸南部を支配した小田氏の居城跡である。北側の宝篋山南麓には、奈良西大寺の高僧忍性が10年間止住した三村寺に比定される、三村山極楽寺遺跡群もあり、中世の小田地区は古代の平沢・北条地区に替る一大中心地であった。

小田城跡では、本丸跡とその周辺の4万2千㎡を復元整備し、整備地に近い旧常陸小田駅跡に案内所と駐車場を設置、平成28年（2016年）に「小田城跡歴史ひろば」として開園した。小田城跡では整備地内だけではなく、小田地区の石造物や平沢官衙遺跡を含む周辺文化財の説明板、案内板も設置している。また、三村山極楽寺遺跡群内の石造物群も、観光客が増加している宝篋山登山道の見どころとなっている。



小田城跡歴史ひろば空中写真



周辺の国指定史跡位置図 (1 : 50,000) (遺跡地図、赤字遺跡名は省略)

第3節 史跡等の公開活用の諸条件の把握

1 アンケート調査

本計画を作成するに当たり、6・7月と10・11月に平沢官衙遺跡歴史ひろば、小田城跡歴史ひろば、桜歴史民俗資料館の利用者と市ウェブサイトの閲覧者を対象に、アンケート調査を実施した。ここでは、概要を示し詳細な調査報告は、本計画の付属資料として添付した。

回答数は、6・7月に60件、10・11月に59件、計119件とそれほど多い件数ではなかったものの、ある程度の傾向は読み取れる。対象は、文化財展示施設に来ていることや、インターネットにアクセスして回答していることから、文化財や展示施設への関心が高い層であったと思われる。平沢官衙遺跡の魅力としては、「景観（山や田園風景）」が最も多く、「立体復元建物」がその次となった。この2者が合わさった景観が、平沢官衙遺跡の一番の魅力と考えられていることは想定通りであった。反面、「建物の柱表示」の評価は低かった。これは本来立体復元建物と関連させて倉庫が立ち並ぶ様子を示していた当初整備の内容ではなく、腐朽に対しての仮修復をしている現状に対しての評価と考えられる。

回答者は関心が高い層であったこともあり、歴史や文化財の施設として認識があり、文化財展示施設としての利用や活用を望む意見が多かった。その反面、文化財課でも課題としている観光施設やサイクリングの施設としての関心は、このアンケートからはやや希薄と思われ、今後この分野での宣伝等の充実が必要とされる。

今後望むものとしては、前述の内容から軽めの講座や歴史とかかわるものが多いとともに、インターネットによる情報発信が求められていることは、『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』の目指すところを裏付ける結果となった。また、整備に関しては歴史的なものへの不満は少なく、どちらかといえば散策や憩いの場所としての便益施設の充実を望む声が多かった。

また、案内所で案内業務をしているNPO法人平沢歴史文化財フォーラムの方々へも同様なアンケート内容での聞き取り、及び案内業務実施時の課題や問題点についても聞き取りを行った。平沢官衙遺跡の魅力については、見学者同様「景観（山や田園風景）」、「立体復元建物」をあげていることは、同様であった。ただし、整備当初を知る者が多いせいか、柱位置表示がないことによる本来の状況が表示できていないことへの懸念と、一刻も早い復旧を望む声が聞かれた。

必要とするものについても、景観に差し支える樹木や説明板よりも、説明の際に使用できる充実したパンフレットを望む声が多かった。また、一般見学者の間でいくらか要望があった外トイレについても、防犯上や管理上の関係から否定的な声が上がっていたことは、興味深いことであった。その他については、必要箇所引用するものとする。

2 見学利用の状況

見学者は、開園以来増加してきたが、ここ数年はおよそ毎年5万人前後である。見学の目的は、アンケート結果によると、ウォーキングなど散策、歴史や文化財の学習の利用者が多く、やや観光が少ない状況である。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
利用者数	29,466	21,578	25,184	28,480	37,688	31,440	52,317	39,498	37,167
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数	49,358	39,080	45,079	55,051	51,346	52,478	46,508	50,689	35,722

※催事の参加人数の加算の有無によりやや増減がある。

見学者への説明対応については、簡単なものは管理員が、専門的な説明対応は依頼を受けて市文化財専門員が、それぞれ行っている。説明団体数は表の通りで、年間10～20件の間で推移し、市内を中心とした小学校と生涯学習の団体が主体であるが、市内の大半の公立小中学校（平成15年度54校、令和2年度45校）は見学できていない状況である。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
説明団体	22	29	21	11	17	13	15	12	15
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
説明団体	9	12	17	14	13	22	14	13	3

3 活用利用の状況

平沢官衙遺跡歴史ひろばでは、史跡の存在とその良さを周知するためのイベントを、NPO法人平沢歴史文化財フォーラムと協力をしながら、四季毎に年4回行っている。実物大復元建物から南へ緩やかに傾斜する地形は、天然の劇場としてコンサートなどにも活用されている。また、実物大復元建物の扉を開けて建物などの説明を行う、特別開扉を年間で10日間ほど実施している。

平成27年（2015年）度から生涯学習推進課が行っている、市内の研究施設等を巡ってのスタンプラリーである「ちびっ子博士事業」での見学対象施設となっており、例年暑さで落ち込んでいた夏季の来場者数が実施前に比べて3千人以上増加している。そのほか市文化芸術課が協力する美術展「アートセッション」や、同スポーツ振興課が協力する自転車ヒルクライム大会「ツールド・つくば」のスタート会場などとしても、活用されている。

平成28年（2016年）の筑波山地域ジオパーク（つくば市、石岡市、笠間市、桜川市、土浦市、かすみがうら市）の日本ジオパーク認定に際して、平沢官衙遺跡はジオパークの見どころの一つとして位置付けられた。平沢官衙遺跡では、筑波山地域の主要な石材（斑れい岩、花こう岩、変成岩）すべてを礎石に使用しており、地元の石材をうまく利用した例として貴重なみどころにもなっている。

つくば霞ヶ浦りんりんロードは、令和元年（2019年）11月に国がサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために指定するナショナルサイクルルートにもなっている。平沢官衙遺跡歴史ひろばはその沿線に近く、官衙北側の山を越える不動峠も人気であることから、サイクリストの利用が多い観光ルートとしても注目されている。

4 施設管理・運営の状況

史跡平沢官衙遺跡では、つくば市文化財展示施設条例（平成9年3月25日、条例第27号）及び同施行規則（平成15年3月31日、教委規則第3号）に基づいて管理している。

市は、史跡の現状変更申請等の法的手続きや、施設使用許可等の市条例に定めた手続

き、団体等からの依頼による史跡の専門的な説明を直接行っているが、その他の維持管理業務は市から業者へ部分委託している。

来場者の日常的な案内・清掃は、地元平沢地区で結成したNPO法人平沢歴史文化財フォーラムに委託している。案内所は通常1名勤務であるが、繁忙期やイベント時、緊急時にはボランティアとしての協力も含めて臨機応変に対応してもらっており、地元団体の利点が大きく活かしている。そのほか、維持管理業務として芝等の植栽維持管理、施設の機械警備、案内所床のワックス清掃、排水設備の定期清掃等を、それぞれ専門業者に委託している。

以上の施設管理業務に要する経費に、光熱水費、案内所・駐車場用地の賃借料、施設・設備の修繕費・工事請負費、催事運営委託料等を含めた運営費総額の、過去5年間の内訳は下表のとおりである。年度毎の基本的業務内容に変化は少なく、費用も安定的ではあるものの、労務・資材単価の上昇に応じて植栽維持管理委託料等は年々増加しており、また修繕や改修工事の必要件数も経年劣化に応じて増加傾向にある。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	その他
施設管理委託料	7,097	9,354	10,042	11,141	11,196	日常管理、植栽管理、警備等
光熱水費	316	318	315	311	290	電気、上下水道
土地賃借料	148	148	138	139	139	案内所等用地
修繕工事料	190	112	183	498	1081	修繕、工事
催事等運営委託料	618	649	649	576	97	イベント
その他	179	425	192	194	225	電話、保険他
合計	8,548	11,006	11,519	12,859	13,028	

5 施設維持・修繕の状況

整備工事後に約20年間が経過し、部分的な修繕や改善をしつつ、維持管理をしてきた。その状況を以下に示す。

(1) 柱位置表示

整備後、7・8年で柱に割れが入り、平成23年(2011年)度にはほぼ朽ちてなくなった。ボルト部分が露出して危ないためロープで囲い立入禁止にしていたが、見栄えも悪いため竹を被せて仮修復を実施した。同時に別素材での本修復を検討したが早急な実施は難しかった。そのような中、平成26年(2014)度の文化庁視察に際して再整備事業について助言を得、改善に向けた調整を始めた。その後、仮修復については再び竹も朽ちたため、令和元年(2019年)度に竹の交換を行っている。

また、軒下範囲を表示したタマリユウも、芝の浸食により10年間ほどで失われたが、まずは柱位置表示を重視していたため、現在まで復旧はしなかった。

(2) 実物大復元建物

平成20年(2008年)度に、前年の台風により破損した土倉の大棟部分の修理と合わせて、屋根北半分の茅葺替え、南半分の差し茅を行った。また、令和2年(2020年)度にも、春の強風により土倉の棟部分が壊れ内部の銅板などが脱落し、これの応急措置と

一部差し茅を行った。

平成20年(2008年)度の修理の際には、工事と合わせて実物大復元建物の状況調査を行い、板倉の屋根の傷みが進んでいることや、校倉についても部材の差し替えが指摘されていた。板倉・校倉では完成後およそ20年後になる2020年には全面葺き替えが、土倉では10年後の2018年での南側の全面葺き替えと北側での差し茅が提案されていた。

(3) 説明板

平成24年(2012年)に実物大復元建物の内部状況の説明のため、見学用の階段に説明板を追加した。

(4) 案内所

平成17年(2004年)に86.1㎡に増築し、女性手洗所の便器を2基から5基に増やし、ダイレクトバルブのものに置き換えた。その後もエアコン、便器などの交換、風除室の追加や雨水排水のための溝設置工事など、その都度不具合箇所の改修を行った。

(5) 便益設備その他

① 防犯・防火設備

鉄柵は、平成22年(2010年)に塗り替えを行っており、その後は部分的な塗装の補修をしてきた。

② 植栽

史跡西側の桜が枯れたことで一部を伐採、その後は景観維持もあり植樹の追加は行っていない。

③ 園路

開園数年で芝による浸食を受けたことから、モルタルにより舗装止めを追加したものの、芝の浸食は止められていない。

6 周辺の文化財の活用状況

平沢官衙遺跡の近隣地域には、平沢官衙遺跡の本質的価値とも関連する古墳や寺院跡など遺跡や文化財が散在しているが、調査も限定的であり郡衙関連施設も含めて全体像が不明な部分が多い。また、この関連する周辺の遺跡や文化財については、平沢官衙遺跡の当初整備後に得られた新知見もあるが、いずれもが当然ながら整備内容には反映されておらず、その後の活用でも十分な関連付けはなされていない。周辺の文化財については、復元整備した日向廃寺跡や説明板のある指定文化財の石造物などを散策できるよう、観光推進課により北条・平沢フットパスで、マップと案内道標が用意されているが、まだ広く普及はしておらず、平沢官衙遺跡から周辺への案内も不十分といえる。

整備された国史跡小田城跡は、平沢官衙遺跡から自動車で10分程と近く、また公共交通機関でもつくば駅からのつくバス、土浦駅からの関東鉄道バス、ともに同一路線に位置しているだけでなく、つくば霞ヶ浦りんりんロードからもアクセス可能な場所である。小田城跡には、徒歩などで行ける範囲での周辺の石造物や文化財を案内した説明板だけではなく、筑波山麓地域の文化財を紹介した説明板もある。

金田官衙遺跡は、現在公有化を進めている段階で、簡単なパンフレットは作成しているものの、説明板などの設置は行われていない。

第4節 課題の抽出

1 利用上の課題

小中学校の見学については、広い市域に文化財展示施設などが5館分散していることや、市所有のバスの台数が限られているため、市内全ての小中学校（45校）が見学できる状況にはなっていない。また、近隣の博物館などが行っている見学以外の体験メニューなどの付加価値がないことも見学が増えない要因と考えられる。

説明依頼への対応は、文化財課職員のみでは限界があり、その他の文化財展示施設で実施している職員とともに対応するボランティアの育成が必要となっている。

史跡の価値を伝える学術的なイベントについては、実物大復元建物の扉を開けて建物などの説明を行う特別開扉以外にあまり行えていないため、説明会や講座、シンポジウムなどをより積極的に開催していくことも課題となる。

また、ユニバーサルデザインへの配慮がより求められている中で、障がい者や外国人等のより多様な方々への対応を見直していくことも課題である。現状でも法令上の要件は満たしており、往時の姿を再現していく史跡整備では対応が難しい場面も多いが、設備や環境の整備、特別な解説機会の提供を検討し、より幅広い対応を目指していく必要がある。

2 整備の課題

平成15年（2003年）に開園した「平沢官衙遺跡歴史ひろば」について、整備、現況、維持・管理と見てきたが、それらに関連する課題として整理しておく。なお、案内所についても課題はあるが、『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』でも中・長期の課題としていることから、今回の再整備対象からは、除外している。

(1) 柱位置表示

整備当初は、平沢官衙遺跡の本質的価値である建物が立ち並ぶ状況を、立体復元建物と相互に関連することで表現できていたと、視察に訪れた関係者などにより評価されていた。しかし、仮修復の状態が続いている現在では、当初整備時の存在感は失われ立ち入りもできない場所となった。そのため長期にわたって価値を伝えることができおらず、アンケートでの魅力の低さにも反映していると考えられる。建物が立ち並ぶ状況を長く表現するためには、素材の見直しが課題となる。また、実物大復元建物の存在感が大きすぎてあまり目立っていないことや、25cmの高さの差で示したⅡ期・Ⅲ期の建物の時期の違いにわかりにくさがあることは難点であり、表現の工夫が課題である。さらに、当初整備時は柱位置表示がベンチの役割も担っていたが、腐朽により失われてしまったため、アンケートなどでベンチの設置が要望されている。柱位置表示の高さや形状等を決める際に、座れる場所としての役割も考慮する必要がある。

建物範囲の表現について、軒下を表示していたタマリユウがすべて芝により浸食され、失われてしまっている。この部分には高さや太さの差で身舎の柱と区別して表現されていた壁外柱列の表示も設置されていたが、軒下が不明瞭になったことで表示の意味が分からなくなっている。さらに、建物範囲を周囲よりも10cmほど高くした表現も、芝に覆われ分からなくなっている。整然と立ち並ぶ建物群を理解するためには、個々の建物を示す柱位置表示のまとまりが分かることが必要であり、芝により失われない耐久性を持ち、つまずき等の危険も考慮された、分かりやすい建物範囲の表示が課題である。



整備当時の実物大復元建物と柱位置表示

(2) 実物大復元建物

復元建物はその工法や素材を含めて、古代の正倉のあり方を実物大でよく体感できることから、本史跡の魅力を大いに高めてきた実績がある。一方で、屋根を主とした経年劣化が進み、建物全体の維持や見学者の安全確保への悪影響が危惧される。大規模な修理が必要であるとともに、耐久性を高めるための改修や、定期・周期的な点検や小修繕、大規模修理の方針を検討する必要がある。

(3) 説明板

総合案内板と復元建物説明板は、板面の劣化もなく良好に維持できており、新たな調査やそれによる新知見もないため改修の必要性は少ない。当初整備時から変化があった周辺施設や関連した遺跡などを紹介する説明板がないことや、柱位置表示で表現された整然と立並ぶ建物群の全体像を紹介する説明板が整備個所の付近にないことなど、足りない部分も散見され、新設を含めた検討が課題となる。

柱位置表示で表現した建物毎に設置した説明板は、景観を重視して地面と同じ高さで水平に設置したため、見学者が見つけにくいという問題があるだけでなく、板面の劣化は少ないものの、板面の端に草刈りの影響と思われる小さな欠損が生じており、説明板の顕在化と保護のための対策が課題である。

また、現在は説明板の表記が日本語のみであり、多言語化への対応もなされていない。当初整備時から携帯端末の普及・進化という環境の変化があるため、史跡独自のHPを新規作成し現地から携帯端末で誘導することを念頭に、解説内容を深化させることが課題である。

(4) 便益設備その他

① 防犯・防火設備

復元建物周囲の柵内は、当初の整備で柱位置表示の配置との関係から車両の進入路が確保できないことから、作業車両等の出入口設置を断念したが、維持管理に支障をきたす場合があるため、再検討が必要である。

② 植栽

日陰のくつろげる場所が少ないことは見学に際しての難点といえるが、当初の整備で

高木植栽を少なくして見通しを良くしたためでもある。景観や遺構保護も考え合わせて、解決策の有無を探ることが課題である。

③ 園路

透水性カラー舗装は、表面の砂利がはがれて路面に浮いてしまったため歩きにくくなっていること、両端から芝の浸食があることが問題点である一方、表面以下には舗装の劣化が及んでいないため、継続した使用も可能である。今後の経年劣化の時期を考え合わせた対策を検討することが課題である。

斜面部のコンクリート洗出し平板舗装は、遠目からは隙間の芝が平板を隠すように見え、自然な景観をもたらすことに貢献しており、改変の必要性は感じられない。ただし、数か所で不陸が生じているため、修理が必要である。

④ 排水

史跡内の排水は史跡外の南西隅の柵に集まるが、その先の水路が詰まりやく、大雨の際に溢れることがあるため、現在も年1回の清掃を市が行っている。史跡整備での解決は難しいが、維持管理上の課題といえる。

3 近隣・周辺文化財との関係での課題

平沢官衙遺跡の本質的価値とも関連する近隣の文化財については、調査が限定的でありながら新知見も得られている。また、小田城跡の史跡整備や金田官衙遺跡の史跡指定、筑波山地域ジオパークの日本ジオパーク認定など、当初整備以降の大きな変更も蓄積されてきた。

これまで、近隣・周辺の文化財との関係は、案内所での展示や北条・平沢フットパスの援用があるものの、新知見等を含めた十分な紹介ができていないとはいえない。しかしながら、例えば史跡整備された小田城跡と平沢官衙遺跡は、自動車・バスに加えて、つくば霞ヶ浦りんりんロードを通じた自転車でのアクセスも容易であり、特に相互作用が生み出しやすい環境にある。このような近隣・周辺の文化財との関係から、平沢官衙遺跡の価値を理解し相互の活用が促進できるような、ハード・ソフト両面での整備が課題である。

第4章 基本方針

第1節 基本理念と基本方針

1 基本理念

史跡の本質的価値については、史跡指定時の知見を基準として整理するものではあるが、『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』では、平成9年（1997年）度からの復元整備に際して整理された価値として以下の7点にまとめた。また、その後に判明した知見による価値の深化や追加を「新たな価値評価」として3点にまとめている。

史跡の本質的価値

- 1 地域の政治・経済・文化の中心である古代郡衙の正倉院跡に比定できる
- 2 郡衙正倉院の実態と変遷が分かりやすい
- 3 「筑波」という土地が持つ固有の歴史的価値がある
- 4 国造の本拠地に郡衙が設置されたことがわかる
- 5 郡衙とその周辺寺院との関係性を知ることができる

6 古代から中世への移行期における拠点の変遷を知ることができる

7 自然景観がよく残り、古代の様子を色濃く伝える

史跡の新たな価値評価

1 郡衙正倉院が独立した台地全体に及び、郡衙関連施設は周辺に配置された

2 国造から郡司への系譜の連続性を推測することができる

3 「大地の公園」ジオパークの舞台として、人の歴史と自然とのつながりを知る場となった

また、これらの史跡の価値と評価から、以下のとおり大綱を定めている。

平沢官衙遺跡は、『常陸国風土記』などにも登場する筑波郡に所在した、古代筑波郡衙の正倉院跡で、その全体像が分かる遺跡として国の史跡に指定された。平成15年(2003年)には、復元整備した平沢官衙遺跡歴史ひろばとして開園し、この整備事業により、平沢官衙遺跡は市民の新たな誇りとなった。市は史跡の価値を未来に伝えるために、適切な保存・整備・活用を行うための必要な措置をとる。また、周辺に広がる郡衙関連遺跡についても、学術的調査を行い、市民の協力を得ながら保存措置をとる。

本計画では、この大綱に沿った史跡の保存活用をより推進していくため、以下のとおり再整備の基本理念を掲げる。

史跡平沢官衙遺跡を、

史跡の価値を高めながら、史跡の魅力をより長く安全に伝えていけるようにする

よりわかりやすく史跡の特徴を理解・体感できるようにする

市民だけではなく、より多くの多様な人々に利用してもらえるようにする

史跡平沢官衙遺跡は、つくば市が平成14年(2002年)度までに実施した復元整備事業により、調査・研究に基づいた筑波郡衙正倉院跡としての史跡の価値を体感できる歴史ひろばとなり、多くの見学者を受け入れ、地域とともにさまざまに活用されるようになった。

本遺跡では、学史的にも比較的早くに郡衙正倉院の全体像が示され、整然と正倉が立ち並ぶ様子が明らかになり、本遺跡では、学史的にも比較的早くに郡衙正倉院の全体像が示され、整然と正倉が立ち並ぶ様子が明らかになり、三種類の実物大復元建物と柱位置表示によって、この正倉群を表示していた。特に実物大復元建物は、その工法や素材を含めて真正性を追求したことで古代の正倉のあり方を非常に強く体感させるものとなり、本史跡の魅力を大いに高めてきた。一方で、多くの建物群を示す柱位置表示が腐朽する等、当初の機能が担えなくなった箇所も生じてきた。

再整備での基本理念は、これまでの成果を継承しつつ、約20年間で劣化した機能の回復と、これまでの運営で見えてきた遺構の表現の分かりやすさや耐久性、利便性での課題を改善し、さらなる活用を図ることで、史跡を未来へ継承していくことを目指すものである。

2 基本方針

基本理念を再整備内容へと反映させる上での基本方針として、以下の6つを掲げる。

(1) 整備内容の基礎として前回整備での史跡に係る調査・研究の成果を継承する。

前回整備にあたり、史跡の発掘調査成果や建物の復元内容については十分な検討を経

ており、整備地内での新知見の追加や整備内容の変更を要する研究の進展も現在のところ認められない。また、3棟の実物大復元建物で空闲地を囲む一帯を立体復元し顕在化するという整備を行った数少ない史跡である。それらは現在も何ら変わっていないことから、基本的な事実の認識や整備の基本配置は前回整備での成果を継承する。

(2) 多くの人から好評を得ている史跡南からの景観を維持する。

筑波山地を背景とし自然景観がよく残る独立丘陵上に所在するという立地は史跡の本質的な価値を構成しているとともに、前回整備の結果得られた実物大復元建物と相まった景観は多くの方に愛されている。再整備にあたってはこの景観を損ねない配慮をしていく。

(3) 史跡の本質的価値をよりわかりやすく伝えるため遺構表現や解説の改善を図る。

古代郡衙正倉院跡という史跡の性格や規則的に配置された高床倉庫群の時期毎の変遷がわかることは、平沢官衙遺跡がもつ本質的価値の中でも最も重要である。これらを表現する整備内容のうち、過去の姿を追求した復元建物は多くの見学者が古代官衙を体感できる成功例といえ、適正な継承を図る。一方、柱位置表示については早くに劣化してしまい、本来は実物大復元建物と並ぶ重要な要素でありながら、現時点では整然と立ち並ぶ倉庫群を表現できていないため、解説の方法と合わせて改善を図る。

(4) 遺構表現の真正性の追求に配慮しつつ、耐久性・安全性の強化を図る。

前回整備において、復元建物は本物を追求した素材・工法により復元したことで史跡を理解・体感できる成功例となった。一方で、屋根の経年劣化や鳥害は深刻であるが、これは実物大の復元建物を屋外暴露したことにより、経年変化の歴史的な痕跡が明らかとなったとも評価できることから、将来に向けて長く伝えていくため、この変化を記録として残し、過去の姿の追求に配慮しつつ耐久性・安全性の強化を図っていく。柱位置表示についても早期の劣化が認められたため、素材等の見直しを含めて改善を図る。また、適切な維持管理の負担が軽減できるよう設備の改善を図り、維持管理の方法や計画についても定める。

(5) 多様な来場者に向けた利便性を高め、史跡の本質的な価値を発信する。

前回整備では一般的な日本人の成人を見学者と想定して解説等を作成したが、外国人や聴覚障害者、子ども等、多様な見学者に対応できるよう、専用サイトを援用しつつ解説・案内方法の強化を図る。また、成果を広く発信することで、広く市民に理解されることが持続可能な史跡の保存につながることも、来園できない方々へも、史跡平沢官衙遺跡を知ってもらえるよう、専用サイトを整備するなどして継続的に情報発信を行う環境を整備する。

(6) 指定地外での新知見や環境の変化に対応した説明板等を新設する。

保存活用計画では、周辺の古代寺院との関係を史跡の本質価値として捉え、史跡周辺の発掘調査で得られた新知見や、筑波山地域ジオパークの日本ジオパーク認定を受けた人の歴史と自然とのつながりを知る場となったことを、新たな価値として位置付けた。また、前回整備後に史跡小田城跡の整備、金田官衙遺跡の国指定、隣接市での史跡整備の進展があり、交通手段としてもつくば霞ヶ浦りんりんロードがナショナルサイクルルートに指定されるという変化があった。これらを反映した、周辺文化財と平沢官衙遺跡との関連の理解を深める説明板の新設や専用サイトでの情報発信を行う。

第5章 整備計画

第1節 整備計画の概要

1 現状調査

再整備計画にあたり、現状諸施設の破損等の状況を調査した。調査結果の詳細は巻末の「現状調査記録」に掲載するほか、次節以降の各項に概要を述べる。

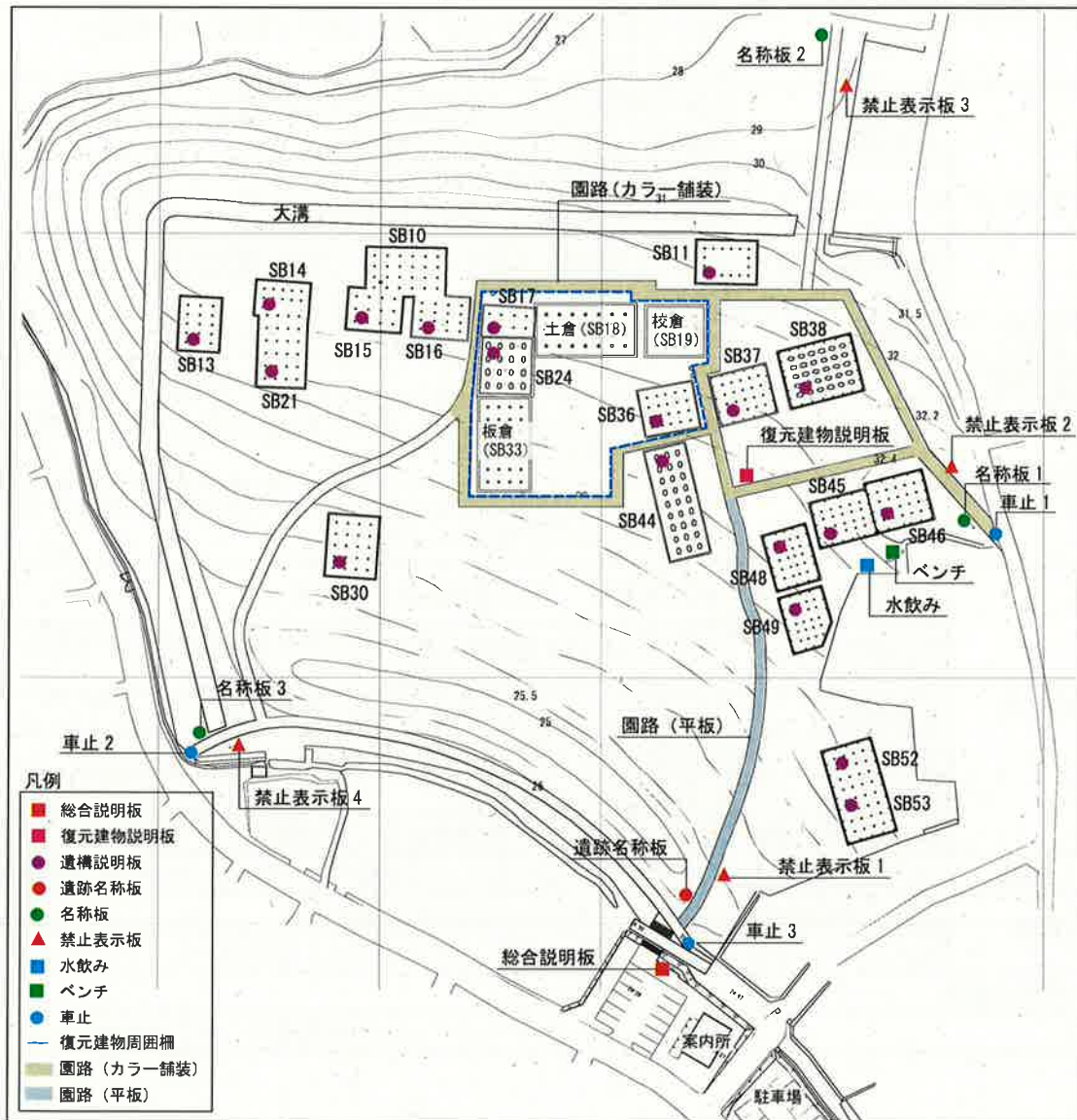
ここでは、再整備検討対象として調査した一覧表と配置図を示す。

再整備検討対象施設 一覧

項目	数量	単位
復元建物		
校倉 (SB19)	1	棟
土倉 (SB18)	1	棟
板倉 (SB33)	1	棟
階段	4	基

項目	数量	単位
案内所		
便器の水圧確保	1	式
情報発信	1	式

項目	数量	単位
造園設備		
柱位置表示	20	箇所
説明板		
総合説明板	1	基
復元建物説明板	1	基
遺跡名称板	1	基
名称標識	3	基
禁止表示板	4	基
遺構説明板	20	基
鉄柵		
高所作業車の進入口	1	箇所
園路		
コンクリート洗出平板舗装・透水カラー舗装・舗装止	1	式
その他便益施設		
ベンチ	2	基
車止め	3	組
水飲み	1	基



再整備検討対象施設 配置図 1:1600

2 計画概要

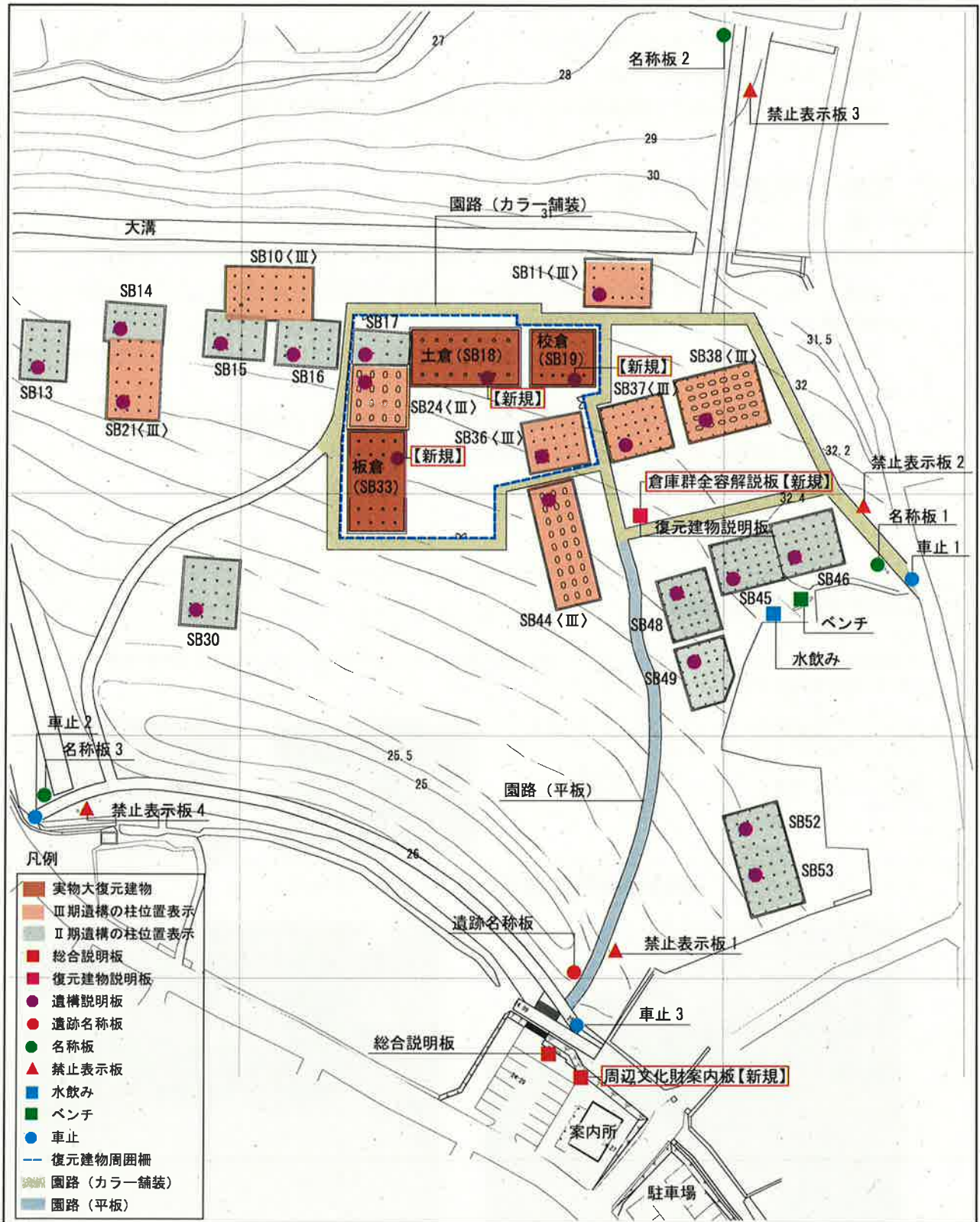
この再整備では、「第4章 基本方針」に述べた通り、施設の機能回復や維持修理とともに、より利用の促進を図り理解を深めることにより、史跡の魅力を高めることを目指している。

ここでは再整備の計画概要を一覧表に整理するとともに、各施設の配置を示す。

尚、実物大復元建物の再整備は文化財建造物という維持修理にあたるものであり、将来も必要になる再度の維持修理や根本修理（半解体修理・解体修理）、また維持管理に向けた基礎資料として、修理の実施にあたっては劣化・損傷状況とともに、実施した修理等の工法・仕様について詳細に記録する。さらに、修理後はチェック項目を定めた経過観察を継続実施する。

再整備の計画概要

実物大復元建物		
校倉 (SB19)	屋根替	当初の通り流し板葺きとし、防腐等の補強措置をとる。
	木部補修	屋内への漏水がみられる校木の亀裂を補修する。
	その他	棟上導体更新 害虫駆除 外壁清掃 小屋裏ボルト締直し
土倉 (SB18)	屋根替	当初の通り茅葺とし、景観に配慮した防鳥ネットを補う。 茅葺の厚さについて検討する。
	その他	棟上導体更新 害虫駆除 外壁清掃 小屋裏ボルト締直し 扉割れ補修
板倉 (SB33)	屋根替	当初の樽板葺きとし、防腐等の補強措置をとる。
	木部補修	屋根廻りの腐朽した木材を更新する。 腐朽した壁板を樹脂により補強する。
		漏水や光漏れのある板壁を補修する。
	建具調整	反りにより開閉に支障を来す扉を一部削り調整する。
	その他	棟上導体更新 害虫駆除 外壁清掃
階段	新規製作	可搬式の階段(複数人用、車いす対応)を新規に製作する。
造園的整備施設		
柱位置表示	Ⅱ期遺構	耐久性のある素材に更新し、腰掛を兼ねた柱表示とする。建物範囲を芝刈管理等により表現する。
	Ⅲ期遺構	実物大復元建物と同時期の遺構であり、Ⅱ期遺構と同様な手法としつつ、違いを表す柱表示とする。
説明板	周辺文化財案内板	新規に製作し、総合案内板付近に設置する。
	復元建物説明板 倉庫群全容解説板	倉庫群の全容を俯瞰的に解説する「倉庫群全容解説板」を新規に製作し、既設説明板裏面に設置する。
	建物解説板	新規に製作し、復元建物タタキ面に設置する。
	遺構説明板	既設説明板の周囲にコンクリートを補い維持する。
	禁止表示板	内容を追加して更新する。
	総合説明板・遺跡名称板・名称標識	軽微な補修により維持
鉄柵	出入口	車両の通行可能な出入口に改修する。その他、部分的に塗装補修。
園路	洗出し平板舗装	法肩付近をモルタルにより再設置する。
	透水性カラー舗装	当面は表層の離脱した砂利を除去して維持する。
その他便益施設	ベンチ	座板を更新する。
情報発信		パンフレット・インターネット利用の情報発信、多言語対応



再整備計画配置図 1 : 1200

第2節 実物大復元建物の再整備

復元建物3棟については、何れも屋根替が必要な状況にある。基本的には当初の復元の材料・工法を踏襲するとともに、大きく仕様を変更しない範囲で補強等を加えて屋根替を行う。

また、校倉の壁（校木）や板倉の板壁、建具等の支障箇所については、現状の材料を維持する範囲で補修する。

復元建物の屋内見学用の可搬式階段については、現状の木造階段の腐朽により、新規に移動の容易な階段を制作する。

尚、建物の現状の劣化・損傷状況については巻末の「現状調査記録」を参照。

1 校倉（1号建物・SB19）

(1) 屋根

目板葺きであり、屋根板（幅1尺厚2寸）、目板（幅5寸厚2寸5分）、ヒバ材とする。種棟・目板・屋根板とも腐朽が進んでおり、小屋裏の観察から雨漏りは生じていないが棟端付近に屋外からの光漏れが確認でき、屋根替えが必要な段階である。

復旧にあたっては、当初と同じ腐朽に強いヒバを用いるとともに、次のことを検討する。

- ・浸透性防腐剤を塗布する。さらに維持管理として3年毎など周期的に塗布する。防腐剤の説明書には、数年おきに再塗布が必要と記されている。
- ・変形と腐朽を抑制する酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を検討する。

モックル処理液の主成分の効果

モックル処理液は、加熱・水分の蒸発により化学的に安定した難水溶性に変化します。この化学変化により長期間に渡って処理効果を維持させることができ、木材の耐用年数を延ばすことが可能となります。

成分	有機酸亜鉛	ポリエチレングリコール
効果	防腐・防蟻	膨張・収縮率の減少 及び変色の減少



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理（メーカーHPより）



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を用いた整備事例
（新居関跡高札場・静岡県湖西市）



酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を用いた整備事例
（駿府城車御内橋・静岡県静岡市）

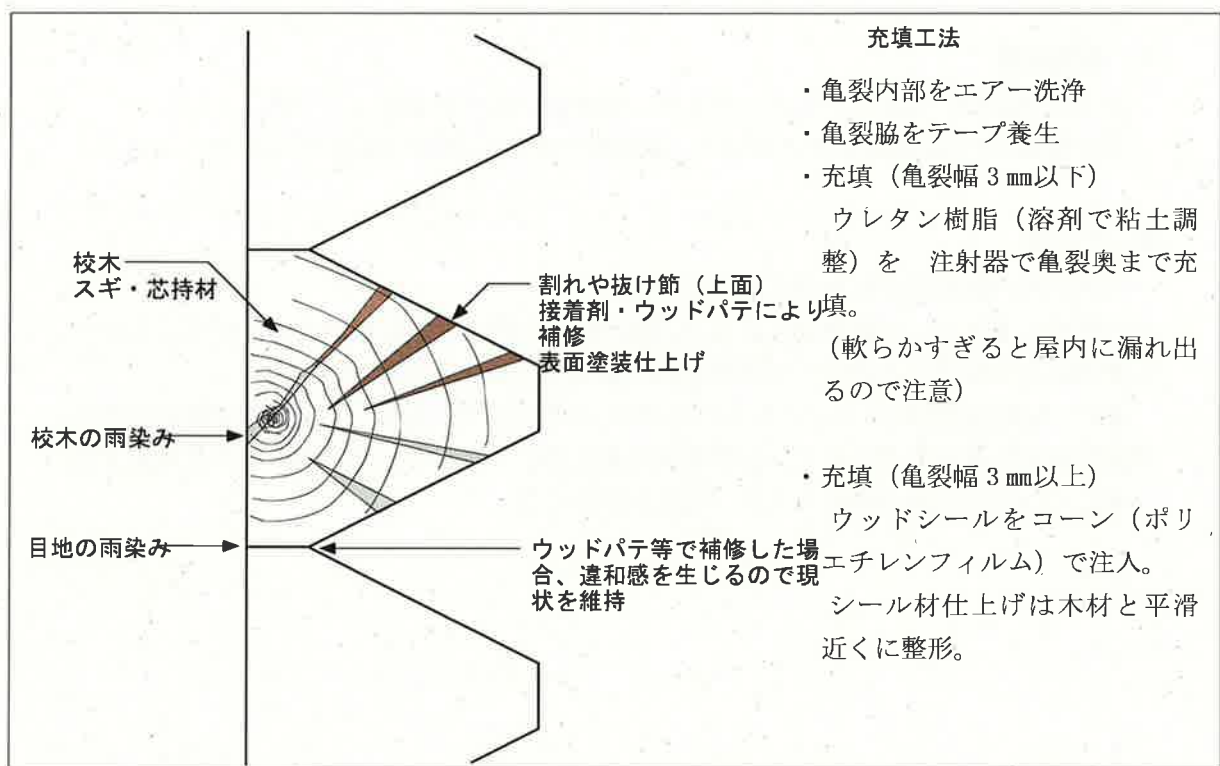
(2) 壁 (校木)

屋内の観察から、校木を組む四隅と校木の割れ目からの雨染みがみられる。スギの芯持材であり、外側には全体的に乾燥収縮によると思われる割れが生じている。また、隅の一部には隙間がみられる。建設後約 20 年を経過しているため、これ以上の変形は生じ難いと思われるが、外側の風蝕は経年的に進むとみられる。

根本修理を要する段階ではないので、校木の割れや抜け節からの雨染みの箇所について外側からのみ樹脂系接着剤・ウッドシールを充填する。この措置により、漏水の軽減とともに校木の劣化を抑制することを意図する。

尚、校木の目地からの雨染みもみられるが、外側からウッドシール等で補修した場合、どうしても景観上の違和感を生じると思われること、屋内側からでは補修が難しいことから、現状維持することとする。

また、屋内に腐朽菌を繁殖させないように、日常管理のなかで扉を開けて換気することも重要となる。



壁 (校木) の補修方法

(3) 小屋裏

木部の損傷や顕著な雨漏りの痕跡は見られないが、先にも触れたように棟木端の位置に屋外からの光漏れがある。また、一部に補強金物 (ボルト) のナットが緩んだ状態にある。

光漏れは先述の屋根替えにより解決できる。また、ナットの緩みも容易に修理できる。

一方、下棟木周辺がゴキブリの巣になっているとみられ、その下の天井板上には糞が堆積しており、室内にもゴキブリが多くみられる。これに対しては衛生面から全体的に駆除・清掃を行う。

(4) 束 柱

抜節や丸太材の性質による割れは見られるものの、構造上の影響はないと思われ、当面は現状を維持しつつ経過観察を継続する。

(5) タタキコンクリート舗装

現状ではコンクリート面が表れており、整備当初の化粧砂は剥離してしまったとみられる。

このコンクリート面の風合いは経年変化により落ち着いており、遺跡景観のなかで違和感を生じるものではないと思われるので、現状を維持する。

(6) 軒支柱跡表示

軒支柱跡の遺構表示であり、校倉では簡易なコンクリート柱を土面に若干埋めて立てていた。現状では転倒・移動や遺失したものもある。

再整備では、後述する柱位置表示と同工法により更新する。

(7) 避雷設備

棟上導体端部の突針は上向きとするが、東側が下向きに変形している。

設置後約 20 年を経過しているので、屋根替えに伴い新規に更新する。

(8) その他

西側外部の懸梁付近に鳥が営巣している。

再整備にあたっては巣を除去するが、後述する土倉では茅草屋根の鳥害が生じており、再整備後にも営巣する場合には専門業者に駆除を依頼するなど検討する。

また、外壁北面や束柱などにみられる苔については、苔・黴用の洗淨剤等で除去できる。木部の腐朽の要因ともなるので、再整備後は例えば年 1 回など、周期的に洗淨を実施する。扉については変形が軽微であり、現状を維持する。

2 土倉（2号建物・SB18）

(1) 屋根

茅葺屋根であり、当初整備の竣工図によると葺き厚約 60 cm である。この地方に伝わる筑波流によるものであり、段葺・通しものと呼ばれる軒の化粧や、割竹を編んだ棟飾りのグシ、キリトビと呼ばれる棟積端部に特徴がある。平成 15 年（2003）公開後、平成 20 年度（2008）に北面のみ葺き替え、南面は差茅を施して現在に至る。

現状では茅葺面の損傷や棟飾りの風蝕・腐朽が進んでおり、小屋裏の観察からも屋外からの光漏れや茅の脱落などがみられ、屋根替えを要する段階にある。茅葺面の損傷は鳥害によるものが大きいとみられ、今回の調査では屋根面に空いた穴周辺に多くのスズメが観察された。

一般的に茅葺屋根の耐用年数は 15 ～ 20 年程度といわれるので、この再整備での葺き替えは標準的な周期と考えられる。伝統工法を継承する意味からも、当初と同様な工法により再整備を行う。

葺き替え後に痛みが目立つ箇所に、過去に行ったように維持修理として差茅を施すことで葺き替えまでの期間をつなぐ。

鳥害対策については後述する。

(2) 壁

外壁漆喰面の一部に黒カビがみられる他は、内壁とも健全な状態を維持している。

黒カビについては、校倉の苔と同様に周期的な洗浄により除去する。

また、屋内の台輪に雨染みがみられるので、外壁漆喰の下端にシーリングを施す。

(3) 鳥害対策

屋根の茅葺面の損傷や、中央吹き抜け部分の営巣や糞の堆積は建物の維持とともに衛生上の問題となる。

営巣については専門業者に駆除を依頼することも検討されるが、飛来する鳥に対しては屋根面に防鳥ネットを張り、鳥の啄みによる茅の持ち出しを防ぐことを検討する。

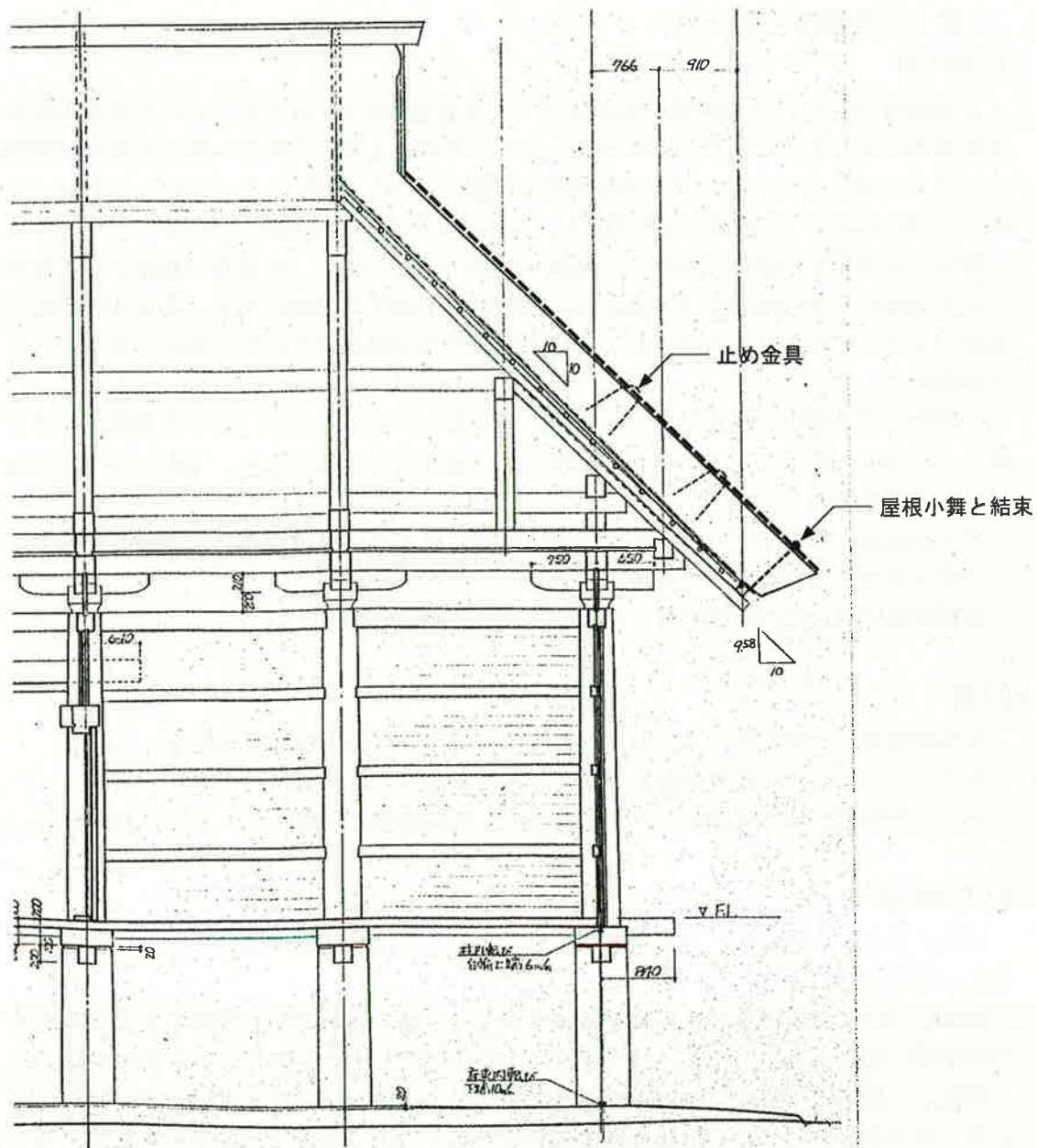
景観上の影響について、事例では遠景ではほとんどネットが見えないと思われ、この土倉では屋根面の見えるのはある程度遠景である。一方、近景では軒部分を見上げることとなるので、ネットが目立つ恐れがある。

この整備では、屋根面のみネットを張り、軒部分には張らないことを計画する。

尚、木部に鳥止まり防止材（バードワイヤー・バードスパイク）を設けることについては、景観上の影響が懸念されるので設置せず、鳥が営巣を始める時期に綿密に対策を行うことで対応する。



防鳥ネット（建築設計社 HP より転載）



防鳥ネット敷設模式図

(4) 建 具

扉は変形もわずかであり概ね健全な状態であるが、東室の北側扉に一部割れが生じている。

木目に沿った軽微な割れであり、接着剤により補修する。

(5) その他

避雷針は校倉と同様に屋根替えに伴って更新する。

束柱及びタタキコンクリート舗装、また苔の除去についても校倉と同様である。

3 板倉（3号建物・SB33）

(1) 屋根

樽板葺きであり、樽板は、長さ 630 mm（2 尺 1 寸）厚さ 18 mm（6 分）のヒバ割板、葺き足 180 mm（6 寸）、板押さえ 39 mm（1 寸 3 分角）、36 mm（1 尺 2 寸）間隔とする。また、屋根材下にアスファルトルーフィングを敷設している。

現状では樽板の腐朽が進み、軒先や平葺面でも欠損箇所が生じている。小屋裏の観察から、ルーフィングのためか雨漏りはあまり見られないが、北室の母屋桁の一部に雨染みが確認され、雨漏りを生じ始めているとみられ、屋根替えが必要である。また、虻羽の宇立木口の腐朽も進んでいる。

同様に屋根板にヒバ材を用いた校倉と比較して、板倉の屋根の腐朽は進行が早い。この要因として、屋根面の苔の繁殖があるとみられる。繁茂した苔が樽板と板押さえの間に塞ぎ、雨水が溜まる。これがさらに苔が繁殖する要因となり、腐朽菌も増殖するという現象が考えられる。

再整備では、当初と同様に樽板葺きとしつつ、腐朽抑制として次のことを検討する。

- ・板押さえの下面に水抜き穴を設ける。
- ・樽板数段おきに敷き込み銅板を設ける。
柿葺きなどで用いられる方法であり、溶出する銅成分が防腐効果を持つ。
- ・樽板割材・押え木・宇立材に酸化亜鉛樹脂加圧含浸処理を行う（校倉屋根と同様）。
- ・浸透性防腐剤を周期的に塗布含浸する（校倉屋根と同様）。



当初整備 樽板下のアスファルトルーフィング
「整備事業報告書」より



敷き込み銅板（借楽園好文亭・水戸市）



敷き込み銅板（箕輪城郭馬出西虎口門・高崎市）



(2) 壁

板壁であり、幅8寸、厚2寸7分、ヒバ材を柱間に落とし混んで横羽目とし、板上下は樋部倉矧ぎとする。

外部は各面とも風蝕を受けており、特に北面、東面が進行しているようにみられるが、維持できる程度である。

屋内や小屋裏を見ると、節からの雨染みが各外壁面にみられる。これに対しては、校倉と同様にウッドパテによる補修を行う。

北室東壁面の一部に板の収縮によると思われる板目地の開きがある。通例では下方の羽目板を上を押し上げ、最下段に細材を嵌めるが、板が容易に動かない場合は当該位置に埋め木することも検討される。

建物の維持として最も優先すべきは北室北東隅壁面の雨漏りであり、床面にも広く雨染みがみられ、羽目板の腐朽が進みつつある。一部の板は腐朽により脆弱化している箇所があり、軸部（柱）に影響を及ぼす前に処置する必要がある。

解体することなく壁板の腐朽部分に強度を与えるとともに、柱との隙間についてはウッドパテやシーリングで塞ぐ。

木材の基質を強化する方法として、シリケート系樹脂を塗布含浸させる方法が考えられる。

シリケート系樹脂は石造文化財の保存処理として強化・撥水に多く用いられるが、木材に対しても有効と考えられる。しかしながら、あまり例のない方法であるので、適する製品の選定やアクリル系樹脂との混合などについて、事前に試験する必要がある。

工 法 ・乾燥養生

・ポリシロキサン・パラロイド混合材を塗布含浸



北室北東隅の状況

(3) 建 具

北室・南室とも扉の反りによる変形が激しく、北室では海老錠が使用できない状況にある。反りは横方向に最大22mm、縦方向には2mm程度である。

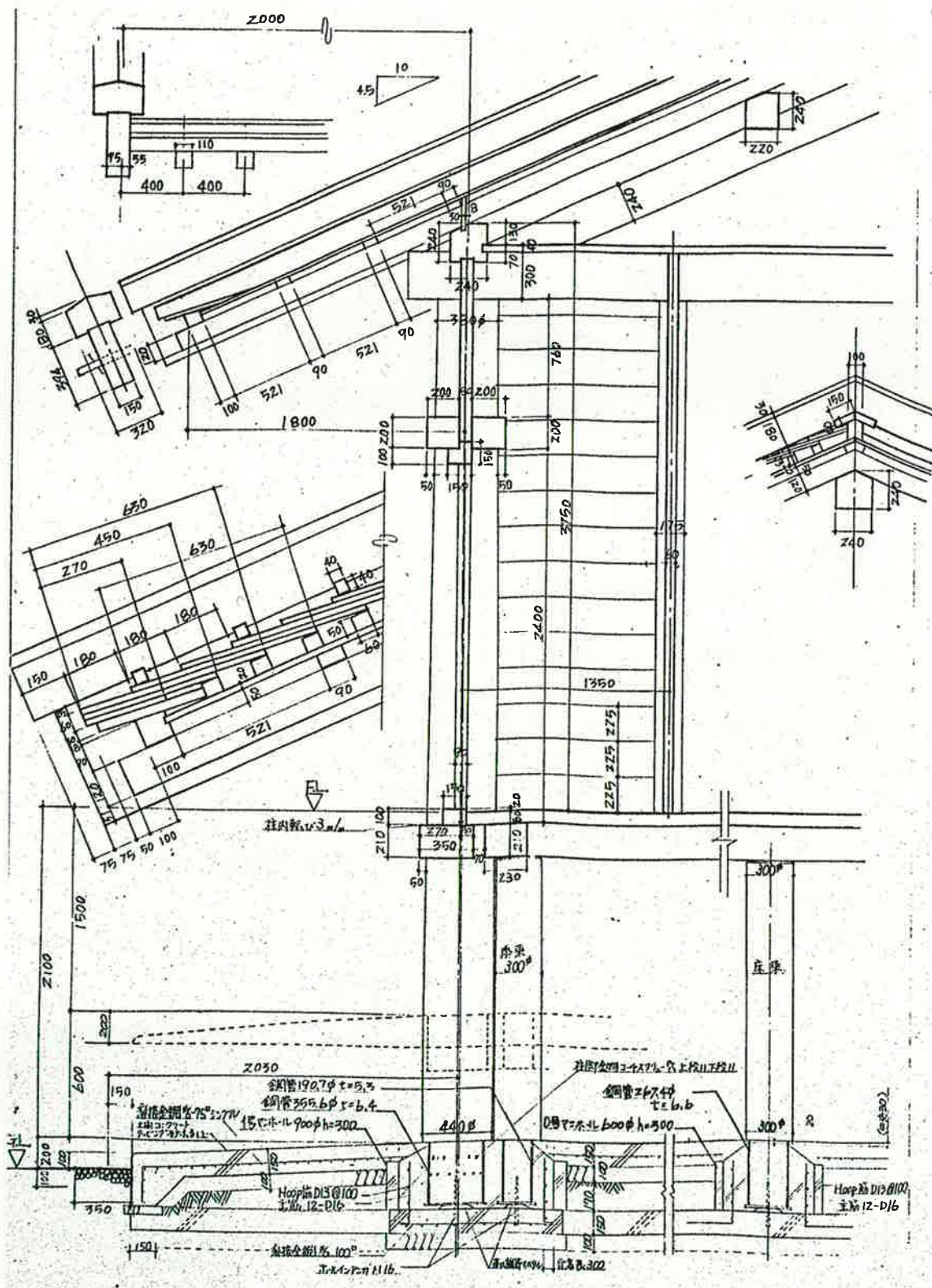
校倉や土倉の扉と異なるのは東外壁に位置することであり、雨掛りや日当たりの影響ではないかと思われる。

この修理としては、一旦取外し、薄くはなるが戸締りに支障がない程度まで戸当り部分を削り直すことも考えられる。この場合、落とし錠との位置関係を維持するため一部削り残すなどの工夫が必要となる。

(4) その他

束柱及びタタキコンクリート舗装、また苔の除去については、校倉や板倉と同様である。

なお、校倉・土倉は束柱・台輪構造であるのに対し、板倉の軸部は通し柱である。さらに、この柱は基礎コンクリートに埋込となっている。したがって、根本修理が必要となった場合には基礎コンクリートから解体する必要があるため、軸部の腐朽・損傷に対しては特に注視していく必要がある。



板倉 矩計圖 (竣工圖)

4 階 段

(1) 損傷状況

見学・管理を目的とした取外しできる木造の階段であり、復元ではない。利用時のみに設置するという運用方法が前提とされていた。

当初は校倉に1基、土倉に1基、板倉に2基が設けられていたが、現状では校倉1基、土倉1基を残して腐朽により撤去された。これら残る2基についても腐朽・破損が進んでいる。

木造の階段は重量があるので、当初予定した取外し・移動は容易ではなかった。このため結果的に常設となり、雨掛りとなるため腐朽が進んだものである。



当初の階段（2008年3月）

(2) 再整備

再整備では、利用者の安全性と取扱いの容易さを重視して、丈夫で軽量の階段を新設する。

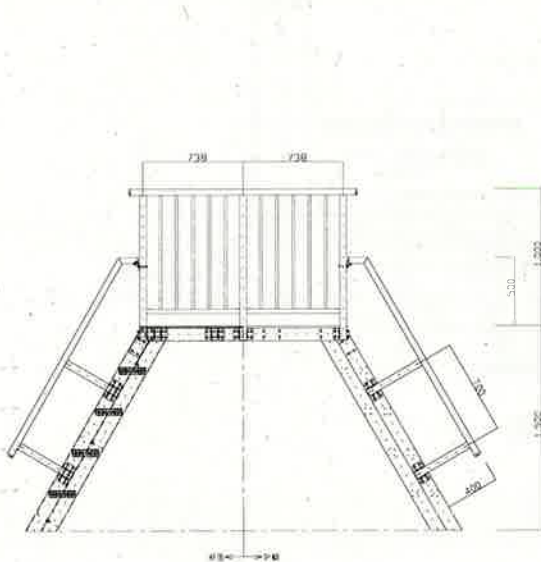
この計画では、軽量のアルミ製階段をそれぞれの高さに合わせて製作する。

また、本来の昇降形態とは異なるが、扉に対して横方法に昇降部分を設けることで、一方向での見学管理が可能であり、多人数に対応できる。尚、土倉については吹抜部分の中央に台輪があることから、現状と同様な昇降形態とする。

また、車いす対応の屋内見学用機器として、車いす用リフトを用意する。

これらの使用形態は、当初整備と同様にイベント等の利用時のみ設置することを想定するため、分解あるいは可搬式のものとする。さらに平坦面に設置する必要があるため、各設置位置に応じた台座を製作する。

地盤から床面の高さ 校倉：1.5 m 土倉：2.2 m 板倉：1.5 m（北）・1.7 m（南）



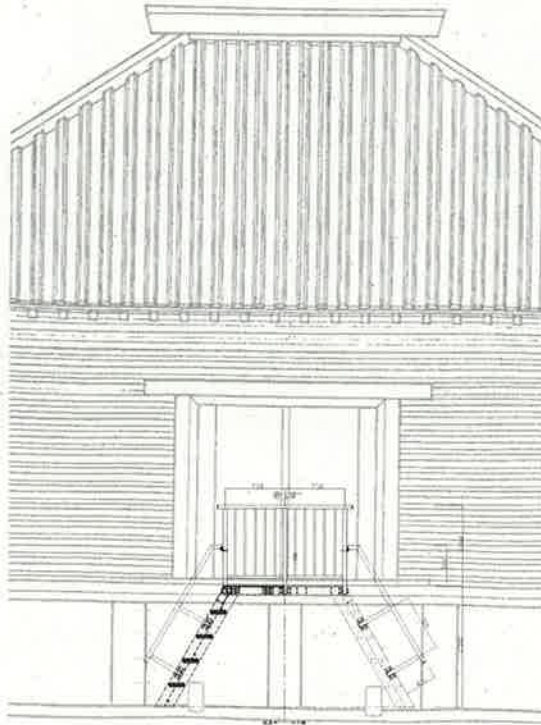
階段：校倉・板倉用



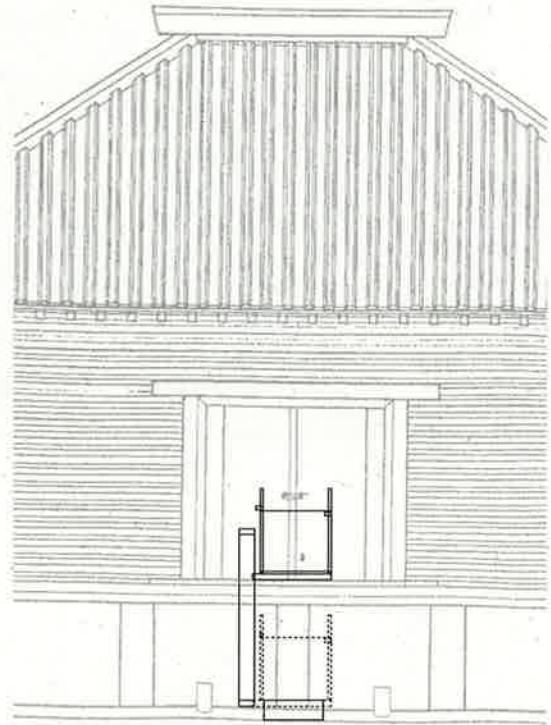
階段：土倉用（市販品）



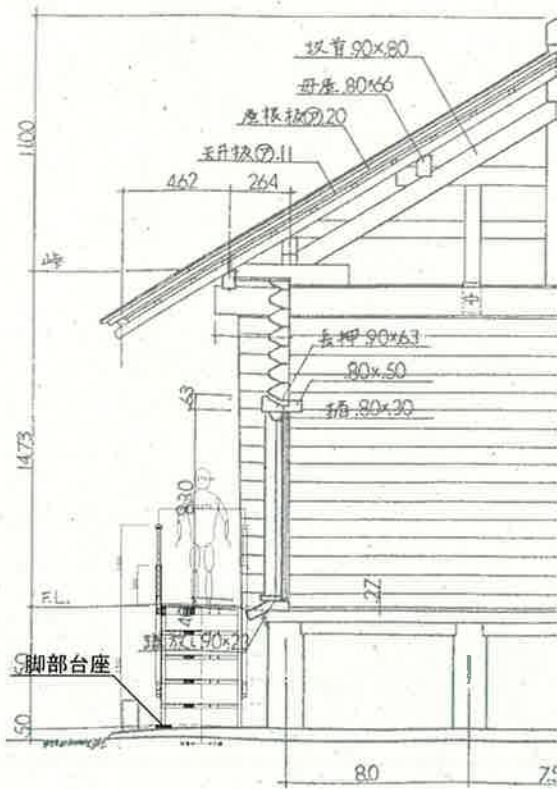
車いす用リフト（市販品）



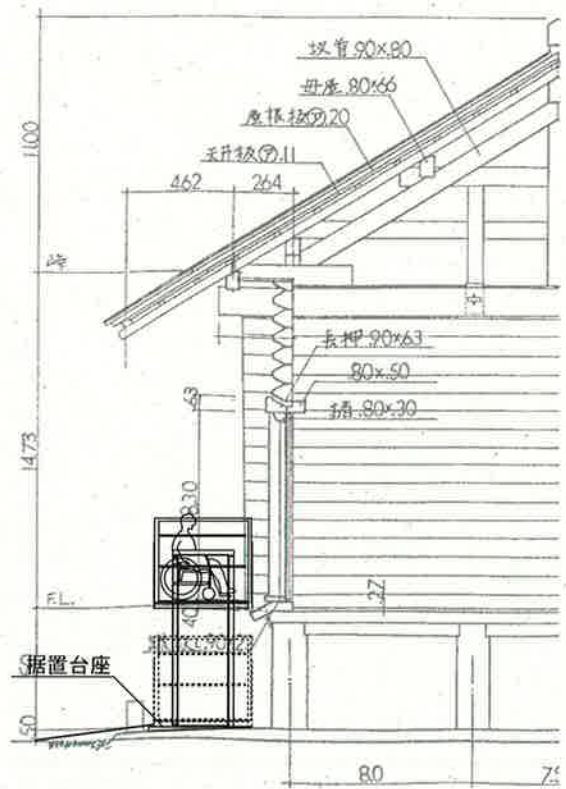
階段設置イメージ
 (校倉・板倉 正面)
 (S=1/100)



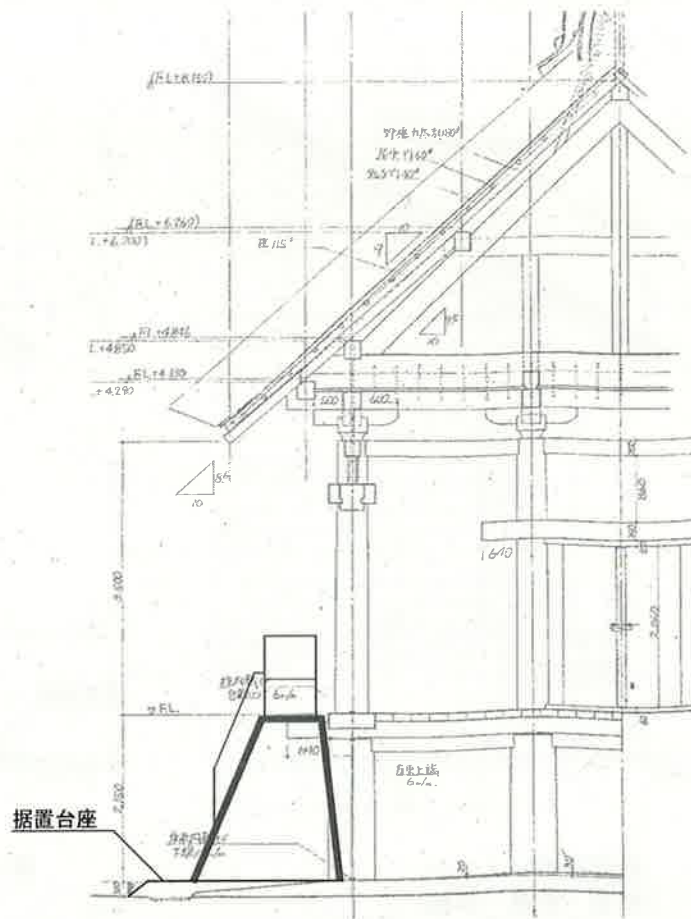
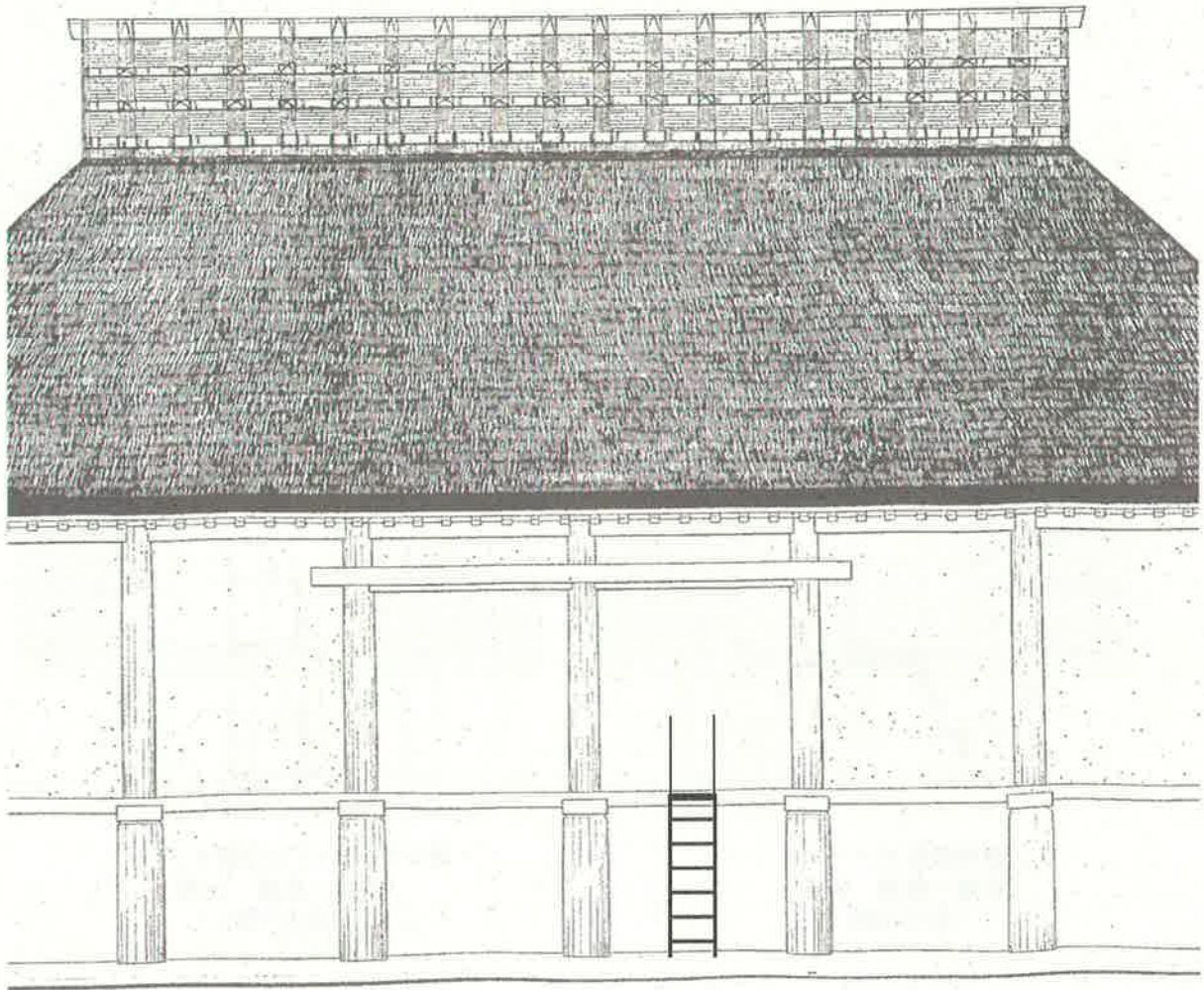
車いす用リフト設置イメージ
 (校倉・板倉 正面)
 (S=1/100)



階段設置イメージ
 (校倉・板倉 側面)
 (S=1/100)



車いす用リフト設置イメージ
 (校倉・板倉 側面)
 (S=1/100)



階段設置イメージ (土倉 上 : 正面・下 : 側面) (S=1/100)

第3節 造園的整備施設の再整備

1 柱位置表示

(1) 損傷状況

当初は木柱（タモ材）を用いた掘立柱の位置表示であったが、腐朽によりすべて撤去された。現状では簡易的に竹筒で代用したものとなっているが、その破損も進んでいる。なお、基礎コンクリートとボルトについては維持しているものが多い。

また、建物の軒下範囲の表示としてタマリユウを植栽したが、これもすべて失われ芝（つくばグリーン）に置き換わっている。なお、タマリユウの外周には芝との見切り材として畦畔シートを敷設していた。

現状の詳細については巻末の「現状調査記録」を参照。

旧柱位置表示 一覧

		柱			外周柱		
		φ	H	数量	φ	H	数量
Ⅱ期	SB13	350	200	15	—		
	SB14	350	200	11	—		
	SB15	350	200	12	—		
	SB16	350	200	16	—		
	SB17	350	200	8	—		
	SB30	350	200	20	—		
	SB45	350	200	20	200	200	17
	SB46	350	200	20	200	200	18
	SB48	350	200	20	200	200	18
	SB49	350	200	18	200	200	15
	SB52	350	200	16	200	200	11
SB53	350	200	16	200	200	13	
計			192			92	
Ⅲ期	SB10	350	450	24	—		
	SB11	350	450	16	—		
	SB21	350	450	24	—		
	SB24	礎石表示			—		
	SB36	350	450	20	—		
	SB37	350	450	20	200	350	18
	SB38	礎石表示			200	350	26
	SB44	礎石表示			—		
計			40			44	

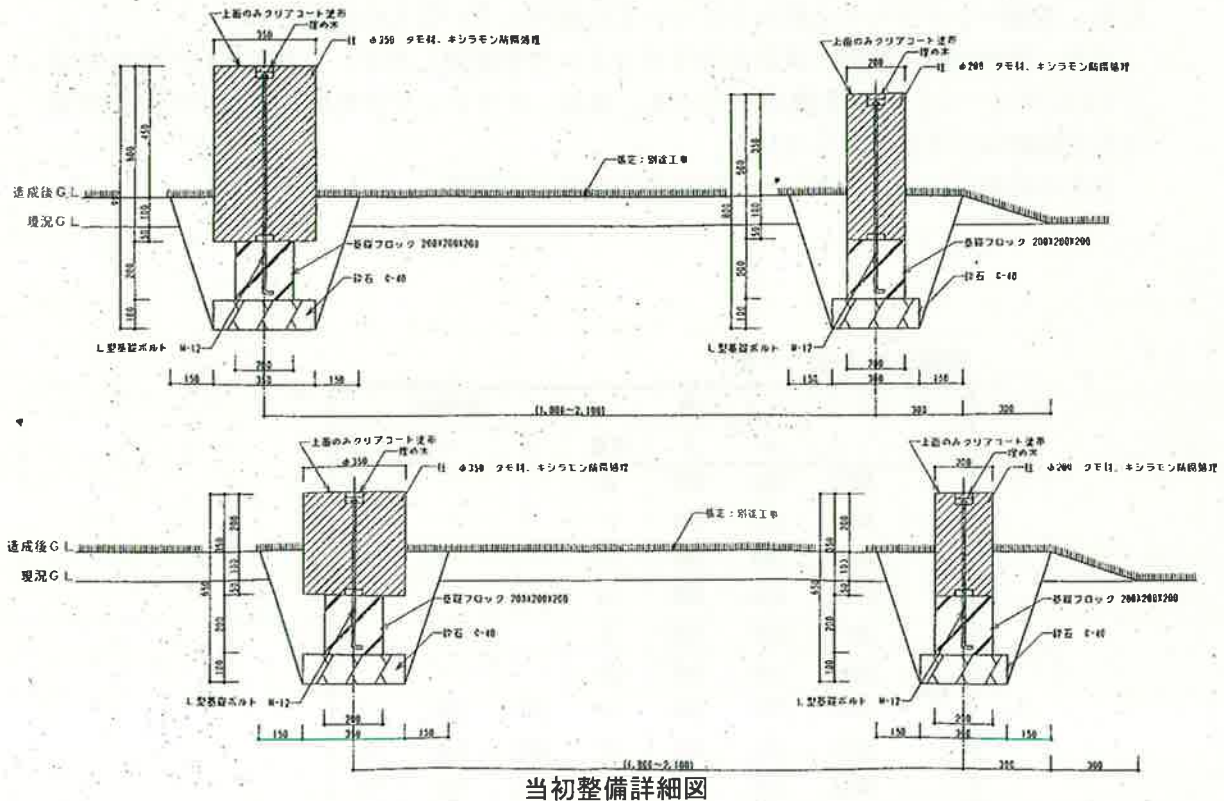
(2) 再整備

当初の整備の遺構表示は次の寸法としていた。またこの表示は、正倉院の倉庫群が林立する様相を表現した整備として、整備当時の見学者から評価されていた。

【当初整備の柱位置表示寸法】

Ⅱ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 200 mm、外周柱：径 200 mm・高 200 mm

Ⅲ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 450 mm、外周柱：径 200 mm・高 350 mm



再整備では、倉庫群の様相をより積極的に表現することを目指して、実物大復元建物と同時期のⅢ期遺構については、時期差による建物配列をより明確にするため当初設計よりも束柱表示をさらに高く改め、色にも差をつける。また、両時期とも表示物の素材は木質にこだわらず、耐久性のあるコンクリート製、自然の風合いを出すビシャン仕上とし、検当初整備同様腰掛にも用いることができるものとする。



当初整備の柱位置表示 (2008 撮影)

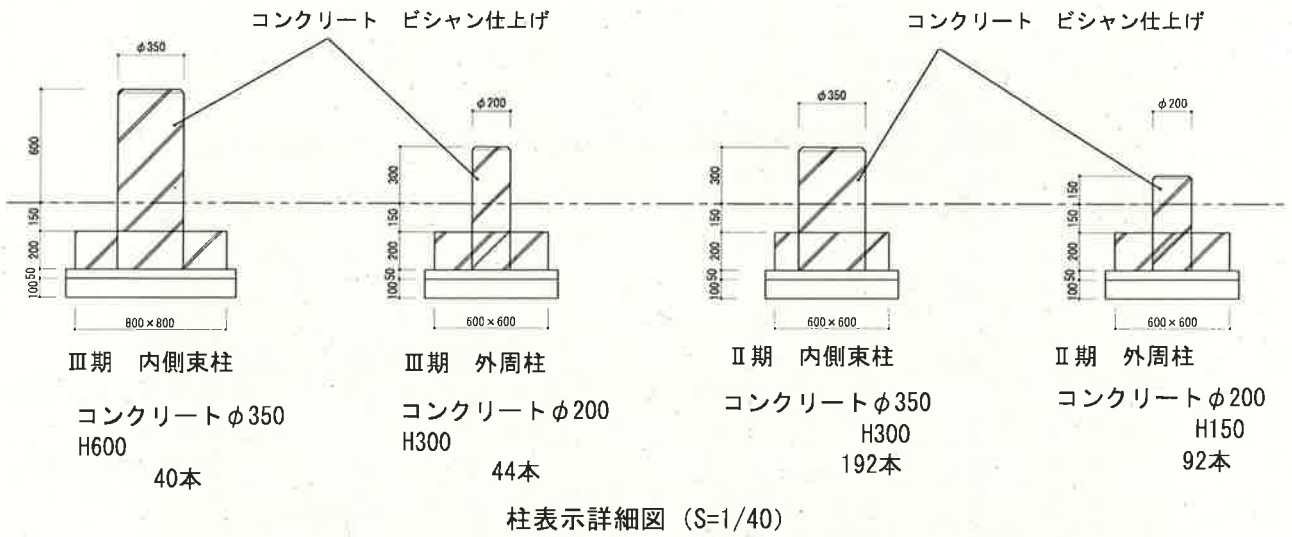
当初整備において機械的な寸法で設けたほぼ屋根軒下を含む建物範囲を表現した亀腹状の盛土部分は、排水機能として建物に水が来ないことを表示するために大切であるためそのままとする。軒下範囲の現在は芝に浸食されてしまったタマリユによる表示については、現状の芝は史跡景観に調和しており、舗装等による景観の変更や芝の張替えを避けることから復旧せず、現状の芝を維持する。ただし、全面芝面の中で柱が立つという唐突感をなくすため、盛土範囲の外縁に目印として石で境界線を敷設し、芝で隠れないようにその付近の一定幅での芝刈り頻度を高め低茎の環境を維持する。

以上による計画案一例は以下のようなになるが、実施設計での再検討は否定されない。

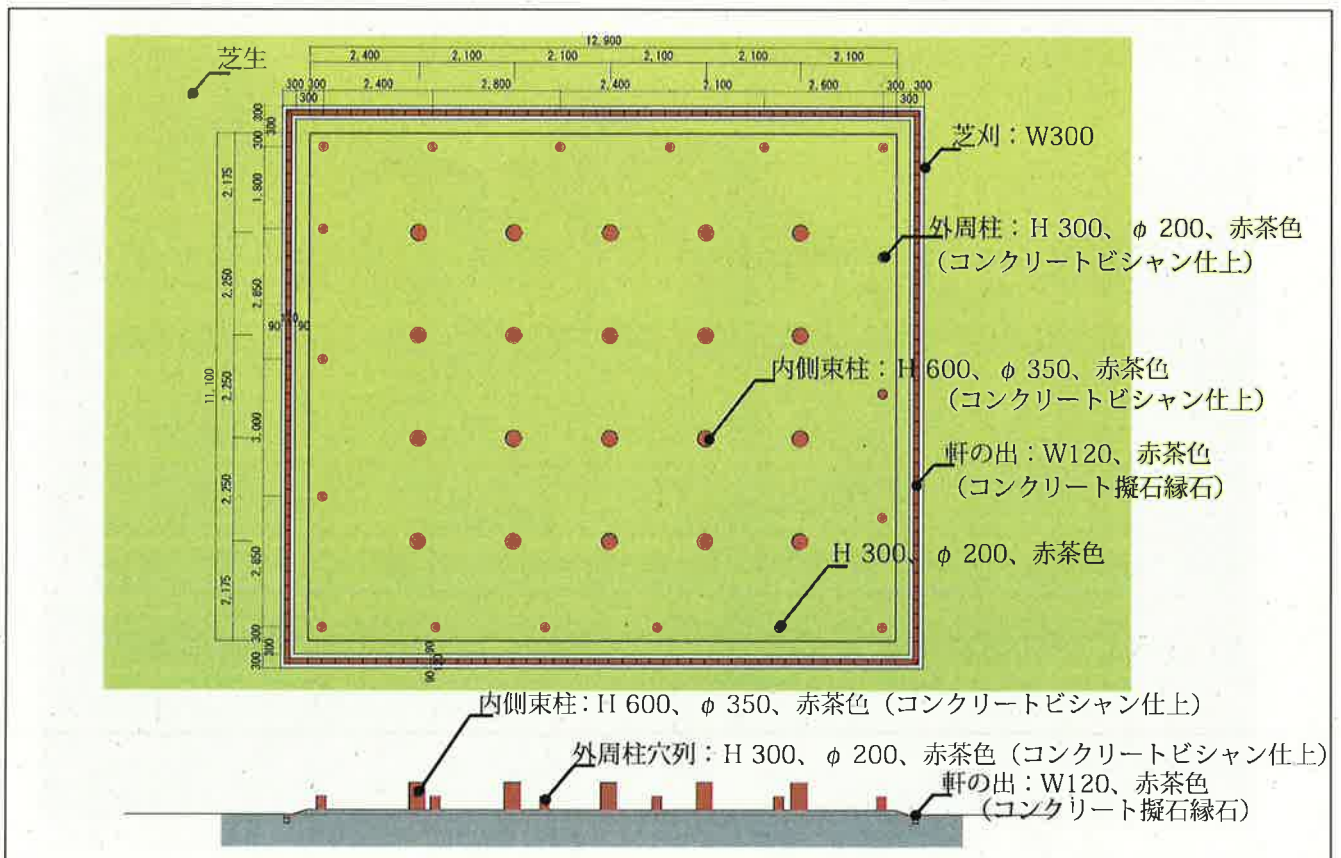
【再整備の柱表示寸法 (案)】

Ⅱ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 300 mm、外周柱：径 200 mm・高 150 mm

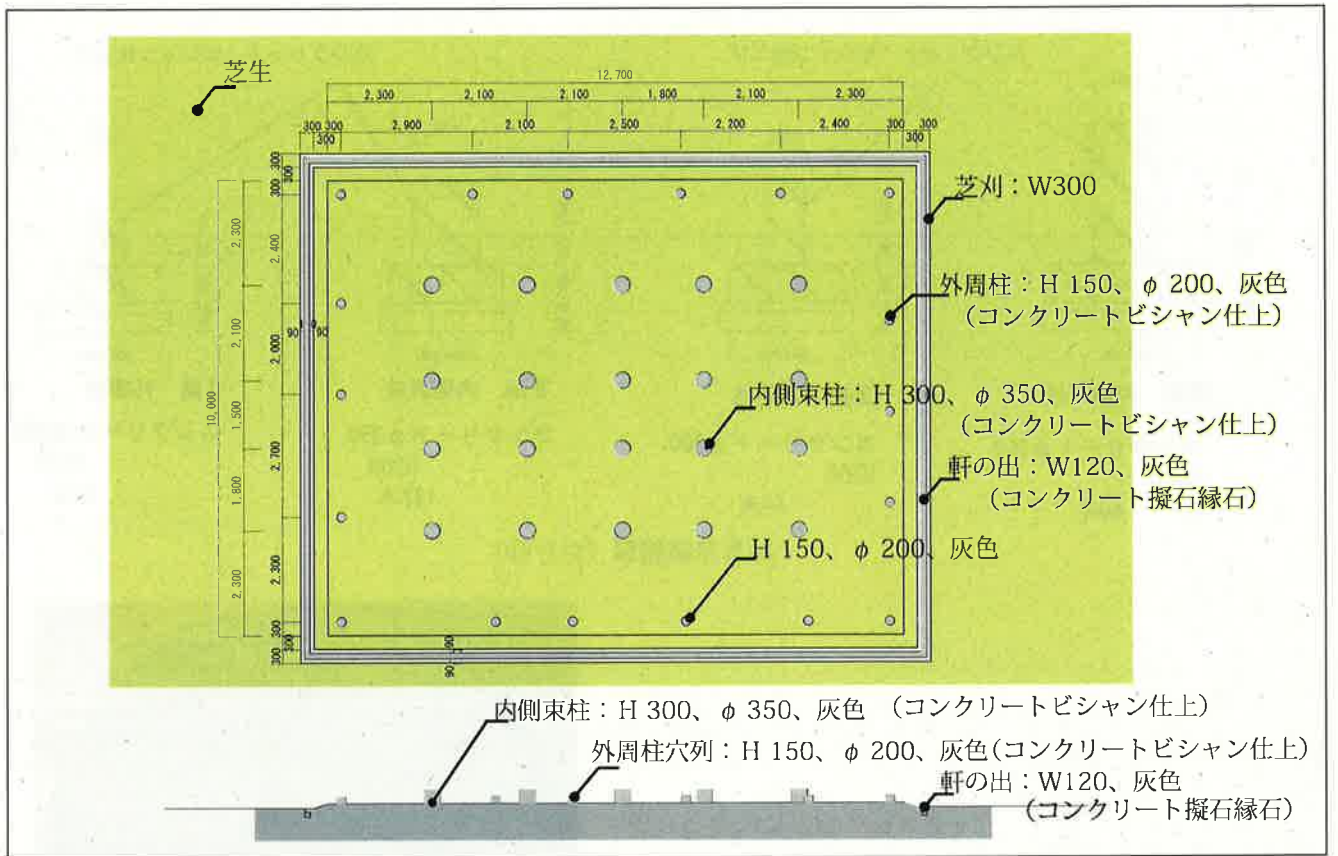
Ⅲ期遺構 柱表示：径 350 mm・高 600 mm、外周柱：径 200 mm・高 300 mm



コンクリートビシャン仕上げ参考例
(例はツツキ仕上げ)



III期 (SB37) 柱表示 平面図・断面図 (S=1/200)



II期 (SB48) 柱表示 平面図・断面図 (S=1/200)



III期 (SB36) 柱表示 (束柱：コンクリート柱、軒の出：コンクリート擬石縁石・芝刈)

柱位置表示再整備イメージ



Ⅲ期 (SB37) 柱表示 (束柱・外周柱：コンクリート柱、軒の出：コンクリート擬石縁石・芝刈)



Ⅱ期 (SB48) 柱表示 (束柱・外周柱：コンクリート柱、軒の出：コンクリート擬石縁石・芝刈)

柱位置表示再整備イメージ

2 説明板

(1) 損傷状況

史跡内には利用上の案内や遺構表現の解説を目的とした説明板類を多く設置している。

遺跡環境への調和から立ち上がりのあるものは木材を多用し、遺構説明板は地盤面に置くように設置されている。

概ね表示面は健全に維持されているが、木部の腐朽が進みつつある。また、遺構説明板は周囲の芝が延びて所在が判りにくく、また芝刈り管理の際に表示面を損傷することもあるとみられる。さらに、禁止表示板のいくつかのように転倒・破損したものもある。

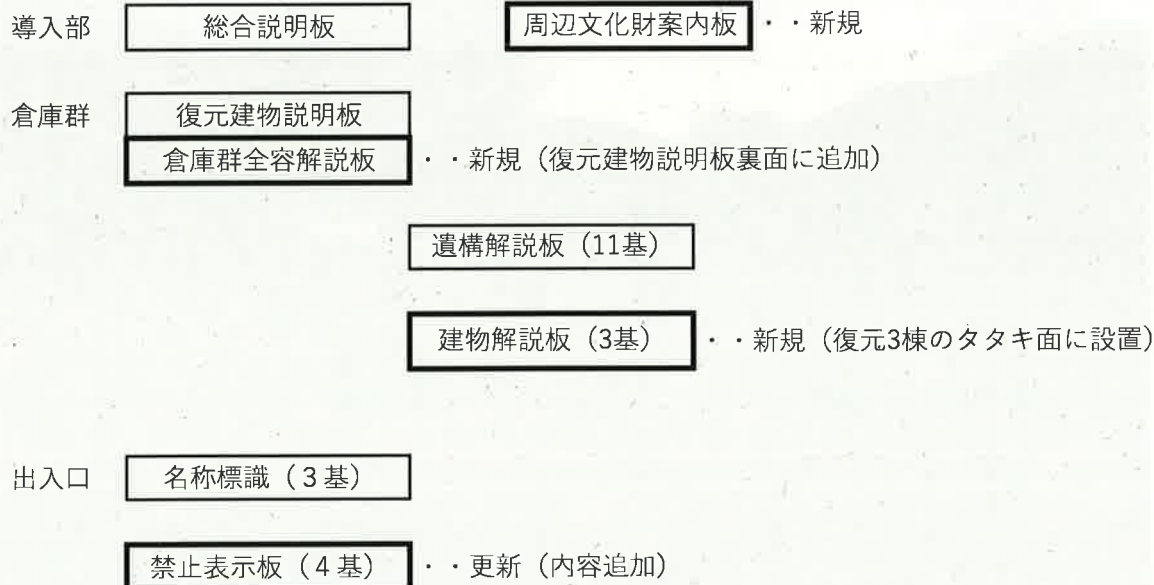
現状の損傷等については巻末の「現状調査記録」を参照。

- | | | |
|-----------|------|-----------------------------|
| ① 総合説明板 | 1 基 | (木部に軽微な損傷) |
| ② 復元建物説明板 | 1 基 | (木部の腐朽等) |
| ③ 遺跡名称板 | 1 基 | (木部根元付近の軽微な腐朽等) |
| ④ 名称標識 | 3 基 | (良好。一部埋没) |
| ⑤ 禁止表示板 | 4 基 | (1 基欠け、1 基ぐらつき、1 基脱落、1 基割れ) |
| ⑥ 遺構説明板 | 11 基 | (概ね良好。数基端部の割れ) |

(2) 再整備

既設の案内解説板は、表示面に高耐久性の工法を用いることから部分的な補修により維持できるものが多い。これらは当面軽微な補修等により維持する。

さらに、この再整備では既設の解説内容を補完する目的で新規の案内解説板等を設置する。尚、禁止表示板は内容更新の必要があるので更新する。



① 総合説明板・周辺文化財案内板

【総合説明板】

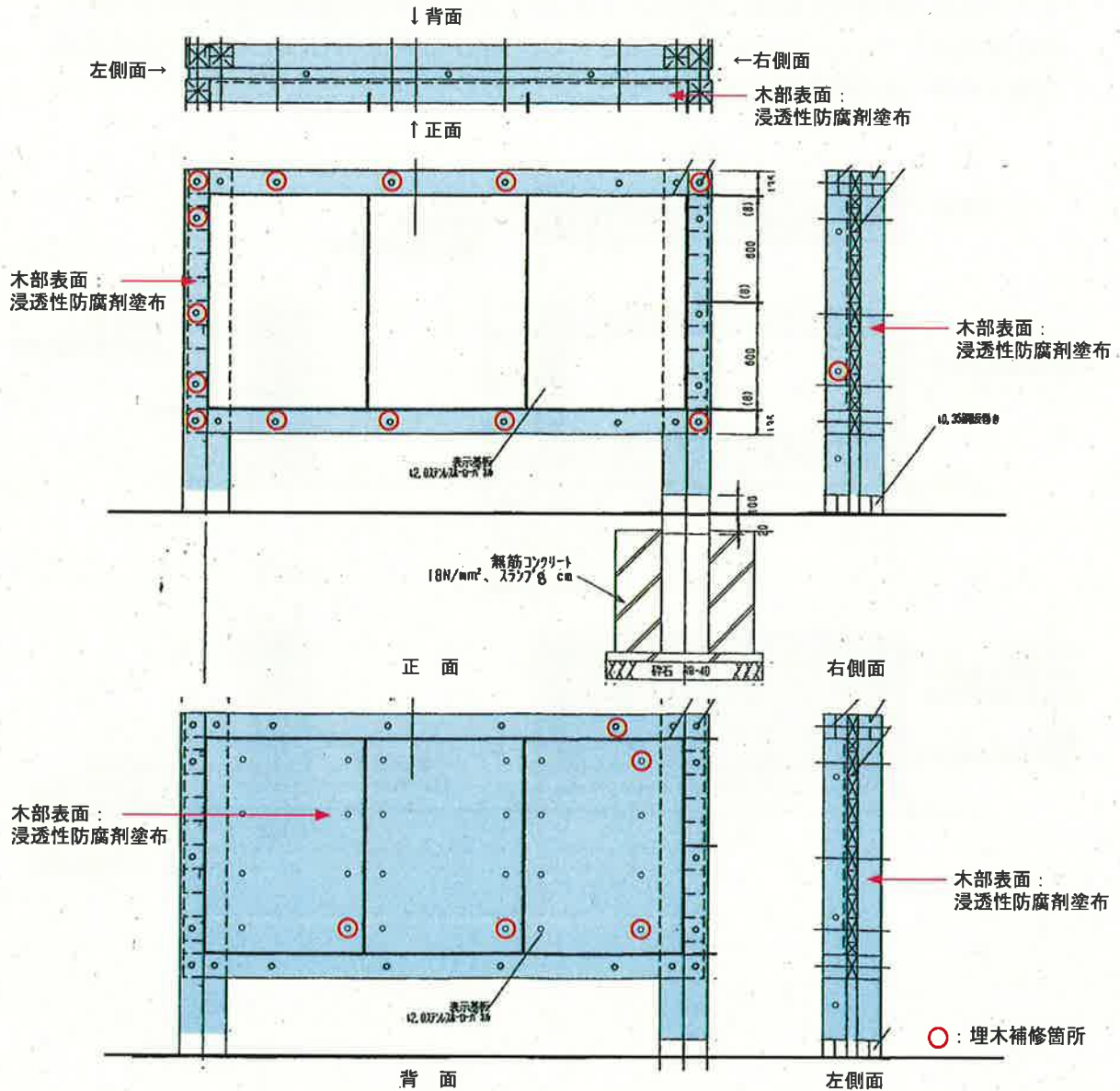
当初整備の木フレームはレッドウッド（欧州赤松）の角材をボルトで固定し、柱脚部はコンクリート巻きとし、地盤と接する部分には銅板巻を施す。表示面はステンレスホーローパネルである。

表示面・木フレームとも特に異常はなく、ボルトを隠す埋め木が欠損している程度である。

再整備に伴っては、埋め木を補修するとともに、木部に浸透性防腐剤を再塗装する。先にも述べたように、防腐剤は数年の周期で再塗布が必要となる。

【周辺文化財案内板】

平沢官衙遺跡とかかわる周辺の遺跡や文化財の紹介と散策案内を目的とする案内板を案内所駐車場付近に設置する。フレームの形状・仕様は上記の総合説明板に倣う。表示面は20年程度での内容更新を想定した仕様として、電子線印刷パネルとする。



表示面仕様の耐用年数

対候性インクジェット印刷	・・・	13～15年程度で更新
電子線印刷	・・・	20年以上
ステンレスホーロー	・・・	半永久

② 復元建物説明板・倉庫群全容解説

【復元建物説明板】

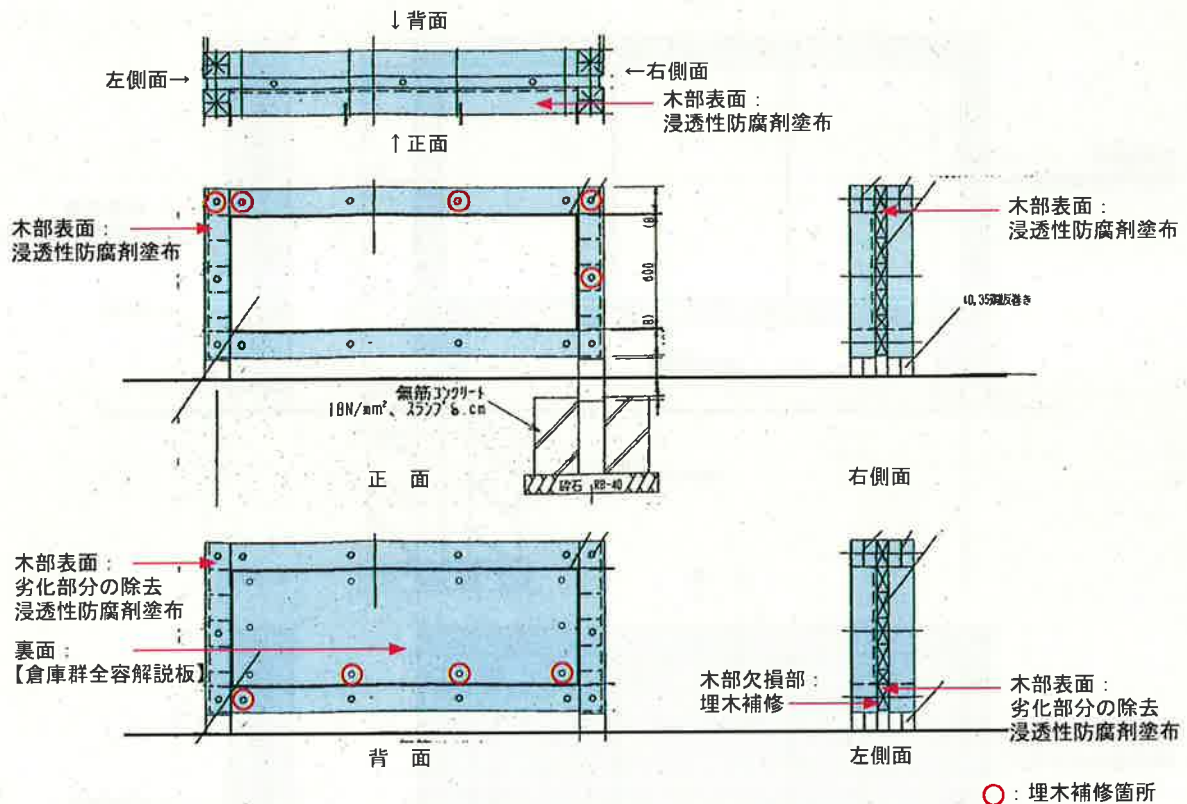
総合説明板と同様に、木フレームに表示面はステンレスホーローパネルである。なお、柱脚部には銅板巻を施していない。

木部に苔が発生し、埋め木の欠損箇所もあり、やや腐朽が進みつつある。表示面には損傷はない。同仕様の総合説明板と異なるのは、芝生の中に設置されることと銅板巻を施していないことである。

再整備では、木部表面の劣化した部分をグラインダー等で薄く削り、欠損した木部を埋め木で補い、浸透性防腐剤を塗布する。また、柱脚の地中部分や地盤に近い下框下面には、アスファルト系塗料を塗布し土壌からの水分供給を防ぐ。

【倉庫群全容解説板】

実物大復元建物や柱位置表示の全体を包括する倉庫群の全容を俯瞰する解説板であり、上記の復元建物説明板の裏面に新設する。当初の整備の通り、史跡内で立上りのあるものは極力遺構の表現物に限定すべきであり、高さのある説明板は限定すべきと考え既設説明板のフレームを利用する計画とする。また、この表示面の仕様は周辺文化財案内板と同様に電子線印刷パネルとする。

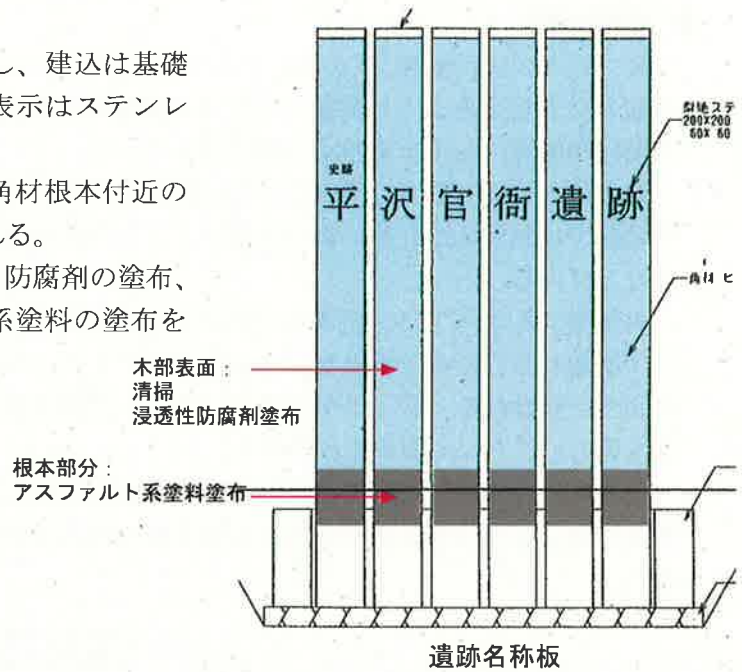


③ 遺跡名称板

本体はヒバ角材に防腐処理とし、建込は基礎コンクリート巻きとする。文字表示はステンレス切り文字である。

補修を要する異常はないが、角材根本付近の若干の腐蝕と苔類の発生がみられる。

再整備に伴って、木部の清掃と防腐剤の塗布、また根本部分へのアスファルト系塗料の塗布を行う。



④ 名称標識

白御影の石柱堀文字であり、史跡への出入口3箇所それぞれ設置している。

何れも異常はないが、北側出入口にある1基は最下段の文字が半ば埋まっているので、周辺土の鋤取りを行う。



⑤ 禁止表示板

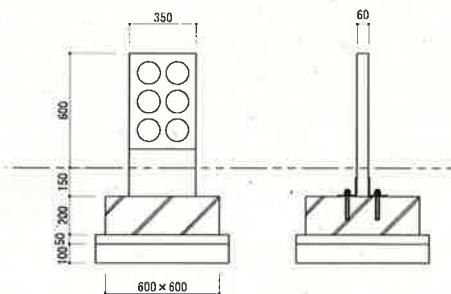
史跡内での利用制限をピクトサインで表示するもので、クラフト磁器製であり、出入口4箇所付近にそれぞれ設置している。

この禁止表示板については、現状の利用実態に即して内容を追加する必要があることから、構造・内容とも更新する。

表示内容は次を想定し、ピクトサインを印刷する。表示面は周辺文化財案内板等と同様に電子線印刷パネルとする。

禁止表示内容

- ・火気禁止
- ・タバコ禁止
- ・ゴミ捨て禁止
- ・ペットノーリード禁止
- ・ペットフン捨て禁止
- ・ドローン禁止



禁止表示板 (S=1/40)

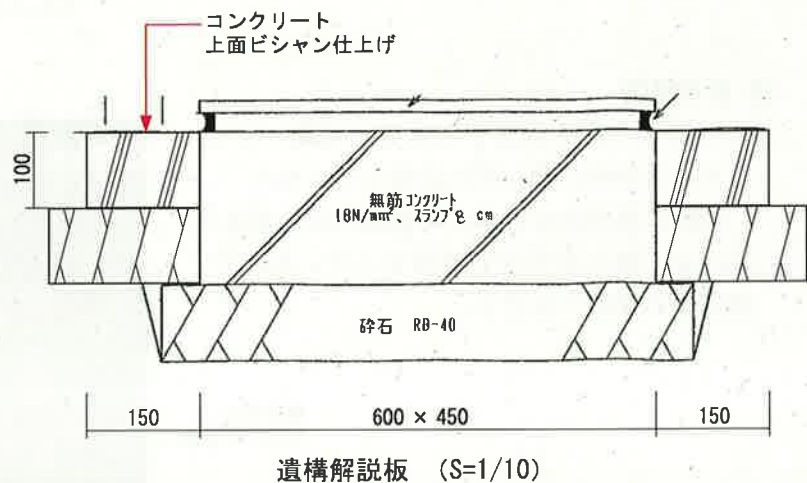
⑥ 遺構説明板

掘立柱跡の表示遺構 20 か所にそれぞれ設置している。基礎コンクリートを設け、磁器板だけが見えるように設置している。整備当時の図面では、磁器板（厚さ 14 mm）の表面は地盤面から 4 cm の高さに設定されている。

概ね健全ではあるが、端部に小さい割れを生じたものが多い。また、周囲の芝が伸びた状態では利用者が存在に気づき難いこと、芝刈り時に損傷することがあることが問題となっている。

再整備にあたっては、解説板の直近に芝が及ばないように、周囲 15 cm をコンクリートで縁取りし、この上面はビシャン仕上げとする。これにより解説板に対する視認性も高まると思われる。若干の欠けについては、再製作を要するほどではなく、部分的な補修も難しいことから現状を維持する。

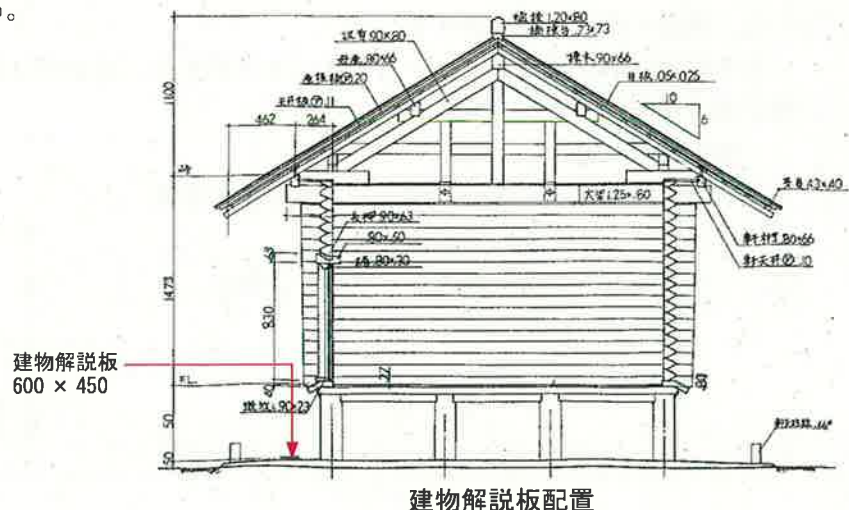
化粧砂利も検討したが、現状の芝の状況から簡易な見切り材では対応できないと思われること、また立ち上がりのある見切り材は利用者の躓きの要因となることから採用しない。



⑦ 建物解説板

実物大復元建物 3 棟について、それぞれの位置で構造や屋内の様子などを解説するものを新設する（現在木階段に設置している簡易説明に替わるもの）。

遠景では目立たないものとして、既設コンクリートタタキ面を一部研磨して設置する。解説板は遺構説明板と同様の大きさ（60 cm × 45 cm）とし、踏圧等を考慮してステンレス板に電子線印刷とする。



3 鉄 柵

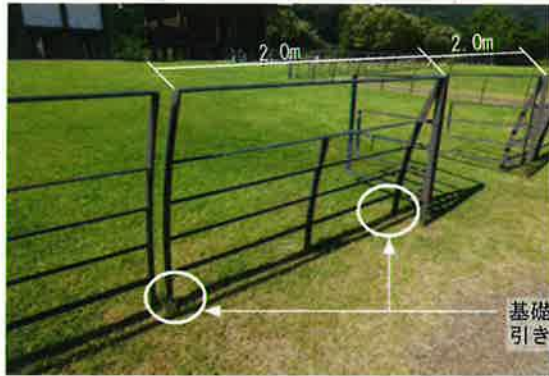
実物大復元建物の一帯を取り囲む鋳物製の柵であり、高さ 1.1 m で、開口幅 2.0 m の扉が東辺と南辺にそれぞれ設けられている。

この鉄柵に異常はないが、車両の出入り口が無いことが管理上の問題となっている。実物大復元建物の維持修理や日常的な維持管理には、高所作業車をはじめとする工事用車両が進入できる必要がある。

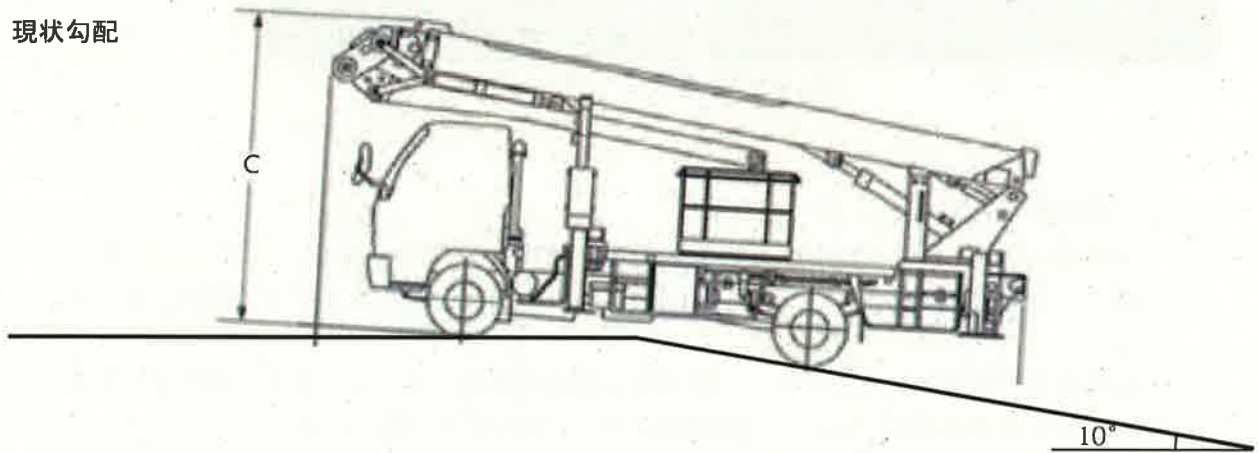
再整備にあたっては、南面の出入り口付近にある鉄柵の切れ目を利用して、車両が進入できる開口に改修する。

両開き門扉の西側の軸を吊る支柱と、その西側 1 間目の支柱の基礎を改修し、工事等の必要に応じて上に引き抜くことができるようにする。これにより合計 4.0 m の開口が確保できる。

この開口への進入路は、史跡の東側の出入り口から入り、南面の芝生斜面を経ることを想定する。鉄柵南面は園路を挟み約 10° の勾配であり、下図の検討から 16m クラスの高所作業の登坂に支障はないと考えられる。さらに大型の車両も想定するならば、法肩付近を若干掘削することも考えられるが、当面必要ないと考えられるので掘削は行わない。



現状勾配



高所作業車乗入検討図 1/60

4 園路

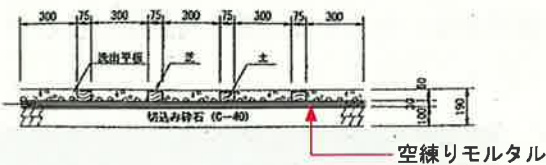
史跡内にはコンクリート洗出し平板舗装と、透水性カラー舗装の園路が敷設されている。

洗出し平板は厚 40mm、敷き砂 30mm、砕石路盤 100 mm であり、透水性カラー舗装は表層 40 mm、路盤 150 mm で、舗装止には台形状にモルタルを施している。

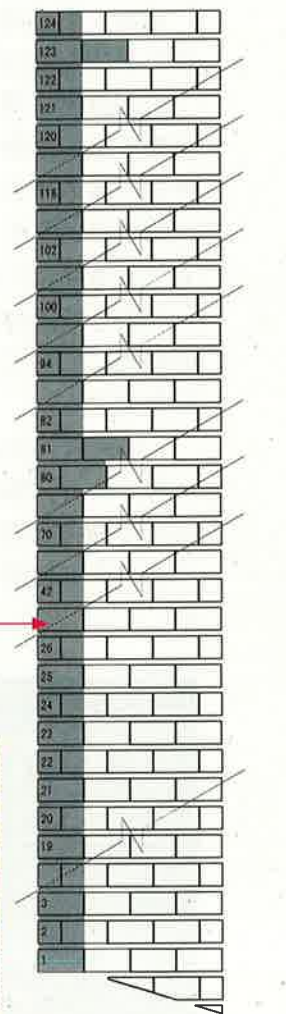
(1) コンクリート洗出し平板舗装

歩行に支障があるほどではないが、南側園路の低地側などに若干の不陸を生じたものが 18 枚ほどある。

敷き砂の流失、あるいはモグラなどによるものとみられるので、法肩付近の平板を一旦取外し、敷き砂を補足のうえ据え直す。この際、砂の流失を防ぐために貧配合の空練りモルタルを用いる。



傾いている平板



平板に問題のある部分

(2) 透水性カラー舗装

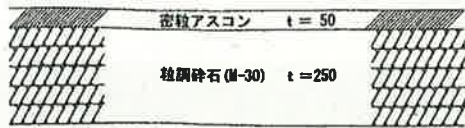
表層材は化粧砂利を固化転圧して表面を洗い出したものとみられる。現状では大半の範囲で表面の砂利が分離しており、利用者がこの砂利で滑りやすいことが問題となっている。

化粧砂利の離脱はあるものの、表層本体は強度を維持している。また、砂利下は土系の色調ではあるが砂利があり、遺跡景観にもよく調和すると思われる。

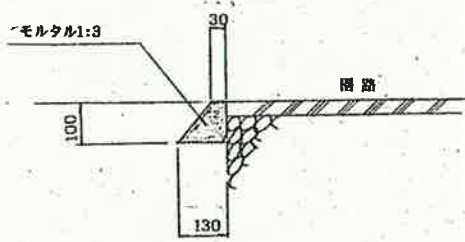
この再整備では、分離した化粧砂利だけを除去して引き続き現状の舗装を利用する。やがて微細な土部分がはがれ、内部の化粧砂利が表れると考えられる。

また、芝の舗装面への進入に対しては、舗装止モルタルの外側に立上りのある芝止め用の見切り材を敷設する（柱位置軒下範囲表示の見切り材に同じ）。

離脱した砂利の除去は再整備後も周期的に必要となる。またやがて表層材の摩滅等により舗装の打ち替えが必要になる時期に至るが、新規舗装に要する費用と、舗装初期に予測される景観上の不調和を考えると、現時点では打ち替えの必要性は低いと考えられる。



透水カラー舗装標準断面図



舗装止断面図



透水カラー舗装（分離した化粧砂利と表層）



舗装止



舗装止と芝

5 その他便益施設

史跡内の管理・便益施設として、車止め（2基）、水飲み（1基）、ベンチ（2基）を確認した。水飲み、車止めには異常は見られない。ベンチについては、座面の板の腐朽・破損がみられた。なお、脚部コンクリート及び鋼材部分は健全とみられる。

ベンチについては、座面の板のみ更新する。

(1) ベンチ

- ・ 2基とも、脚部は問題なし。座面に汚れ・苔が見られ、端部が一部欠けている。

(2) 水飲み

- ・ 問題なし。

(3) 車止め

- ・ 車止1：問題なし。カラーコーンが設置されている。
- ・ 車止2：問題なし。パイプガードが設置されている。
- ・ 車止3：問題なし。



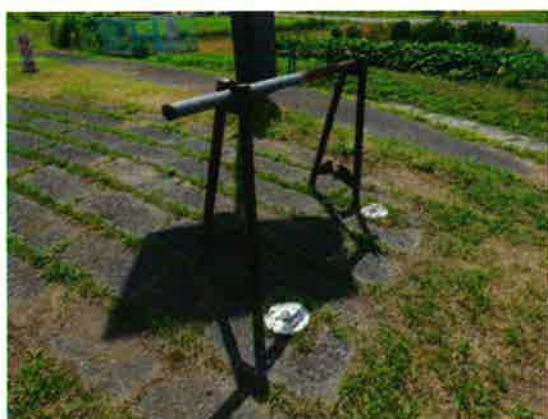
ベンチ



水飲み



車止 1



車止 2



車止 3

第4節 情報発信

平沢官衙遺跡の情報発信のあり方として、インターネットを利用したシステムを新規に導入する。このことは保存活用計画に位置付けているほか、本年7月に実施したアンケート調査においても市民要望の多いものである。

この情報発信はインターネット上に平沢官衙遺跡の専用サイトを設け、随時更新・追加しながら運用していく。提供する情報には次のような項目が考えられる。

- ・ 遺跡の情報 考古学的価値
現地表現と連動した遺構解説
遺物の解説
- ・ 整備の情報 利用案内・アクセス情報
整備施設の解説（実物大復元建物・遺構表示）
- ・ イベント情報 体験学習の案内
季節イベントの案内
- ・ 周辺の情報 周辺の文化財や文化施設の案内

利用者が情報を取得する方法として、最も簡便なものはQRコード（二次元バーコード）を端末で読み取って専用サイトにアクセスするものである。端末は利用者のスマートフォンを利用する。

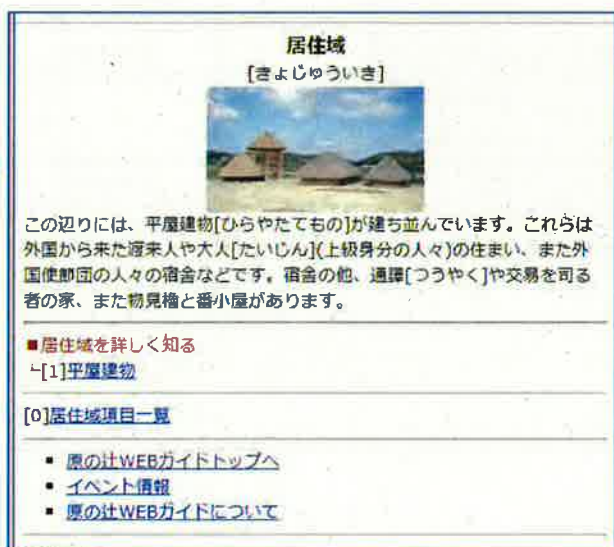
既設の解説板にQRコードを印刷したシールを貼ることや、リーフレットに印刷することなどが考えられる。QRコードからアクセスするWEBページは画像と文字情報を主として、多言語への対応も可能である。また、静止画像と文字情報であれば現状の通信環境でもストレスなく利用できる。発掘調査時の写真や出土遺物の解説、また柱位置表示する建物の復元画像など、さらにはイベント情報や周辺文化財などの情報も提供できる。

また、再整備の完成に合わせて、内容を更新したパンフレット制作する。このパンフレットは案内所で配布するほか、公共施設、公共交通機関等での配布や、インターネットを介してダウンロードできるようにするなど、多方面に活用する。

Wi-Fi設備については、今回の整備では設置しないこととする。今後コンテンツの充実によって検討する。



QRコードの事例（原の辻遺跡・長崎県壱岐市）



携帯端末WEBページの事例

第6章 整備事業計画

史跡平沢官衙遺跡整備事業は、国庫補助を受け、実施設計及び整備工事等を令和4年度から同8年度までの5ヵ年に亘って実施する計画とする。

令和4年度には整備工事全体にかかる実施設計を行い、翌5年度には工事車両の搬入に必要な鉄柵出入口改修を先行し、茅葺屋根の土倉の再整備を完了する。併せて、板倉の再整備に要する木材を先行して購入する。これは木材の伐り出しは秋以降が適期であることや乾燥に要する期間を確保するためである。また、茅葺屋根の葺き替えにあたっては茅材の運搬や束揃えなどに市民参加を検討する。

令和6年度には前年度に購入した木材を用いて板倉の再整備を完了するとともに、翌年度予定する校倉再整備の木材を購入する。

令和7年度には校倉の再整備を完了するとともに柱位置表示等の造園的整備に着手する。

令和8年度には柱位置表示や解説板等の造成的整備を完了するとともに、史跡の有効な活用に供するWEBシステムを構築し、整備事業報告書を刊行する計画とする。

上記の整備工事の間、工事に支障がなく危険の入範囲は史跡内を公開しつつ進めるとともに、実物大復元建物の工事にあたっては適宜工事の状況を公開する。

整備事業計画

(単位：円)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	計
委託	実施設計	15,370,000					15,370,000
	工事監理		4,051,000	4,219,000	3,690,000	1,890,000	13,850,000
	WEBシステム					5,000,000	5,000,000
	委託計	15,370,000	4,051,000	4,219,000	3,690,000	6,890,000	34,220,000
工事	建築工事		53,850,000	56,020,000	31,420,000		141,290,000
	造園的整備		193,000		25,822,000	38,653,000	64,668,000
	工事計		54,043,000	56,020,000	57,242,000	38,653,000	205,958,000
その他	報告書印刷代					450,000	
	その他計					450,000	450,000
合計	税抜	15,370,000	58,094,000	60,239,000	60,932,000	45,993,000	240,628,000
	税込	16,907,000	63,903,400	66,262,900	67,025,200	50,592,300	264,690,800

第7章 公開活用計画

平沢官衙遺跡歴史ひろばは、再整備事業を経て、より安全でわかりやすく、多様な方々に利用されることとなる。また、開園から約20年を経て、公開活用についても経験の蓄積ができ、近隣や周辺での文化財の調査や小田城跡歴史ひろばの開園、金田官衙遺跡の国指定、りんりんロードの開通等の、開園後の変化もある。

ここでは、これらのことを考慮した公開活用を計画する。

第1節 見学利用の拡充

利用者への日常的な解説は、管理を受託している地元NPO法人平沢歴史文化財フォーラム（以下「文化財フォーラム」とする）が担っているが、平常時は1名勤務を基本としており、団体等からの開設依頼に際しては別に解説員を用意する必要がある。現状では解説できる人員が不足しているため、文化財フォーラムの会員や市文化財解説ボランティア登録者を対象に講座を実施し、解説員を養成することで拡充を図る。

小中学校へは、今回の再整備事業にあたって整備したインターネットのコンテンツや、新規作成する子ども向けパンフレットを提供し、歴史の授業だけでなく課外活動や自由研究等での活用を積極的に呼びかける。また、文化財フォーラムから提案があった、子ども向けに内容を易しく、時間を短くした解説映像ソフトの製作も検討していく。

第2節 活用イベントの充実

再整備し安全に活用できるようになった史跡を利用し、文化財フォーラムとともに四季毎の史跡周知のイベントを継続して実施していく。

また、立体復元建物や柱位置表示等の歴史的空間を生かした古代をテーマにしたストーリー性のある体験活用をイベントとして展開していく。内容については、例えば、古代の税としての稲や穀物を復元した建物まで運ぶ儀式や、古代の衣装体験、古代の土器を用いた食体験、古代の工具を用いた木工体験など、多様なことが考えられ、実施可能なものを検討していく。

さらに、再整備に際して、土倉の茅葺にかかわる作業や、板倉の葺き板に名前を墨書すること、また再整備後の維持管理として行う毎年の大掃除などを、市民が参加できるイベントにすることで、史跡への愛着を育む重要な体験とする。

学術的なイベントについて、現在も行っている実物大復元建物の特別開扉に加え、再整備事業をきっかけとしてシンポジウムや説明会・市民講座などを実施して、史跡の価値を伝える機会を増やしていく。

また、ユニバーサルデザインへの配慮として再整備事業で導入する車いす用のリフトを使用して、障がい者や高齢者を対象とした見学会を実施し、より多様な方々による史跡利用を拡充していく。

第3節 近隣・周辺地域の文化財・施設等との連携

再整備事業では、インターネットやQRコードによる情報発信を整備することで、幅広い文化財や施設の紹介が可能となる。このことを利用して、筑波山や小田城跡・金田官衙遺跡等の市内の史跡、隣接市の土浦城跡、上高津貝塚、真壁城跡などを関連付けることで、平沢官衙遺跡の歴史的な価値をより豊かに伝えていく。

また、周辺の文化財についても、新設する解説板での紹介やインターネットコンテ

ンツを活用することで、より詳細な内容を提供することができる。これらを活用した見学コースを設けて、散策へ誘導することで、見学者に古代筑波郡の中心地を体感してもらおう。

また、再整備を経た平沢官衙遺跡歴史ひろばは、地域観光の資源としても、より高い価値を有することとなる。筑波山観光との関連に加え、つくば霞ヶ浦りんりんロードや筑波山地域ジオパークなどの当初整備後に加わった地域資源とも連携し、相互に周知・活用していくことで、さらなる史跡への誘客を促す。

観光資源としての平沢官衙遺跡については、歴史的な価値以外にも平沢地区の農村風景も大きな魅力となっており、現在も好評な文化財フォーラム NPO 法人による地元産の米や農作物の販売を継続的に実施していくとともに、お土産となるようなオリジナル商品の開発を検討していく。

第8章 維持管理計画

開園以来 20 年近くの維持管理を実施してきた実績はあるものの、実物大復元建物や柱位置表示を中心に劣化や破損を来したことを契機に今般の再整備に至ったのが現状である。

施設を長期にわたり維持するには、これまでに実施してきた維持管理や小規模な修繕、不測の破損等に対する措置のほかに、今回再整備する施設の維持管理の改善が必要となる。ここではその方法と時期を定め、予測される費用についても概算する。

なお、工事として発注する場合にはそれぞれの組み合わせによる直接工事費の額や発注形態により諸経費率の変動するので、ここでは各項目の直接工事費（以下、直工費）の概算値を記す。諸経費率の目安として、建築工事では 40～45%程度、土木工事では 65～75%程度である。

第1節 実物大復元建物

1 年間維持管理

害虫駆除や外壁清掃を、毎年 1～2 回程度実施する。この外壁清掃は、鳥害抑制にも有効となる。

害虫駆除を委託する場合は校倉 10 万円程度、土倉・板倉で 20 万円程度と見込まれる。

外壁清掃は高所作業車を用いて壁面を水拭き等により清掃するもので、校倉で人件費 35 万円、土倉で 50 万円、板倉で 35 万円程度、また高所作業車レンタル 7 日として 20 万円程度、合計 140 万円程度と概算される。これを工事として発注する場合には上述の通り建築諸経費が加算される。

2 防腐剤塗布

再整備において木部へ塗布する防腐剤の再塗布を、3 年を目安に実施する。

再塗布に要する金額は、校倉では防腐剤及び人件費で 200 万円、高所作業車レンタル 4 日として 12 万円、計 212 万円程度と見込まれる。同様に、土倉では 90 万円に高所作

業車8日として24万円、計114万円と、板倉では400万円に高所作業車レンタル8日として24万円、計424万円と見込まれる。工事諸経費については上記と同様である。

3 差茅・棟修繕と葺替え工事

土倉の茅葺屋根について、状況に応じた差茅修繕を行う。鳥害や風害等の状況にもよるので一概にはいえないが、5年に一回程度は必要と思われる。

また、差茅に併せて棟や防鳥ネットの状態を確認し、必要に応じて修繕・取替えを行う。

これらの作業は高所作業車ではできず、足場の架設が必要となる。被害の程度にもよるが、これらに要する費用は、足場に130万円、差茅・棟修繕に200万円、防鳥ネットに54万円、計384万円程度と見込まれる。工事諸経費の加算は同様である。

さらに、20年程度を経た時期に茅の全面的な葺替え工事を行う。

茅の葺替え工事に要する費用は、今回の再整備と同様に直工費で2,900万円程度と考えられる。

第2節 造園的施設

再整備で設置する柱位置表示は耐久性があるため、表示自体の定期的な維持管理は不要である。ただし、建物範囲を示すための周囲の芝刈り管理は、年3回程度を増加する。1回300㎡の増加として、年8万円程度と見込まれる。

そのほか、現在までの状況から数年毎に鉄柵の塗装修理を予定する。

1mあたり3箇所の錆止め・再塗装として、1回の直工費は160万円程度と見込まれる。

園路舗装については、当面、表層の剥離した砂利を除去あいながら維持する。

1回当たりの直接工事費で50万円程度と見込まれる。なお、舗装面が維持できない場合には直工費で300～400万円程度が必要と思われる。

第3節 その他

QRコードからアクセスするWEBサイトについて、携帯端末のOS（オペレーティングシステム）のバージョンアップに対応するためのメンテナンスを実施していく。

予測は難しいが、数年毎に数万～十数万円程度の委託費が必要となる。

NPO 法人平沢歴史文化財フォーラム意見聴取内容

意見聴取対象者は、日常管理に携わる NPO 法人平沢歴史文化財フォーラムの方々7名。

(1) 平沢官衙遺跡歴史ひろばの魅力とは何だと思えますか？

- ①景観(山や田園風景) (7人)
- ②立体復元建物(7人)
- ③建物の柱表示(7人)
 - ・柱表示はあるとないで大違いなので、早く着手してほしい
- ④郡の役所としての歴史性(7人)
- ⑤周辺の古墳や古代寺院との関係(2人)
 - ・遺跡があるのは知っているけれど、現地に行ってはっきりとわかるようには示されていない
- ⑥ジオパークの舞台(2人)
- ⑦憩いの場(7人)
- ⑧広い空間(7人)
- ⑨自然や季節の移り変わり(7人)

(2) 平沢官衙遺跡歴史ひろばの当初整備の状況をどう思いますか？

○良かった(全員)

中学生から、子供のころに腐朽前の柱表示で遊んだ印象が強く残っており、「あれはもうないですか？」と聞かれたこともある

(3) 平沢官衙遺跡歴史ひろばの説明板の配置や形をどう思いますか？

- 説明板のデザインについて、当初から違和感はなし。
- 地面に設置してあるもの(柱位置表示)は目立ちにくい。
- 立てることによって、景観を損ねるよりはいい。

(4) 柱位置表示についてどう思いますか？

○(2)のとおり。

○芝刈りの回数を増やしてくれれば、柱表示の説明板も目立つと思う。業者は手間がかかって大変かと思うが、ぜひやってほしい。

(5)平沢官衙遺跡歴史ひろばの設備として不足しているものは何だと思いませんか？

①立体復元建物(0人)

②建物の柱表示(7人)

③展示場所(7人)

- ・展示場所というよりは、映像が見られる場所が必要。小田案内所のように、映像が見られる部屋があれば一番よい。
- ・展示場所を増やすとすれば、案内所がますます狭くなる。増築してほしい。
- ・これから何十年先もずっと使うことを考えて、子供が多く来ても耐えられるつくりをしてほしい。

④樹木(0人)

- ・案内所からの見通しが悪くなるので、防犯管理上、これ以上はいらない

⑤ベンチ(半々)

- ・年配の方がひろばの上で休憩する場所がないという声をよく聞く。
- ・北条大池のように簡単な椅子だけでもあればよいと思う。

⑥説明板(0人)

- ・来場者からも説明板がほしいという声は聞かない。説明板よりもパンフレットをどうにかしてほしい。学校向けほどでなくてよいが、大人向けに現在よりも少し詳しいのものがあればよい。

⑦休憩施設(少数)

- ・夏場、日差しを遮るもの(四阿など)があればよいという声はある。

⑧体験学習施設(0人)

- ・映像を見るといった、見学の延長のような施設はあったほうがよいが、体験専用の施設は不要である。運営体制、管理にもかかわる。
- ・施設を作ってもそこで何を体験させるかが問題。子供は今もある校木の模型を組んでいても十分喜んでいる。
- ・官衙でする必要のない内容であれば、出土文化財管理センターでできる。
- ・復元建物の中に入りたいという声が多い。ARやVRで中身が見れるとよ

い。

⑨外トイレ(0人)

- ・見学者の要望が多いのは分かるが防犯上不要。
- ・増やすなら、室内の男子トイレを増やしてほしい。
- ・掃除も大変になる。清掃業者を雇えるならば話も変わるが。
- ・外トイレは汚く使われたら余計汚くなる。案内所のトイレはきれいだとよく褒めていただくが、人(管理人)の目があるからこそきれいに使ってもらえているように思う。

⑩照明(全員)

- ・今のように日没の早い時間帯は暗いので、照明は欲しい。防犯にもなる。

⑪防火施設(全員)

- ・早いうちに対応したほうがよい。消火栓がたてられるかどうかも検討したほうがよい。

⑫ビデオ視聴場所(全員)

- ・(5)③と同。
- ・映像自体も新しくしたほうがよい。

⑬駐車場(3人)

- ・ないよりはあったほうがよい。
- ・案内所前の田を市で買うなり借りるなりしてほしい。
- ・駐車場の注意看板も大きいものをつけてほしい。案内所の利用者ではなく止める人がたくさんいる。ひろばの上に上がって、そのままどこかへ行ってしまいう人もいる。

⑭駐輪場

- ・ラックは使用しない人も多い。ラックを増やすなら案内所から見えるところに多くしてほしい。
- ・あればよいが、盗難の可能性もある。トイレを借りるだけで、案内所入り口前(スロープ前)に置く人が多い。死角にならないところがよい。
- ・サイクリストは、見学に来るわけではなく、あくまでもトイレ休憩所として認識している。マナーが悪い人も多い。サイクリストにサービスをしすぎている気もする。文化財展示施設であることを認識してもらえようなつくりにしてほしい。

い。

・マナーが悪い人もいるが、自転車を背景に写真を撮ったり、SNSなどにアップしたりする人が多いのは認識している。宣伝効果が高いのも事実である。

(6)平沢官衙遺跡歴史ひろばの情報発信について何を望みますか？(複数回答可)

①充実したパンフレット(5人)

②充実した説明板(0人)

・説明板よりはパンフレットのほうが必要。

③講座や体験学習のイベント

・現在、文化財課でやっているようなイベントで十分。

・それよりも、市内や周辺の学校は〇年生になったら見学に来る、というようにしてほしい。近隣の土浦市に見学している学校も多い。

④インターネットでの写真解説

⑤インターネットでの映像解説

・ホームページでの更新については、NPOとしてもやろうと試みたことがあるが、労力など難しく無理だった。もし作るならば、NPOも更新できるようにするなど、かかわれるようにしてほしい。

⑥VR(仮想現実)などを活用した展示や解説(0人)

・時期尚早である。だが、今回の筑波大学のワークショップのものが流用させてもらえるならばそれに越したことはない。

⑦解説員による現地説明

・運営側ができる範囲でやれればよいと思う。

(7)平沢官衙遺跡に関連して、どのようなイベントを望みますか？(複数回答可)

①市民向けの歴史や文化財の講座

②市民向けの自然やジオパークの講座

・筑波東中で予定しているジオパーク施設と関連して協力ができればよいと思う

③勾玉づくりや火おこしなどの体験講座

・わざわざ平沢官衙遺跡でやるべきことではない。

④雅楽など歴史・伝統文化イベント

- ・雰囲気伝わるので、あったほうがよい。ビデオ映像の最後の演奏風景は雰囲気あってよいと思う。
- ・有名な人でなくても、大学のサークルなどであれば来てくれればよい。

⑤市民ホールなどでの学術シンポジウム

- ・シンポジウムもいいが、実際に現地で見ても確かめてもらうのが大切。

⑥ミニコンサートなどの音楽イベント

- ・つくば物語ほどの規模ではないとしても、演奏者などを市で交渉して見つけてくれれば一番である。毎回ではないにしても春や秋など回数を決めてきたらよい。映像を見た人が、「雅楽は毎回やっていますか」と聞かれることもある。
- ・どうしても屋外イベントになるので、天候に左右されてしまうため難しい面もある。ただ、イベントで初めて来てくれる人には印象が強くてよいと思う。また、芝生で寝転んで見られる点は屋外だからこそ魅力。
- ・駐車場の問題もある。正直、多くの人が一度に集結してしまうのも困る。
- ・イベントをするにしても、平沢だけでなく小田や神郡など、他地域とのつながりが必要になる。

⑦アートセッションなどの美術イベント

- ・好意的(全員)
- ・違う客層の人がきてくれるのでよい。宣伝効果になる。
- ・美術品を見る流れで、そのまま建物を見学してくれる。導線としてもよい。
- ・毎年でなくてもいいので続けてほしい。

⑧サイクリング関係のイベント

- ・やってくれること自体はうれしいし、宣伝にもなるが、サイクル系のイベントは、運営側がNPOスタッフの意見を汲んでくれないなど、立場を考えてくれないように感じる。場所貸しとはいえ、マナーは守ってほしい。トイレではないと認識してほしい
- ・運営としては来てくれることはうれしいが、地元の間人としては、正直来ないでほしい。危ないし気を遣う。多くはないが、空き缶のポイ捨てなどマナーの悪い人もいる。
- ・SNSなどで、「きれいなトイレもあるのできれいに使いましょう」など声掛けをして宣伝してくれている人が多いのも知っているが、やはり変わった人も

多い。NPO スタッフは市の職員ではない微妙な立場なので、注意の声掛けの仕方も難しい

(8)案内管理上の意見について

- ①説明に際してあったほうがよいもの
 - ・パンフレットは必要。もちろん案内板の劣化などには対応してもらいたいが、案内板よりはパンフレットが充実していたほうがよい。
 - ・筑波山地域の入り口なので、観光案内所だと思っているお客さんも多い。それならば観光物産関係のものを市として充実してほしい。
- ②周辺文化財の案内について
 - ・周辺文化財を案内板で案内するのはよいことであるが、行った先の維持管理や解説状況についてはどうなっているのか。
 - ・聞かれれば案内するが、知っていること以上は話せない。ガイド育成講座や研修会などがあるとよい。そうすれば、突然観光バスなどが来ても対応できるし、NPO 内で役割分担もできる。
- ③市の文化財解説ボランティアについて
 - ・解説については NPO だけでまかなうのが理想ではあるが、高齢化も進んでおり難しい。解説ボランティアと分担してできれば。
- ④NPO 職員の研修について
 - ・質問を受けた時のために少し深い内容をこたえられるマニュアルのようなものがあればよい。
 - ・音声ガイドもあれば一番よい。
- ⑤映像についての意見
 - ・イラストを多く利用したり、時間を短くしたりするなど、小学生が理解できるような映像はほしい。一般向けは今のままでよい。
 - ・一般向けでも時間は短めでよい。
- ⑥お客さんから聞かれることについて
 - ・いつ開扉をするのか、なぜ開扉しないのか、中に入れないのかを聞かれることが多い
 - ・復元建物の中に何か展示すればよいのではないと言われることが多い。何も置いたりしていなくても、中を見られれば満足すると思う
- ⑦車いすリフトについて
 - ・必要(全員)
 - ・車いすの人に、脇道から回って上がってくれというのは心苦しい。階段部分にスロープがあれば園路に上がれたり、付き添いの人が押して行けたりするので、入り口の階段にスロープをつけてほしい。車いすの人は多くはないが、

スロープにすれば高齢者やベビーカー、足腰の悪い人も上がりやすい

(9)その他

○犬の散歩のマナー等について

- ・注意看板を南西側の入り口にもつけてほしい
- ・トイレの汚物入れに犬の糞を捨てる人もいる。もちろんマナーのいい人もたくさんいるが、それで散歩を禁止にしてしまうのもよくない。なんでも両極端に対応してしまうのも難しい。
- ・夏場で日が長いと、案内所を閉めて職員が帰った後に散歩したり、早朝から散歩したりする人も多い。だいたいそのあたりの層のマナーが悪い。注意しても対応が悪い人がいる。



Ⅲ期表示写真
束柱 φ35cm、60cm
外周柱 φ20cm、30cm
軒の出表示 W12cm



Ⅲ期表示写真
束柱 φ35cm、60cm
外周柱 φ20cm、30cm
軒の出表示 W12cm

・人あり、やや高いか



束柱 φ35cm、
高さは左から
90cm、60cm、30cm

・90cmは高くて危険



Ⅱ期表示写真
束柱 φ35cm、30cm
外周柱 φ20cm、
15cm
軒の出表示 W12cm

- ・軒の出表示やや太いか
- ・外周柱15cmは低い



軒の出表示 W30cm
かなり太い



柱位置表示遠景

第2節 活用・維持管理の事業計画

令和2年(2020年)度策定の『史跡平沢官衙遺跡保存活用計画』を基に、本計画によって新たに追加した事業(太字ゴシックで表記)を加筆している。保存活用計画策定時を基準に、再整備事業中のおおむね5年間の早期と、整備後にあたる5～10年間の中・長期に分けて示す。今後、令和12年(2030年)度までの計画である保存活用計画の更新時に際して、改定を検討する。

活用・維持管理 事業計画

事業	継続	早期	中・長期	備考
活用	史跡内	<ul style="list-style-type: none"> 文化財サポーターの養成、説明・ガイドの実施 小中学校向けの映像教材等の提供 再整備事業への市民参加 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡周辺を含めたシンポジウム等の実施 体験学習等の実施を検討 専用HPでの写真の閲覧や解説内容の充実 古代をテーマにしたイベントの検討 障がい者・や高齢者を対象として見学会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続・早期の実施とした事業のうち、可能なものは中・長期以降も継続する
	史跡外	<ul style="list-style-type: none"> ジオパークとの協働による活用事業 	<ul style="list-style-type: none"> 市内・隣接市の史跡との連携 自転車道を利用した活用事業の検討 周辺文化財へ見学コースなどを設定し誘導 	
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 軽易な修繕等 緊急時の修繕等 	<ul style="list-style-type: none"> 再整備に伴う今後の修繕計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の定期点検の実施 部分的で形状を変えない修理工事の実施 定期的な修繕・補修の実施 維持管理イベントへの市民参加を実施 	



工事前の状況
樽板破損状況



工事前の状況
宇立付近屋根の状況



工事前の状況
軒付近の状況



応急措置の状況
樽板の補足、板押え
の補足とビスの打ちまし



応急措置の状況
宇立付近、板で補修



近応急措置の状況
軒付近樽板など補修



土倉棟部分損壊状況



土倉棟部分
シートでの応急措置状
況



土倉棟部分
シートでの応急措置状
況(遠景)